

東京大学埋蔵文化財調査室発掘調査報告書 4

東京大学本郷構内の遺跡

山上会館・御殿下記念館地点

第3分冊 考察編

1990

東京大学埋蔵文化財調査室

第3分冊 目 次

第3部 考察編

第1章 文献・絵図史料から見た加賀藩本郷邸

はじめに 文献・絵図史料調査の経過	杉森哲也	1
第1節 加賀藩本郷邸とその周辺	宮崎勝美	5
第2節 加賀藩本郷邸の全体図について	細川 義	24
第3節 育徳園	森下 徹	47
第4節 梅之御殿	杉森哲也	60
資料1 加賀藩歴代藩主表・前田家系図	杉森哲也・森下 徹	74
資料2 加賀藩藩主参勤交代表	神田由築・森下 徹	76
資料3 『加賀藩史料』江戸藩邸関係綱文抄	徳川冬子・宮崎勝美・森下 徹	81
資料4 加賀藩江戸藩邸絵図目録	杉森哲也	128

第2章 瓦

1. 軒丸瓦	140	7. 棧瓦	172
2. 軒平瓦	148	8. 道具瓦	174
3. 「江戸式」の軒平・軒棧瓦	158	9. 海鼠瓦	183
4. 軒機瓦	167	10. 埴	187
5. 丸瓦	168	11. 刻印	187
6. 平瓦	171		

第3章 土人形について

第4章 東大構内御殿下記念館地点焼土の考古地磁気測定

第5章 御殿下記念館地点出土木製品の調査

第6章 ガラス製品の研究

第1節 ガラス製品について

第2節 ガラスの蛍光X線分析

第3節 御殿下記念会館地点出土の近世ガラス中性子放射化分析

第7章 山上会館地点出土の青磁片のPIXE分析

第8章 山上会館・御殿下記念会館出土の動物遺存体

第9章 「梅之御殿」厠跡から検出されたPbについて

井上純子・上野佳也・渡辺ますみ 362

後 記

挿 図 目 次

第1図 幕末期の屋敷配置…………… 6	第34図 PIXE分析スペクトル図(1)……………241
第2図 加賀・富山・大聖寺藩邸の位置比定…… 7	第35図 PIXE分析スペクトル図(2)……………242
第3図 加賀藩江戸藩邸の変遷…………… 12	第36図 Ca/KとMn/Feの関係……………242
第4図 参謀本部測量図…………… 18	第37図 山上会館地点Ⅲ期遺構図……………245
第5図 梅之御殿以前の「御殿空間」(1)…………… 49	第38図 山上会館地点12号, 34号, 69号遺構実測図……………246
第6図 梅之御殿以前の「御殿空間」(2)…………… 50	第39図 山上会館地点34号遺構で検出した魚の大きさとその個体数(1)……………257
第7図 梅之御殿時の「御殿空間」…………… 51	第40図 山上会館地点34号遺構で検出した魚の大きさとその個体数(2)……………258
第8図 梅之御殿以降の「御殿空間」…………… 52	第41図 御殿下記念会館地点Ⅰ期全体図……………268
第9図 育徳園北縁部…………… 53	第42図 御殿下記念会館地点802号, 845号, 309号, 532号遺構実測図……………269
第10図 傘御亭…………… 54	第43図 御殿下記念会館地点Ⅱ・Ⅲ期全体図……………272
第11図 高山御亭…………… 54	第44図 御殿下記念会館地点276号, 395号遺構実測図……………273
第12図 新御亭…………… 54	第45図 御殿下記念会館544号, 568, 号515号遺構実測図……………275
第13図 梅之御殿図……………67~68	第46図 御殿下記念会館地点309号遺構出土ハマグリ(R)殻長殻高分布図……………283
第14図 前田家系図…………… 71	第47図 御殿下記念会館地点802号遺構出土ハマグリ(R)殻長殻高分布図……………283
第15図 瓦の各部名称・計測点・分類(1)……………141	第48図 御殿下記念会館地点309号遺構で検出した魚の大きさとその個体数(1)……………290
第16図 瓦の各部名称・計測点・分類(2)……………149	第49図 御殿下記念会館地点309号遺構で検出した魚の大きさとその個体数(2)……………291
第17図 「江戸式」文様各部分類模式図……………159	第50図 御殿下記念会館地点395号遺構で検出した魚の大きさとその個体数……………311
第18図 熨斗瓦分類……………173	第51図 イヌの頭骨保存部分……………317
第19図 熨斗瓦の積み方……………179	第52図 魚骨にみる切痕(1)……………322
第20図 海鼠瓦の使用例(1)……………182	第53図 魚骨にみる切痕(2)……………325
第21図 海鼠瓦の使用例(2)……………182	第54図 魚骨にみる切痕(3)……………328
第22図 海鼠瓦の貼り方……………184	第55図 マダイの切断模式図……………329
第23図 瓦刻印……………186	第56図 スズキの切断模式図……………330
第24図 土人形の製作・販売(1)……………208	第57図 鳥骨にみる切痕(1)……………331
第25図 土人形の製作・販売(2)……………209	第58図 鳥骨にみる切痕(2)……………333
第26図 御殿下記念館地点焼土の考古地磁気測定結果と西暦15世紀以降の地磁気永年変化……………220	第59図 Pb分析資料採取状況図……………365
第27図 試料No.23(ヒノキ)の年輪幅と各年輪平均比重の推移……………224	第60図 Pb分析資料採取位置図……………367
第28図 試料No.24(スギ)の年輪幅と各年輪平均比重の推移……………224	
第29図 試料No.25(ヒノキ)の年輪幅と各年輪平均比重の推移……………225	
第30図 試料No.45(スギ)の年輪幅と各年輪平均比重の推移……………225	
第31図 ガラス製品……………230	
第32図 蛍光X線スペクトル図……………233	
第33図 分析に供した青磁片……………239	

表 目 次

第1表 本郷邸年表…………… 10	第26表 御殿下記念会館地点出土木製品の観察 と同定……………227
第2表 江戸詰人の人数…………… 22	第27表 中性子放射化分析の定量に用いた核種 の γ 線エネルギーと半減期……………235
第3表 本郷邸の全体図一覧…………… 45	第28表 中性子放射化分析結果……………236
第4表 重臣たちの「御庭拝見」例…………… 57	第29表 分析試料リスト……………239
第5表 加賀藩歴代藩主正室一覧…………… 61	第30表 山上会館地点貝類の数量の百分率表……………340
第6表 19世紀初頭における加賀藩主・正室年 表…………… 62	第31表 山上会館地点鳥類遺存体出土量表……………341
第7表 梅之御殿関係年表…………… 64	第32表 山上会館地点魚類遺存体出土量表……………344
第8表 軒丸瓦連珠三つ巴文計測表……………189	第33表 山上会館地点獣類遺存体出土量表……………345
第9表 軒丸瓦無剣梅鉢文計測表……………190	第34表 御殿下記念会館309号遺構の貝類出土 量表……………346
第10表 軒丸瓦剣梅鉢文計測表……………191	第35表 御殿下記念会館地点802号遺構の貝類 出土量表……………346
第11表 軒丸瓦軒丸部計測表……………192	第36表 御殿下記念会館地点魚類遺存体出土量 表……………347
第12表 軒平瓦計測表……………192	第37表 御殿下記念会館地点鳥類遺存体出土量 表……………352
第13表 軒棧瓦軒平部計測表……………195	第38表 御殿下記念会館地点獣類遺存体出土量 表……………354
第14表 軒棧瓦軒丸部計測表……………197	第39表 山上会館地点各遺構での動物の最少個 体数……………355
第15表 丸瓦計測表……………199	第40表 山上会館地点鳥類最少個体数……………356
第16表 平瓦計測表……………201	第41表 御殿下記念会館地点各遺構での動物の 最小個体数……………357
第17表 棧瓦計測表……………201	第42表 御殿下記念会館地点鳥獣類最少個体数……………359
第18表 海鼠瓦計測表(1)……………202	第43表 魚類・鳥類の最小個体数によってみた 遺跡間の比較表……………360
第19表 海鼠瓦計測表(2)……………203	
第20表 埴計測表……………203	
第21表 T-6区2焼土層の磁化測定結果……………218	
第22表 207号遺構焼土の磁化測定結果……………218	
第23表 101号遺構焼土層の磁化測定結果……………219	
第24表 S-9区第2焼土層の磁化測定結果……………220	
第25表 御殿下記念会館地点焼土の考古地磁気 測定結果……………220	

資 料 目 次

資料1 加賀藩歴代藩主表・前田家系図…………… 74	資料3 『加賀藩史料』江戸藩邸関係綱文抄…………… 81
資料2 加賀藩藩主参勤交代表…………… 76	資料4 加賀藩江戸藩邸絵図目録……………128

写真目次

- 写真1 武州本郷第図
写真2 上屋敷殿閣図
写真3 前田家本郷御屋舗図
写真4 江戸御上屋敷図
写真5 江戸上屋敷御貸長屋図
写真6 江戸本郷御屋敷之図
写真7 上屋敷総絵図
写真8 加藩本郷屋敷絵図
写真9 前田家江戸本郷御上屋敷絵図
写真10 加藩江戸本郷屋敷総絵図
写真11 東都御館諸士等小屋割図
写真12 東都本郷御館御郭内小屋割図
写真13 前田家本郷屋敷略図
写真14 江戸上屋敷小屋絵図
写真15 加藩江戸本郷屋敷総絵図
写真16 江戸本郷御上屋敷絵図
写真17 江戸本郷上屋敷之図
写真18 本郷御屋敷惣絵図
写真19 御上屋敷御囲并惣御小屋割図
写真20 本郷邸図
写真21 江戸御上屋敷絵図
写真22 前田家本郷屋敷之図
写真23 加藩江戸本郷屋敷総絵図
写真24 東都御屋敷略図
写真25 本郷邸之図
写真26 江戸本郷邸図
写真27 御上屋敷惣絵図
写真28 育徳園図
写真29 梅御居宅惣絵図
写真30 梅御殿惣御絵図
写真31 江戸御中屋敷絵図
写真32 巽御殿図
写真33 上：加藩江戸本郷屋敷総絵図
下：西之御殿絵図
写真34 上：祐仙院様御居宅御絵図
下：北御居宅惣絵図
写真35 上：江戸御上屋敷絵図
下：江戸上屋敷東御居宅絵図
写真36 中屋敷総絵図
写真37 下屋敷御林大綱之絵図
写真38 木製品の顕微鏡写真(1)
写真39 木製品の顕微鏡写真(2)
写真40 木製品の顕微鏡写真(3)
写真41 ガラス製品
写真42 山上会館地点出土貝類
写真43 山上会館地点出土貝類及び魚骨
写真44 山上会館地点・御殿下記念会館地点出土両生類遺体及び魚骨
写真45 山上会館地点出土獣骨
写真46 御殿下記念会館地点出土貝類(1)
写真47 御殿下記念会館地点出土貝類(2)及び魚骨(1)
写真48 御殿下記念会館地点出土魚骨(2)
写真49 御殿下記念会館地点出土魚骨(3)
写真50 御殿下記念会館地点出土魚骨(4)
写真51 御殿下記念会館地点出土魚骨(5)
写真52 御殿下記念会館地点出土魚骨(6)
写真53 御殿下記念会館地点出土魚骨(7)
写真54 御殿下記念会館地点出土魚骨(8)
写真55 御殿下記念会館地点出土魚骨(9)
写真56 御殿下記念会館地点出土魚骨(10)
写真57 御殿下記念会館地点出土魚骨(11)
写真58 御殿下記念会館地点出土鳥骨(1)
写真59 御殿下記念会館地点出土鳥骨(2)
写真60 御殿下記念会館地点出土鳥骨(3)
写真61 御殿下記念会館地点出土鳥骨(4)
写真62 御殿下記念会館地点出土獣骨(1)
写真63 御殿下記念会館地点出土獣骨(2)
写真64 御殿下記念会館地点出土獣骨(3)
写真65 御殿下記念会館地点395号遺構遺物出土状況
写真66 御殿下記念会館地点出土サンゴ塊

第1章 文献・絵図史料から見た加賀藩本郷邸

はじめに——文献・絵図史料調査の経過

杉森 哲也

(東京大学文学部)

1. 調査方針

東京大学遺跡調査室では、遺跡の総合的調査の一環として、調査室の発足とほぼ同時に文学部国史学研究室・史料編纂所・工学部建築史研究室を中心に文献・絵図史料調査グループを結成し、考古学的な発掘調査と並行して、調査地点周辺に江戸時代に存在した加賀藩本郷邸に関する史料調査を実施した。史料調査に際しては、以下のような基本方針で臨むこととした。

①発掘地点に限定せず加賀藩本郷邸全体の史料を収集すること。

加賀藩本郷邸は約34.26万㎡に及ぶ広大な敷地を有するが、東京大学本郷構内の発掘地点は最大の御殿下記念館地点でも約0.6万㎡（敷地全体の約1.8%）にしかすぎない。しかしながら、第一に発掘地点のみに限定した史料の収集は文献・絵図史料の性格からして困難であること、第二に発掘地点は本郷邸全体の構造の中に位置づける必要があること、第三に今後も東京大学本郷構内において発掘調査の実施が予想されること、などの理由により、発掘地点に限定することなく加賀藩本郷邸全体の歴史と構造を解明するという観点から、史料の調査・収集を行うこととする。

②史料の所在調査を並行して行うこと。

東京大学本郷構内の遺跡の場合、発掘調査期間が比較的長期であることと、今後も新たな発掘調査が予想されることから、史料調査についても長期的な取り組みが必要とされる。最終的には加賀藩本郷邸関係史料を全点収集することを目標とし、そのための前提作業として、所在確認を広範囲にわたって行うこと。

③絵図の全点収集。

発掘調査を行うにあたり直接的な有効性をもつ絵図については、可能な限りその所在を確認し、早急に写真撮影によって全点収集することとする。また、絵図については、本郷邸だけでなく加賀藩江戸藩邸全てを収集対象とする。

史料調査では、⑦マイクロカメラによる写真撮影、①史料所蔵機関で撮影済のマイクロフィルムの複製依頼、によって史料収集を行った。その量は、マイクロフィルム約300本、総コマ数約16万コマに及ぶ。また、絵図については、所在の確認された249点のうち、諸般の事情から撮影が困難である3点を除く246点について、写真撮影による収集を行った。

2. 調査対象

史料調査の対象とした史料所蔵機関と主な収集史料は、以下のとおりである。(50音順)

- 1 穴水町歴史民俗資料館 (〒927 石川県鳳至郡穴水町字川島ウ-25)
長家史料
- 2 石川県立図書館 (〒920 石川県金沢市本多町3-2-15)
森田文庫, 絵図
- 3 石川県立歴史博物館 (〒920 石川県金沢市出羽町3-1)
小原家文書, 小川家文書, 成瀬家文書, 大鋸コレクション, 篠島家文書
- 4 加賀市歴史民俗資料館 (〒922 石川県加賀市大聖寺東町2-5)
- 5 加賀市立図書館 (〒922 石川県加賀市大聖寺東町1-2)
江沼文献叢書 (山長文書)
- 6 金沢市立図書館 (〒920 石川県金沢市玉川町2-20)
郷土資料, 河野文庫, 津田文庫, 氏家文庫, 加越能文庫, 清水文庫, 後藤文庫
- 7 金沢大学文学部・附属図書館 (〒920 石川県金沢市丸の内1-1)
- 8 小松市立図書館 (〒923 石川県小松市丸の内公園町 芦城公園内)
- 9 小松市立博物館 (〒923 石川県小松市丸の内公園町 芦城公園内)
絵図
- 10 財団法人成巽閣保存会・成巽閣 (〒920 石川県金沢市兼六町1-2)
絵図
- 11 財団法人前田育徳会・尊経閣文庫 (〒153 東京都目黒区駒場4-3-55)
絵図
- 12 財団法人三井文庫 (〒164 東京都中野区上高田5-16-1)
絵図

3. 調査日程および参加者

(1) 石川県

第1次 1984年3月14日～16日

金沢市立図書館

第2次 1984年6月12日～15日

石川県立郷土資料館（現・歴史博物館）、石川県立図書館、金沢市立図書館

第3次 1984年11月26日～29日

穴水町歴史民俗資料館、石川県立郷土資料館、金沢市立図書館

第4次 1985年6月18日～21日

金沢市立図書館

第5次 1985年11月26日～29日

金沢市立図書館

第6次 1986年3月11日～14日

金沢市立図書館

第7次 1986年6月16日～20日

金沢市立図書館

第8次 1986年10月28日～31日

加賀市歴史民俗資料館、加賀市立図書館、小松市立図書館、小松市立博物館

第9次 1986年12月17日～20日

石川県立図書館、石川県立歴史博物館、金沢大学文学部・附属図書館、財団法人成巽閣保存会・成巽閣

第10次 1987年3月10日～14日

石川県立図書館、金沢市立図書館

第11次 1987年12月15日～18日

金沢市立図書館

参加者（50音順・敬称略，以下同じ）

伊藤毅 熊澤徹 久留島浩 杉森哲也 塚田孝 鶴田啓 寺島孝一 富善一敏 西坂靖 朴花珍 藤井恵介 細川義 又野誠 松井洋子 松本良太 宮崎勝美 横山伊徳 吉田伸之 渡邊尚志

(2) 東京都内

財団法人前田育徳会・尊経閣文庫

1986年7月15日，11月11日，1987年7月8日，12月7日～8日

杉森哲也 寺島孝一 細川義 宮崎勝美 吉田伸之

財団法人三井文庫

1984年7月5日，1985年6月14日

杉森哲也

この他随時，東京都内の史料所蔵機関において史料所在調査を行ったが，関係史料は見出しえなかった。

〔付記〕

史料調査に際し，次の方々のお世話になった。(50音順・敬称略)

田代睦子 田端實作 名倉慎一郎 林賢材 本多巳智子 牧野隆信 山県謙二

上記の各史料所蔵機関・史料調査参加者各位とあわせ，皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

第1節 加賀藩本郷邸とその周辺

宮崎 勝美

(東京大学史料編纂所)

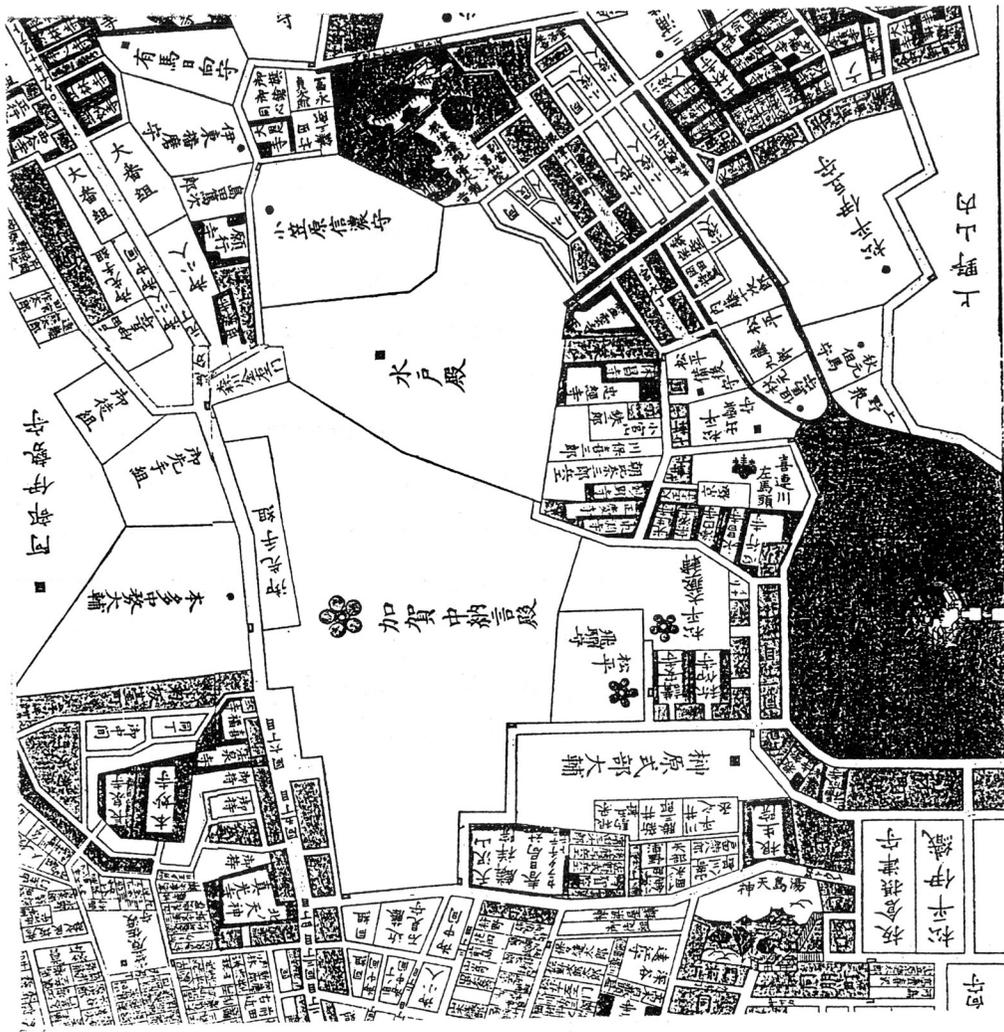
1. 近世における調査地点周辺の様相

現在の東京大学本郷キャンパスは、本郷地区(文京区本郷七丁目3番地1号)・弥生地区(同弥生一丁目1番地1号)、および通称浅野地区(弥生二丁目11番地1号)の3地区からなっている。このキャンパス付近の前近代における状況は、中世段階については具体的な史料がなく詳らかでないが、近世(江戸時代)には、いくつかの大名・幕臣の屋敷地として使用されていたことが知られている。まず、幕末期の屋敷地の配置を、第1図の江戸切絵図(尾張屋版「小石川・谷中・本郷絵図」, 1853年)によって確認しておこう。

本郷地区の大半は、加賀藩前田家が将軍から与えられた拝領屋敷地であり、その東隣には、加賀藩の支藩である富山・大^{だいしようじ}聖寺兩藩の屋敷がある。図中の「加賀中納言殿」が加賀藩、「松平大蔵大輔」が富山藩、「松平飛驒守」が大聖寺藩であり、いずれも上屋敷であった(前田各家は将軍から松平姓を与えられており、公的には松平を名乗った)。この他、道を隔てて大聖寺藩邸の南隣にあった越後高田藩(「榊原式部大輔」)の中屋敷の北西隅の一部分も、現在では大学構内に含まれている。またその反対側、加賀藩邸に食い込むような形で表通りに面している幕府先手組与力・同心の組屋敷(「御先手組」)は、現在の大学正門からやや北寄りの所に当たっている。

一方、弥生・浅野地区は、大部分が水戸藩徳川家の中屋敷に相当し、他に現在の農学部正門の北側付近には旗本森川家(「森川金右衛門」)の屋敷があった。第1図には水戸藩邸の北隣に播磨^{あなし}安志藩小笠原家(「小笠原信濃守」)の下屋敷が見えるが、同藩はこれより前の1835(天保6)年、水戸藩目白台屋敷との^{あいたいがえ}相対替(屋敷地の交換)によってこの屋敷を手放したとする史料⁽¹⁾があり、だとするとこの切絵図の表現は間違いで、この部分はすでに水戸藩邸の中に取り込まれていたことになる。

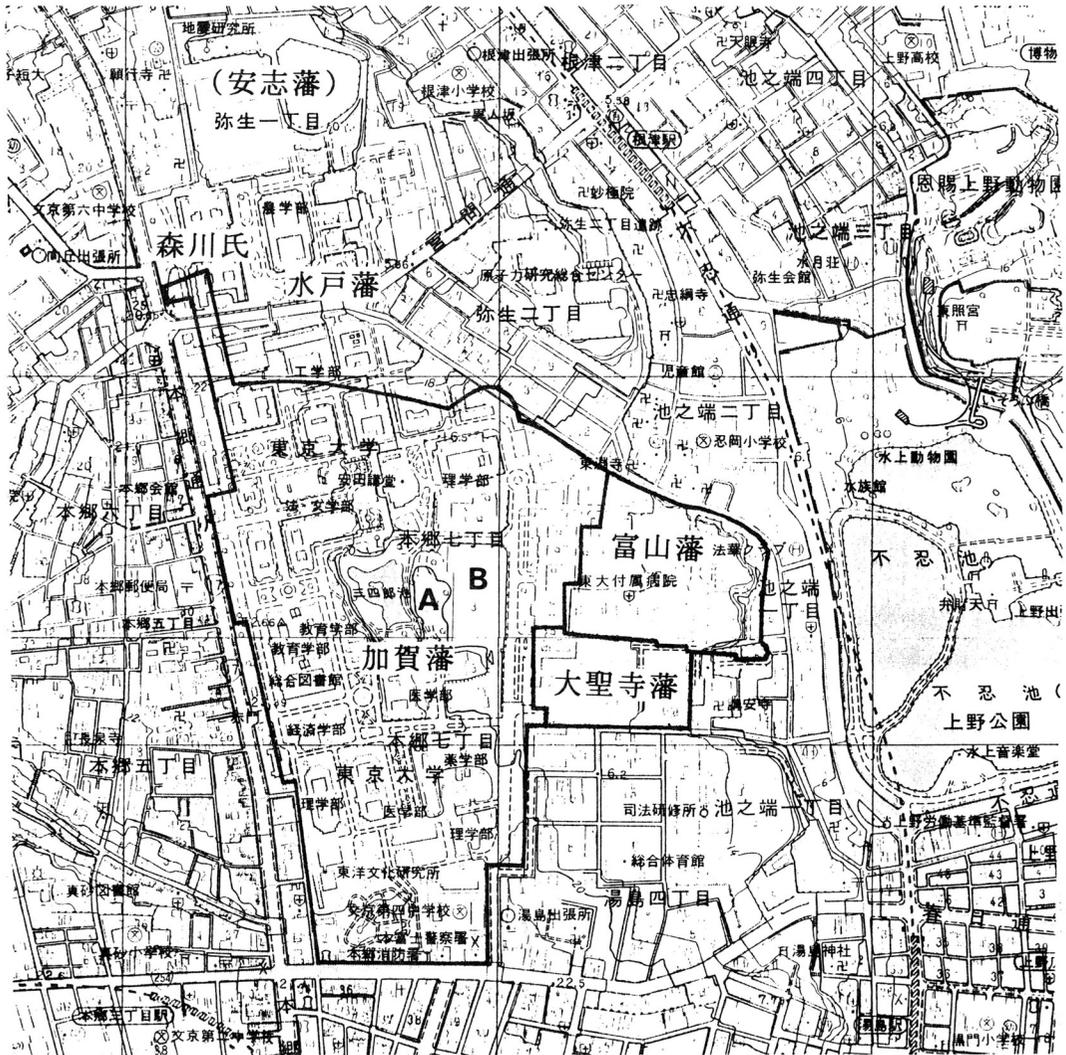
第2図は現在の地図上に加賀・富山・大聖寺の3藩邸の境界線を落としたものである。これらの3つの屋敷地を合わせると、現在のキャンパスの本郷地区とほぼ重なっている。ただし水戸藩邸・森川氏邸と加賀藩邸との境界は、弥生地区と本郷地区の間を通る言問通りとは一致しない。この通りは明治初年に、旧水戸藩邸地を分断する形で新たに造成された道路なのである。富山藩邸は現在の付属病院の北側部分、大聖寺藩邸は同病院の南西寄りの一面に当たる。今回



第1図 幕末期の屋敷配置

嘉永6年尾張屋版「小石川谷中本郷絵図」

方角は上が北。家紋：上屋敷、■：中屋敷、●：下屋敷



第2図 加賀・富山・大聖寺藩邸の位置比定

(国土院院 1 : 10000 地形図「上野」「日本橋」を使用)

発掘調査が実施された山上会館地点は第2図のA、御殿下記念館地点がBの位置にあり、いずれも加賀藩邸のほぼ中心部分に当たっている。

次に加賀藩邸をはじめとする周辺の屋敷地の面積を見ておこう。1856（安政3）年に幕府屋敷改によって作成された『諸向地面取調書』には、次の諸屋敷が掲載されている⁽²⁾。

加賀藩	拝領上屋敷	本郷	10万3822坪
	御住居囲込拝借地	本郷	1409坪余
	町屋敷（囲込）	本郷六丁目	101坪538
水戸藩	拝領中屋敷	駒込	5万4200坪
	拝領下屋敷	駒込追分	8200坪
	抱屋敷（麟祥院領）	駒込追分	1932坪
高田藩	拝領下屋敷	下谷池之端	1万8251坪余
森川氏	（拝領）居屋敷	本郷森川宿	1131坪

富山・大聖寺兩藩の上屋敷が見えないが、この2つの藩邸は、実は、将軍から直接拝領した屋敷地ではなく、宗家である加賀本藩の屋敷地の一部を借地したものであった。そのためこの史料には面積の記載がないのである。1842（天保13）年の加賀藩による調査では、それぞれの面積は下の通りであった⁽³⁾。

富山藩	1万1088坪6分
大聖寺藩	5762坪

上に掲げた加賀藩拝領上屋敷の数字はこの2藩邸を含むものであり、実質はこれらを除く約8万7000坪（約28万7000m²）程度であったのだが、それにしても拝領した当初の10万3822坪（約34万2600m²）という面積は、拝領上屋敷としては水戸（小石川御門外10万1831坪余）・尾張（市ヶ谷7万5205坪余）・紀伊（麴町2万4548坪）の御三家の上屋敷をも上回る最大規模の数字となっている⁽⁴⁾。

上記の加賀藩の第2項に見える「御住居」は、13代藩主前田斉泰の正室となった将軍家斉の娘・溶姫を指す。加賀藩本郷邸の正門は直接表通り（現在の本郷通り）に面してはおらず、門前には町屋があったのだが、1827（文政10）年の溶姫入興に際してそのうち本郷六丁目東側と同五丁目東側の半分が移転を命ぜられ、その跡は火除地（防火用の空地）となった。「御住居囲込拝借地」は、溶姫の殿舎を造るためにその一部を藩邸内に取り込んだものである。第1図でも、本郷六丁目（切絵図では「同六丁目」）付近で道幅が広がっているのと、加賀藩の敷地がそこにやや突き出しているように描かれているのが読みとれるであろう。

次行の本郷六丁目町屋敷101坪余は、1659（万治2）年に加賀藩が買得し、敷地内に囲い込んだ地所である⁽⁵⁾。後に述べるが、「本郷六丁目御物見」と呼ばれる物見所が設けられた所であ

る。

次に、水戸藩邸は、中屋敷・下屋敷・抱屋敷（＝買得屋敷）に分けて届け出がなされているが、これらはみな地続きで、ひとつの屋敷地となっていたものと思われる。関連史料が乏しく、断定はできないが、このうちの「下屋敷8200坪」と「抱屋敷1932坪」は、前述した安志藩邸との相對替によって新たに得た地所である可能性がある。

高田藩邸は、1590（天正18）年、家康の江戸入部の直後に与えられた屋敷地であり、初めは上屋敷であったが、のち中屋敷・下屋敷へと、たびたび名称が変更されている⁽⁶⁾。森川氏の屋敷も、17世紀末から幕末まで変わらずこの場所に存在した。

2. 加賀藩の江戸諸屋敷と本郷邸の変遷

山上会館地点と本郷記念館地点は近世においては加賀藩本郷邸の一部であったと先に述べた。そこで、この本郷邸をはじめとする加賀藩の江戸諸屋敷の変遷について、次に述べていくことにしたい。以下、第1表の本郷邸関係事項年表と、各屋敷の変遷をまとめた第3図を併せて参照されたい。

加賀藩諸屋敷の拝領と明暦大火後の屋敷替

加賀藩本郷邸の地は、江戸時代初頭には大久保忠隣^{ただちか}の屋敷地であったとされている。しかし忠隣は、1614（慶長19）年、大久保長安の不正事件に連座して改易されており、屋敷地もこの時点で没収されたものと思われる。そして大坂の陣が終わった1616～17（元和2～3）年頃、その跡地が加賀藩前田家に下賜されたと伝えられる⁽⁷⁾。

ただし、この時点の本郷邸はまだ下屋敷であった。上屋敷は既に1605（慶長10）年冬、江戸城に程近い辰口^{たつのくち}（現・千代田区大手町一丁目）に与えられている。この辰口邸は1657（明暦3）年正月の大火で焼失したのち上地となり、同年5月、筋違橋外^{すじわかい}にその代地が下賜された。これが2番目の上屋敷、筋違邸（現・千代田区外神田三丁目）である。なお、明暦大火の後、牛込にあった6万坪の中屋敷（現・新宿区市ケ谷加賀町一丁目付近）も上地されており、代地として駒込に4万坪、本郷邸の南続きに2万坪が給され、駒込邸が新たな中屋敷となった。

天和の大火後の屋敷替

1682（天和2）年12月の大火には、筋違邸・駒込邸・本郷邸のいずれも罹災したが、翌83（天和3）年、筋違邸は上地され、以後、本郷邸が上屋敷、駒込邸が中屋敷、そして中山道板橋宿の近くにあった平尾邸（板橋邸とも。現・板橋区加賀一・二丁目、仲宿、板橋三・四丁目付近）が下屋敷と呼ばれることとなった。切通邸^{ほろくじま}・炮焔島邸・深川邸・永代島邸（蔵屋敷）など各所に散在していた諸屋敷も、この大火の後に上地、整理され、上記の3屋敷に深川の蔵屋敷（明暦大火後に購入、現・江東区白河四丁目付近）を加えた4屋敷のみがそのまま幕末期まで存続

第1表 本郷邸年表

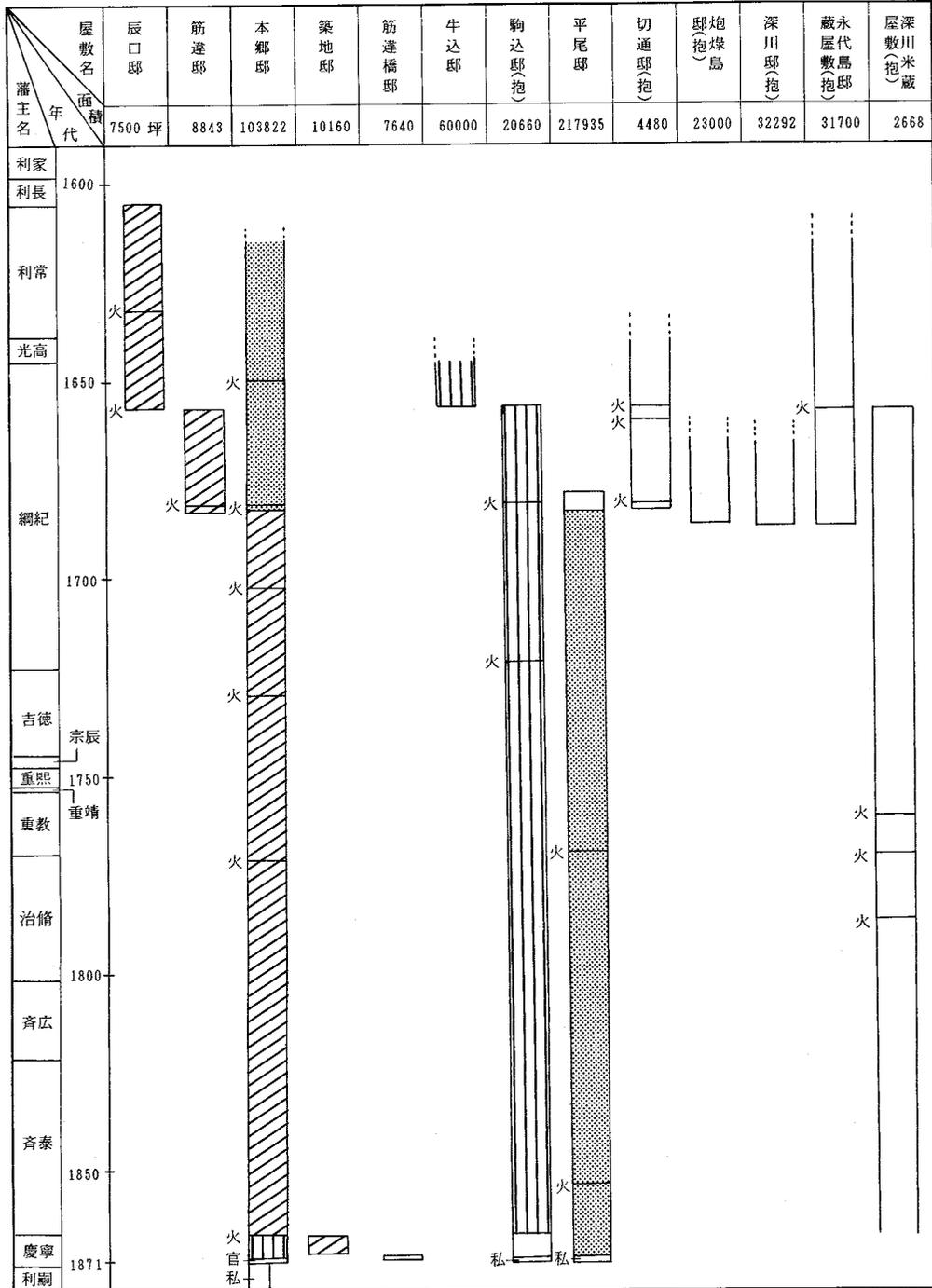
年号	西暦	事	項
元和 2・3年	1616～17	3代利常、大久保相模守忠隣邸跡地を下屋敷として与えられる。	
寛永 3年	1626	初めて周囲を木柵をもって囲む。	
	4年 1627	利常の子利次・利治や生母寿福院等、国元より出府して居住する。また、邸内に多く長屋を造営して、小田原町・メツタ町に賃居していた微臣を収容する。	
	6年 1629	寛永3年から造営の御成御殿完成。4月將軍徳川家光、前將軍秀忠御成。	
	10年 1633	前年12月上屋敷辰口邸焼失。利常、本郷邸に仮住して辰口邸再建を指揮する。	
	16年 1639	邸内の一部（東側）を富山藩・大聖寺藩上屋敷地として貸し与える。隠居した利常も居住する。	
	17年 1640	3月將軍家光再び御成（『徳川実記』、『三壺記』は15年2月につくる）。	
慶安 3年	1650	3月本郷富士塚周辺から出火、本郷邸全焼。利常は大聖寺上屋敷に仮住。翌年8月再建なる。	
明暦 3年	1657	正月明暦の大火で上屋敷辰口邸焼失。5代綱紀本郷邸に避難して、以後常住する。7月半込邸の替地の一部として、藩邸南に接続する同心本多丹下・朝比奈左近・坪内惣兵衛の同心組屋敷2万坪を与えられる。	
万治 2年	1659	本郷六丁目町屋敷（101坪）を200両で永代買取する（本郷「物見所」のところ）。	
	3年 1660	正月湯島天神前から出火、邸内「御表門」およびその続き長屋焼失。	
寛文 3年	1663	3月本郷五丁目門前南角屋敷（11坪余）を165両で永代買取する。	
	5年 1665	証人制度廃止。その後も黒多門邸（証人屋敷）は存し、聞番・足軽等が居住する。	
天和 2年	1682	12月白山から出火、本郷邸焼失。綱紀は駒込邸に避難。	
	3年 1683	3月上屋敷となる。 3月黒多門邸を大聖寺邸中に加える。	
貞享 4年	1687	殿舎（貞享2年から建設）竣成。9月綱紀移徙。	
元禄 15年	1702	4月御成御殿竣成（藩邸南側東半分）、將軍綱吉御成。	
	16年 1703	11月小石川水戸藩邸から出火、本郷邸焼失。宝永5年再建なる。	
宝永 5年	1708	8月吉徳に徳川綱吉の養女松姫降嫁の命が下り、10月「御守殿」造営。11月吉徳、駒込邸より本郷邸に移り、同月松姫入興。	
享保 6年	1721	2月吉徳夫人死去のため「御守殿」撤去。 3月半込木津屋町より出火、邸内北端の「這分御門」など焼失。	
	15年 1730	正月下谷七軒町から出火、ほぼ全焼。再建は、財政上の問題からその規模を必要最小限にとどめる。	
元文 元年	1736	7月宗辰の居館完成（邸内北東隅、後に「隅之御居宅」と称す）。	
	3年 1738	正月無縁坂町屋から出火、割場・作事所・火消道具置所など邸内東側焼失。 3月大書院・小書院・舞台など完成。	
延享 2年	1745	7月世子宗辰、襲封のため駒込邸より本郷邸に移る。	
宝暦 3年	1753	5月世子重靖、襲封のため本郷邸に移る。	
明和 8年	1771	8月重教の隠居宅として「西御殿」造営開始。	
安永 元年	1772	2月丸山から出火、「西御殿」や邸内北側長屋などを焼失。	
天明 2年	1782	7月地震により被害を受ける。 8月風害を受ける。	
寛政 元年	1789	6月世子斉敬居館「新御居宅」の上棟式を行う。	
	8年 1796	11月世子斉広の居所となった「新御居宅」を「北御居宅」と改称。	
享和 2年	1802	10月重教夫人寿光院のため「梅之御殿」（後治脩夫人法梁院居住）を新築。	
	3年 1803	3月指違町より出火、本郷通り沿いの「物見」類焼。 11月「梅之御殿」を「梅之御居宅」、「北之御殿」を「北之御居宅」と改称。	

	年号	西暦	事項
文化	3年	1806	9月「梅之居宅」を「梅之御殿」の旧称に戻す。
	9年	1812	11月地震により小破する。
文政	6年	1823	8月大風により被害を受ける。
	8年	1825	7月溶姫のため「御住居」（安政3年2月から「御守殿」と称す）造営開始。この年既に「梅之御殿」なし。 12月邸内「北之御居宅」から出火、「北之御居宅」および富山藩上屋敷・大聖寺藩上屋敷の一部を焼失。
	9年	1826	12月幕府、溶姫の「御住居」門前の町家引払を命ず。これを「御拝借地」として邸内に囲い込む。
	10年	1827	閏6月節約のため「下御台所」を廃止する。 11月溶姫入興。
	11年	1828	3月将軍家斉御成（「御通拔」）、斉泰夫人を訪う。
	12年	1829	大聖寺藩上屋敷新広式建設のため、邸内東側「御作事所」周辺942坪余を大聖寺藩へ「貸地」する。
天保	元年	1830	2月邸内地蔵堂に天満宮を勧請し、「鎮守」とする。
	3年	1832	2月斉広夫人真龍院・重教側室青操院、本郷邸より駒込邸に移る。
	12年	1840	正月世子慶寧の「東御居宅」竣工（6月移徙）。
弘化	2年	1845	5月本郷邸・平尾邸に「鉄砲角場」竣工。
	3年	1846	正月本郷丸山から出火、「南火之見櫓」及びその周辺の長屋を焼失。
嘉永	3年	1850	3月将軍家慶御成（「御通拔」）、斉泰夫人を訪う。
	4年	1851	4月邸内北側追分塚場周辺に「稽古所」新設を命ず。
	6年	1853	12月邸内に「新角場」を建設することを幕府から許可される。
安政	2年	1855	10月安政の大地震により邸内全体にわたって大きな被害を受ける。
	3年	1856	8月大風雨により大きな被害を受ける。
	5年	1858	2月「御守殿」内に稲荷社を勧請する。
文久	2年	1862	閏8月参勤交代制緩和。 9月世子慶寧、その夫人等とともに帰国する。
	3年	1863	「八筋」長屋1～3番をはじめ、多くの長屋が取り壊される。 4月斉泰夫人、国元へ帰る（元治元年〈1864〉11月～明治元年3月再び在府）。
明治	元年	1868	閏4月本郷春木町より出火、本郷通り沿いを残して邸内の大部分を焼失。 10月加賀藩、新政府から本郷邸および平尾邸を従来通り与えられ、他の屋敷は後日与えるべきことを命ぜられる。 同月明治天皇、氷川神社に行幸の途中本郷邸「物見所」に休憩する（明治3年閏10月も）。 12月木挽町築地元稲葉美濃守（淀藩）の屋敷を与えられ（築地邸）、上屋敷とする。本郷邸は中屋敷、駒込邸は抱屋敷となる。
	2年	1869	5月本郷五・六丁目の門前抱込地（抱屋敷）を返納する。
	3年	1870	5月築地邸を上地、筋違門（相生橋）内旧福山藩邸（筋違橋邸）を与えられる。 8月筋違橋邸上地。本郷邸を官邸、平尾邸・駒込邸を私邸とする。
	4年	1871	6月本郷邸の一部（藩邸南西隅、15,078坪）を私邸として、他はすべて新政府に返上。

（『加賀藩史料』『東邸沿革図譜』などより作成）

註）大聖寺藩・富山藩上屋敷に関する事項は除く。

『東京大学本郷構内の遺跡 理学部7号館地点』より転載（細川義氏作成）。



(『加賀藩史料』「東邸沿革図譜」より作成)

註) この他に染井邸があるとされるが、詳細は不明(駒込邸のことか)。駒込邸は便宜的に「中屋敷」として扱ったが、詳細は本文参照。火災は主なものみ記載した。なお、明治元年(1868)以降については第1表参照。

第3図 加賀藩江戸藩邸の変遷

(『東京大学本郷構内の遺跡 理学部7号館地点』p.481より転載)

することとなった。

下屋敷時代の本郷邸

下屋敷時代の本郷邸については、屋敷絵図もなく文献史料も乏しいため、残念ながら邸内の正確な状況をつかむことはできない。ただ、1629（寛永6）年には、4月26日に將軍家光、ついで同29日に大御所秀忠が相次いでこの屋敷を訪れており、これに備えて相当大規模な殿舎の建築と庭園等の整備が進められたようである。また、1639（寛永16）年6月には3代藩主利常が致仕し、光高が相続するが、この時光高の弟利次・利治にも領地の一部が分封され、富山10万石・大聖寺7万石の両支藩が誕生する。史料を欠くが、加賀藩が本郷邸の一部（東側）を両藩に貸与したのはこの時点のことと考えられる。利常は致仕した後、本郷邸に居住しており、翌1640（寛永17）年3月、家光を再びこの屋敷に迎えている。

さらに、明暦大火の後に牛込邸が上地された際、本郷邸の南続きに添地2万坪が与えられている。この添地については、「明暦遺録⁶⁾」明暦3（1657）年7月8日条に、「清泰院殿（4代光高室）下屋敷上り申し候付て、替地として松平肥前守（前田利常）屋敷の近所、朝比奈左近・本多丹下・坪内半三郎与力・同心之屋敷ヲ遣はさる」との申渡しが記されている。この添地拝領の後にも、相当大規模な邸内の改造がなされたことであろう。

ところで、1683年以前の本郷邸は、下屋敷と呼ばれていたものの、1633（寛永10）年12月の辰口邸焼失の際は一時利常の避難邸として使われており、また上に述べたように利常は1639年の致仕後は本郷邸を隠居宅としている。さらに1657（明暦3）年の大火の後には、5代藩主綱紀が避難して、以後そのままこの屋敷に常住したともいわれている。したがって、呼称は下屋敷であっても、相当な殿舎の構えがあり、藩士の長屋等も少なからず建ち並んでいたと考えた方がよいと思われる。天和の火災の状況を記した史料の中には「此本郷之亭（邸）は、微妙公（前田利常）之御好物を以て造作なされ、世上に名高き一本柱之間など云、夥しき御作事なりし。今の世ならば、いか計りにては出来む。昔なりとも過分之物入りにてこそあらめなどいふ」（『高卑雑談』、『加賀藩史料』第4編p.695）などあり、豪壮な殿舎が邸内に存在したのを知ることができる。

天和大火以後の本郷邸

1682（天和2）年末の大火によって本郷邸はほとんど全焼し、翌83年4月に出府した藩主綱紀は、駒込邸に入ったものと思われる。藩士の長屋などはただちに再建されたであろうが、綱紀が本郷邸の仮屋に移ったのは、1685（貞享2）年5月のことであった。殿舎の本格的な再建も同年中からようやく始められ、1687（貞享4）に完成した。現存する本郷邸絵図のうち最も古いのは、1688（元禄元）年の絵図であり（写真1）、大火から復興しつつあったこの頃の邸内の様子が表現されている。

この後、1702（元禄15）年4月には將軍綱吉がこの屋敷に臨んでおり、これを迎えるために、藩邸の南東部に敷地8000坪、建坪3000坪の広大な御成御殿が新築された⁽⁹⁾が、翌年11月の火災によって、この御成御殿を含む邸内の殿舎は残らず焼失した。本郷邸は、この後、1730（享保15）年正月にも類焼し、殿舎は全焼、その他の長屋等も相当部分が被災した。

この間、1708（宝永5）年11月には、將軍綱吉の養女（尾張綱誠の娘）松姫が綱紀の子吉徳（のちの6代藩主）のもとに入興し、約8000坪の敷地を使って守殿^{しゅでん}が新築されたが、松姫は1720（享保5）年9月に死去し、守殿もその翌年に解体されている。

加賀藩の4屋敷

以上、18世紀前半までの本郷邸の変遷を概観した。この以後の時期は、多くの絵図が残されており、それによって邸内の変化の様子を追うことが可能である。次節において、屋敷の全体図1点ごとの分析を行なうので、これ以降は次節に譲ることにしたい。ここでは再び、本郷邸以外の屋敷に目を向けることにする。

年代は大きく下がるが、前にも一部使用した1856（安政3）年『諸向地面取調書』の内、加賀藩邸の項を以下に引用しよう（第1冊pp. 20—21）。

一、上屋敷	本郷	拾万三千八百貳拾貳坪	松平加賀守
御住居囲込 拝借地	本郷	千四百九坪余	
拝領 下屋敷	平尾	貳拾壹万七千九百三拾五坪余	
無年貢地 抱屋敷	駒込 道、老り拾貳町余、	貳万六百六拾坪	
齋藤嘉兵衛御代官所 抱屋敷	深川海辺新田入会 黒江町	貳千六百六拾八坪 内、四百三拾壹坪、町並屋敷、 此町並屋敷、宝永四亥年抱屋敷願済、	
町屋敷	本郷六丁目	百壹坪五合三勺八才、 上屋敷地続ニ付、囲込、	
東叡山領 抱屋敷	下谷坂本村 道、老り半余、	千八百五拾坪余	加賀守家来 市川三亥

本郷の上屋敷とその中に囲い込まれている御住居囲込地・本郷六丁目町屋敷については、先に見た通りである。

駒込邸は、その変遷に諸説があって一定しないが、1657（明暦3）年、牛込邸の代地として4万坪を拝領した他に、地続きに抱地（買得地）や借地が設けられたようである。1669（延宝7）年、平尾邸拝領の代地として2万坪を上地、さらに1683（天和3）年・1695（元禄8）年にも屋敷の一部が上地されたが（両度とも柳沢吉保に下賜）、1683年の上地の際に拝領地部分は

消滅し、これらの過程を経て、結局、無年貢地抱屋敷2万660坪だけが残ったのである。

平尾邸（板橋邸）は1669年に6万坪を拝領して成立した。翌70（延宝8）年に、隣接する百姓地14万600坪を借地としたが、この借地部分は、1683（天和3）年、筋違・切通・永代島・炮烙島・深川の抱屋敷合わせて10万310坪を上地した代地として、拝領地に振り替えられた。さらに同年の駒込邸上地の振替地として1万7300坪余を加えられ、合計21万7935坪余の広大な下屋敷ができあがったのである。

巻末に、駒込邸と平尾邸の絵図をそれぞれ1点ずつ掲載した（写真36・37）。駒込邸には殿舎や長屋も建てられ、本郷邸の罹災時の避難邸、あるいは藩主やその家族の別宅などとしても使用されたが、他藩と事情が異なるのは、上屋敷である本郷邸が10万坪を超える広い敷地をもっていたことであり、たとえば「梅之御殿」などの隠居宅を、中屋敷・下屋敷にではなく、上屋敷の中に建てる余裕があったのである。駒込邸に殿舎や長屋が密集するようになるのは、江戸詰人が増加した幕末期においてであった。

平尾邸は、絵図にも見られるように、邸内に石神井川が流れ、中央部には大きな池（千川上水を引き込んだ人工池）が築造され、松、杉や栗の林に囲まれて、畑地まで作られている。藩主やその家族は時折ここを訪れ、保養をしているが、その他、狩猟に利用されたり、他大名らの招待のために使われることもあった。

加賀藩の江戸屋敷としては、この他、深川に抱屋敷2668坪があり、蔵屋敷に当てられていたが、18世紀初頭以降幕末期までは、本郷・駒込・平尾・深川の4屋敷に大きな変化はなかった。上の『諸向地面取調書』には「市川三亥」名義の抱屋敷1箇所が記載されているが、こうした家中名義の抱屋敷等もきわめて少ない。他藩の場合、拝領屋敷だけでは広さが足りず、抱屋敷をいくつも購入したり、相對替によってより広い屋敷を獲得するといった努力がしばしばなされたのであるが、加賀藩の場合、広大な本郷邸をはじめとするこれら4箇所の屋敷でほぼ用が足りていたと見るのできるのである。

3. 加賀藩本郷邸の平面構成

続いて、本郷邸内部の平面構成を具体的に見ていくことにしよう。次節では全体図27舗を対象にして編年の検討と分析を行なうが、ここではそのうちの1点の絵図を取りあげ、屋敷内の全体的な状況を観察しておきたい。

「御殿空間」と「詰人空間」

附図8は「江戸御上屋敷絵図」（金沢市立図書館所蔵清水文庫、特18.6—27—1、写真21）をトレースしたものである。原図は薄い黄・青・緑・朱などで彩色され、ほぼ全体に朱筆で10間ごとの計線が引かれている。屋敷の全体は南北約540間（約980m）、東西約320間（約580m）あ

たことが確認でき、10万坪余という屋敷の広さを改めて知ることができる。絵図の年代は明示されていないが、建造物の配置から見て、1840年から1845年の間のものと考えられる（次節参照）。

藩邸の外周には塀と表長屋が巡らされているが、この「外囲い」とは別に、屋敷の中央部を占める広大な殿舎・庭園の外側にも、塀などによる「内囲い」が施されていることが読み取れる。吉田伸之氏は、「内囲い」中の空間——藩主やその夫人、女中らの生活空間であり、藩邸の中核を担う機構のいくつかを包摂する空間を、「御殿空間」と呼び、その外側に展開する空間——藩の家臣や中間・小者など、詰人と総称される人びとが起居し、様々な用役を行なう場を、「詰人空間」と名付けている⁽¹⁰⁾ので、以下、この呼称にしたがうことにする。

「御殿空間」——各殿舎の構成

まず、「御殿空間」に目を向けよう。「大御門」と呼ばれるのが、この屋敷の正門である。この門を入った所にあるのが「表御殿」であり、藩主と藩政機構中枢部のための公的な政治・儀礼空間であった。御殿の内部構成は図を省略したが、大書院・小書院などの対面・謁見用の諸部屋をはじめ、家老以下の詰所・御用部屋等が配されている。なお「大御門」の脇に「猿楽門」と記された門があるが、この先には能舞台が設けられており、この門はそれに通じる通用口を意味している。

1840年代前半のこの当時、加賀藩の藩主は13代前田斉泰（p.74の資料1「加賀藩歴代藩主表」参照）であった。斉泰の正室は11代將軍徳川家斉の21女・溶姫であり、1823（文政6）年に縁組、1827（同10）年11月本郷邸に入輿した。表御殿の北側にあるのが、この溶姫の住居である。大名家に入輿した將軍の娘とその住居は「御守殿（様）」と呼ばれるのが通例であるが、入輿先の加賀藩の財政負担を軽減するために、將軍家斉は1825（文政8）年9月、「御守殿」より略式の「御住居」となすべきことを加賀藩に命じており、そのためこの絵図にも「御住居」と記されている。この後、1856（安政3）年2月に至り、加賀藩の願いによって改称が許され、それ以後「御守殿」と呼ばれるようになった。

図中に「御住居表御門」とあるのが今も残る赤門である。大名の夫人が専用の表門を持つこと自体が特例なのであるが、両脇に番所を備えた朱塗りの門、玄関まで石畳が敷かれ、その途中に中門を構えた構造は、略式とはいえ、最高位に近い格式を示している。今の赤門の位置は、この当時のままではなく、1903（明治36）年にキャンパスの拡張に伴って原位置から15mほど西に移されている⁽¹¹⁾。先述したように、溶姫の入輿に先立つ1826（文政9）年12月、門前に当たる本郷五丁目・六丁目の町屋の一部が引き払いを命ぜられ、その跡地は、1409坪余が「御住居」用地となって藩邸内に取り込まれた他は、広い火除地＝空地となった。1903年のキャンパスの拡張と赤門の移動は、このかつての火除地をキャンパス内に取り込む形で行なわれたのである。

なお、「表御殿」と「御住所」との間にある「富士権現旧地（富士山）」は、かつて富士権現社が祀られていた所で、ここが前田家の屋敷地となった際、駒込の富士社に遷座したと伝えられる。この山は明治以降には椿山と呼ばれたが、徐々に削られていき、現在の経済学部の校舎の建築（1964年着工）によってまったく消滅した。

さて、「御住居」の北隅に4棟ほど連続して並んでいるのは、溶姫に従って本郷邸にやって来た女中たちの居所「長局」である。入興当初の史料⁽¹²⁾によると、溶姫付きの女中は、上臈年寄から御半下まで合わせて49人、これらの女中は「直参」などと呼ばれ、それぞれが数人から十数人の「又者」を抱えていた筈であるから、女中の総数は300人前後に及んだものと考えられる⁽¹³⁾。なお、東京大学構内遺跡のうちの法学部4号館・文学部3号館地点は、この「御住所長局」の北端付近に当たっている。

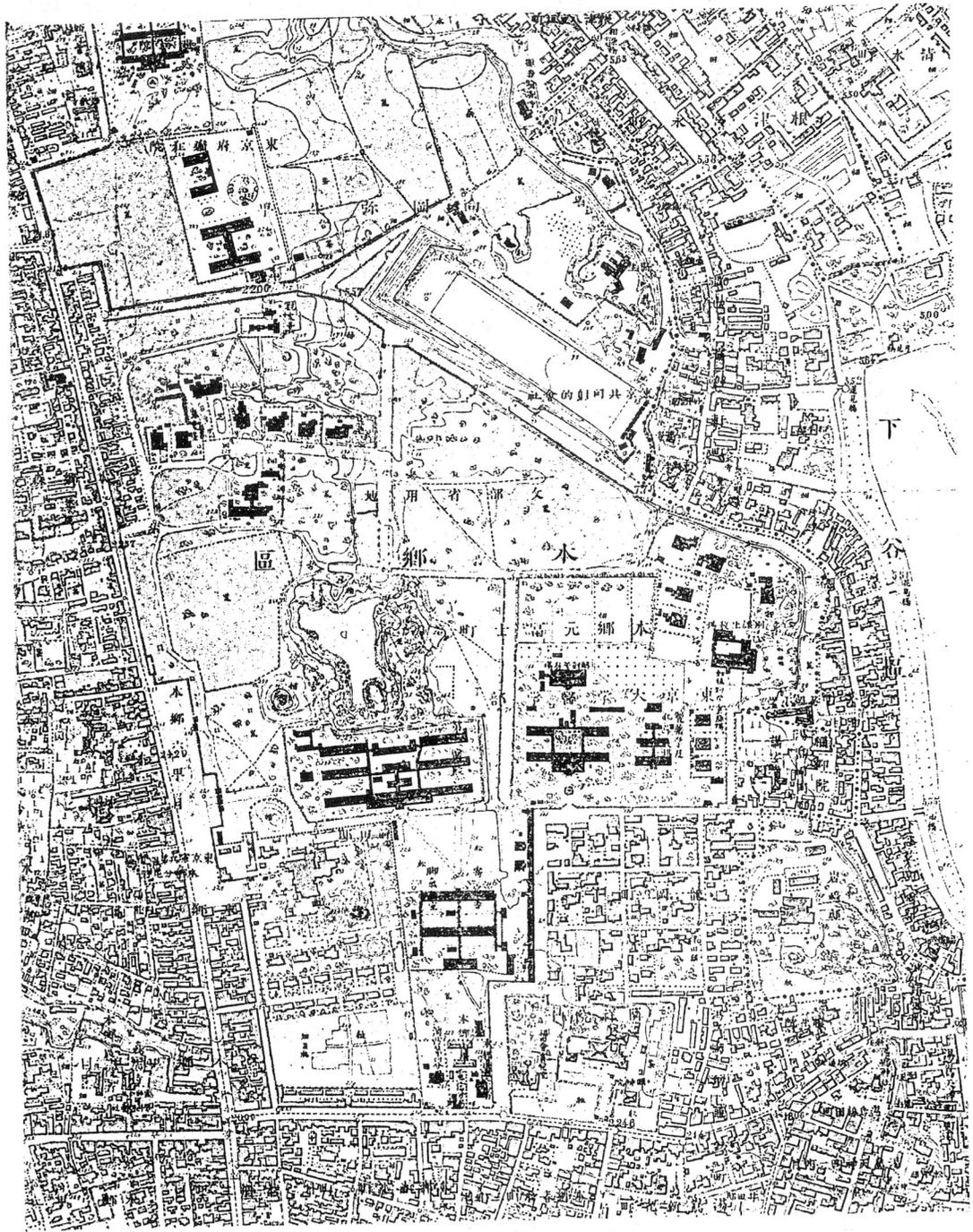
「御住居」は藩主夫人の居所であるから、これ自体がこの屋敷の奥向きの殿舎に当たるのであるが、これとは別に、「表御殿」の東側にも奥向きの殿舎があった。藩主の居間・寝所なども設けられており、「御広敷」と呼ばれている。その東端には、「御住居」とは別の女中集団の住居「長局」も4棟建てられている。こちらの人数は不明であるが、規模からすると、やはり少なくとも100人を超える女中が住んでいたものと考えられる。

この長局の北側に「東之御居宅」と呼ばれる居館がある。これは藩主齊泰と溶姫の長子、のちの14代藩主慶寧^{よしやす}の住居である。この「東之御居宅」は、1840（天保11）年に造営され、翌41年6月、当時12歳の慶寧がここに移っている。

育徳園

「御殿空間」のうちでいわゆる御殿が占めるのは全体の半分強であり、残された空間には広大な庭園と馬場が設けられている。この庭園は、育徳園と名付けられており、心字池（現在の三四郎池）を中心にした回遊式の庭園であった。池の周囲には「カラカサ御亭」（敷石が現存）をはじめ、いくつかの亭（休息・眺望のためのあずまや）が造られ、また毎年6月朔日に將軍に献上する氷を貯蔵した氷室も絵図に見える。池の南西にある築山は「サザイ山」（栄螺山）と名付けられている。螺旋状の上り道をもち、頂上に立つと江戸前の海が望めたという。1883（明治16）年の陸軍参謀本部の測量図（第4図）によると、この頂上は標高39.1m。麓部が約23m、池面が約12mであるから相当の比高といえよう（育徳園については第3節参照）。

この栄螺山の北側、すなわち庭園の北西隅には、そこから西に伸びる通路があり、その先に「森川口御門」と「御物見」がある。この通路は立体交差のような形で「埋御門」^{うづみ}（a）の上を通っており、「御住居長局」の前の通路とは交わっていない。「森川口御門」は「御成御門」とも呼ばれている。將軍の臨邸を想定して作られた門であり、ここから庭園を通して直接溶姫の住居に行くことができるようになっていた。



第4図 参謀本部測量図

1883年測量。「参謀本部陸軍部測量局五千分一東京測量原図」
 <財団法人日本地図センター、1984年>を使用。

一方庭園の東端には、南北約110間(約200m)に及ぶ長大な「御馬場」がある。これは藩主が乗馬し、または藩士らの乗馬を藩主が観覧するための馬場であった。馬場の中央付近には藩主らのための「御馬見所」が設けられている。北側には10頭程を収容する厩らしきものが見えるが、「トツナギ」(外繫)と記入されており、一時的な繋留施設であったことがわかる。この当時「御厩」は、「御馬場」から少し離れて「御殿空間」の外に設けられていた。

本報告書の対象である山上会館地点と御殿下記念館地点は、図中にそれぞれA・Bの印を付けた所である。別章に詳しい解説があるが、A付近は江戸時代初頭から庭園に当てられていたようであり、対してBは、17世紀末には重臣の住居・外局そとつぼね(女中の住居か)・馬場等、18世紀に入ると馬場と厩、19世紀はじめには藩主夫人の隠居宅である「梅之御殿(梅之御居宅)」、1825年頃以降は再び馬場、という変遷を辿っている。

「詰人空間」——藩邸南部

続いて「詰人空間」に目を転じよう。「大御門」付近から順に見ていくことにしたい。

「大御門」の南側には馬場があり、別の絵図や文献史料では「南之馬場」などと呼ばれている。これは「御殿空間」内の「御馬場」とは異なり、藩士が使用する馬場であった。

藩邸の南辺には表通り(現在の春日通り)に面した表長屋が建てられ、一箇所途切れる他は、そのまま「御作事御門」近くまで続いている。江戸の大名屋敷は、外周全体に表長屋を巡らしたものが少なくないが、加賀藩本郷邸の場合、表長屋はこの部分だけであり、他は築地塀または板塀であった。表長屋は藩邸を防禦するためであると同時に、多数の詰人を限られた空間内に有効に収容することを目的としたものであるから、10万坪を超える広さを持ち、比較的余裕のあった本郷邸の場合、少なくとも後者の理由で表長屋を巡らす必要はなかったのである。

南長屋の中に作られた「南御門」の門内には、「南火消詰所」がある。他の絵図⁽¹⁴⁾にはこの棟に「南火之見」「式番鷺小屋」と記されており、また南御門続きの表長屋の中には「壺番鷺小屋」もある。「加賀鷺」の名称でよく知られた本郷邸の火消組織は、この一帯に配置されていたのである。

この他、藩邸の南部には、「南枕小屋」「会所横」などと名付けられた長屋群がある。これらをはじめとする藩邸内の長屋は「御貸小屋」と呼ばれており、詰人らの禄高・役職によってそれぞれ適当な広さの小屋が貸し与えられていた。1685(貞享2)年5月に定められた貸与の規定を、下に掲げておこう(『加賀藩史料』第4編pp. 807~08)。

十間	三間梁	庇五尺	空地四間一尺	御番頭
同				御小将横目
同				知行千石以上
九間	同断			

八間 同断 知行七百石

九間之者は、十間にも又は八間にも、其の時に頭々見計らい次第也。もし又九間之所これ有る長屋は、此にても。

七間 知行四百石より六百石迄

六間 同三百五十石より二百石、或は百五十石

五間 同百五十石以下

九間えは、小將横目入れ申す心得にて、内囲い相計り申すべく候。三間梁、庇有り。

四間 小頭。 三間 徒目付。 二間 組中。

貸与の規定はこれ1点しか残っていないのだが、以後もほぼこれに準じて、間口の広狭を基準とした小屋割りがなされたと考えられる。もっとも、各長屋の梁間・庇・空地の広さ等はこの規定の様に一律ではなく、また厩等の施設の違いもあった。役職による配置も考慮されたであろうし、それらの諸条件を様々に勘案して小屋割りが決められたのである⁽¹⁵⁾。

「南枕小屋」など藩邸南部の諸長屋は、各戸の間口もやや広く、厩を付設する小屋も少なくないから（長屋の前の点線部分は空地＝前庭、そこに小さく正方形で描かれているのが厩である）、これらは中級以上の藩士の住居であったと見ることができる。

ところで、図中の番号80には、長屋ではなく独立型の住居があり、「青山四良左衛門」という人名が記入されている。この他、これと同形式の住居は29・39・47・48・62・67・72にもあるが、これらは、いずれも江戸定府の家であり、この中には医師数名が含まれている。

「東御長屋」の続きには「会所」と呼ばれる施設があるが、これについては日置謙編『加能郷土辞彙』（北国新聞社、改訂版1956年）に「藩侯及び内廷用の物品出納、幕府への進献等を取扱ふ役所であり、……役銀・出銀・詰人等の御扶持方などもこの会所で取扱はれた」と説明されている。

藩邸東部

「御作事御門」は藩邸全体の通用門であった。藩邸の各門にはそれぞれ通行規定があったようであるが、1853（嘉永6）年9月の「御作事方御門格帳」（金沢市立図書館所蔵加越能文庫、特16.27—227）には、藩邸内の家臣・奉公人、御用聞き町人の出入り、あるいは諸荷物の搬出入などは、通常主としてこの門を利用することが定められている。

この門内にある「御作事方役所」は、屋敷内の建築營繕を管掌しており、役所の中には「棟梁小屋」「大工小屋」「木蔵」なども見えている。「米搗所」は1823（文政6）年7月に設置された施設である。加賀藩の江戸藩庁は、この2年前から、米価高への対応策として国許から臨時廻米を行っており、さらにその米の精製所をも藩邸内に作ることにしたのである。その奥の「割場」は、配下に多数の足輕を抱え、家中の労働力の需要に応じてそれぞれに割り当て、派遣

することを任務とした役所である。

「割場」の隣の8棟ほどの長屋のうち、「御厩前壱番」「御厩前貳番」(68・69)の2棟は「年寄小屋」「老中小屋」などとも呼ばれている。両方とも37間の長さがあるが、原則的には1棟を1人の年寄または家老が(その家臣・奉公人とともに)占有した。別の絵図によれば、板塀による囲いと門をもち、前庭部分には小者等の住む別棟の長屋をも備えている⁽¹⁶⁾。

藩邸北東隅の一角には囲いが巡らされたやや広い空間があり、中の建物には「御物見」と書かれている。この辺りは不忍池方面を望むことのできる高台の上に当たっており、藩主らの展望用の施設として使用されたのであろう。もっとも、これ以外の時期には、この建物は「隅之御居宅」と呼ばれており、藩主の家族——庶子の別宅などに当てられていた。周辺の長屋に「御居宅前」などの名称が見られるのはそのためである。

長屋2棟をおいて「御厩」がある。中には、南から北へ33疋建て、それから東側に折りまわして17疋建ての厩が連なり、合計50疋の召馬が収容できるようになっている。「御物見」(「隅之御居宅」)とこの「御厩」は、「詰人空間」の中にはあるものの、いわば「御殿空間」の飛地ともいべき部分である。

藩邸北部

31から36までの長屋は「八筋」と呼ばれている。もともとは文字通り8棟の長屋が並んでいたのであるが、6棟に減少したこの当時においても「八筋」の呼称は残されたのである。個々の小屋の間口は比較的広く、中上級の家臣の住居に当てられていたと見られる。なお、大学構内遺跡のうち理学部7号館地点は、この「八筋」の三番長屋から四番長屋の中央部分にかかっている⁽¹⁷⁾。

平面図ではわからないが、「与力町壱番」(38)等と「御居間方壱番」(40)等との間には6m程の高低差がある(第4図の参謀本部測量図による)。現在の安田講堂付近の斜面である。この斜面の上部には、十数棟の長屋と定府の藩士の住居があり、育徳園に接する位置には「鷹匠小屋」「御鳥部屋」などもある。「森川口御門」の脇の「御露地役所」は育徳園の維持管理を管掌する役所である。

「八筋」の北側には「御歩町」(11~19)という名の長屋群がある。先の「与力町」もそうであるが、このように長屋群に町名が付けられているのは興味深い⁽¹⁸⁾。またたとえば「八筋」などのように、各棟が「壱番町」「貳番町」というような町名で呼ばれているものもある。一方、「御歩町」の壱番町から四番町までのように、各棟毎ではなく、複数の棟を合わせて1つの町名、または番号が付けられているものもある。これらのことは、長屋(群)名が、単なる符丁ではなく、それぞれの集合単位や組合せにも何らかの意味があったことを物語っている。

藩邸北辺部の「谷御仲間小屋」(1)から「谷七軒小屋」(6)までの6棟の長屋と「御鎮守

横（壱番～九番）」(28～20) は、そのいくつかに「谷」の名が付けられているように、傾斜地の中を利用して建てられている。足軽以下の下級の藩士の多くは、この付近に居住していたと思われる。なお「御茶水三番」(5) の隣には「牢屋」も見えている。

藩邸の北西部には「御鎮守」と記された所があり、絵図中には「拜殿」と鳥居も描かれている。ここはこれより前の絵図や文献には、「地藏堂」「稻荷堂」と記されているのであるが、1830(文政13)年2月、この場所に天満宮が勧請されており、それ以後「御鎮守」と称せられるようになったのである。この隣には4棟程の「御土蔵」がある。近くに「御納戸役所」があるから、これらは同役所が管理する土蔵群なのであろう。

屋敷の北西端は鍵型に伸びており、その先端に「追分御門」がある。「追分」は日光御成道(岩槻街道)と中山道とを分岐する本郷追分(駒込追分)のことである。この門は現在の農学部正門のやや南の位置に当たっている。なお敷地外のことになるが、「追分御門」の門外をはじめ、「森川口御門」外、「南御長屋」の両隅の外、「御作事御門」外の計5箇所には「辻番所」が置かれていた。武家屋敷地の辻番所には、隣接する各屋敷が共同で出銀して番人を雇う「組合辻番」もあったが、本郷邸外のこれらの辻番所はいずれも加賀藩のみが番人を出す「一手持辻番」であった。

本郷邸の居住者数

以上、本郷邸の全体的な平面構成を概観したが、この屋敷にどれ位の人びとが居住していたのかを最後に見ておこう。系統的な史料はないので、いくつかの時点の数字を並べることとする。

第2表 江戸詰人の人数

	合計	うち家中	足軽以下	陪 臣
1798 (寛政10)	2,824	240	1,747	837
1847 (弘化 4)	2,518			(陪臣含まず)
1851 (嘉永 4)	2,177			(〃)
1853 (嘉永 6)	2,390	353	1,133	(〃)

典拠：『寛政十年詰人高しらへ帳』(加越能文庫、特16.48-237)、『加賀藩史料』第15編pp. 946～8、同上藩末篇上巻 pp. 294～5、564～5

これらは中屋敷・下屋敷等を含めた数字であるが、この大半は上屋敷である本郷邸に居住していたと見てよいであろう。この他本郷邸には、藩主とその家族、および御殿女中数百人が居住していたのであるから、本郷邸居住者の総数は3千数百人か、あるいは4千人を超えていたかもしれない。ただし、上記の数字はいずれも藩主の江戸在府年であり、在国時にはこれより相当減少したものであると思われる。加賀藩の場合、江戸定府の家臣は少なく、詰人の大半は参観交代に従って国許から出府して来たのである。

註

- 1) 「御府内場末往還其外沿革図書」第21巻(国立国会図書館所蔵旧幕引継書)。なお、旧幕引継書には相對替の基本史料である「相對替御書付書抜」があるが、1835(天保6)年前後の部分は欠本となっている。
- 2) 『諸向地面取調書』(一)~(三)(内閣文庫所蔵史籍叢刊14~16, 汲古書院, 1982年)。加賀藩…(一)p. 20, 水戸藩…(一)p. 5, 高田藩…(一)pp. 155-56, 森川氏…(三)p. 1426。
- 3) 「御上屋敷御地面惣絵図」(尊経閣文庫所蔵, 無番)。またこれとは別に、1829(文政12)年に加賀藩から大聖寺藩に対して942坪余が貸し与えられている(『大聖寺藩史』, 大聖寺藩史編纂委員会, 1938年, p. 482)。
- 4) 加賀藩を含む各藩邸の規模の比較検討は、東京大学構内遺跡のうち理学部7号館地点の調査報告書(『東京大学本郷構内の遺跡 理学部7号館地点』, 東京大学遺跡調査室, 1989年)の中で、細川義氏がすでに行なっている(第8章第1節「文献史料から見た理学部7号館地点」)。なお、同報告書では本郷邸をはじめとする加賀藩江戸諸屋敷の変遷についても述べられているので、併せて参照されたい。
- 5) 「東邸沿革図譜」(加賀能登郷土図書叢刊『景周先生小著集』, 石川県図書館協会, 1938年。復刻1972年) p. 133。
- 6) 「江戸藩邸沿革」(『東京市史稿』市街篇, 第49, pp. 562-66)。
- 7) 「東邸沿革図譜」(前掲) p. 128。以下、加賀藩諸屋敷の変遷については、同書と『加賀藩史料』による。この両書による記述は、とくに必要な場合を除いて、註を略す。『加賀藩史料』については、本報告書pp.81-127の資料3『加賀藩史料』江戸藩邸関係綱文抄を参照されたい。
- 8) 『東京市史稿』市街篇, 第7, p. 383。
- 9) 『加賀松雲公』上巻(1908年) pp. 441-42。
- 10) 吉田伸之「近世の城下町・江戸から金沢へ」(『週刊朝日百科日本の歴史別冊 歴史の読み方2 都市と景観の読み方』) p. 22。
- 11) 『東京大学百年史』通史編1(東京大学出版会, 1984年) p. 881。
- 12) 「御住居絵図」付属文書(尊経閣文庫所蔵, 8066)。
- 13) 大名江戸屋敷の御殿女中については、宮崎勝美「紀州藩麴町邸の平面構成と紀尾井町遺跡」(『東京都千代田区紀尾井町遺跡調査報告書』, 同遺跡調査会, 1988年) 参照。
- 14) 「御上屋敷惣絵図」(尊経閣文庫, 8110「上中下屋敷絵図」6舗のうち)。
- 15) 小屋割りの実際については、細川義「文献史料から見た理学部7号館地点」(前掲) 参照。また西川幸治『日本都市史研究』(日本放送出版協会, 1972年) pp. 284-86には、紀州藩の長屋規定(『南紀徳川史』第13巻による)等が紹介されている。
- 16) 「江戸本郷邸年寄中之小屋図」(金沢市立図書館所蔵加越能文庫, 特18.16-172) 他。
- 17) 『東京大学本郷構内の遺跡 理学部7号館地点』(前掲) 参照。
- 18) これについては、杉森哲也「大名の江戸藩邸」(『日本歴史大系3 近世』, 山川出版社, 1988年, pp. 297-300), 吉田伸之「近世の城下町・江戸から金沢へ」(前掲, p. 22) においても言及がなされている。

第2節 加賀藩本郷邸の全体図について

細川 義

(暁星学園)

本節では、加賀藩本郷邸の全体図について検討する。現在本郷邸の絵図面は180点確認されている(資料4「加賀藩江戸藩邸絵図目録」参照)。その中で本郷邸全体を描いた絵図面としては、金沢市立図書館・前田育徳会尊経閣文庫・石川県立歴史博物館・三井文庫の4機関に所蔵されている27点が知られている。ここではこの27点について年代の推定を中心に検討していくが、その全体的な特徴は次の通りである。(1)絵図面の年代は元禄から幕末にわたるが、ほとんどが18世紀後半以降のものであり、下屋敷時代の全体図は1点も確認されていない。このように全体図の残存状況にはやや片寄りがみられる。(2)多くの絵図面が彩色であり、彩色でないものは4点だけである(⑥⑫⑮⑳)，(3)全体図は、藩邸全体(「御殿空間」「詰人空間」の両方)を満遍なく描いた絵図面と、「御殿空間」を簡略にまたは省略して「詰人空間」を中心に描いた絵図面との大きく2つに分けることができる(もちろん「御殿空間」の絵図面も少なくない、それらについては資料4「加賀藩江戸藩邸絵図目録」参照)。(4)絵図面には各長屋に居住する家臣の家格や役職が記載されている場合が少なくないが、具体的に居住者の氏名が藩邸全体についてわかるのは1点に過ぎない(⑫)。(5)絵図面は実測にもとづくと考えられる精緻なものから、いたって簡略なものまで種々雑多であるが、描き方や色彩に共通性が認められる場合がある。

以下、絵図面を一枚ずつ検討していくが、最初に1行目に絵図面の表題、2行目に所蔵機関と架蔵番号(請求番号)、3行目に寸法(縦cm×横cm)、4行目に推定年代を示した。表題は、原則として所蔵機関の目録に記載されているものとしたが、原題と相違する場合は原題を()で示した。ここでいう推定年代とは、その絵図面が何年頃の藩邸の様子を示しているかということである。それは同時に、ここで紹介する絵図面の多くが写と考えられることから、原図となった絵図面の作成年代とも考えられるわけである。本文ではそれぞれ年代の推定理由を中心に述べたが、絵図面の特徴などにも若干言及した。既に、筆者は理学部7号館地点の報告書でここで紹介する絵図面の一覧表を示したが(細川1989b, 表66)、本稿と旧稿とでは若干の違いが生じている。これはその後の検討の結果であり、本稿の見解が現在の筆者の考えを示していると考えて欲しい。

なお、年代推定の典拠は、特に註記のないものはすべて『加賀藩史料』に依拠している。この点については、資料3『「加賀藩史料」江戸藩邸関係綱文抄』を参照して欲しい。

① 武州本郷第図〔写真1〕

尊経閣文庫 番号なし

111×163

1688?

この絵図面は、現在知られている本郷邸の全体図では最も古いとされるものである。絵図面には、「此図往々雖有所改，是命有司最初図也，千變万化皆自此出，故録一語収之笥篋，以備異日之考閱，元禄戊辰臘月初六莫」と記されており、元禄元年（1688）という年代が知られる。しかし、この絵図面が1688年の藩邸の様子を示しているとするならば、天和2年（1682）に焼失した殿舎は貞享4年（1687）に再建され、同年9月には当時の藩主綱紀が移徙していることを考えると、描かれている殿舎があまりにも小規模で不自然であり、絵図面は殿舎の部分が未完成であると考えざるをえない。次に絵図面の作成の意図ともかかわるが、絵図面の裏面隅に藩邸南西部の部分図が貼付されており、表の絵図面とは一部異なる面積や寸法が示されている。そこには次のように記されている。「御上屋鋪西方築地と南外御長屋との間、外かわにて八間有之候処、御大工共内かわ之間と相心得候付、御朱印之御絵図相違出来、依之奉窺候処、此絵図之通御好被仰出」。さらに、絵図面には邸内の北側で大規模な造成が行われたことを予想させる表現があること、長屋の位置を決定する基準線と推定される朱線が引かれていることも考え合わせると、この絵図面が何らかの普請計画を示すために作成されたという可能性も考えられる。次の②の絵図面と比較してみると、絵図面で黄色に着色された部分が普請予定の部分であったようにも思われる。このように普請計画を示した絵図面と仮定すれば、また御殿部分を未完成と考えなければ、絵図面は上屋敷として再建されていた段階のものと考えられ、その年代は1688年から若干遡らせて考えてもよいかも知れない（その場合の年代の上限は1682年となる）。

絵図面には、長屋や四角く区切られた部分（上級家臣の独立した住居と考えられる）ひとつひとつにそこを利用すべき家臣の家格（身分）と間口間数（四角に区切られた部分は面積）が記入されている。このことから藩邸内のどの部分に、どのくらいの身分の家臣が、どのくらいの空間を与えられていたかを窺い知ることができる。なお、長屋部分で、家臣の家格が書き込まれている部分は長屋前の「空地」であり、中央の二本線は庇を表現していると考えられる。紙にはヘラ書き計線があり、1マス1分（約0.3cm）四方となっている。これは絵図面上では1間（約1.8m）四方に相当しており、縮尺が600分の1になっていることがわかる。普請予定図のためか、全体的に機械的に描かれているという印象を受けるが、絵図面の精度は高いと考えられる。

② 上屋敷殿閣図（御上屋敷御殿閣図、二枚ノ内）〔写真2〕

尊経閣文庫 8071旧函

110×214

1687～1702

絵図面の彩色前の図は、絵図面への書き込みも含めて①の絵図面とほぼ同じものである。また、紙には①と同様にヘラ書き計線がみられ、1間を1分とする縮尺も全く同じである。以上の点から、この絵図面と①の絵図面が密接な関係にあることが推測される。絵図面では、南西部分が①の絵図面の裏面に記されていた数値に改められており、また邸内の北側に多くの長屋が造営された様子がみられることなどから、①の絵図面より後に作成されたものと考えられる。ただし、既述のごとく①の絵図面の元禄元年という記載には疑問がないわけではないので、年代の上限を1688年とはしなかった。殿舎は一応完成した形で描かれていることから、年代の上限を貞享4年(1687)とした。『加賀松雲公』に収められている「松雲公筆御成御殿略図」をみると、元禄15年(1702)に「御成御殿」が建設されるまで、藩邸の南側部分は①および②の絵図面に示されている状況に変化がなかったと考えられる。よって、年代の下限は元禄15年(1702)とした。

絵図面は藩邸全体にわたって彩色されており、建物その他が色分けされて描かれている。絵図面には次のように記されている。「屋形ハ薄紫、侍分空色、徒ひろうと色、足軽並柿、小者並茶、与力薄萌黄、職人土色、役所薄紫、門ハ薄紫、外局桃色、土蔵薄紫、腰懸薄紫、廐薄紫、亭薄紫、道井空地東ハ薄浅黄、同南ハ薄紅、同西ハ玉子色、同北ハ薄鼠、山ハ萌黄、屋形之廻之道空地ハ黄、水ハ花色、井筒ハ其々の家長屋之色次第、馬場ハ其々の地色土井ハ山の色」。このように、絵図面は色分けによって藩邸内の様子を再現することに作成意図のひとつがあったと考えられる。なお、絵図面への書き込みはすべて朱で記されている。

③ 前田家本郷御屋舗図(本郷御屋舗之図)〔写真3〕

三井文庫 C827-18

55×78

1761～1771

最初に、絵図面の年代の下限について考える。この絵図面では本郷通り沿いの「西ノ穴」と書かれている一帯が、明和8年(1771)に10代藩主重教の隠居宅「西御殿」の普請が始まった場所である。「西御殿」は翌年の火事で建設中に焼失しており、その後しばらく跡地一帯は長屋が一部再建されたにとどまり、大部分が空き地になっていた。このことから、この絵図面のように長屋が密集している状態は「西御殿」建設以前の様子と考えられ、年代の下限も1771年と

考えられる。次に、年代の上限について考える。この絵図面には、「此囀御附小屋之由」と書かれた大きな付箋がある。この付箋には薄く長屋らしいものが描かれているが、その下には「割場支配水溜桶」の印しか記されていない。このことから後につけられたものというよりも、絵図面作成とほぼ同時につけられた可能性が強いように思われる（藩邸東側にも長屋を描いている付箋があるが、付箋の下はやはり「割場支配水溜桶」の印が記されているだけである）。「御附小屋」とは、藩主夫人として入輿してくる女性に付き添ってくる付人の長屋である。基本的には他藩家臣または幕臣であり、藩邸内の長屋に居住する場合には、長屋のまわりに囲いを作るなど特別な扱いがなされた。ところで、加賀藩では享保5年（1720）に6代藩主吉徳夫人松姫（光現院、将軍綱吉養女）が死去すると、翌年には守殿が撤去され、松姫の付人にも暇が出されている。7代宗辰の場合、夫人の会津藩保科正容女常（梅園院）は、入輿した翌延享2年（1745）に死去している。8代重熙・9代重靖はそれぞれ寛延元年（1748）高松藩徳川頼泰女長、宝暦3年（1753）紀州藩徳川宗直女賢と婚約したが、いずれも入輿前に加賀藩主側が死去している。つまり、1744～45年を除くと、1720年から宝暦11年（1761）10代藩主重教が紀州藩徳川宗将女千間（寿光院）を迎えるまで、本郷邸には「御附小屋」が必要ではなかったと考えられる。よって、年代の上限は1744年または1761年と考えられる。さらに年代を限定するために本郷邸の東側に隣接する支藩部分の記載に注目してみると、大聖寺藩邸が「備後守様御屋鋪」、富山藩邸が「出雲守様御屋鋪」となっている。18世紀におけるこのような支藩主の官名の組み合わせは、1724～37および1750～82年である。以上の点から、絵図面の年代の上限は1761年と考えられる。ただし、この絵図面では、「割場」周辺が元文4年（1739）に「出雲守様御屋敷境御門」（金沢市立図書館加越能文庫所蔵「江戸毎日帳早繰」特16.45-51）が作られる以前の形で描かれていると考えられ、部分的には18世紀前半に遡る可能性も考えられる。しかし、享保15年（1730）に焼失して、元文3年（1738）に再建された小書院が確認できること、長屋の配置なども18世紀後半の絵図面とよく類似していることなどから、全体的には18世紀後半、つまり1760年代の絵図面と考えるのが妥当のように思われる。このように考えると、本郷邸の全体図で、18世紀前半の絵図面は現在のところ知られていないことになる。

絵図面には、「○此合紋井百貳拾六、○此合紋古井九ツ、△此合紋御作事方支配水溜桶、●（茶色）此合紋割場支配水溜桶、■此合紋割場支配階子、御屋敷坪数、六尺間ニメ九万四千九拾七歩六厘貳毛、六尺五寸間ニメ八万百七拾七歩八厘五毛」と記載されている（井と古井の印は前者の方がやや大きいという違いしか確認できない）。前半の記述から、絵図面の作成目的のひとつが藩邸内の防火施設を示すことにあったと推定できるだろう。後半の記述は、本郷邸の面積を田舎間と京間で示したものと考えられる。

④ 江戸御上屋敷図〔写真4〕

尊経閣文庫 8093

105×164

1772～1777

高島定辟旧蔵。絵図面には、「右在京之内写之、安永六丁酉年暮春五月、高島厚定」とあり、年代の下限が安永6年(1777)であることがわかる。年代の上限は、「西御殿」の建設された場所が大きく空いていることから、「西御殿」焼失後の1772年と考えられる。以上の点から、絵図面は1770年代のものと考えられるのである。これは、支藩主の「備後守様御屋敷」「出雲守様御屋敷」という官名の組み合わせと矛盾しない。

絵図面は「御殿空間」の殿舎が簡略にしか描かれておらず、相対的に「御殿空間」よりも「詰人空間」の方が詳細になっている(ただし「御殿空間」北東隅の厩は「詰人空間」と同じように描かれている)。その意味で後者にやや力点が置かれた絵図面と思われるが、作成意図などは不明である。彩色は黄色の一角である。それほど精緻な絵図面ではないが、縮尺はおおよそ60分の1くらいである。

⑤ 江戸上屋敷御貸長屋図(江戸御上屋敷御貸長屋図)〔写真5〕

金沢市立図書館 加越能文庫 特16.18-137

41×57

1772～1782

これも高島定辟旧蔵のもので、もともとは④の絵図面と一群をなしていたものであろう(旧ラベルは8108号とある)。年代の上限は、④の絵図面と同様、「西御殿」跡地が焼失後の様子を示していることから1772年と考えられる。年代の下限は、寛政元年(1789)世子斉敬のために造営された「新御居宅」が出現していないことから1789年と考えられる。さらに年代を限定するために支藩主の官名の組み合わせに注目すると、「備後守様御門」「出雲守様御門」と記されていることから(18世紀後半のこの組み合わせは1750～82年)、年代の下限は1782年と考えられる。

絵図面は表題通り「詰人空間」の家臣の長屋や役所のみが描かれており、「御殿空間」は北東隅の厩以外は空白となっている(「御貸長屋」または「御貸小屋」については細川1989b参照)。それぞれの長屋には、付箋でその利用者の家格や役職が示されている。このように、この絵図面は長屋の配置とその利用者を示すために作成されたものと推定される。しかし、絵図面には「・(朱) 此印井」という註記もあり、「御殿空間」も含めて井戸が鮮明に描かれているこ

とから、この点が作成意図に関係する可能性も考えられる。彩色は、この井戸の朱のみである。邸外の部分に「小者小ヤ」「足軽小ヤ」「紀州様方御附」という付箋がみられるが、これは脱落したものを貼付したと考えられる。「紀州様方御附」とは、③で述べたように1761年に本郷邸に入興した紀州藩徳川宗将女千間（寿光院）の付人をさしており、この点も上記推定年代と矛盾しない。後述するように、全体的に⑧の絵図面に類似する点が多い絵図面である。

⑥ 江戸本郷御屋敷之図（前田家江戸本郷御屋敷御小屋図、二枚ノ内、または東武御上屋鋪絵図、貳枚之内）〔写真6〕

金沢市立図書館 郷土資料090-494-2

59×78

1772～1789

この絵図面も、④⑤の絵図面と同様に「西御殿」焼失後以降のものと考えられる。しかし、④⑤にはみられなかったいくつかの建築物が出現していることから（例えば、「西御殿」跡地本郷通り沿いの土蔵、「年寄衆小ヤ」南隣の厩の南側の長屋など）、④⑤より年代的に下るものと考えられる。年代の下限は、「新御居宅」が出現していないことから1789年と考えられる。

絵図面は、原題のひとつに「御小屋図」とあるように「御殿空間」は描かれていない。絵図面には、「是ハ内外御長屋、外ハ腰かわら、是ハ馬持御小屋之印」と註記がある。前者は長屋塀のことであり、「東御門」周辺から「南御門」にかけてと、「御殿空間」の南側の境が長屋塀であることがわかる。また、外長屋の壁が腰瓦であったこともわかる。後者は馬を持つことを許された家臣の長屋のことであり、厩をともなった長屋を指していると考えられる。絵図面では水戸藩との境が半円で描かれていることからわかるように、藩邸の北側がいたって簡略化されている。長屋の省略以外に、各長屋や「追分口御門」の位置関係もかなり不正確なものとなっている。それに比べて藩邸の南側および東側は相対的にしっかりと描かれている。この絵図面は、長屋塀や厩をともなう長屋を示すために作成された可能性が強いことから、それらが集中する藩邸東側および南側部分に力点が置かれた結果とも考えられるが、北側の「此通り八筋之御小屋年寄衆等ノ御小やもあり」と記されている周辺の長屋には当然厩があつてしかるべきであり、簡単には断定できないようである。絵図面には、次のような書き込みもある。「御上屋鋪歩数、拾万三千八百廿五坪八歩七厘、内壱万千八拾八坪六歩富山公、五千七百六拾坪大聖寺公、御中屋鋪貳万六千六百六拾坪、平尾御屋敷二拾壱万七千九百三拾五坪、深川御蔵屋敷二千六百六拾坪」。これは各屋敷の面積を示したものであるが、絵図面との関係は不明である。

⑦ 上屋敷総絵図（御上屋鋪惣絵図）〔写真7〕

尊経閣文庫 8079旧外

80×83

元図1772～1777, 加筆後1789～1792

絵図面には「寛政十年仲秋写, 前田」とあり, 寛政10年(1798)8月に手写されたことが知られる。絵図面には藩邸内の変化が朱で加筆されている。最初に, 加筆以前の絵図面の年代を考える。この図もまた「西御殿」焼失後の様子が窺えるので, 年代の上限は1772年と考えられる。既述の絵図面と比較してみると, 北東隅の「御居宅」が西に拡大しておらず, 「五十二間」の長屋がみえる(④⑤⑥の絵図面では居宅が拡大して長屋がなくなっている)。また, 「西御殿」跡地に「御居間方」の長屋2棟が朱で加筆されているが, 元図には描かれていない。④の絵図面では「御居間方渡り」, ⑤の絵図面では「御居間方」と書かれた長屋が出現している。以上の点から考えて, ④⑤⑥の絵図面より年代的に遡ると考えられる。つまり, 加筆以前の絵図面は, 三井文庫のもの(③の絵図面)に次いで古いと考えられるのである。年代の下限は, 以上の述べた点から④の絵図面より古いことは明らかであり, 1777年を下ることはないと考えられる。以上の年代推定は, 支藩主の官名の組み合わせ(「備後守様御屋敷」「出雲守様御屋敷」, 1750～82年)と矛盾しない。次に, 朱による加筆後の絵図面の年代を考える。次の⑧の絵図面(年代の上限は1792年)と比較すると, ⑧の絵図面でみられるような長屋配置までは加筆されていないことから, 年代の下限は1792年と考えられる。年代の上限ははっきりしない点もあるが, 「新御居宅」(絵図面では「御居所」)が描かれており, 1789年と考えられる。以上の点から, 加筆後の絵図面は1789～92年頃の藩邸の様子を示していると考えられる。

絵図面には図中の印について次のような註記がみられる。「○此合紋只今御用相違候井戸百式十七, ●此合紋 古井戸六つ, ●(茶)此合紋御作事支配水溜桶, ■(茶)此合紋御作事支配水溜桶, ■此合紋割場支配水溜桶, ○(朱)西ノ方御露路口二枚開, □(朱)同所御物見之方へ出口式枚開, △(朱)六町目御物見脇北式枚開, ⊕(朱)御露路築地塀続式枚開, ^ (朱)御風呂敷口, ◇(茶)御土蔵屋敷南ノ方二枚開, ♪(茶)坂下御門, ⊖(茶)御馬場先御門, ⊕(茶)坂下御厩口御門」。前半は③の絵図面に記載されていたものと共通しており, 後半は育徳園や馬場への出入口を示している。火事の際, 育徳園なども当然避難場所になったと考えられるので, 絵図面作成の目的のひとつが防火に関連することであったと考えられる。

⑧ 加藩本郷屋敷絵図〔写真8〕

石川県立歴史博物館 大鋸コレクション H43-3

42×56

1792～1796

年代の上限は、「新御居宅」が描かれていることから1789年と考えられる。「新御居宅」は1796年に「北御居宅」と改称されている。このことから、年代の下限は1796年と考えられる。さらに年代を限定するために支藩主の官名をみると、「飛驒守様御門」「出雲守様御門」となっている(この組み合わせは1792～1801年)。以上の点から、絵図面の年代は1792～96年と考えることができる。

絵図面には、「道、坂、ケツ水(下水)、草はへたる所谷之類」に関して、それぞれ使用した色彩の註記がある。それ以外にも緑地と考えられるところには別の色が使用されているようであるが、退色の可能性もあり、詳細は不明である。井戸が朱点で示されていることはいくつかの絵図面と共通しているが、「大御門」の扉も朱色になっており、一部の書き込みも朱で書かれている。この絵図面も、⑤の絵図面と同様に「御殿空間」はほとんど描かれておらず、「詰人空間」の様子を描くことに力点が置かれているものと考えられる。しかし、「詰人空間」も他の絵図面と比較するとかなり簡略になっている。⑤の絵図面とは、「御殿空間」の北側の境が東端にかけて一段下がっていないこと(「梅之御殿」建設以前の多くの絵図面では一段下がっている)、「追分口御門」へ至る鍵型に伸びた部分を極端に短く描くこと、北東隅の「御居宅」と支藩の境を機械的に描くこと(実際とは相違する)など共通する点が多く、両者は全体的に藩邸の描き方が類似した絵図面という印象を受ける。なお、ここで指摘したように、本郷邸の全体図では、藩邸北西端の「追分口御門」へ鍵型に長く伸びた部分を極端に縮めて描いている絵図面が少なくない(⑤⑧以外に⑪⑭など)。これはこの部分だけが約140m程飛び出しており、そのまま同じ様な縮尺では描けなかったためと考えられる。つまり、このような表現方法がとられたのは、多くの場合絵図面を描いた紙の大きさに規定された結果と考えられる。

⑨ 江戸本郷御上屋敷絵図(前田家江戸本郷御上屋敷絵図、四枚ノ内一)【写真9】

金沢市立図書館 氏家文庫 特13.0-75-2-2

55×80

1792～1796

絵図面には「大正十四乙丑年二月写之、氏家栄太郎」とあるが、これは⑧の絵図面を手写した可能性が高い。この絵図面では、「追分御門」へ至る鍵型の部分東側の距離が「七十□間」となっている。実は、⑧の絵図面の同じ部分が「七十^(虫)□間」となっているのである。このことは、この絵図面が⑧の絵図面を手写した可能性が高いと推定するのに十分な根拠といえるだろう。もちろん、この絵図面は⑧と比較して、井戸の数が若干少ないことと色彩が一部異なること以外は全く同じものである。なお、絵図面は⑬⑭の絵図面などと共に「前田家江戸御屋敷絵図」と題された袋に入っており、袋の表には「江戸本郷御上屋敷絵図、四枚」(鉛筆書きで式枚

と訂正されている)とあるが、現在は⑨⑩の2枚しか伝わっていないようである。

⑩ 加藩江戸本郷屋敷総絵図〔写真10〕

石川県立歴史博物館 大鋸コレクション H43-2

53×78

1792～1796

絵図面の年代は、「新御居宅」が描かれていることから一応1789～96年と限定することができる。さらに、「御殿空間」北東隅の厩（後に「梅之御殿」が建設される部分）が「コ」の字形に変化していることが注目される。これは、北側の30疋建ての厩と南側の12疋建ての厩の西端を南北方向の厩でつなげたものである。この点に関しては⑬の絵図面の「梅之御居宅」部分の書き込みに、「最前土塀ノ方ニ御厩役所三十疋建、押廻シ十疋建、続テ向側ニ十二疋建、右之ヲ御取払、梅之御殿ニ相成」とあり、「押廻シ十疋建」が南北方向の厩に相当するものと考えられる。さらに、後述するように、⑭の絵図面は藩邸内の建築物の変化を貼紙によって修正している。「梅之御殿」が貼られている部分を裏面からみると、やはり「コ」の字形の厩など本絵図面と同じ状況が、修正以前の状況として窺える。以上の点から、この絵図面でみられるような「コ」の字形の厩が、「梅之御殿」建設直前の姿と推定される。よって、この絵図面は年代の上限を1792年とする⑧または⑨の絵図面よりも年代的に下ると考えられるのである。また、この絵図面は⑧⑨の絵図面より北側の長屋の数が増加しており、このことは以上の推定を裏づけていると考えられる。以上の点から、絵図面の年代は1792～96年と考えられる。

絵図面の作成意図は不明であるが、加賀藩の絵図面では頻繁にみられる配色で、非常にオーソドックスな形で藩邸の様子を描いた絵図面といえよう。それほど精緻な絵図面ではないが、縮尺はおおよそ1300分の1くらいである。

⑪ 東都御館諸士等小屋割図〔写真11〕

金沢市立図書館 後藤文庫 特19.9-169

41×51

1796～1802

絵図面には北東の居宅が「北御居宅」と記されている（1796年以降）。しかし、「梅之御殿」は出現していないことから、絵図面の年代は1796～1802年と考えられる。

この絵図面は表題に「小屋割図」とあることからわかるように、「御殿空間」は空白となっており、「詰人空間」の様子を示すことに力点が置かれていると考えられる。それぞれの長屋に長屋の間数は記されていないが、どのような家臣が居住するのか、家格または役職が簡単に記さ

れている。藩邸南側の長屋部分が極端に圧縮されて描かれており、「御殿空間」の「中御門」のある凸部分も非常に誇張されて描かれている。これらは実態とかなり相違している。また、全体的にも藩邸が南北方向にかなり圧縮した形で描かれている。この絵図面では、⑥の絵図面と同じ描き方で長屋塀が示されており（一部「御厩」も）、あずき色に塗られている。また、周辺の「町家」が赤系の色で着色されているのが印象に残る。絵図面の南西隅にあたるところには、「富士山此間へ当て明カニミへ、見事ナル事不及言語」とある。文字の方向の延長線上（北東方向）には本郷邸内にあった「富士山」（富士権現社旧地）、延長線上の逆側（南西方向）には本当の富士山が位置している。

⑫ 東都本郷御館御郭内小屋割図〔写真12〕

尊経閣文庫 8086

137×182

1800

野村寛旧蔵。この絵図面は現在知られている全体図の中で、藩邸内の居住者の具体的な人名がわかる唯一の例である。人名はすべて付箋によって記されており、これによって藩邸内のどこの長屋に誰が居住していたのかを具体的に窺うことができる。絵図面には「寛政拾三年辛酉二月写之」とあるが、付箋によって記されている人名は、前年の参勤交代で11代藩主治脩が参府した直後、つまり寛政12年（1800）閏4～6月の状況が示されていると考えられる（細川1989b）。

付箋によって氏名が記されている97人は、原則として藩主に謁見の許される平士並以上である。藩邸の北側に集中する藩主に謁見できないそれ以下の家臣の長屋については、例えば「此九筋割場足軽小者等渡り」「此壱筋御算用者小屋」といった形で示されている。また、南側の外長屋では「当分御本宅渡り」「当分割場渡り」などの付箋もみられ、空き長屋の利用方法の一端が窺われる。藩邸の南東角周辺の外長屋4箇所には「聖堂火消方渡り」とあるが、これは加賀藩が寛政11年（1799）11月に聖堂の「火消手当」を命じられたためである。この点も推定年代と矛盾しない。絵図面には、⑥の絵図面と同じ印で厩をとまなう長屋が示されている。つまり、この印のついている長屋は、馬を持つことを許された上級家臣が居住していたことになる。以上のように、絵図面は藩邸内の家臣の居住配置を示すために作成されたものであり、「御殿空間」は全くの空白となっており、藩邸の境界も一部しか描かれていない。絵図面には「野村信精持所」とあるが、野村自身の名前も絵図面にみられることから（野村源兵衛）、彼が絵図面を手写した可能性も考えられる。なお、この絵図面に関しては、既に筆者は江戸遺跡研究会第2回大会で報告を行っており（細川1989a）、別稿を予定している。

⑬ 前田家本郷屋敷略図〔写真13〕

金沢市立図書館 河野文庫 095.0-85

56×80

1803～1806

この絵図面には「梅ノ御居宅」とある。このように呼ばれたのは1803～06年の間だけであり、絵図面の年代もこの間と考えられる。

享和2年(1802)に「梅之御殿」が建設されると、この部分にあった厩は本郷通り沿いに移転していることがわかる。既に⑩の絵図面のところで一部引用したように、この絵図面には「梅ノ御居宅」の部分を中心に比較的詳しい書き込みがみられる。それらは、おもに藩邸内の変化を記したものである。例えば、「梅ノ御居宅」の北側、絵図面では「此辺年寄衆并侍御貸小屋」とある部分には、「都て八筋ト云、其内御取払北ノ御居所ニ相成」と書き込まれている。また、その南東には(後述の付箋の南隣)、「最前此辺十七疋建御厩有之御取払」とある。この厩は⑦の絵図面までみえるもので、1790年前後に取り払われ長屋になっている。絵図面には付箋が2箇所ある。ひとつは「北御居宅」の南側であり、「三十七間」の長屋2棟に「此辺年寄衆御貸小屋」と記されている上にある。付箋の右(北)側に「御屋敷の御小屋」、左(南)側に「大二子様」「小□□野長ヤ」とある。もう1箇所は、絵図面の東の端にあたる「富山様御屋敷」の部分であり、ちょうど「大正持様御屋敷」との境まで付箋が伸びている。比較的大きな付箋の上(北)の方に「此辺火出」、下の方(南の境に近い部分)に「此辺ニて終る」とある。これらの状態と文言からは、富山藩邸から出火して他へ延焼することなしに鎮火した火事を表わしていると考えるのが自然であろう。富山藩邸から失火した火事は、(1)元禄4年(1691)1月(「吉川随筆」『越中資料集成3』所収)、(2)寛延3年(1750)12月、(3)寛政5年(1793)10月、(4)寛政11年(1799)12月、(5)弘化3年(1846)3月の5回が知られている。(2)(3)の火事は富山藩邸にとどまらず、町屋に延焼して大きな火事となっている。(1)(4)はそれぞれ3尺四方、3間四方計を焼いた小火であり、付箋の火事に相当するとは到底思われない。(5)の火事のみが上屋敷を悉く焼いたが、他に延焼しなかった火事である。以上の点から、付箋によって示されているのは、(5)の弘化3年3月22日の火事と考えるのが最も妥当と思われる。つまり、19世紀初頭の藩邸の様子を示している絵図面に、19世紀中頃の支藩邸の火事に関する付箋を付け加えていると考えられるが、詳細は不明である。精緻な絵図面ではないが、縮尺はおおよそ1400分の1くらいである。

⑭ 江戸上屋敷小屋絵図(江戸御上屋鋪小屋絵図)〔写真14〕

金沢市立図書館 加越能文庫 特16.18-136

60×86

前田久醇旧蔵。絵図面は貼紙による修正や細かい書き直しによってかなり手が加えられており、詳細にみた場合に煩雑な印象を免れないものになっている。最初に、修正前の絵図面の年代について考える。「新御居宅」という名称がみられるので、1789～96年という年代が考えられる。さらに年代を限定するために支藩主の官名をみると、「飛驒守様御屋敷」「出雲守様御屋敷」となっている（この組み合わせは1792～1801年）。以上の点から、修正前の絵図面の年代は1792～96年と考えられる。次に、修正・加筆後の絵図面の年代を考える。この絵図面では、修正の際に居宅の名称や支藩主の官名が修正されていない。このことを考えると、最も確実な根拠に依拠せざるをえないだろう。その意味で、ここでは推定年代を貼紙で記載されている「梅之御殿」の存在した1802～25年としておきたい（「梅之御殿」の年代については第4節参照）。その他にも、次の3つの推定根拠が考えられる。(1)「梅之御殿」は1803～06年の間「梅之御居宅」と呼ばれていた。(2)絵図面には大高東栄という医者が記されているが、彼は文化10年(1813)に死去している（金沢市立図書館加越能文庫所蔵「先祖由緒并一類附帳」特16.31-65）。(3)㉑の絵図面をみると、この絵図面では「火消御道具所」となっている場所に「米カチ所」が出現している。これは文政6年(1823)に建てられたものである。(1)(2)に関しては、この絵図面では確実な根拠とはならないように思われる。(3)に関しては、㉑の絵図面に記されていないことや㉒の絵図面の付札に出てこない点から、当初から本郷邸にあったのかや疑問も残るので、今回は推定根拠として用いなかった。この点については今後の課題としたい。なお、『加越能文庫解説目録』には「寛政・享和頃のもの」と書かれており、1789～1804年頃の年代が示されている。

絵図面には「一、壱間ヲ五厘ヲ以定之」とあり、1200分の1の縮尺ということがわかる。しかし、㉑㉒㉓の絵図面に比べれば、精度はやや落ちるという印象を受ける。また、「○此印井戸、①同水溜（中央の点は朱）、㊦同ハシゴ」という註もあり、この絵図面の作成目的のひとつが防火に関連することを示唆しているように思われる。しかし、井戸や水溜の印は消去・書き直されたものが少なくなく、朱で「イ」「ミ」または「井」などの別の印も頻繁に使用されており、一見すると判然としないものが多い。㉑の絵図面と比較すると、各長屋の間口割が描かれている点はより詳細といえるが、これも貼紙による修正や書き直されている箇所があり、わかりにくくなっている。

⑮ 加藩江戸本郷屋敷総絵図〔写真15〕

石川県立歴史博物館 大鋸コレクション H43-4

55×84

1807～1825 (1813?)

絵図面の年代は、「梅御殿」が描かれていることから1802～25年と考えられる。さらに年代を限定するために支藩主の官名をみると、「備後守様御屋敷」「淡路守様御屋敷」となっている(この組み合わせは1807～35年)。以上の点から、絵図面の年代は1807～25年と考えられる。絵図面には大高東栄も記されており、年代の下限が1813年の可能性も考えられる。これらは北東の居宅が「北御居宅」(1796～1825)となっていることと矛盾しない。

この絵図面は、修正後の⑭の絵図面と記載内容が非常に類似した絵図面である。特に⑭の絵図面に特徴的にみられた防火関係の印は、絵図面に註記のなかったものも含めて、⑭の絵図面の修正後の状況とよく一致している。もちろん、両者の間には子細にみれば細かい書き込みの異同は少なくないし、色彩なども育徳園を中心にかなり異なるが、修正後の⑭の絵図面と本絵図面とに何らかの関連があることはほぼ間違いないように思われる。色々な可能性が考えられるが、例えば修正後の⑭の絵図面またはそれに類似した絵図面を上記の時期に手写して、手写当時の名称に一部訂正した絵図面といった推定も不可能ではない。なお、絵図面には「表大御門」の北側に「御物見」と書かれた貼紙がある。これは、幕末(1863年前後)に本郷6丁目付近にあった物見が南の「大御門」近くに移動したことを示しており、後のものと考えられる。それほど精緻な絵図面ではないが、縮尺はおおよそ1200分の1くらいである。

⑯ 江戸本郷御上屋敷絵図(同、四枚ノ内一)〔写真16〕

金沢市立図書館 氏家文庫 特13.0-75-2-1

56×81

1802～1825

この絵図面は北東の居宅が「新御居宅」(1789～96、ただし「北御居宅」時代の改築後の形になっている)となっているが、一方で「梅之御殿」(1802～03、1806～1825)が描かれている。このような矛盾は、例えば⑭のような修正を加えられた絵図面をそのまま手写したために生じたと推定することができる。このような場合には、⑭で述べたように建物の名称の変化を絵図面の年代推定の根拠とすることはできない。ここではとりあえず⑭と同様に、「梅之御殿」の存在した1802～25年と推定するにとどめたい。なお、この絵図面でも大高東栄の名前がみられる。この絵図面と⑭の絵図面とを比較すると、⑭の絵図面において貼紙で修正されている箇所に関しては、この絵図面では修正後の形となっている場合と修正以前の形(⑭の元図と同じ)になっている場合の両方がみられる。よって、修正後の⑭の絵図面より古い状況を示していると考えられる。これは、⑮の絵図面よりも年代的に遡るということでもある。

この絵図面は、⑩の絵図面と同様に非常にオーソドックスな形で藩邸の様子を描いた絵図面である。それほど精緻な絵図面ではないが、縮尺はおおよそ1300分の1くらいである。

⑰ 江戸本郷上屋敷之図（本郷御上屋敷之図）〔写真17〕

金沢市立図書館 加越能文庫 特16.18-134

52×78

1802～1825

金谷孔彰旧蔵。この絵図面も、⑩の絵図面と同様に「新御居宅」（ただし改築後の形）と「梅之御殿」の名称が並存するという矛盾がみられる。また、支藩主の官名も「備後守御門」「出雲守御門」となっており（この組み合わせは1750～82年および1835～36年）、これも矛盾する。絵図面の年代は、⑩の絵図面と同じように考えて、とりあえず1802～25年としておきたい。なお、大高東栄の名前も記載されている。

この絵図面は細かい違いはあるものの、⑩の絵図面とよく一致している。その意味で、両絵図面共に「御老中小屋」を「十七間」と間違っている点などは興味深い（37間が正しい、次の⑱も同じ間違いをしている）。よって、⑩と⑰の絵図面が年代的にかなり接近した、またはほぼ同じ時期の藩邸の様子を示していると考えられる。絵図面には鉛筆書きが所々にみられる。その中には、「北御居宅」（1796～1825）「淡路守」といった記載がある。富山藩主が淡路守を名乗るのは、利幹の時の1801～35年である（備後守との組み合わせは1807～35年）。このことから、鉛筆書きはやや遅れて絵図面に加筆されたものと推定される。絵図面には、北側の「朱引御附引越小屋」のところに付箋がある。付箋の下に描かれている長屋配置は⑩の絵図面と同じであり、これは⑭の修正前と一致する。しかし、付箋の上に描かれた配置は、⑭の修正されたものよりさらに時代が下るものと考えられる。なお、この絵図面は、「ライ分御門」の鍵形のところの一部が紙内におさまらず切れてしまっている。それほど精緻な絵図面ではないが、縮尺はおおよそ1300分の1くらいである。

⑱ 本郷御屋敷惣絵図〔写真18〕

金沢市立図書館 郷土資料 090-853

56×79

1802～1825（1821？）

絵図面の表題には、「文政四辛巳年（1821）九月」とある。しかし、これには疑問が残る。「新御居宅」（1789～96）や「梅之御居宅」（1803～06）といった名称の矛盾がみられ、⑩⑰の絵図面と同様に貼紙などで修正した絵図面をそのまま手写したのと考えられる。さらに、元の絵

図面には付箋があったらしく、「付札」と記して朱の四角に囲んで示されている。それは以下の4箇所である。北東隅の居宅のところに(1)「此御居宅当時無之御物見^(マ)正、(割註)御居間少々残ル」,「御作事」のところに(2)「大工小屋当時無之」,「御附引越小屋」部分の東半分に(3)「此小屋三筋当時無之」,「追分御門」へ伸びる鍵形の部分の3棟の長屋の中央の長屋に(4)「此小屋当時無之」とある。このうち、(1)は文政8年(1825)12月の「北御居宅」焼失後のことを記しているとも考えられ、付札のついた絵図面は文政4年の藩邸の様子を示していない可能性も考えられる。次に、付札のない絵図面について考える。これが文政4年に作成または手写されたとしても(⑬の絵図面はそれに付札されたものを手写したことになる)、その時点で名称の変化などが考慮されていないことを考えると、その絵図面が文政4年の藩邸の様子を示しているとは即断できないように思われる。このように不明な点が多いことから、ここではとりあえず絵図面の年代を「梅之御殿」が存在した1802~25年の間と考えておき、1821年を年代の下限とする可能性もあるとしておきたい。

それほど精緻な絵図面ではないが、縮尺はおおよそ1300分の1くらいである。絵図面の藩邸の描き方は、⑬⑭の絵図面と共通する点が多すぎる。以上みてきたように、修正後の⑭、付札の部分を除いた⑬、それに⑮⑯⑰の絵図面はほぼ同時期、つまり18世紀初頭の藩邸の様子を描いていると考えられる。さらに、⑩も含めてこれらの絵図面が、藩邸の描き方でもよく類似していることは大変興味深い点である。

⑲ 御上屋敷御囲并惣御小屋割図〔写真19〕

金沢市立図書館 加越能文庫 特16.18-135

247×164

1806~1825

絵図面の年代は、実際には描かれていないが、その周囲の境(囲い)の様子から「梅之御殿」が存在していた時期と推定できる(1802~25年、溶姫の「御住居」は出現していない)。定府の「青山四郎左衛門」「萩原次郎左衛門」の名前がみられるが、大高東栄の名前はみえない。青山四郎左衛門は文化3年(1806)に病死した青山数馬から家督を相続している(金沢市立図書館加越能文庫所蔵「先祖由緒并一類附帳」特16.31-65)。このことから、年代の上限は1806年と考えられる。大高東栄は文化10年(1813)に病死しており、年代の上限は1813年とも考えられるが、推定根拠として十分ではないように思われる。以上の点から、絵図面の年代は1806~25年と考えられる。「御附引越小屋」の部分と「追分御門」へ伸びた部分の中央の長屋が⑬の付札通りなくなっており、修正後の⑭、⑮⑯⑰、付札の記載を除いた⑬より年代的に下ることがわかる。おそらく、「梅之御殿」が存在した時期の終わり頃の絵図面と考えられる。

表題からわかるように、この絵図面の作成目的は藩邸内外の囲い（境）と小屋割を示すことであつたと考えられる。そのためか「御殿空間」は殿舎が描かれておらず、空間内の境・土蔵・門・馬場などが描かれているだけである。特に、境には詳細な寸法が記されている。「詰人空間」は各長屋の間口割と間口間数がひとつひとつ詳細に記されているが、利用者などを示す書き込みはみられない。彩色は、一部の境の足元を流れる溝の朱線と「原」と記されている緑地の緑系の色の2色だけである。絵図面は、おそらく実測に基づいたものと考えられる。縮尺はおおよそ420分の1くらいである。

㊟ 本郷邸図〔写真20〕

尊経閣文庫 8087

122×129

1827～1829

この絵図面は、ここで紹介する本郷邸の全体図の中では最も異色のものである。他の絵図面が基本的には平面図であるのに対して、支藩を含めて藩邸全体を立体的に描いた絵図面である。絵図面の年代の上限は、溶姫の「御住居」や「御住居表御門」（赤門）が描かれていることから1827年と考えられる。年代の下限は文政12年（1829）と考えられる。この年加賀藩は大聖寺藩に上屋敷新広敷建設のために、本郷邸内東側大聖寺藩邸に面した作事所付近942坪余を「御貸地」しているが（『大聖寺藩史』）、絵図面にはその様子がまだ描かれていない。以上の点から、絵図面の年代は1827～29年と考えられる。つまり、この絵図面は溶姫入興直後の藩邸の様子を示したものと見えよう。支藩主の官名が「備後守様表門」「淡路守様表門」となっていること（この組み合わせは1807～35年）、「地藏堂」がまだ存在することは以上の推定と矛盾しない。この地藏堂は1830年に天満宮を勧請して、以後「御鎮守」と呼ばれるようになっていく。

この絵図面は、㊟㊟の絵図面と同様に藩邸全体が南北方向に圧縮した形で描かれている。多くの建物は入口や門を正面に描かれているようである。実際の建築物の様相など、他の絵図面では窺い知ることのできない藩邸内の様子が描かれており、大変興味深いものとなっている。この絵図面は、詳細に検討すると色々な興味深い情報が得られるものと考えられる。「御殿空間」の北側と東側の境が築地塀のようにになっているのも、他の絵図面ではみられない点である。本郷邸の全体図には藩邸の周辺を描いている絵図面も少なくないが、不忍池まで描いている絵図面はこれだけである。

㊟ 江戸御上屋敷絵図（江戸御上屋鋪惣御絵図）〔写真21〕

金沢市立図書館 清水文庫 特18.6-27-1

102×172

1840～1845

この絵図面については既に前節で詳しく触れられているので、ここではごく簡略に紹介するにとどめたい。絵図面の年代の上限は、「御殿空間」内に当時世子であった慶寧の「東御居宅」が出現していることから1840年と考えられる。年代の下限は、藩邸北西の土蔵群近くに「鉄砲角場」がまだ出現していないことから1845年と考えられる。

この絵図面は、現在知られている絵図面の中では、⑳㉑と並んで最も精緻に藩邸を描いたものと考えられる。1マス1寸（約3cm）四方の朱の方眼が描かれており、これは絵図面上では10間（約18m）四方に相当しており、600分の1の縮尺となっていることがわかる。藩邸全体にわたって詳細に描かれており、随所に細かい寸法なども記されている。殿舎や役所などの建物は間取りまで記されている。長屋には利用者に関する書き込みなどはないが、従来の絵図面では一部のみしか記されていなかった「会所前壱番～三番」「北御櫓下壱番～七番」といった各長屋の名称が藩邸全体にわたって記されている（ただし記載されていない長屋も若干ある）。なお、このような名称がいつ頃からあったのかは不明である。㉑の絵図面でも長屋の増加が若干みられたが、この絵図面では「南枕小屋三番」をはじめ、さらに長屋の数が増加している（附図8の30・31・76・77・84～86など）。絵図面が入れられている袋には、使用した色彩に関する註記がある。小さな四角の中に色彩が示され、それぞれ「此色御畳御小屋廻り等」「此色板ノ間」「此色土間石垣等」「此色土居芝等」「此色御泉水御表廻り敷石等」と説明されている。そして、これらに従って絵図面は美しく彩色されている。

㉒ 前田家本郷屋敷之図〔写真22〕

金沢市立図書館 河野文庫 095.0-86

74×114

1845～1851

この絵図面も、㉑㉒の絵図面と並んで精度の高いものと考えられる。絵図面の年代の上限は、「御納戸役所」近くに「角場」が出現していることから1845年と考えられる。年代の下限は、その近辺に建設される「稽古所」が出現していないことから1851年と考えられる。なお、支藩主の官名は「備後守様御出口」「淡路守様御出口」となっており（この官名の組み合わせは1807～35年）、上記推定年代と矛盾するが、詳細は不明である。

この絵図面を㉑の絵図面と比較すると、両者の間には小さな変化は少なくないが、全体的にみれば藩邸に大きな変化は認められない。この絵図面は、㉑の絵図面と同じように藩邸全体に

わたって詳細に描かれているが、寸法や間取りは記されていない。各長屋には間口間数や長屋の名称が記されており、彩色もすべてではないが、㉑の袋に示されたものと共通するところが多い。縮尺はおおよそ1010分の1くらいである。

㉑ 加藩江戸本郷屋敷総絵図〔写真23〕

石川県立歴史博物館 大鋸コレクション H43-5

66×98

1845～1851

推定年代およびその根拠は、㉑の絵図面と同じである。この絵図面も推定年代と支藩主の官名と一致しないが（「備後様御出口二枚開」「淡路様御出口二枚開」）、詳細は不明である。南の「御土蔵屋敷」をみると、㉑の絵図面と比較して一番南の列に土蔵がひとつ増えており、㉑より年代的に下る可能性も考えられる。

「御殿空間」は「御住居」「御殿」「御本宅」「御庭」の境・門・土蔵・馬場などが描かれているだけであり、「詰人空間」の様子を示すことに力点が置かれた絵図面と考えられる。長屋は簡略に描かれており、各長屋の名称が記されている。井戸は描かれていないが、藩邸内各所の多くの門（「二枚開」が多い）が十十という印で示されている。それほど精緻な絵図面ではないが、縮尺はおおよそ1000分の1くらいである。

㉒ 東都御屋敷略図（元治二年二月現在東都御屋敷略図）〔写真24〕

金沢市立図書館 氏家文庫 特13.0-75-3

56×80

1863

絵図面には「大正十四年十月写之、氏家栄太郎」とある。絵図面の原題は元治二年（1865）となっているが、これには疑問が残る。「江戸屋敷総図」（金沢市立図書館加越能文庫特16.18-131）によると、文久3年（1863）に藩邸内の長屋が北側を中心にかなり取り壊されていることがわかる。しかし、この絵図面ではそれが「八筋巻番～三番町」（附図8の34～36、これは文久3年3月に取り壊された）など一部しか反映しておらず、文久3年段階で取り壊されたはずの長屋がいくつか描かれている（附図8の11・13・37・38・61など）。よって、この絵図面は元治2年の状況を正確には伝えていないことがわかる。長屋の取り壊した年月などから推定すると、文久3年3～4月頃と考えるのが妥当のように思われる。ただし、長屋の数などが省略されたのか、必ずしも正確に描かれていないところもあり、月まで限定することは難しいと考えられる。ここでは一応推定年代を1863年としておきたい。なお、支藩の部分は「飛驒守様

御ヤシキ」(飛驒守は1855年から)「稠松様御ヤシキ」となっている。稠松は安政6年(1859)に襲封した利同のことであり、推定年代と矛盾しない。また、㉓の絵図面まで「御住居」となっていた溶姫の居所も「御守殿」となっており(安政3年<1856>から)、これも矛盾しない。

絵図面は「御殿空間」がほとんど描かれておらず、「詰人空間」の様子を示すことに力点が置かれた絵図面と考えられる。門などが一部立体的に描かれており、長屋には利用者の家格・役職または長屋の名称が記されている。彩色は、心字池から「与力町」の横を北に流れる水路の青だけである。絵図面は、㉑㉒の絵図面と同様に全体的に藩邸が南北方向に圧縮して描かれている。

なお、「江戸屋敷総図」は本郷邸の20枚の分割図である。元図は文政年間(1818~30)頃のものと考えられるが、幕末までの藩邸内の変化を貼紙などで詳細に修正し続けた絵図面である。本稿では検討することができなかった。今後の課題としたい。

㉓ 本郷邸之図〔写真25〕

尊経閣文庫 番号なし

131×144

1863

この絵図面の年代も不明な部分がある。文久3年(1863)3月に取り壊された長屋である「御鳥部屋横四番」(附図8の41,以下番号のみ記す)が描かれており、同年4月に取り壊された「御徒町壱番町」東側の長屋(11)、「御徒町妻小屋」の北半分(19の北半分)、「与力町貳番」(37)、「御厩前三番」(70)の西半分は描かれていないのである。この辺は理解に苦しむが、文久3年3月に壊された長屋で描かれていないもの(13・34~36)もあり、同年9月に壊された「御守殿前壱番」西側の長屋(61)が描かれていることから、文久3年頃の絵図面と考えてよいだろう。ただし、以下に述べるように、㉒の絵図面よりは時間的に下るものと考えられる。

㉒の絵図面と比較すると、上記以外にも長屋の減少がみられ(30・31など)、藩邸南側では東側の長屋塀がなくなり、外長屋の中にあつた会所が西に移動して、独立した建物となっている。これにともなって、「会所前壱番」の南側の長屋(79)が東西方向の「会所南横壱番~三番」3棟の長屋に変わっている。「南御通町」と「南仲町」の北側(89・91)がやはり東西方向の長屋3棟に変化している(「南新枕小屋壱番~三番」)。また、本郷6丁目付近にあつた物見が「大御門」の近くに移動している。このように、両絵図面の間には大きな変化がみられる。「御殿空間」は、㉓の絵図面と同様、「御庭」「東御居宅」「御本宅」「御殿」「御守殿」の境や土蔵などが描かれているだけである。時間的混乱はあるが、「詰人空間」の様子を示すことに力点が置かれた絵図面と考えられる。各長屋は間口間数と長屋の名称が記されている。この絵図面も、藩邸内各

所の多くの門が十の印で示されている。藩邸北側の「八筋壱番～三番町」(34～36)が撤去された空間に、「朱引北之方御私邸え御渡」という付箋がみられる。明治4年(1871)本郷邸の南西角約1万5千坪を私邸として、他をすべて明治政府に返上した時のことを示しているのだろうか。また、「御厩前壱番～弍番」(68・69)に、それぞれ「藤田求馬」「遠田誠摩」の付箋がある。

②⑥ 江戸本郷邸図〔写真26〕

尊経閣文庫 番号なし

66×100

1863～1868

絵図面の年代は、文久3年(1863)11月に取り壊された「与力町壱番」(附図8の38,以下番号のみ記す)が描かれていないこと、②⑤の絵図面よりもさらに長屋の減少がみられること(17・41・46～48・61・80)などから②⑤より年代的に下り、1863年以降と考えられる。おそらく明治元年(1868)に焼失する本郷邸の最後の様子を伝えていると考えられる。

絵図面には、基準線らしき朱線や作図のためと考えられる朱のマス目、朱による微細な修正が所々にみられ、貼紙による修正も何箇所かある。藩邸全体を詳細に描いたものであるが、書き込みは一切なく、彩色もされていない。かつて「八筋壱番町～三番町」の長屋(34～36)のあったところを四角に点線で囲み、その内側に「八筋四番町」(33)に接続する形でさらに二重線で小さく囲んだ部分が描かれているが、その意味は不明である。この点を除けば、②⑦の絵図面から書き込みと彩色を取ったものとほぼ一致する。このことから、この絵図面は②⑦の絵図面の原図の類と考えられるが、この絵図面自体の性格は不明である。いずれにしても、次の②⑦の絵図面と密接な関係にあることは間違いないだろう。縮尺はおおよそ1010分の1くらいである。

②⑦ 上中下屋敷絵図(御上屋敷惣絵図、六枚ノ内)〔写真27〕

尊経閣文庫 8110旧函

68×105

1863～1868

推定年代およびその根拠は、②⑥の絵図面と同一である。藩邸全体を詳細に描いたものであり、おそらく明治元年(1868)に焼失した本郷邸の最後の様子を伝える絵図面と考えられる。前述のごとく、②⑥の絵図面に書き込みと彩色を行ったものと考えて差し支えないが、色彩は②①の絵図面と共通するところが多い。この絵図面は、②①②の絵図面と並んで精度の高い絵図面のひとつと考えられる。各長屋にはそれぞれ名称が記されているが(間口間数は記されていない)、末

尾に「御貸小屋」とあるものが多い。殿舎の間取りなどは描かれていないが、6枚の中に「御殿空間」のより詳細な絵図面があり（「御上屋敷御殿惣絵図」）、これと組み合わせになっているものと考えられる。縮尺はおおよそ1000分の1くらいである。

参考文献

- 杉森哲也・宮崎勝美・吉田伸之 1987 「『江戸御上屋敷惣御絵図』解説」 東京大学文学部3号館開館記念品
細川義 1989a 「加賀藩本郷邸の家臣居住配置について」 江戸遺跡研究会『江戸遺跡研究会第2回大会発表要旨』
細川義 1989b 「文献史料から見た理学部7号館地点」 東京大学理学部遺跡調査室『東京大学遺跡調査室発掘調査報告書1 東京大学本郷構内の遺跡 理学部7号館地点』第8章第1節
宮崎勝美 1988 「紀州藩麴町邸の平面構成と紀尾井町遺跡」 千代田区紀尾井町遺跡調査会『東京都千代田区紀尾井町遺跡調査報告書』第2編第4章第1節
森さく子 1988 「富山藩江戸屋敷の火災と再建（於前田正甫公の時代）」 『越中資料集成3 吉川随筆・前田氏家乗』所収
吉田伸之 1988 「近世の城下町・江戸から金沢へ」 『週刊朝日百科日本の歴史別冊 歴史の読み方2 都市と景観の読み方』

第3表 本郷邸の全体図一覧

(写真)番号	表 題 (原題)	所蔵機関と架蔵番号	寸法(cm)	推定年代
1	武州本郷第図	尊経閣文庫 番号なし	111×163	1688?
2	上屋敷殿閣図 (御上屋敷御殿閣図, 二枚ノ内)	尊経閣文庫 8071旧函	110×214	1687~1702
3	前田家本郷御屋舗図 (本郷御屋舗之図)	三井文庫 C827-18	55×78	1761~1771
4	江戸御上屋敷図	尊経閣文庫 8093	105×164	1772~1777
5	江戸上屋敷御貸長屋図 (江戸御上屋敷御貸長屋図)	金沢市立図書館 加越能文庫 特16.18-137	41×57	1772~1782
6	江戸本郷御屋敷之図 (前田家江戸本郷御屋敷御小屋図, 二枚ノ内, 東武御上屋舗絵図, 三枚之内)	金沢市立図書館 郷土資料 090-494-2	59×78	1772~1789
7	上屋敷総絵図 (御上屋舗惣絵図)	尊経閣文庫 8079旧外	80×83	元図1772~1777 加筆後1789~1792
8	加藩本郷屋敷絵図	石川県立歴史博物館 大鑑コレクション H43-3	42×56	1792~1796
9	江戸本郷御上屋敷絵図 (前田家江戸本郷御上屋敷絵図, 四枚ノ内一)	金沢市立図書館 氏家文庫 特13.0-75-2-2	55×80	1792~1796
10	加藩江戸本郷屋敷総絵図	石川県立歴史博物館 大鑑コレクション H43-2	53×78	1792~1796
11	東都御館諸士等小屋割図	金沢市立図書館 後藤文庫 特19.9-169	41×51	1796~1802
12	東都本郷御館御郭内小屋割図	尊経閣文庫 8086	137×182	1800
13	前田家本郷屋敷略図	金沢市立図書館 河野文庫 095.0-85	56×80	1803~1806
14	江戸上屋敷小屋絵図 (江戸御上屋舗小屋絵図)	金沢市立図書館 加越能文庫 特16.18-136	60×86	元図1792~1796 加筆修正後 1802~1825
15	加藩江戸本郷屋敷総絵図	石川県立歴史博物館 大鑑コレクション H43-4	55×84	1807~1825(1813?)
16	江戸本郷御上屋敷絵図 (同, 四枚ノ内一)	金沢市立図書館 氏家文庫 特13.0-75-2-1	56×81	1802~1825
17	江戸本郷上屋敷之図 (本郷御上屋敷之図)	金沢市立図書館 加越能文庫 特16.18-134	52×78	1802~1825
18	本郷御屋敷惣絵図	金沢市立図書館 郷土資料 090-853	56×79	1802~1825(1821?)

(写真)番号	表題(原題)	所蔵機関と架蔵番号	寸法(cm)	推定年代
19	御上屋敷御囲并惣御小屋割図	金沢市立図書館 加越能文庫 特16.18-135	247×164	1806～1825
20	本郷邸図	尊経閣文庫 8087	122×129	1827～1829
21	江戸御上屋敷絵図 (江戸御上屋敷惣御絵図)	金沢市立図書館 清水文庫 特18.6-27-1	102×172	1840～1845
22	前田家本郷屋敷之図	金沢市立図書館 河野文庫 095.0-86	74×114	1845～1851
23	加藩江戸本郷屋敷総絵図	石川県立歴史博物館 大鋸コレクション H43-5	66×98	1845～1851
24	東都御屋敷略図 (元治二年二月現在東都御屋敷略図)	金沢市立図書館 氏家文庫 特13.0-75-3	56×80	1863
25	本郷邸之図	尊経閣文庫 番号なし	131×144	1863
26	江戸本郷邸図	尊経閣文庫 番号なし	66×100	1863～1868
27	上中下屋敷絵図 (御上屋敷惣絵図, 六枚ノ内)	尊経閣文庫 8110旧函	68×105	1863～1868

本文の①～⑳の絵図面の番号と写真番号は一致している。なお、2・6・9・16・27の表題は一括名であり、2・6・9・16は2点、27は6点一括となっている。これらの絵図面は、原題が個別名である。

第3節 育徳園

森下 徹

(東京大学大学院人文科学研究科)

はじめに

本節では、近世における育徳園の概要について略述する。山上会館地点は、近世においては、加賀藩本郷邸の庭園だった育徳園の一部であった。現在もその中心部は、三四郎池として、うっそうとした木立ちと共に残されており、大学に学ぶ者や市民の憩いの場となっている。ここでは、時期を近世に限って、景観の変遷や、藩邸での利用のされ方について、文献史料から明らかにすることを述べることにしよう。

具体的に明らかにしなければならない第一のことは、育徳園の空間構造についてである。ここでは園内の構造物や、庭園の景観について、比較的豊富に残された絵図史料を利用しながら、なるだけ具体的な姿をうかびあがらせることにしたい。

ところで、そうした空間構造の解明も、社会構造の中に位置づけられることによって、はじめて意味をもつというべきであろう。従ってここでは特に、藩邸に生活する人々にとって、育徳園がいかなる場所であったのか、という点についての解明をあわせてめざしてゆくことにしたい。なお、その際参考としなければならないのは、藩邸を、のっぺらな空間としてとらえるのではなく、御殿空間と詰人空間（長屋空間）とからなる二重構造としてとらえようとする、最近の藩邸史研究での指摘¹⁾である。これに従えば、育徳園²⁾は御殿空間を構成することになるのだが、御殿空間に占める位置、および詰人空間との関係について、空間的、機能的な面から明らかにしてゆくことを心がけたい。

ただしここでの検討は、育徳園に即したものに限られるのであり、国元の金沢城の庭園との比較、あるいは大名庭園一般の中での位置づけ、といった点には全く触れることができない。またそもそも全体の分析も、史料的な制約から不十分にしかなしえない。これらのことについては、あらかじめ御諒解頂きたい。

1. 育徳園の沿革

最初に、育徳園の近世での沿革について、文献史料からあきらかとなる限りのことを述べておこう。

育徳園は、本郷邸がいまだ下屋敷であったところにすでに設けられている。何度か修造がおこ

なわれているようであるが、ここでは修造の状況を比較的詳しく知ることのできる、1640（寛永17）年の記事を紹介しておこう³⁾。

寛永十五年春夏之内に、將軍家光公御成之儀、^(マツ)前手より被仰上、不時に御幸可被成御内書有に付て、十四年より茨木小刑部に御作事奉行被仰付、御露地泉水つき山等出来し、つまりつまりに富士見乃亭・麻木亭・達摩亭・からかさ亭・三角亭・鳩の亭などゝ名付て、珍しかりける御物ずきの御亭ども出来し、……二月十八日に本郷裏門より御書院江成らせられ、御膳等被召上、御亭共御見物、異国の美酒御肴、遠来之御菓子品々備へ置……

1640（寛永17）年3月28日、將軍家光が本郷邸に臨邸したが（引用史料中にある年月日は誤りとされる）、史料に見られるように、それを迎えるために、庭園の修造がおこなわれた。そしてこのとき、泉水や築山がつくられたことや、からかさ亭などの「御亭」もつくられたこともわかる。

この他の時期の修造について、例えば、近代になって編集された『加賀松雲公』によれば、1629（寛永6）年の秀忠・家光の来邸に際して、「殿閣及庭園を修し」たことや、1655（明暦元）年に「復た修築の事あり」とする記事が見受けられる⁴⁾。しかしながらその具体的なあり方についてはほとんど明らかにできない。さらに17世紀後半以降にも、なんだか修造がおこなわれているはずであるが、文献史料からは、その概要を追うことはできない。ちなみに、育徳園の名称は、五代藩主綱紀の命名になるとのことである。

また同書によれば、1661（寛文11）年夏、儒者を招いての「詩讌」が育徳園においてひらかれたとされている⁵⁾。このとき参会したのは林鷲峯、林鳳岡ら、藩主綱紀の「幼時より師友とせらるゝもの」や、綱紀の儒臣、および木下順庵ら、あわせて九人であった。そして園内を散策したあと、「八景八境の詩文」を詠んでいる。この詩をみることによって、当時の育徳園の情景をいささかなりともうかがうことができるように思われるが、ここでは詩の題だけを紹介しておこう。まず「八景の詩」であるが、長林晨暉、清池宿禽、溪橋聞鶉、平撫遊鹿、西塢花雲、竹逕涼雨、恠巖紅楓、蟠松晴雪といった題がつけられている。また「八境の詩」は、鳶施店、月到亭、半曲樹、通達窓、標柱石、青顧軒、望富觀、晞驥堂、といったものである。あずまやや、奇岩の配置された庭園は、鳥のさえずりが聞こえ、鹿が遊んでいそうなほど静寂で、うとうとした木立ちに覆われていたのであろう。

2. 絵図に見る育徳園の変遷

前節では、文字史料を通して明らかとなる育徳園の沿革を述べたのであるが、特に近世中後期のあり方については全く明らかにすることができなかった。そこで次に絵図史料を利用して、その空間的な変遷をたどってみることにしよう。その際、育徳園内に梅之御殿が設けられた時期を、便宜上の基準として考え、(1)梅之御殿以前（18世紀末まで）、(2)梅之御殿時（19世紀

初), (3)梅之御殿以降(19世紀半ば)の三期にわけて検討をしてゆきたい。そしてここでは特に, ①育徳園内が, 庭園以外にどのように用役されているかということ, ②育徳園と詰人空間との境界, および御殿空間内の御殿部分との境界, ③庭園部分の構造物, の三つの点に注目してゆくことにする。

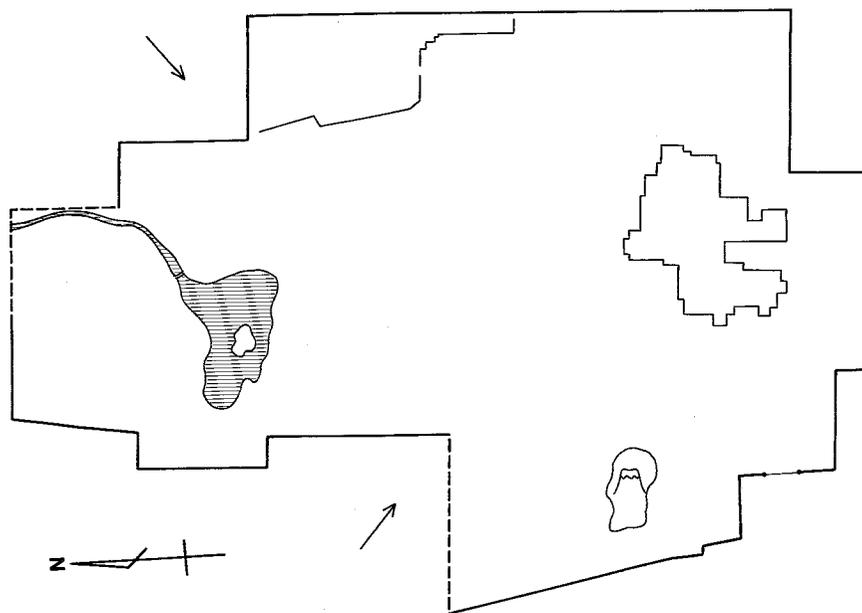
(1) 梅之御殿以前

この時期については, 17世紀末, および18世紀末の二つの絵図を検討する。

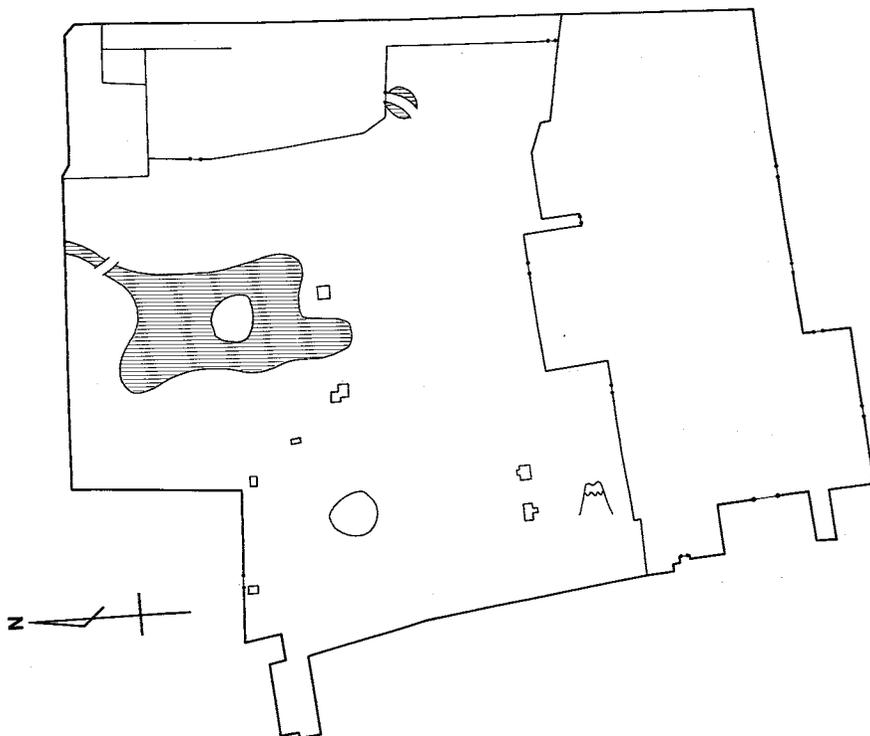
まず, 17世紀末のものについて(第5図, 写真1⁶⁾)。この絵図は, 庭園部分の記載が非常に簡単であり, また境界についてもあいまいにしか描かれていないけれども, とりあえず気が付くことは, 育徳園が占める空間的な位置の, 後の時期と比べたときの違いについてである。すなわち, 18世紀後半以降の絵図と比較すると, 図中に矢印で示した, 育徳園西部, および東北部が大きく中に引込んでいるし, 逆に北部は外に出張っている。その間の時期に, 育徳園と詰人空間との改変がおこなわれたようである。

また, 庭園の構造物について, 写真1を見れば, 中島を配した泉水や, 富士山, 栄螺山といった, 後の時代にも一貫してみられるものが, すでに配置されていたことがわかる。

次に18世紀末の絵図を検討しよう(第6図, 写真7⁷⁾)。



第5図 梅之御殿以前の「御殿空間」(1)

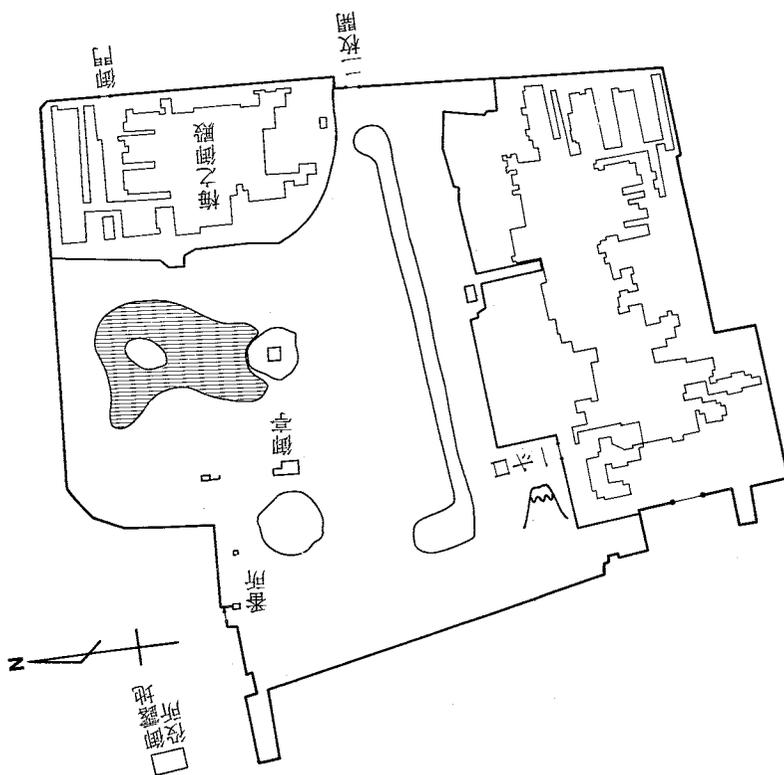


第6図 梅之御殿以前の「御殿空間」(2)

まず、東縁部に馬場がおかれており、東北部には厩もみられる（なお同じ時期の別の絵図によれば、南縁部にも馬場が設けられていたようである）。

次に境界についてであるが、東縁部の馬場と庭園とは、絵図の描かれ方からして、板塀（「懸塀」または「熨斗立」）で区分されていたものと思われる。そして三ヶ所の出入口が道と共に描かれている。また御殿部分とも同じようにして区分されているものの、出入口は複数あったことがわかる。これに対して、詰人空間とも同じく板塀によって区分されているわけだが、出入口としては北西部の一ヶ所しか認められない。しかもここには育徳園の側に番所がおかれている。従って、育徳園は、御殿部分および馬場とも、また詰人空間とも同じように区分されているように見えながらも、出入のチェックは詰人空間の方が厳しかったと考えられるのである。このことからなによりここが御殿空間の一部に他ならなかったことがわかるだろう。

最後に、庭園に付属する構造物について見ておこう。泉水、富士山、栄螺山は先と同じく見出せる。なお泉水の水は、真北に、水戸藩邸の方へ流れていたということもわかる。またこの絵図には、泉水の南、および栄螺山の東方に、二つの「御亭」が描かれている。これは後の時期の絵図で、からかさ御亭、高山御亭とよばれるものに相当するものと思われる。



第7図 梅之御殿時の「御殿空間」

(2) 梅之御殿時

つづいて、梅之御殿が設けられていた時期の絵図を検討することにしよう（第7図、写真16⁸⁾）。

特徴的なことは、東北部に大規模な梅之御殿が設けられたということである。そしてそれによってそれまであった馬場と厩はなくなっており、南縁部の馬場だけが残されている。

また梅之御殿の造営に伴ない、御殿空間が若干拡大されたようである。すなわち、先の第6図、写真1，と比較すると、東半部において引込んでいた北縁のラインが、張り出して一直線になっているし、東縁のラインも、一直線だったものが、北半部において、外へ張り出していることがわかる。

ところで境界については、御殿空間が、一部を除いて板塀で囲まれていたことが、この絵図から明らかである。出入口について、まず従来からの御殿部分とは「一斗口」（少し早い時期の絵図では「富士山口」と記しているものもある）がみられるが、これ以外にも複数の出入口が

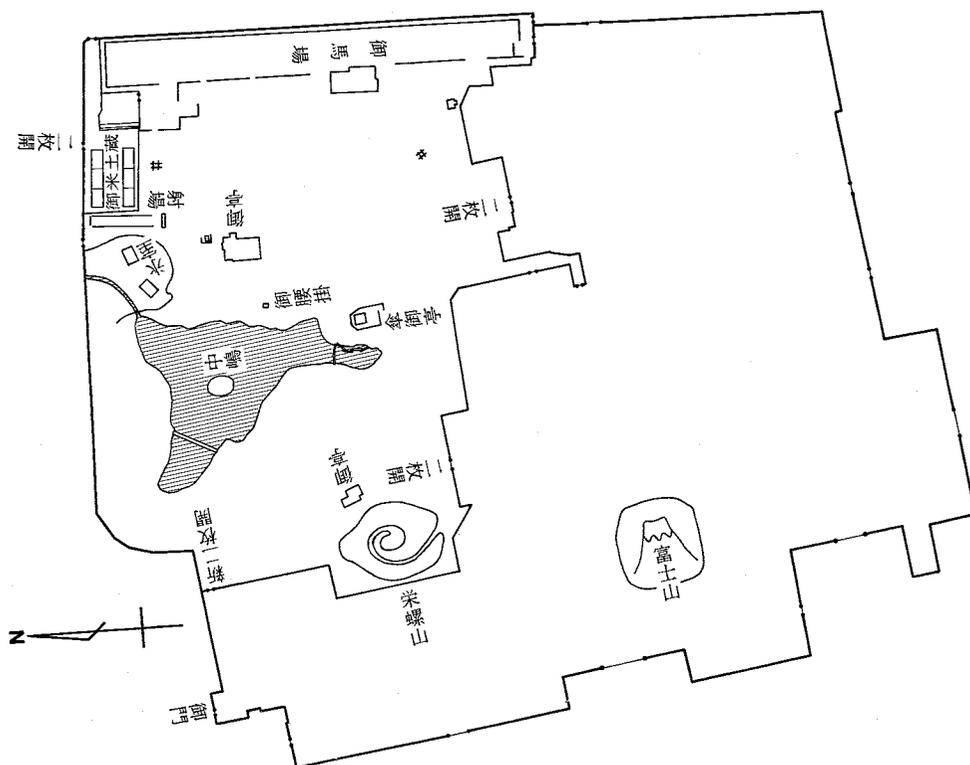
あったものと思われる。また梅之御殿と庭園とは、「氷室口」、「紅葉山口」など三つの出入口があったことが、別の絵図によって確認できる⁹⁾。一方詰人空間との直接の出入口としては、やはり西ノ口御門が唯一のものであったと思われる。門の内側には番所がおかれているし、門の外には、育徳園を管理する「御露地役所」がおかれている。

最後に、庭園の構造物について。泉水・富士山・栄螺山がやはり確認できる。ところでこの富士山であるが、1800年前後の状況を示すとされる絵図には、「人不入所」という注記がみられる¹⁰⁾。ここは、富士信仰に基く、特殊な空間と認識されていたのではないだろうか。ところが、この直後の時期の絵図には、この富士山に「山ノ上御亭」が設けられている¹¹⁾(ただし、この「御亭」は他の絵図には見出せない)。述べたような特殊性が、次第に稀薄化しつつあったことを意味するのであろうか。

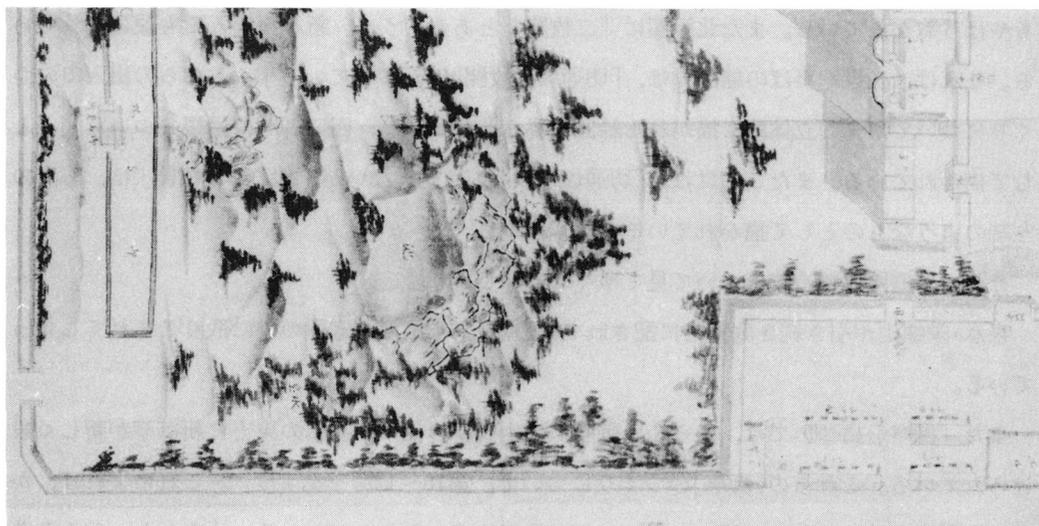
この他、からかさ御亭と、高山御亭に相当すると思われる、二つの「御亭」も確認できる。

(3) 梅之御殿以降

それでは、梅之御殿が撤去されたあとの、19世紀半の状況を見てゆくことにしよう(第8図、



第8図 梅之御殿以降の「御殿空間」



第9図 育徳園北縁部

写真22¹²⁾。ただしこの絵図は幕末期のものである。

梅之御殿が撤去されたあとには、馬場と厩が復活している。また厩とならんで、二棟の「御米土蔵」が見られるが、これは、19世紀半までの絵図には見出せず、幕末になってあらたに設けられたものようである。一方、南西部は、御守殿がかなりな面積を占めて設けられており、それまで御殿空間の中に広大な位置を占めていた育徳園も、面積が縮少してしまっている。

次に境界について見てゆこう。まず、この絵図から、詰人空間、御殿空間それぞれとの境界が板塀からなっていたことが、やはり確認できる。19世紀前半期の藩邸のようすを立体的に描いた絵図¹³⁾から、育徳園の北縁部を示したのが、第9図である。この図では、境界が屋根のついた塀で描かれている。絵図中で「懸塀」とよばれている板塀はこのようなつくりの塀だったようである。時期は遡るのだが、育徳園の塀については、次の史料も参考となる¹⁴⁾。

同日江戸西克過、古屋伊織常明御大小将組家来堀内孫右衛門、御門外ヨリ煩罷帰候時分、切通橋際、御守殿御露地外塀江行倒申候、右之節、塀高サ二尺計ニテ幅一尺計壁打抜有之、依之御横目中ヨリ達 御聴、夜中 御守殿御露地不残相改

史料は1718（享保3）年1月29日のものであるが、病人が倒れこんで、塀に穴をあけてしまった際、「夜中」であるにもかかわらず、育徳園内の見廻りがおこなわれるのである。御殿空間と詰人空間との区分別に厳格に守られていたということが、この事例を通してもうかがうことができよう。

次に出入口について。まず西口御門はあらたにつくられた御守殿にとりこまれているよう見える。しかしながら、写真22を仔細に見ると、これは御守殿との直接の出入口ではなく、「新二枚開」を介して育徳園との出入口として使われていたとみなすことができる。ここには、番所

もやはりおかれている。また北縁部に「二枚開」とあるように、新しい出入口も設けられている。これは、19世紀半ばの絵図では、「切通坂二枚開」と記されている¹⁵⁾。これらの出入口のつくりについて、先の立体的に描かれた絵図を見ると(第9図)、西口御門は屋根のついた門として描かれている。またここには、「切通坂二枚開」は見えないが、他の「二枚開」は、写真の左端のようなものとして描かれていることもわかる。

それでは庭園の構造物について見てゆくことにしよう。

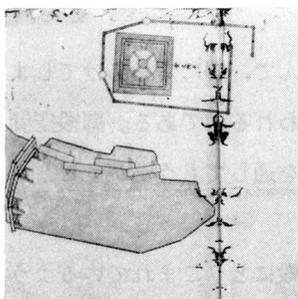
泉水・栄螺山が引き続き庭園内に配されているが、富士山は御守殿の中に取りこまれてしまっている。

また「御亭」については、からかき御亭、高山御亭の他に、泉水の東方に新御亭が新しく設けられている。これらの「御亭」のつくりについて、第10～12図を見よう¹⁶⁾。これによれば、からかき御亭と他の二つとは明らかにつくりが異なっていたことがわかる。すなわち、からかき御亭が名前どおりの、傘形をした簡単なつくりのあずまやだったのに対して、後の二つは、いくつかの部屋からなり、縁側のついた建造物であったと考えられる。

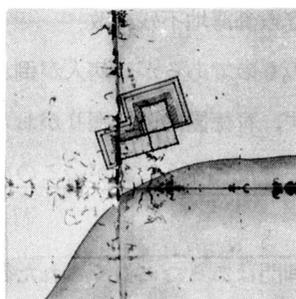
また水室も二つ見出せる。これはこれ以前の時期においても見られるものである。なおここに水室が設けられていることについては、富士信仰との関係が伝承されている。この点については、すでに小花波平六氏の研究があるのだが¹⁷⁾、氏の引用する史料のうち、例えば『兎園小説』のものとして次のような記事がある。

江戸本郷加州御屋敷水室の場所は、慶長八癸卯六月朔日雪ふりたる所なり、この雪富士の形につもりたるゆえに、其所へ浅間の宮を造立し、毎年六月朔日まつりをなす。

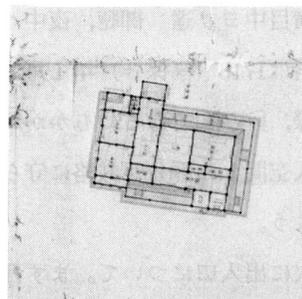
まだ本郷に加賀藩邸が設けられる以前の、1603(慶長8)年、六月朔日の降雪を機に、富士浅間社が勧請された。そしてこれはのちに加賀藩邸が造営されるときに駒込へ遷社したが、富士社があった場所は、すでに絵図に出てきたように、富士山として残されつづけたのであり、またこうした信仰と水室の設置が結びつけて考えられているのである。もっとも、水室の場所と



第10図 傘御亭



第11図 高山御亭



第12図 新御亭

富士山の場所とはかなり離れてはいるけれども、こうした民衆の間の信仰が、そのまま藩邸の中に存続しつづけていたということは興味深い点であろう。なお『加能郷土辞彙』の「氷室の朔日」の項によれば、氷室の水は金沢から運んだものようであり、しかも六月朔日に幕府に献上していた、とのことである。

この他、育徳園には、「射場」が設けられているが、これは幕末になってのものであろう。

以上、やや煩瑣ではあったが、育徳園の、絵図を用いての空間的な変遷について述べた。

ところで、近世後期の育徳園の景観を具体的に見ることのできる絵を、この節の最後に紹介しておこう(写真28、第1分冊口絵9¹⁸⁾)。この絵は、育徳園を東部から西へむけて見通したものである。ここでした時期区分によれば、(3)期に相当するものと思われる。

まず、手前には馬場と馬見所が見えるが、馬場と庭園との境には板塀ではなく、低い土居で区切られているにすぎないことがわかる。その向こうには種々の木に覆われて庭園が描かれている。絵図によっては、泉水の西方に、岩らしき書込みがあるものがあるが、それが高いがけを示すものであったということもここからわかる。さらに上方には高山御亭が描かれているし、その左下には、木立ちに隠れているけれどもからかき御亭も描かれているようである。

3. 江戸藩邸における育徳園の位置

それでは最後に、本郷邸に生活していた人たちの育徳園とのかかわり方について具体的なあり方を紹介し、そのことによって本郷邸において育徳園の占めていた位置を確認することしよう。

最初に、藩主との関係についてであるが、この点については、藩主が来客を接待する場として用いられている事例を紹介することができる。ここには何人かの大名が来邸したときの記事を紹介しておきたい。

1757(宝暦7)年3月朔日、姫路藩主酒井忠恭父子来邸¹⁹⁾

……九半時頃御同道に而御出、御出迎御小書院江御誘引、御挨拶之上御居間書院江御誘引、御常服に被召替、追付御料理出、相濟、八時過より御庭江御出、所々御見物、高山於御亭御菓子・御吸物等出、夫より御馬見所江被為入……各為御牽之御馬に御乗……

1782(天明2)年3月26日、会津藩主松平容頌父子来邸²⁰⁾

……八時過御客御揃、於御小書院二汁七菜御料理等出、夫より御庭傘之御亭等所々御見物、於栄螺山御亭、殿様御手前に而御茶被進之、御自身御花も被為入、御菓子御吸物等出、夫より於御馬見所種々御饗応、御馬十一疋御馬役絹川団右衛門等江乗馬被仰付……

1789(寛政元)年3月27日、広島藩主浅野重晟父子来邸²¹⁾

……四時過御出、於御小書院、御取持倉橋三左衛門殿・佐野六右衛門殿御相伴に而、二汁六

菜之御料理等相濟，御庭へ御出御見物，夫より於御馬場，御客馬御覽，於御馬見所早々御饗
応……

これらの史料に見られるように，来邸した大名たちを迎えるときには，御殿で「御料理」を出したあと，育徳園を散策し，高山御亭で休憩，そのあと馬場に行き，馬見所での「御饗応」や，乗馬を楽しむ，といったパターンがあったようである。大名の接待がどのようにおこなわれるか，ということは，大名家の格式にかかわることであろうし，また大名家の儀礼のあり方を知る手がかりともなると思われる。これらのことについては，独自の検討が必要なのであろうが，ここではその接待の場として育徳園が重要な役割を果たしていたということを確認しておこう。すなわち，なによりここは，藩主のための庭園だったのである。

それでは家臣は，育徳園とはどういう関係をもつことができたのであろうか。ここでは家臣が育徳園内に入ることを許された，二つの事例を紹介しておきたい。

まず次の史料を見よう²²⁾。

御横目江

犬千代丸様御幟，来月朔日より五日迄御庭内に相建候付，定府之男女拜見被仰付候，男子は十五歳以下丸額迄之事

一、御幟拜見人，御広式御土蔵際二枚開より入，坂下御門江出可申事

一、御庭内之儀に候間，拜見人供之者は御門外に相残し，坂下御門江相廻し可申候，定府之家内・下女迄召連候事勝手次第に候，尤拜見之女かぶり物并日傘指候儀無用之事

右之通被得其意，定府之人々江可被申談候事

四月

史料は1831(天保2)年のものであり，「犬千代丸様」は，前年に生まれた14代藩主慶寧をさすものと思われる。ここでは，育徳園内におかれた「御幟」の「拜見」を理由として，家臣が園内に入ることが特別に許可されるのであり，しかも，女性の「かぶり物并日傘」は禁止されていたり，「供之者」を連れることもできないなど，御殿空間内であるがゆえに，家臣の行動には種々の規制が加えられるのである。ちなみに，ここで出口となっている坂下門とは，東北部の，馬場先の門であり，馬場や厩との出入口としてばかりでなく，庭園との出入口としても使われることがあったことが知られる。

家臣が育徳園内に入ることが特別に許可された事例をもう一つだけ紹介しておこう。第4表は，「年寄中等御庭拜見」とされる，18世紀後半以降に，在江戸の重臣たちが，育徳園をはじめ，能や囃子などの「拜見」を許可された事例を集成した史料から，「御庭拜見」だけをピックアップしたものである。記事の精粗については明らかにできないけれども，春か秋に，桜や紅葉の見物を理由にして，日を特定して特別に許可されていることがわかる。重臣たちでさえ，

育徳園には、藩主の特別の許可をまたなければ、出入りできなかったのである。

ここでみたように、藩邸に生活する家臣たちにとって、育徳園は、現在のように容易に憩いを得ることのできる庭園では決してありえなかったと考えられよう。

おわりに

全く不十分な分析に終始したが、最後に、本郷邸において育徳園が有していた意味を、以上から二つの点にまとめることで、本節の結びにかえたい。

まず、なにより指摘しなければならないのは、育徳園が、藩主のための庭園なのであって、家臣のためのものではない、ということである。空間的にも、詰人空間とは塀によって区切られており、出入口は限定されて、そこには番所が設けられていた。また家臣が出入りできるのは、「御庭拝見」などのかたちで藩主によって特別に許可されたときに限られていた。

ところで、国元金沢城の庭園である「蓮池御庭」については、明治維新後、「四民」に対し「拝見」が許可されている²³⁾。年間わずか19日間のみ、「拝見」許可ではあるけれども、逆に言えばそれまでは、家臣を含めて、容易に「拝見」できるものではなかったということが知られるのである。

第4表 重臣たちの「御庭拝見」例

年	月・日	記	事
1793	(寛政5) □. □	大炊・内記へ御庭御花見物被仰付	
1794	(寛政6) 8. 17	玄蕃助御庭拝見	
1795	(寛政7) 3. 2	御庭之桜盛ニ付御拝見可仕旨被仰出、玄蕃助兩人拝見仕候事	
1796	(寛政8) 9. 10	玄蕃・蔵人義御庭拝見可仕旨被仰出拝見仕候事、但、前々之通兩席執筆共も召連度段半左エ門迄申達、為達御聴候事	
1798	(寛政10) 9. 29	又兵エ儀今日御庭拝見被仰付候事	
〃	(〃) 10. 3	又兵エ・蔵人儀御庭紅葉今日見物被仰付候事	
1806	(文化3) 10. 2	兵部義御庭拝見罷出候、伺之儀前同断	
1809	(文化6) 9. 2	右同人(修理)義御庭拝見之事	
1811	(文化8) 10. 6	監物等御庭之紅葉拝見被仰付	
1813	(文化10) 10. 23	助右エ門等御庭之紅葉見物被仰付	
1828	(文政11) 10. 3	掃部等御庭拝見之事	
1830	(文政13) 10. 16	蔵人・勘解由義御庭拝見之事	
1833	(天保4) 10. 6	山城守等三人御庭拝見	
〃	(〃) 10. 4	山城守等三人当六日七日之内天気次第御庭之紅葉拝見被仰付旨被仰出	
1835	(天保6) 9. 23	内膳等御庭紅葉拝見	
1828	(天保11) 3. 17	山城守等今日御庭之花拝見	
1837	(天保10) 10. 7	御庭之紅葉見物被仰付候旨被仰出、八日拝見、中之口より罷出処、山城守義御附方ニ而奥之口往来、将監義御近習御用ニ付兩人とも奥之口より罷出	

「毎日帳書抜」7(加越能文庫、特16.40-72)より作成。

本郷邸において育徳園が果たしていた役割について、もう一点だけ指摘するとすれば、そこが藩邸内の広大な空間であったということもあげることができるように思われる。このことは、本来本郷邸が広大な面積をもつ下屋敷であったということとかかわるのかもしれないが、幕末に至るまで、御殿空間の中でも広大な面積を占めつづけており、これにより、必要に応じて、御殿や馬場、土蔵などを収容できるスペースとなっていた。また下屋敷時代のことであるが、御殿が火事となったときの記事として、「中納言様御覽被成、其まゝ御露地へ御出被成、熊笹・高野つゝじ等を御近所へ見ゆる者に為御植有て、火之所は御構不被成」というものがあり²⁴⁾、育徳園が火除地としても機能していたことがうかがえる。勿論、これらのことは、御殿空間における“空き地”という意味においてなのであって、家臣の用役に直接に用いられるスペースではなかったということは、くりかえすまでもない。

註

- 1) 加賀藩本郷邸に関するものとしては、吉田伸之「近世の城下町・江戸から金沢へ」（『週刊朝日百科 日本の歴史・別冊 歴史の読み方 2』, 1988年）、杉森哲也「大名の江戸藩邸」（『日本歴史大系 3』, 1988年）、細川義「文献史料から見た理学部 7 号館地点」（『東京大学本郷構内の遺跡 理学部 7 号館地点』, 1989年）などがある。
- 2) ここでは、御殿空間を構成する一半を御殿部分、他の一半を育徳園とよぶことにする。
- 3) 『加賀藩史料』第 2 編, 938 頁。
- 4), 5) 『加賀松雲公』上巻, 223～232 頁。
- 6) 「武州本郷邸図」（尊経閣文庫）。なおここでの絵図の年代比定は、本章第 2 節（細川義執筆）によっている。
- 7) 「上屋敷総絵図」（尊経閣文庫, 8079 旧外）。
- 8) 「江戸本郷御上屋敷絵図」（金沢市立図書館所蔵氏家文庫, 特 13, 0—75）。
- 9) 「梅御居宅総絵図」（金沢市立図書館所蔵加越能文庫, 特 16, 18—164）。
- 10) 「江戸上屋敷小屋絵図」（加越能文庫, 特 16, 18—136）。
- 11) 「前田家本郷屋敷絵図」（金沢市立図書館所蔵河野文庫, 095, 0—6）。
- 12) 「前田家本郷屋敷之図」（河野文庫, 095, 0—86）。
- 13) 「本郷邸図」（尊経閣文庫, 8087）。
- 14) 「参議公年表」48（加越能文庫, 特 16, 11—75）。
- 15) 「加賀藩江戸本郷屋敷総絵図」（石川県立歴史博物館所蔵大鋸コレクション, 2）。
- 16) 第 10・11 図は、「御露地高山御亭并傘御亭等」（加越能文庫, 特 16, 18—131—10）。第 12 図は、「御露地新御亭并御泉水御馬場等」（特 16, 18—131—11）。
- 17) 小花波平六「板橋宿の生活と民族—江戸末期中山道・板橋宿の場合—」（『板橋区郷土資料館紀要』第 7 号, 1988 年）。
- 18) 「育徳園図」（尊経閣文庫, 16—9—チ）。なお『加賀松雲公』に「藩末の調製に係る」とされる、同様な絵図が収録されている（上巻 220～221 頁）。
- 19) 『加賀藩史料』第 7 編, 960 頁。
- 20) 同, 第 9 編, 431～435 頁。
- 21) 同, 第 10 編, 21 頁。
- 22) 同, 第 14 編, 124 頁。

23) 同，藩末編下巻，1277頁。

24) 同，第3編，310頁。1651（慶安3）年の記事。

第4節 梅之御殿

杉森 哲也

(東京大学文学部)

梅之御殿は、19世紀初頭の約20年間存在したにすぎない構築物であるが、御殿下記念館地点においては、その遺構面が最も明瞭に検出されている。そこで本節では、まず1.において、梅之御殿の建設から解体に至るまでの経過と、その理由についての基礎的な事実の確定作業を行う。次いで2.においては、梅之御殿の構造と性格についての検討を行う。さらに3.においては、藩主家族の独立した住居である「居宅」に着目し、本郷邸内における梅之御殿の位置づけについて検討を行うこととする。尚、梅之御殿は、存在期間が短かったこともあり、関連史料は極めて限られているのが現状である。そこで本節では、この点を補うため、藩邸内の大名家家族の住居について、居住主を中心とする大名家内の人間関係とその動向を通して分析を行うという方法を試みる。これは、大名家においては、人間とその住居は極めて密接な関連を有しており、大名家内の序列や人間関係が住居という形で明確に反映されると考えられるからである。

1. 梅之御殿の歴史

(1) 建設

『加賀藩史料』は、享和2年(1802)9月4日条に「前田重教夫人の為に新築せる本郷邸の居館を梅之御殿と称せしむ。」という綱文を掲げ、『袖裏雑記零餘後録』(金沢市立図書館所蔵加越能文庫・特16.28-32。以下、加越能文庫の史料については、史料番号のみを記すこととする。)の「今般御普請被仰付候寿光院様御殿、是以後梅之御殿与相唱候様、従相公様被仰出候条、此段一統可被申談候事。」という記事を引用している。この記載から、梅之御殿とは、享和2年に、当時の藩主である12代斉広の命によって、10代藩主重教の正室である寿光院のためにその隠居所として新築されたものであるという事実を容易に確定することができる。しかし、本郷邸内に藩主夫人の隠居所として独自の居館が建設されたのは、これが唯一の事例である。従って、その背景には、建設に至る特別な事情が存在したものと考えられるが、『加賀藩史料』の記載からは明らかとはならない。そこでまず、梅之御殿の建設に至る理由について、主として当時の前田家内の人間関係を通して検討を行うこととする。

第5表は、加賀藩歴代藩主の正室を一覧表にしたものである。さらに、享和元年(1801)から文政10年(1827)に至る27年間の加賀藩主および正室の生存(存在)期間と、その間の主な

第5表 加賀藩歴代藩主正室一覧

代	藩主名	正室名	法号	出	自	入	興	年	備	考
1	利家	松	芳春院	織田信長の臣篠原某女						
2	利長	永	玉泉院	織田信長女		天正9	(1581)			
3	利常	子々・珠	天徳院	2代將軍徳川秀忠女		慶長6	(1601).9.30			
4	光高	絲・阿智・大姫	清泰院	3代將軍徳川家光養女(水戸藩主徳川頼房女)		寛永10	(1633).12.5			
5	綱紀	摩須	松嶺院	会津藩主保科正之女		万治1	(1658).7.27			
6	吉徳	磯・松	光現院	5代將軍徳川綱吉養女(尾張藩主徳川綱誠女)		宝永5	(1708).11.18			
7	宗辰	常	梅園院	会津藩主保科正容女		延享1	(1744).4.22			
8	重照	—								重熙死去による。
9	重靖	—								重靖死去による。
10	重教	勝・套・千間	寿光院	紀伊藩主徳川宗将女		宝暦11	(1761).11.27			
11	治脩	利・俊・正・正	法梁院	大聖寺藩主前田利道女		寛政11	(1799).4.28			
12	齐広	琴		尾張藩主徳川宗睦養女(高須藩主松平勝当女)	高	享和3	(1803).12.1	文化3	(1806).8.13	離縁。
		夙・隆	真龍院	関白鷹司政照女		文化4	(1807).12.18			
13	齐泰	溶・偕	景德院	11代將軍徳川家齐女		文政10	(1827).11.27			
14	慶寧	親・崇	靈鑑院	久留米藩主有馬頼徳女		弘化4	(1847).4.13	安政3	(1856).1.10	死去。
		貴君・範君・吉・通	顕光院	元関白鷹司政通養女(久我建通女)	久我	安政5	(1858).4.2			

註 『加賀藩史料』などより作成。

動向を年表にまとめたものが、第6表である。この第6表で最も注目すべきは、第一に享和2年(1802)3月9日に11代藩主治脩が致仕し12代藩主齐広が襲封していること、第二にこの時点で10代藩主重教正室寿光院が存命であったことである。すなわち、新しく12代藩主となった齐広にとって、祖母および母(但し、共に実祖母・実母ではない)にあたる先々代および先代藩主正室が、同時に存在することになったのである。これは、10代藩主重教がわずか31才、11代藩主治脩も58才で共に健康上の理由から致仕したことによるもので、極めて異例の事態であった。とりわけ祖母にあたる寿光院の処遇は大きな問題であったと推察され、ここに隠居所としての独自の居館である梅之御殿が建設されるに至ったものと考えられるのである。

この寿光院という人物は、紀州藩7代藩主徳川宗将の女で、延享2年(1745)に生まれ、宝暦4年(1754)10才で婚約、同11年(1761)17才で入興している。そして、夫の10代藩主重教は、明和8年(1771)に致仕し、天明6年(1786)に死去している。『加賀藩史料』は、先の記載に続き同年10月1日条に「前田重教夫人本郷邸内の梅之御殿に移徙す。」という綱文を掲げ、『政隣記』(特16.28-11)の「寿光院様、十月朔日辰之中刻御供揃、本御行列に而御本宅御広式

第6表 19世紀初頭における加賀藩主・正室年表

年	代	10代藩主重教正室 寿光院	11代藩主 治脩	同正室 法梁院	12代藩主 斉広	同正室(1) 琴	同正室(2) 真龍院	13代藩主 斉泰	同正室 景徳院
享和1年	1801年	梅之御殿へ移徒	3.9 致仕	3.18 梅之御殿へ移徒	3.9 襲封	12.1 入興	12.18 入興		
2	02	10.1 梅之御殿へ移去							
3	03	10.29							
文化1	04								
2	05								
3	06								
4	07					8.13 離縁			
5	08								
6	09								
7	10								
8	11		1.7 金沢で死去					7.10 誕生	
9	12								
10	13								
11	14								
12	15								
13	16								
14	17								
文政1	18			9.30 梅之御殿で死去					
2	19								
3	20								
4	21								
5	22				11.21 致仕			11.21 襲封	
6	23				7.10 金沢で死去				4.11 婚約
7	24								
8	25								
9	26								
10	27								11.27 入興

注 各人の欄の数字は、日付を表す。

御玄関より御出、長塀通り梅之御殿江御移。御供人持以上熨斗目・上下着用、御道筋警固足輕相建候事。(後略)」という記事を引用している。ところが、その直後の同月29日に、寿光院は梅之御殿において58才で急死するのである。ここに梅之御殿は、わずか一月足らずの間にその主を失ない、第一義的な存在理由を喪失することになるのである。

ところで、ここで梅之御殿という名称について触れておきたい。3.で見ると、本郷邸内の他の「居宅」の場合、「西之御殿」や「東之御居宅」等本宅部分から見た本郷邸内の位置が名称とされている。梅之御殿の場合、その名称の由来は必ずしも明確ではないが、『三守御譜』(特16.11-39)の寿光院の項に「享和二年十月朔日、御移所ヲ御造営アツテ十月朔日御移アリ梅之御殿ト唱フ講者、從來此地梅樹多シ、曾テ梅林ト名付ク」という記載があることに注目したい。この史料は嘉永2年(1849)の編纂物であるが、梅之御殿建設直前の状況を示している「加藩江戸本郷屋敷総絵図」(写真10)において、梅之御殿敷地の南側部分に相当する場所に、樹木を示す緑の彩色と「梅林」という記載を見出すことができるからである。これらの点から、梅之御殿の名称は、その敷地にかつて存在した「梅林」に由来するものとしておきたい。

(2) 経過

寿光院の死去により主を失なった梅之御殿は、その後どのような経過を辿ったのであろうか。この点を明らかにするためにまとめたものが、第7表である。寿光院が死去した翌享和3年(1803)3月18日、今度は11代藩主治脩正室法梁院が梅之御殿へ移徙している。法梁院は、大聖寺藩5代藩主前田利道の女で、明和元年(1764)に生まれ、同8年(1771)8才で婚約、寛政11年(1799)36才で婚儀を挙げている。夫の11代藩主治脩は、享和2年(1802)3月9日の致仕後、同年10月に帰国しそのまま金沢で文化7年(1810)1月7日に死去している。すなわち、法梁院の梅之御殿移徙の時点では既に治脩は帰国しており、梅之御殿は法梁院の隠居所となるのである。そして、法梁院は16年後の文政2年(1819)9月30日、梅之御殿において56才で死去する。ここに再び梅之御殿はその主を失なうことになるのである。

これまで享和2年(1802)の梅之御殿の建設から文政2年(1819)の法梁院の死去までを見て来たわけであるが、『加賀藩史料』は、この間の梅之御殿に関する動向として、享和3年(1803)11月28日条に「本郷邸内なる梅之御殿を梅之御居宅、北之御殿を北之御居宅と改称す。」、文化3年(1806)9月9日条に「本郷邸内なる梅之御居宅を梅之御殿の旧称に復せしむ。」という綱文を掲げている。これらは『政隣記』の記載を引用してのものであるが、共に事実を記すのみで理由については全く触れていない。そこで注目されるのが、12代藩主齊広正室琴の動向である。琴は、尾張藩9代藩主徳川宗睦養女で、享和3年(1803)12月1日に入興し、3年後の文化3年(1806)8月13日に離縁している。梅之御殿の「梅之御居宅」への改称、さらにそれを

第7表 梅之御殿関係年表

日付	梅之御殿関係	その他
享和2年(1802) 3月9日		11代藩主治脩致仕, 12代藩主齊広襲封。
9月4日	寿光院のために新築した居館を「梅之御殿」と称する。	
10月1日	寿光院, 梅之御殿へ移徙。	
29日	寿光院, 梅之御殿で死去。	
3年(1803) 3月18日	法梁院, 梅之御殿へ移徙。	
11月15日		齊広, 結納を交換。
16日		齊広正室(琴)の入輿後, 法梁院を「大御前」と称することを告げる。 〔 琴 → 御前様 法梁院 御前様 → 大御前様〕
28日	梅之御殿を「梅之御居宅」, 北之御殿を「北之御居宅」と改称。	
12月1日		齊広正室(琴), 入輿。
文化3年(1806) 8月13日		齊広正室(琴), 離縁。
9月9日	梅之御居宅を「梅之御殿」の旧称に戻す(但し, 北之御居宅はそのまま)。	
この年	「梅御居宅惣絵図」(特16.18-164)(写真29)	
文政2年(1819) 9月30日	法梁院, 梅之御殿で死去。	
この年	「梅御殿惣御絵図」(特16.18-165)(写真30)	
文政5年(1822) 11月21日		12代藩主齊広致仕, 13代藩主齊泰襲封。
この年	「梅之御殿図」(特16.18-166)	
6年(1823) 4月11日		齊泰婚約。
この年		齊泰正室の御守殿建設の計画が始められる。
8年(1825) 7月29日		御守殿の普請初が行われる。
この年	この頃までに梅之御殿, 解体撤去。	
10年(1827) 11月27日		齊泰正室, 入輿。

旧称に戻す時期とまったく一致していることが指摘されよう。これは、12代藩主齊広の婚姻に伴う先代藩主正室法梁院の、前田家内における地位の変化の表象に他ならない。この点と関連して、享和3年(1803)11月15日の結納の翌日に、入輿後は齊広正室を「御前様」、法梁院をそれまでの「御前様」に代わって「大御前様」と称することが告げられていることも指摘しておきたい。このように、大名家内における人間関係の変化に伴い、居館の名称は変化するのである。

(3) 解体

文政2年(1819)9月30日の法梁院死去後の梅之御殿の動向については、ほとんど把握する

ことができなくなる。滝沢馬琴編『兎園小説』所収の「掘地得城堡」によると、「加州侯本郷の上屋敷、梅の御殿といへるがありし跡も」とあり、文政8年(1825)の時点で既に梅之御殿は存在していないことが記されている。しかしながら、いつの時点でなぜ梅之御殿が存在しなくなったのかを示す史料は、管見では見出しえていない。そこで、梅之御殿の解体についても、この時期の加賀藩の動向から推定を試みることにする。

この時期の加賀藩の動向で最も注目すべきは、文政5年(1822)11月21日の12代藩主斉広致仕および13代藩主斉泰の襲封、翌文政6年(1823)4月11日の斉泰婚約から同10年(1827)11月27日の斉泰正室入輿に至る一連の準備過程である。斉泰正室溶(景德院)は、11代將軍徳川家斉女で、文化10年(1813)に生まれ、11才で婚約、15才で入輿している。前田家が將軍家から正室を迎えるのは、6代藩主吉徳の光現院(5代將軍徳川綱吉養女)以来であり、その住居となる「御守殿」の建設をはじめ周到な準備が必要とされた。事実、婚約が行われた文政6年(1823)から、早くも「御守殿」建設とそれに伴う本郷邸の大規模な改造プランが立てられ始めていることが確認される。金沢市立図書館所蔵加越能文庫所収の絵図の中にも、文政6年の「江戸御守殿御内評ニ付松原牛兵衛出候絵図」(特16.18-145)、「江戸御本宅御広式御住居御取繕等之絵図」(特16.18-154)、「御住居地面富士山之方云々絵図」(特16.18-160)、同7年(1824)の「江戸御本宅広式御取広絵図」(特16.18-155)、「御住居并惣部屋等之図」(特16.18-161)、同8年(1825)の「御住居向惣御絵図」(特16.18-162)等を見出すことができる。

それでは、「御守殿」建設に伴う本郷邸の大規模な改造プランとは、一体どのようなものなのであろうか。その詳細については触れる余裕がないので、ここでは梅之御殿に問題を絞り、次の3点の絵図によって検討を行うことにする。(A)梅之御殿建設直前の状況を示す「加藩江戸本郷屋敷総絵図」(写真10)、(B)梅之御殿存在期間中を示す「江戸本郷御上屋敷絵図」(写真16)、(C)梅之御殿が解体され「御守殿」建設後の状況を示す「江戸御上屋敷絵図」(写真21)である。これら3点の絵図を通じて指摘されるのは、「御殿空間」は常に御殿(本宅)、庭園(育徳園)、馬場の三要素から構成されていることである。そして、このうち前二者は各時期を通してほぼ同位置であるのに対し、馬場の位置が各時期により変化していることがわかる。特に(B)から(C)への変化が大きく、(B)で御殿(本宅)の北側を東西に走っていた馬場が姿を消し、代わって(C)では梅之御殿の位置に新たに南北に走る馬場が確認される。「御殿空間」のプランとしては、御殿(本宅)の北西側に大規模な「御守殿」を配置することにより、撤去を余儀なくされる東西方向の馬場を、梅之御殿の位置に南北方向の馬場として移動することであるといえよう。そして、このプランに従って、梅之御殿は解体撤去されたと推定されるのである。

(4) 小括

本項における検討の結果は、次のようにまとめられる。梅之御殿は、享和2年(1802)3月9日襲封した12代藩主斉広によって、同年に10代藩主重教正室寿光院のために新築された隠居所である。これは養祖母(寿光院)と養母(11代藩主治脩正室法梁院)が同時に生存するためにとられた異例の措置であるといえる。ところが、寿光院は移徙直後に急死し、梅之御殿は当初の建設意義を喪失することになる。翌享和3年(1803)には法梁院が移徙し、梅之御殿は同じく隠居所として用いられる。しかし、文政2年(1819)には法梁院も死去し、以後は居住主が不在の状態となる。一方、文政6年(1823)に13代藩主斉泰が11代將軍徳川家斉女と婚約し、「御守殿」建設の準備が開始される。これに伴い「御殿空間」の配置プランが立てられ、「御守殿」建設によって撤去を余儀なくされる馬場の代わりの用地確保のため、梅之御殿は文政6～8年(1823～25)頃解体撤去されたものと推定されるのである。

2. 梅之御殿の構造

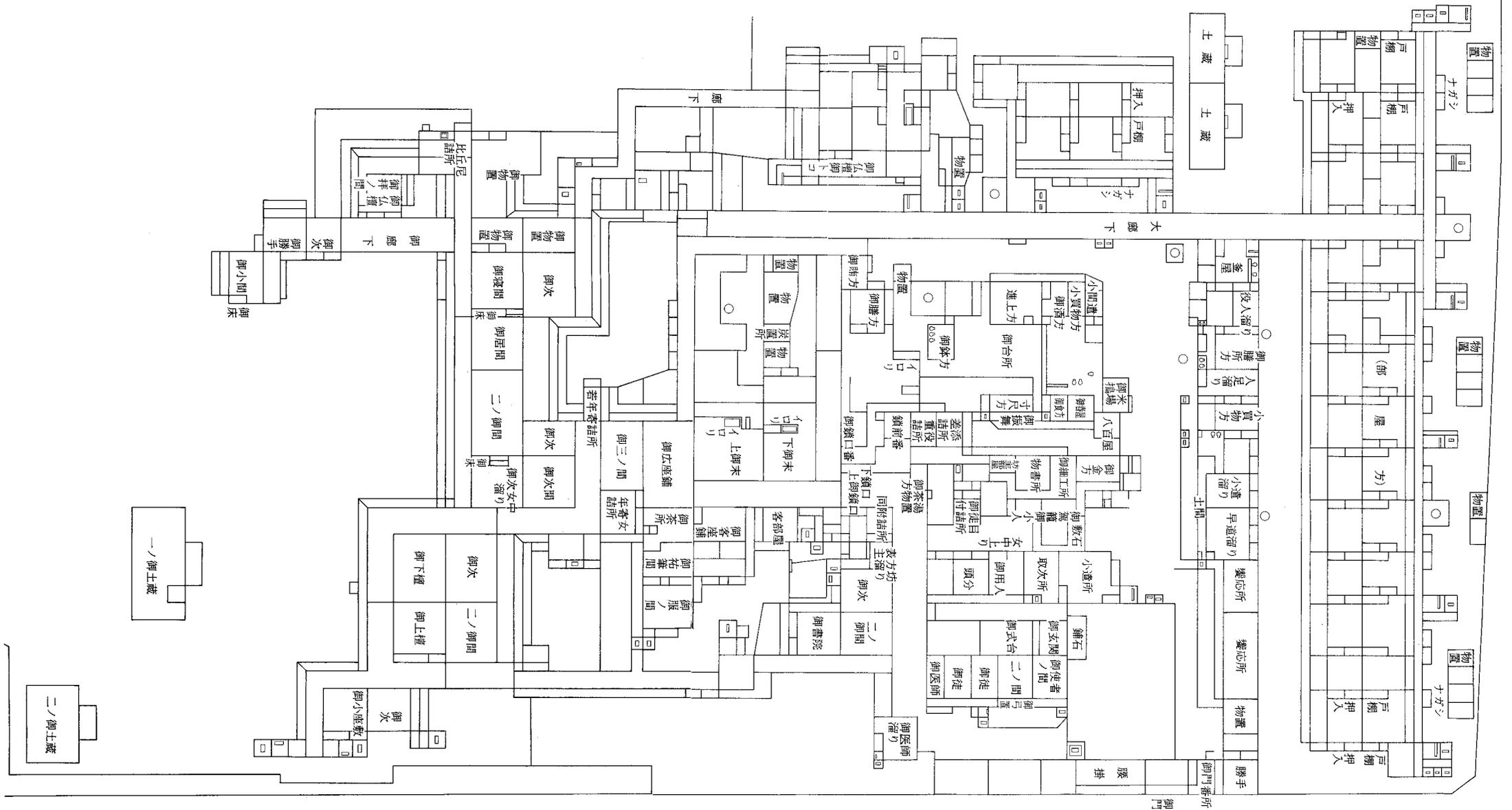
本項では、梅之御殿と、さらにそれと類似した性格をもつ2つの「居宅」を取り上げ、その構造と性格について検討を行うこととする。

(1) 梅之御殿

梅之御殿に関しては、「梅御居宅惣絵図」(特16.18-164, 43×61cm, 写真29)、「梅御殿惣御絵図」(特16.18-165, 180×118cm, 写真30)という全体図が2点、「梅之御殿図」(特16.18-166, 58×55cm)という部分図が1点残されており、これらの絵図からその構造を詳細に窺うことができる。

梅之御殿の構造的特質は、「表」「奥」「部屋方」の三要素から構成されていることである。「表」は居住主の公的生活の場、「奥」は同じく私的生活の場、「部屋方」は御付の女中衆の長局である。具体的な配置としては、東面している「御門」から入ってすぐ左側に折れたところに「御玄関」があり、この南側が「表」である。そして、「表」のさらに南側に「奥」が位置している。この「奥」から、南北に走る大廊下によって、「表」の北側と西側に位置する「部屋方」がつながっている。

「表」部分には、「御玄関」「御式台」「二ノ御間」「御書院」等が見え、一方「奥」部分には、「御居間」「御寝間」「御拝ノ間」等が見える。さらに注目すべきは、この「表」と「奥」との間に、「上御鎖口」「下鎖口」が設けられている点である。梅之御殿自体が、寿光院のために建てられた隠居所という奥向の性格の建物であるにもかかわらず、「表」と「奥」を有しており、機能的にも空間的にも両者は明確に区分されているのである。その一方で、広大な「部屋方」は、



第13図 梅之御殿図

「梅御殿惣御絵図」(金沢市立図書館所蔵加越能文庫・特16.18-165)より作成。
 但し、文字の向きは北を上にして統一したため、原図とは異なっている。また、記載の一部を省略した。
 (作成 安芸穂子・杉森哲也)

多数の御付女中衆の存在を示しており、藩主正室の隠居所という建物の性格の特徴をよく表している。そして以上の点から、梅之御殿は機能上自己完結しており、本郷邸内において独立性の強い建物であるといえよう。

尚、御殿下記念館地点は、梅之御殿のほぼ北半分で「部屋方」と「表」部分に相当する。第13図は、「梅御殿惣御絵図」(特16.18-165)から図面におこしたものであるが、遺構とよく一致することが確認されている。

(2) 駒込邸「御居宅」と金沢・異御殿

梅之御殿は、本郷邸に設けられた唯一の藩主正室の隠居用「居宅」であるが、本郷邸以外にも設けられた事例が2例存在する。そこで次に、これらの構造について検討し、梅之御殿と比較することとする。

① 駒込邸「御居宅」

駒込邸「御居宅」は、12代藩主斉広の2人目の正室である真龍院が、天保3年(1832)2月から同9年(1838)8月まで居住した「居宅」である。斉広は、文政5年(1822)に致仕し同7年(1824)に死去していることから、この時点で真龍院は隠居の身であった。

この「居宅」については、「江戸御中屋敷絵図(真龍院様被遊御座候節之絵図)」(金沢市立図書館所蔵郷土資料, 090-402, 写真31)という絵図が残されており、その概要を窺うことができる。これによると、まず梅之御殿と同じく「表」「奥」「部屋方」の三つの部分から構成されていることが指摘される。写真31の下部の長屋が門になっており、中に進むにつれて「表」と「奥」、さらに左手に「部屋方」が配置されている。

「表」部分には、「御式台」「御書院」「二之御間」等が見える。「奥」部分には、「御座之間」「御寝所」「御化粧之間」「御仏間」「御拝所」等がまとまって配置されており、梅之御殿の「奥」と比べると、かなりコンパクトになっている。尚、「表」と「奥」との間には、「御鎖口」は見られない。さらに、広大な「部屋方」の存在は梅之御殿と共通しており、藩主正室の隠居所という建物の性格の特徴をよく示している。

② 金沢・異御殿

異御殿は、文久3年(1863)に同じく真龍院の「居宅」として竹沢御殿跡の一面に建設されたもので、真龍院は明治3年(1870)にここで死去している。この異御殿については、「異御殿図」(財団法人成異閣保存会所蔵, 写真32)により、その概要を窺うことができる。

異御殿の構造的特質は、梅之御殿・駒込邸「御居宅」と同じく、「表」「奥」「部屋方」の三つの部分から構成されていることである。そして、その配置は、先の駒込邸「御居宅」とほぼ同じであることが指摘される。但し、異御殿の場合、「表」と「奥」とが空間的に明瞭に独立して

いること、「部屋方」の規模がやや小さくなっていることという特徴を有している。尚、現在金沢市の兼六園内で保存・公開されている重要文化財・成巽閣は、この異御殿の「奥」部分である。

(3) 小括

本項における検討の結果は、次のようにまとめることができる。梅之御殿の構造的特質は、基本的に「表」「奥」「部屋方」の三つの部分から構成されていることにある。梅之御殿自体が藩主正室の隠居所という奥向の性格を有しているわけであるが、「表」と「奥」に区別されていることに注意する必要がある。むしろこの建物の性格を特徴的に示しているのは、広大な「部屋方」である。これは多数の御付女中衆の存在を示すものであり、藩主正室の隠居所という梅之御殿の性格をよく表しているといえよう。こうした点については、梅之御殿と同じく19世紀に建設された藩主正室の隠居所である駒込邸「御居宅」と金沢・異御殿に関しても、全く同様であることが確認されるのである。さらに、以上の諸点から、梅之御殿は機能上自己完結しており、本郷邸内において独立性の強い建物であることがわかる。

3. 本郷邸の「居宅」について

(1) 本郷邸と「居宅」

「居宅」とは、主として藩主や正室の隠居所、世子の住居などとして用いられる独立した居館のことである。本郷邸内には、梅之御殿以外にもいくつかの「居宅」が存在しており、これらは本郷邸の性格を特徴づける重要な要素の一つとなっている。そこで本項では、18世紀以降本郷邸に存在した各「居宅」について基礎的な事実確定作業を行うこととする。これは、大名家内における人間と住居との関係についての検討の素材となろう。さらに、これによって、本郷邸の性格と機能について検討を行いたい。

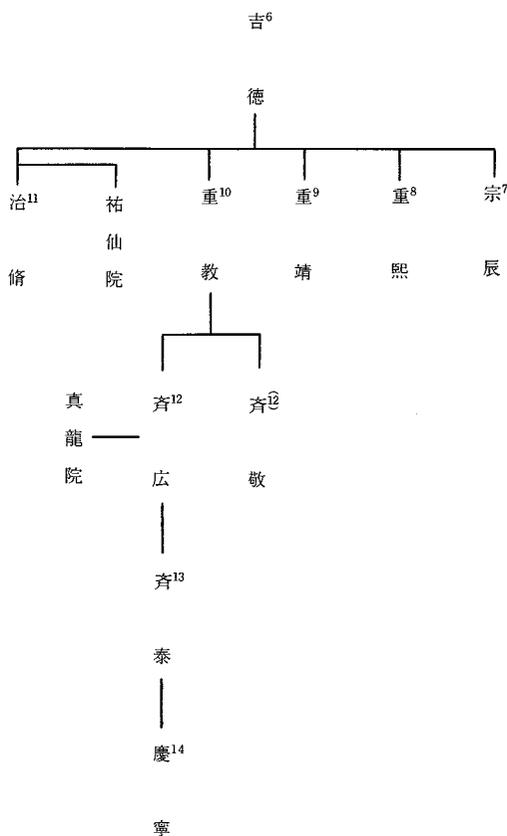
(2) 各「居宅」の検討

① 御居宅（隅之御居宅）……写真33上・A（写真35上・A'）

御居宅は、元文元年（1736）7月、6代藩主吉徳の世子宗辰が金沢から初めて出府した際に、その居館として建設されたものである。宗辰は寛保3年（1743）に駒込邸に移るまで居住したものと推定されるが、その後暫くの間状況は不明となる。

次にその居住が確認されるのは、吉徳女の祐仙院である（第14図参照）。祐仙院は、宝暦9年（1759）に姫路酒井家へ入興し、2年後に離縁となっている。その後いつの時点で御居宅に入ったのかは不明であるが、寛政10年（1798）に死去するまで晩年をここで過ごした。「祐仙院様御

第14図 前田家系図



註 藩主および関係者のみを記載した。

藩主の右肩に代数を記載した。

居宅御絵図」(特16.18-149, 写真34上)は、寛政年間の状況を示している。ここで問題となるのは、祐仙院が御居宅に入るといふ破格の待遇を得ていることである。その真相は不明であるが、11代藩主治脩の意向によるのではないだろうか。なぜなら、治脩と祐仙院の母親は共に吉徳の側室の一人である寿清院で、二人は実の姉弟にあたるからである。従って、祐仙院が御居宅に入る時期は、治脩が襲封する明和8年(1771)以降であると推定しておきたい。

祐仙院死去後の御居宅の状況については再び不明となる。文政8年(1825)の火災により焼失した後は、一応再建されるものの写真35上・A'のように極めて小さな建物が見られるのみであり、居住主も不明である。

② 西之御殿……写真33上・B

西之御殿は、10代藩主重教と正室寿光院の隠居所として建設されたもので、その名称どおり

本郷邸の西端の一面に位置していた。これは、藩主が致仕後本郷邸内に自らの「居宅」を建てた唯一の事例である。明和8年(1771)4月23日の重教致仕直後の8月15日に初斧が行われ、12月21日には上棟式を行っている。しかし、翌安永元年(1772)2月29日の火災で焼失し、以後再建されることはなかった。「西之御殿絵図」(特16.18-163, 写真33下)により位置はほぼ確定されるものの、建物の詳細については不明である。

③ 新御居宅(北之御居宅・北之御殿)……写真33上・C

新御居宅は、11代藩主治脩の世子となった斉敬の「居宅」として、寛政元年(1789)に御居宅の西隣に建設された。ところが、同7年(1795)6月17日に斉敬が18才で急死し、急遽弟の斉広が世子となることとなった。翌8年(1796)11月11日、斉広がここに入り、北御居宅と改称される。斉広は享和2年(1802)に襲封するまでここに居住している。「北御居宅惣絵図」(特16.18-167, 写真34下)は、寛政11年(1799)のものであり、この時期の状況を示している。

その後の居住主については不明である。そして、文政8年(1825)12月9日、この北之居宅から出火して全焼し、以後再建されることはなかった。

④ 東御居宅……写真35上・D

東御居宅は、天保11年(1840)に世子慶寧のために建設された「居宅」である。慶寧は翌12年(1841)6月2日、御本宅御広敷からここへ移っている。東御居宅の位置と構造は、「江戸上屋敷東御居宅絵図」(特16.18-147, 写真35下)などからわかるように、「御本宅」の奥向の北側に隣接し、殿舎もつながっている。慶応2年(1866)に慶寧が14代藩主を襲封するまで居住した後、同4年(1868)閏4月17日の大火によって焼失したものと考えられる。

(3) 小括——今後の課題

以上の検討から、本郷邸内には18世紀以降恒常的に「居宅」が存在しており、梅之御殿もその中の一つであることが明らかとなった。一般に大名江戸藩邸では、中屋敷が、隠居した藩主や世子などの住居、上屋敷罹災時の避難用邸宅という機能を果していたとされている。しかし、加賀藩の場合、元文元年(1736)の御居宅の建設以来本郷邸内に「居宅」が存在することが恒常化しており、中屋敷との明確な機能分担は見られないのである。これは、本郷邸が上屋敷としては江戸のやや周縁部に位置しており、約8.7万坪にも及ぶ広大な敷地を有していたことによるものであると考えられる。そして、このことが、本郷邸の特徴の一つなのである。

また、以上の「居宅」の事例は、大名家内における人間と住居との関係について、検討すべき素材を数多く提供している。「居宅」の設定や居住の資格さらにはその呼称等々は、居住者の大名家内における地位を反映しているからである。大名家においては、一夫多妻制・嫡子制に伴う極めて複雑な人間関係が存在し、それは厳格に序列化されていた。そして住居は、この序

列の表象の一つであり、建物自体の形式のみならず呼称にもそれが示されるのである。藩邸内の建物とその居住者は、不可分の関係にあるといえよう。その説明は今後の課題である。

参考文献

『加賀藩史料』（前田育徳会，1929～58年）。

日置謙『改訂増補 加能郷土辞彙』（北国新聞社，1956年）。

滝沢馬琴編『兎園小説』（『日本随筆大成』第2期第1巻，1928年，所収）。

西川幸治『日本都市史研究』（日本放送出版協会，1972年）。

「大名藩邸」（『国史大辞典』第8巻，吉川弘文館，1987年）。

杉森哲也・宮崎勝美・吉田伸之「東京大学文学部3号館開館記念品・『江戸御上屋敷惣御絵図』解説」（東京大学文学部，1987年）。

吉田伸之「近世の城下町・江戸から金沢へ」（『週刊朝日百科 日本の歴史』別冊2巻，朝日新聞社，1988年，所収）。

宮崎勝美「紀州藩麴町邸の平面構成と紀尾井町遺跡」（『東京都千代田区紀尾井町遺跡調査報告書』第4章第1節，同調査団，1988年）。

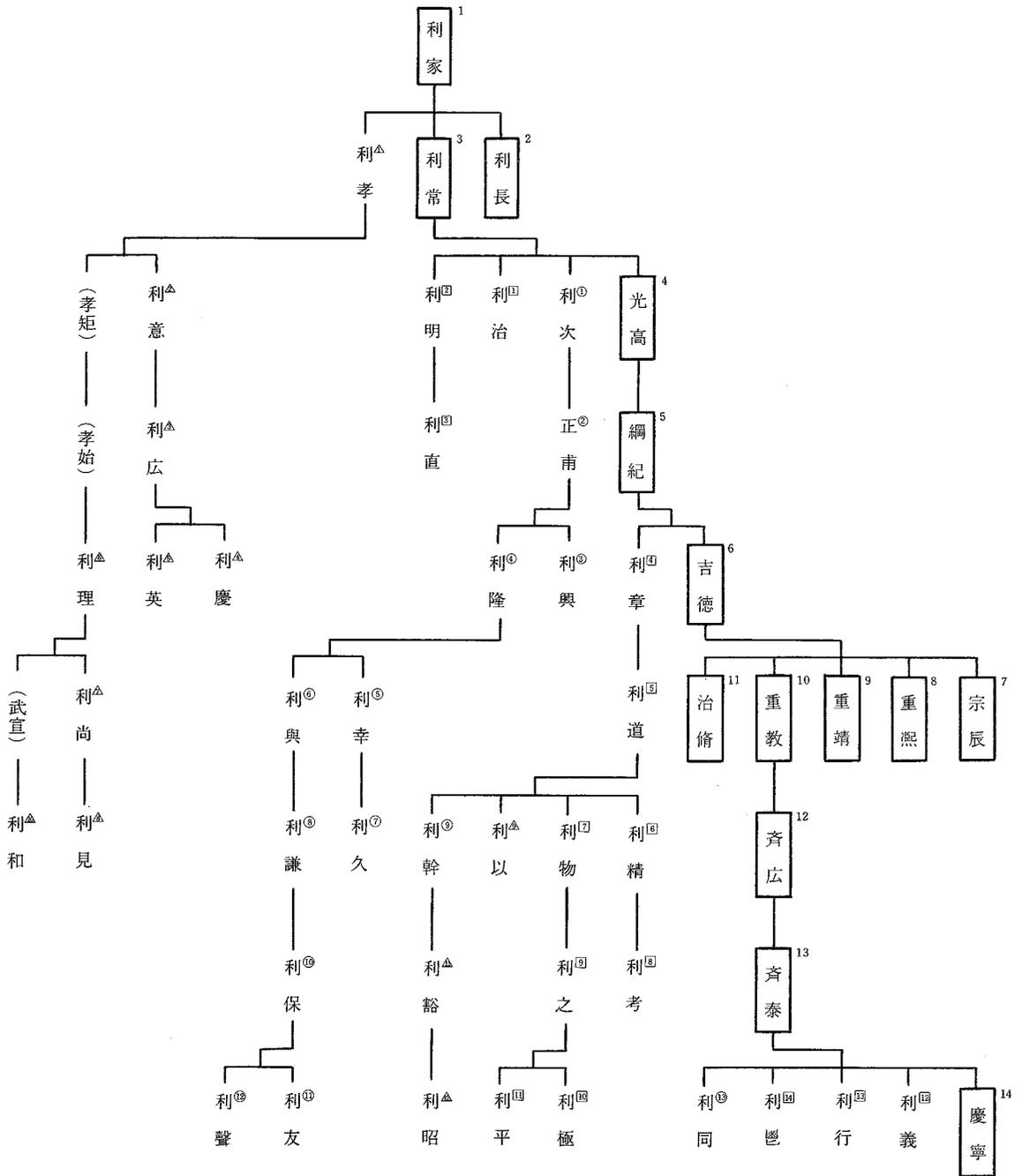
細川義「文献史料から見た理学部7号館地点」（『東京大学本郷構内の遺跡 理学部7号館地点』第8章第1節，東京大学遺跡調査室，1989年）。

資料1 加賀藩歴代藩主表・前田家系図

杉森 哲也 (東京大学文学部)

森下 徹 (東京大学大学院人文科学研究科)

	生	襲封	致仕	没(享年)	父	母	正室
1	利家 (高德院)	天文7.12.25 (1538)	永禄12. (1569)	慶長3.4.20 (1598)	慶長4.閏3.3 (1599)(62)	父 利家 母 竹野氏	篠原氏(松, 芳春院)
2	利長 (瑞龍院)	永禄5.1.12 (1562)	慶長3.4.20 (1598)	慶長10.6.28 (1605)	慶長19.5.20 (1614)(53)	父 利家 母 芳春院	織田信長女(永, 玉泉院)
3	利常 (微妙院)	文禄2.11.25 (1593)	慶長10.6.28 (1605)	寛永16.6.20 (1639)	万治1.10.12 (1658)(66)	父 利家 母 寿福院	徳川秀忠女(珠, 天徳院)
4	光高 (陽広院)	元和1.11.20 (1615)	寛永16.6.20 (1639)	—	正保2.4.5 (1645)(31)	父 利常 母 天徳院	水戸徳川頼房女(大姫, 清泰院)
5	綱紀 (松雲院)	寛永20.11.16 (1643)	正保2.6.13 (1645)	享保8.5.9 (1723)	享保9.5.9 (1724)(82)	父 光高 母 清泰院	保科正之女(摩須, 松嶺院)
6	吉徳 (護国院)	元禄3.8.8 (1690)	享保8.5.9 (1723)	—	延享2.6.12 (1745)(56)	父 綱紀 母 預玄院	尾張徳川綱誠女, 綱吉養女(松, 光現院)
7	宗辰 (大庇院)	享保10.4.25 (1725)	延享2.7.25 (1745)	—	延享3.12.8 (1746)(22)	父 吉徳 母 浄珠院	保科正容女(常, 梅園院)
8	重照 (謙徳院)	享保14.7.24 (1729)	延享4.1.26 (1747)	—	宝暦3.4.8 (1753)(25)	父 吉徳 母 心鏡院	高松藩徳川頼泰女(長)
9	重晴 (天珠院)	享保20.11.8 (1735)	宝暦3.5.18 (1753)	—	宝暦3.9.29 (1753)(19)	父 吉徳 母 善良院	紀伊徳川宗直女(賢)
10	重教 (泰雲院)	寛保1.10.23 (1741)	宝暦3.10.15 (1753)	宝暦8.4.23 (1758)	天明6.6.12 (1786)(46)	父 吉徳 母 実成院	紀伊徳川宗将女(套, 千間, 寿光院)
11	治脩 (太梁院)	延享2.1.14 (1745)	宝暦8.4.23 (1758)	享和2.3.9 (1802)	文化7.1.7 (1810)(66)	父 吉徳 母 寿清院	大聖寺藩前田利道女(正, 法梁院)
12	斉広 (金龍院)	天明2.7.28 (1782)	享和2.3.9 (1802)	文政5.11.21 (1822)	文政7.7.10 (1824)(43)	父 重教 母 貞琳院	高須松平勝当女, 尾張宗睦養女(琴) 鷹司政熙女(龍, 真龍院)
13	斉泰 (温敬公)	文化8.7.10 (1811)	文政5.11.21 (1822)	慶応1.4.4 (1865)	明治17.1.16 (1884)(74)	父 斉広 母 栄操院	徳川家斉女(溶, 偕, 景德院)他
14	慶寧 (恭敬公)	天保1.5.4 (1830)	慶応1.4.4 (1865)	—	明治7.5.18 (1874)(45)	父 斉泰 母 景德院	有馬頼徳女(崇, 靈鑑院) 鷹司政通女(通, 顕光院)



凡例 加賀藩 藩主名を枠で囲み、右肩に代数を記載した。

富山藩 藩主名の右肩の代数を○で囲った。

大聖寺藩 " □ "

七日市藩 " △ "

註 加賀藩・富山藩・大聖寺藩・七日市藩の歴代藩主のみを記載した。

『加賀藩史料』より作成。

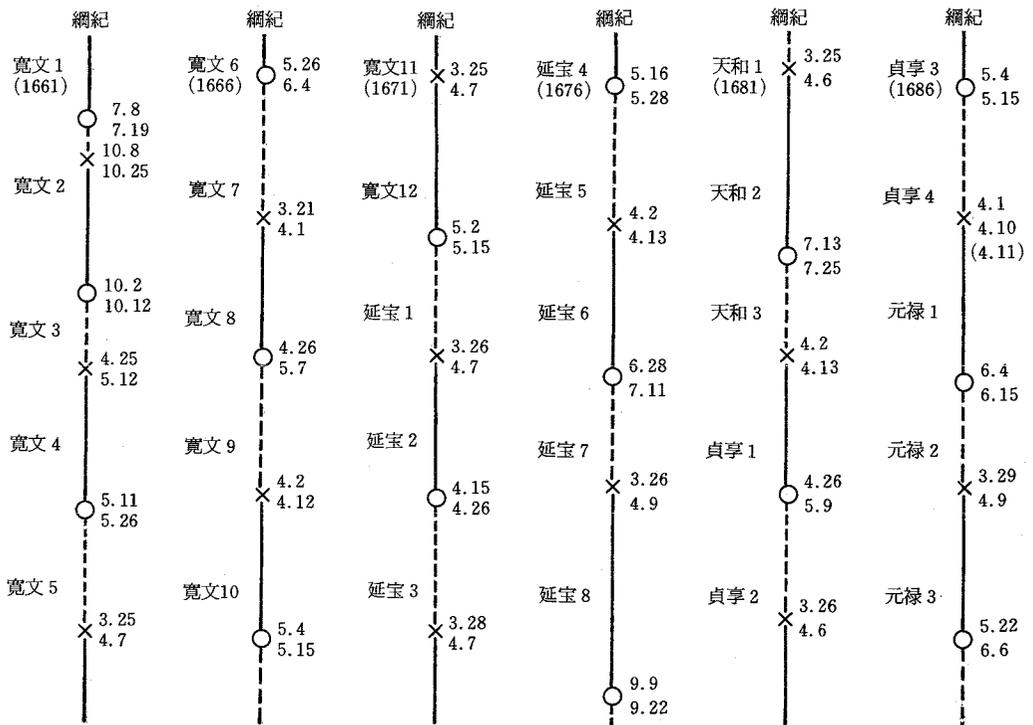
資料2 加賀藩藩主参勤交代表

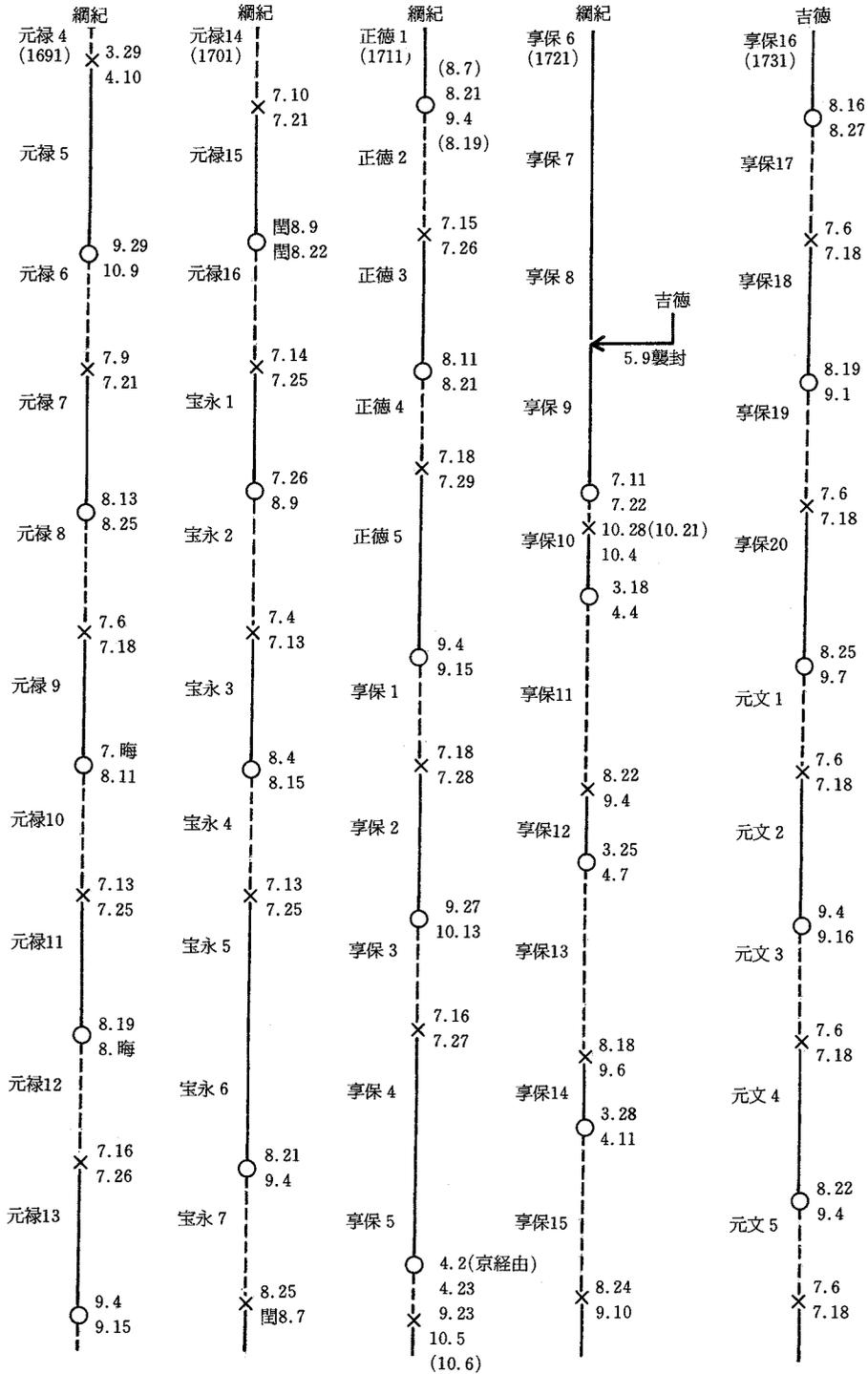
神田由築・森下 徹

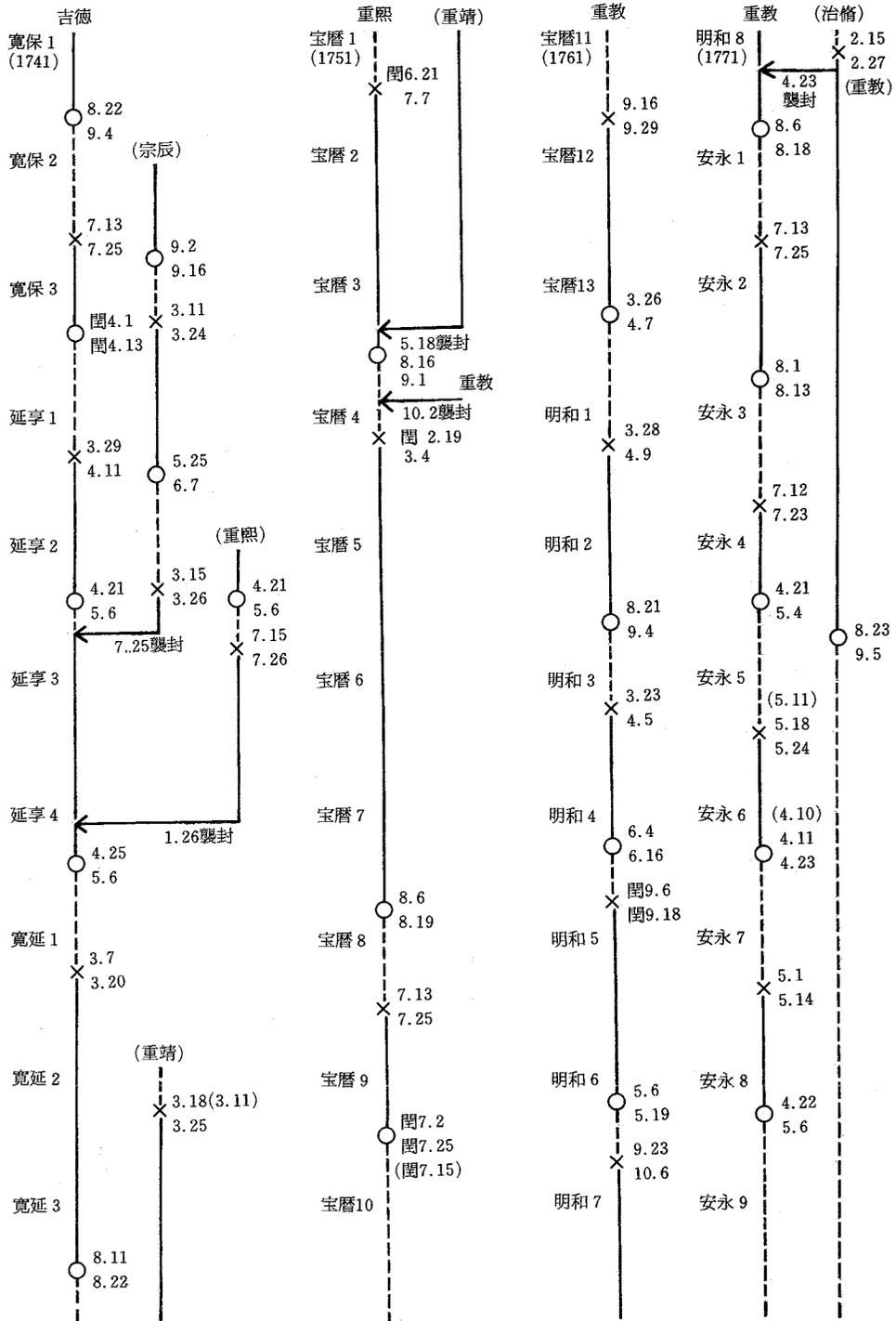
(東京大学大学院人文科学研究科)

ここでは、1661(寛文元)年から1867(慶応3)年までの加賀藩藩主の参勤交代による金沢・江戸間の移動の様子を表示した。典拠は1850(嘉永3)年までは「御参勤帰国之記」(金沢市立図書館所蔵加越能文庫, 特16.22-31)。ただし『加賀藩史料』と日付が異なる場合は、『加賀藩史料』の日付をカッコの中に記した。1851(嘉永4)年以降は『加賀藩史料』による。1660(万治3)年以前は史料的制約のため割愛したが、断片的な状況については、資料3「『加賀藩史料』江戸藩邸関係網文抄」を参照されたい。

(図の見方)
 ——=在府, ……=在国, ○ ×
 月日=江戸発 月日=金沢発
 月日=金沢着 月日=江戸着
 人名=藩主, (人名)=隠居または世子。

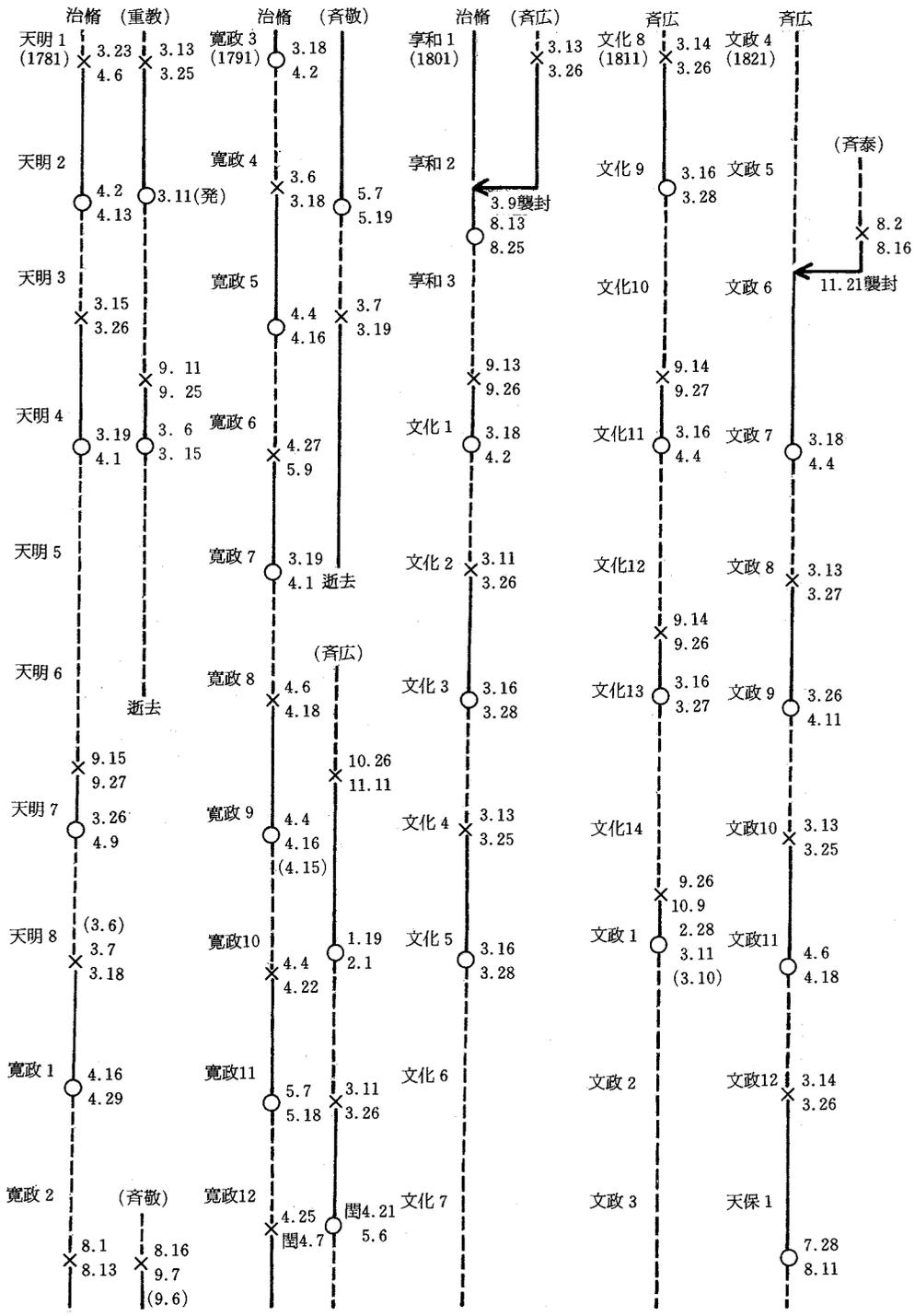


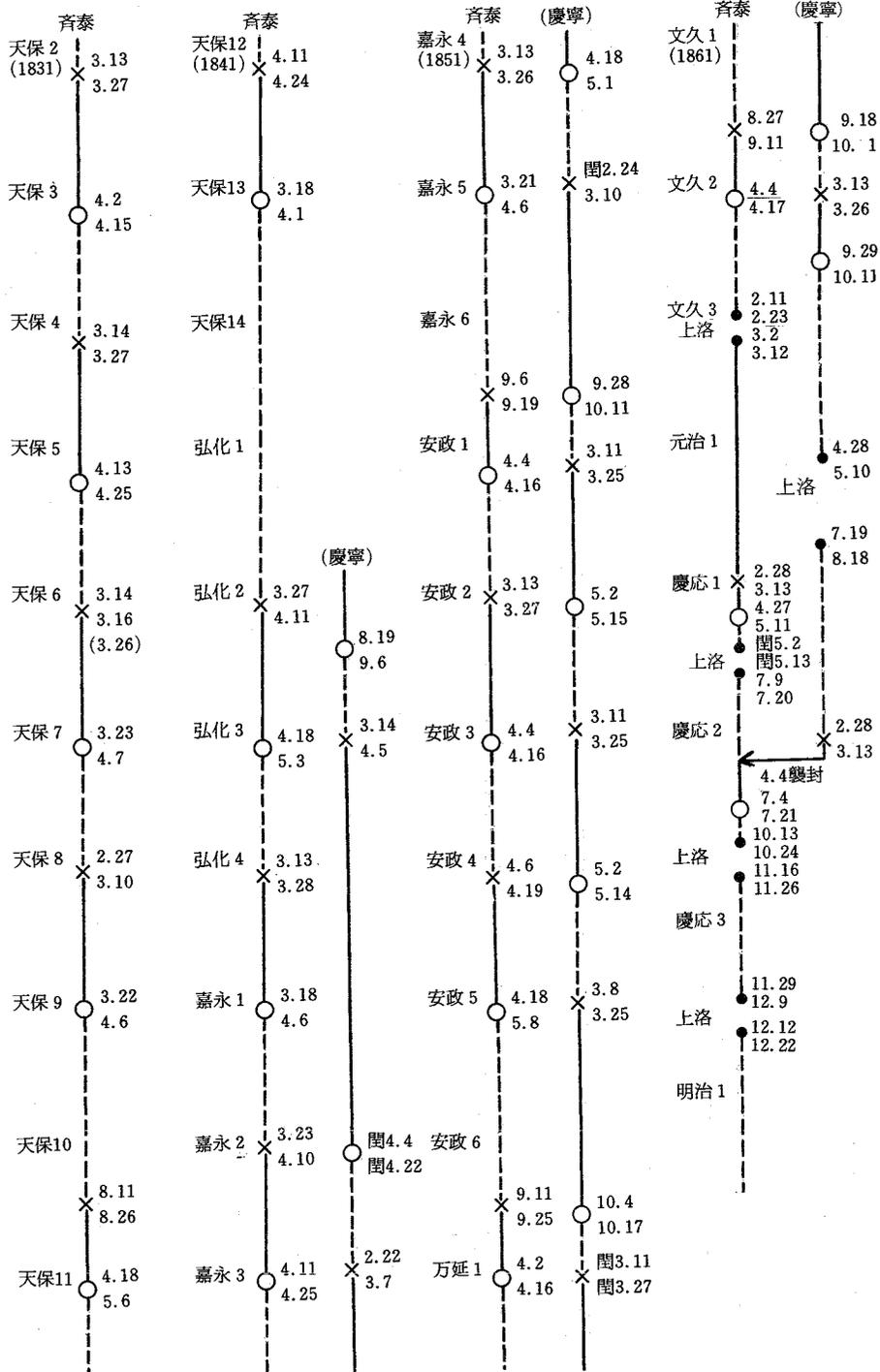




—=在府, ---=在国, ○月日=江戸発, ×月日=金沢着
 月日=金沢着, 月日=江戸着

(人名)は隠居または世子





—=在府, ---=在京, ○月日=江戸発, ×月日=金沢発
 月日金沢着, ×月日=江戸着

(人名)は隠居または世子

資料3 『加賀藩史料』江戸藩邸関係綱文抄

徳川冬子（東京大学大学院人文科学研究科）

宮崎勝美（東京大学史料編纂所）

森下 徹（東京大学大学院人文科学研究科）

- 以下の資料は、加賀藩史に関する最も基本的な編年体の史料集である『加賀藩史料』（第巻編～第十五編及び編外備考の計16冊は1929～43年刊行。藩末篇上・下巻2冊は1958年刊行。いずれも1970年に清文堂より複製版が刊行されている）のうち、江戸藩邸に関する綱文を集めたものである。
- 加賀藩の江戸屋敷・江戸藩庁に直接関係する綱文のほか、京都・大坂屋敷に関するもの、富山・大聖寺藩邸に関するものなども一部収録した。また、資料2「加賀藩藩主参勤交代表」に載せることのできなかつた1661（寛文元）年以前については、参勤に関わる綱文も収めることにした。

年 月 日	編	頁	綱 文
(1600) 慶長5. 5. 17	1	738	芳春院徳川氏に質たらんが為伏見を發し、村井長頼及び諸証人之に従ふ。
6. 6		743	芳春院江戸に着す。
(1602) 慶長7. 1. 8		846	前田利長江戸に向ひて金沢を發せんとし前日村井長明をして先づ發せしむ。
1. 26		848	前田利常江戸に入り上野館林城主榊原康政の邸に館す。翌日登城徳川秀忠に謁し、後伏見に往きて家康に謁し、又大阪に豊臣秀頼を訪ふ。
(1603) 慶長8. 2. 是月		874	前田利長・利常父子伏見に赴きて、徳川家康及び秀忠に謁す。
(1605) 慶長10. 4. 8		909	前田利常侍従に任じ、松平氏を称す。
4. 上旬		908	前田利長世子利常と共に伏見に至り、徳川家康・秀忠に謁す。
6. 28		915	前田利長老を告げ、封を世子利常に譲る。後利長富山城に徙り、新川郡二十二万石を食む。

年 月 日	編 頁	綱	文
(1607) 慶長12. 9. 18	2 31		前田利長駿府に赴きて徳川家康に謁し、後又江戸に行きて秀忠に見ゆ。
(1611) 慶長16. 6. 4	105		前田利長幕府の老臣に書を与へて病状を告げ、且つその母芳春院の帰国を請ふこともあるも許さざるべきを求む。
是歳	132		芳春院夫人江戸を出でて伊勢参宮を為し、帰路鎌倉を遊覧す。
(1612) 慶長17. 11. 14	159		前田利常明年徳川秀忠をその江戸邸に招かんとするの意あり。本多政重に命じて利長の内意を問はしむ。
(1613) 慶長18. 5. 20	175		前田利常駿府に至り、徳川家康に謁して物を献ず。横山長知・奥村栄明・奥村栄頼も亦同じく謁を賜ふ。
5. 22	175		前田利常駿府を発して江戸に向ふ。
(1614) 慶長19. 5. 20	210		前田利長越中高岡に薨ず。
6. 是月	231		芳春院夫人江戸を発して金沢に帰り、利常の母寿福院代りて徳川氏に質となる。
9. 16	236		前田利常駿府に於いて徳川家康に謁し、利長の遺領相続の命を受く。
9. 23	239		前田利常左近衛権少将に任ぜらる。
10. 11	240		前田利常金沢に帰城す。
10. 14	244		前田利常兵を率ゐて金沢を発す。
11. 17	253		前田利常住吉に赴きて徳川家康に謁し、大坂城攻撃の方法を聞く。今日より諸軍甲冑を着す。
(1615) 元和1. 4. 18	296		前田利常金沢を発して大坂夏陣に臨む。
7. 18	350		徳川秀忠前田利常に暇を賜ひ、黄金若干を贈る。
(1617) 元和3. 4. 29	408		前田利常の子千勝丸生る。後の利次是なり。
5. 13	409		徳川秀忠、前田利常の邸に臨む。
7. 16	415		芳春院夫人歿す。
(1626) 寛永3. 2. 24	540		前田利常の女亀鶴姫、森右近大夫忠広に嫁す。
7. 是月	543		前田利常上洛して本国寺に館す。

年 月 日	編 頁	綱	文
是歲	2 546	前田光高江戸に赴く。	
(1627) 寛永4. 9. 13	552	前田利常, 徳川家光の茶会に招かる。	
(1628) 寛永5. 10. 16	582	徳川家光, 前田利常に命じて, 参観の期を来春に延べしむ。	
(1629) 寛永6. 3. 27	587	前田利常, 徳川秀忠及び家光の江戸邸に臨むを迎ふるが為, 金沢の町人平野屋道知等を出府せしむ。	
4. 23	589	前田利常前名利光を改め, 世子犬千代加冠して松平筑前守光高と称す。	
4. 26	591	徳川家光, 前田利常の本郷邸に臨む。	
4. 29	598	徳川秀忠亦前田利常の本郷邸に臨む。	
(1632) 寛永9. 3. 下旬	674	前田利常の子小姓等江戸にて決闘せんとす。後帰国を命じ処罰せらる。	
4. 上旬	677	今枝民部の臣山本九郎右衛門江戸にて人を害し失踪す。後縛に就きて刑せらる。	
12. 29	689	江戸辰口の上屋敷類焼の難に罹る。	
(1633) 寛永10. 1. 2	696	江戸辰口の上屋敷興造に着手す。	
2. 13	697	徳川家光, 前田利常の邸地に連続する町屋敷を与ふ。	
(1634) 寛永11. 4. 下旬	730	前田利常江戸より下り, 尋いで上洛す。	
5. 23	732	前田光高江戸を発して上洛す。	
8. 是月	738	前田利常京師より金沢に帰る。	
9. 27	742	前田利常幕府より正月十五日以前発程参観すべからずとの命を受く。	
12. 15	744	前田利治従四位下飛驒守に叙任せらる。	
(1635) 寛永12. 1. 29	748	前田利常江戸に参観す。	
5. 晦日	753	徳川家光, 前田利常に封国に就くべきを命ず。	
8. 26	754	伊豆及び江戸に遣はす奉公人に関する法規を定む。	
(1636) 寛永13. 1. 8	770	徳川家光江戸城惣郭の造営を前田利常・前田利孝等に課す。	
2. 7	776	前田利常江戸城工事の進捗を松平忠昌に告ぐ。	

年 月 日	編 頁	綱 文
3 . 28	2 777	徳川家光、前田利常に暇を賜ひて国に就かしむ。利常乃ち翌日を以て辞見す。
(1637) 寛永14 . 2 . 26	815	江戸に交代勤務する小姓等の扶持方代銀給与方法を定む。
3 . 14	817	藩侯に随ひて江戸及び京に至る荷物人馬の賃銀を定む。
閏3 . 是月	842	召仕の女房給銀・賄料・薪炭等に関する奥向会計の法規を定む。
10 . 是月	853	島原の乱起る。尋いで前田利常は足軽武部久左衛門、光高は足軽堀江加左衛門を従軍せしむ。
(1638) 寛永15 . 5 . 2	863	前田利常就封の暇を受く。
5 . 19	864	前田利常就封の為江戸を発し、世子光高之を品川に送る。
(1639) 寛永16 . 4 . 18	901	前田利常参観して柳営に上る。
6 . 20	907	前田利常致仕を許され、光高家を襲ぎ、利次・利治亦封を分たる。
7 . 13	916	閣老等前田利常の老臣を召し、利常等の知行割をその希望の如く定むべきを許す。
11 . 21	922	徳川家光使を遣して前田光高及び大聖寺侯前田利治に就国の暇を賜ふ。
11 . 25	923	前田光高、大聖寺侯前田利治と共に登営して就封の暇を賜りたるを謝す。
(1640) 寛永17 . 3 . 25	934	前田光高参観せしを以て、徳川家光使を遣はして之を勞す。
3 . 28	936	前田光高及び利次襲封後初めて参観し、物を徳川家光に上つる。
3 . 28	936	徳川家光、前田利常の下屋敷に臨み、光高・利次登営して之を謝す。
5 . 13	949	前田利常登営して就国の暇を賜ひたるを謝す。
6 . 是月	952	前田利常江戸より帰り小松城に居る。
(1641) 寛永18 . 4 . 28	3 11	前田利常参観せしを以て登営して徳川家光に謁す。
7 . 17	14	前田利常柳営に於いて子小姓の躍を徳川家光の観覧に供す。
8 . 3	15	徳川家光の世子家綱生れ、前田利常直に登営して之を賀す。
11 . 20	26	前田利常の姉千代姫歿す。
(1642) 寛永19 . 4 . 9	31	前田光高江戸を発して日光に赴く。

年 月 日	編	頁	綱	文
4 . 25	3	33	前田光高日光山より帰り徳川家光に謁す。	
5 . 3		33	前田利常、徳川家光に謁して暇を給はりたるを謝す。大聖寺侯前田利治亦同じ。	
9 . 9		47	江戸辰口邸に於いて井内清兵衛、有沢太郎左衛門を斬り、坂井与右衛門は清兵衛を討たんとして亦創けらる。	
10 . 7		56	前田光高に狩場及び浴湯の暇を賜ふ。	
(1643) 寛永20 . 6 . 8		68	徳川家光、前田光高に就封の暇を与ふ。	
6 . 9		68	前田光高、徳川家光に謁して暇を賜ひたるを謝す。	
10 . 22		80	前田光高江戸に向ひて出発す。	
11 . 16		83	前田光高の長子綱紀江戸に生る。	
(1644) 正保1 . 2 . 7		93	前田綱紀江戸山王宮に社参す。	
2 . 12		94	前田光高夫人、綱紀を携へて徳川家光に謁す。	
4 . 28		98	前田利常就封の為徳川家光に辞見す。	
(1645) 正保2 . 2 . 15		116	前田利常小松を發して江戸に向ふ。	
3 . 25		117	前田利常参観して徳川家光に謁す。	
4 . 5		119	前田光高暴かに江戸に卒す。	
6 . 13		167	前田綱紀父光高の封を襲ぐ。	
(1646) 正保3 . 7 . 10		214	前田利常就封の暇を賜はりたるを以て徳川家光に辞見す。	
7 . 12		214	前田利常江戸を發して小松に向ふ。	
11 . 15		222	幕府前田利常に重臣の子女を証人として江戸に置くことを命ず。	
(1647) 正保4 . 3 . 19		236	前田利常小松を發して江戸に向ひ、途武蔵鴻巣にて従者石黒権平人の為に殺さる。	
6 . 11		256	江戸本郷邸にて小姓河田市十郎自害す。	
11 . 21		265	徳川家光、前田利常に鶴を贈る。	
(1648) 慶安1 . 閏1 . 10		268	徳川家光、前田利常に鶴を贈る。	
5 . 25		270	前田利常柳営に上り就封の辞見す。	
5 . 下旬		271	前田利常日光に社参し、次いで封国に帰る。	
9 . 20		277	徳川家光、前田利常に鶴を贈る為使者を命ず。	

年月日	編	頁	綱	文
(1649) 慶安 2 . 3 . 中旬	3	295	前田利常江戸に向ひて発す。	
4 . 28		297	前田利常参観せしを以て徳川家光に謁す。	
6 . 26		300	道晃法親王前田綱紀の江戸にて震害を受けしことなきやを問ふ。	
(1650) 慶安 3 . 1 . 2		305	江戸本郷邸の小姓等堺町に歌舞伎を観覧す。	
3 . 29		307	前田利常の江戸本郷邸類焼に罹る。	
4 . 是月		311	前田利常災後大聖寺侯前田利治の邸に仮住し、その新造の書院を毀たしむ。	
5 . 4		314	前田利常柳営に上り就封の辞見す。	
5 . 5		315	小松の役夫等江戸本郷邸式台の建築に着手す。	
5 . 19		316	前田利常江戸を発し東海道より帰国の途に就く。	
是歳		326	前田利常の側室京極殿小松より京師に還さる。	
(1651) 慶安 4 . 4 . 10		335	江戸上野附近の火災に前田利常東照宮を守護す。	
4 . 17		335	前田綱紀江戸東照宮に銅燈籠を寄進す。	
8 . 21		340	前田利常江戸本郷邸成りたるを以て之に徙る。	
(1652) 承応 1 . 4 . 20		370	前田綱紀銅燈籠を江戸上野徳川家光の廟前に上つる。	
4 . 晦日		370	前田利常江戸より帰国の途越中堺に於いて木村弥兵衛を自刃せしむ。	
(1653) 承応 2 . 2 . 18		396	徳川家綱、前田綱紀に鶴を贈る。	
4 . 23		400	前田利常参観したるを以て徳川家綱に謁す。	
(1654) 承応 3 . 1 . 12		407	前田綱紀柳営に於いて首服し、諱を綱利といひ、正四位下近衛権少将に叙任せらる。	
(1655) 明暦 1 . 4 . 12		438	前田利常先に参観せしを以て、登城して物を徳川家綱に上つる。	
(1656) 明暦 2 . 5 . 是月		463	前田利常就封の暇を得て小松に帰城す。	
9 . 23		472	前田光高の後室清泰院逝去す。	
(1657) 明暦 3 . 1 . 19		495	江戸に大火あり、辰口の加賀藩上屋敷類焼す。	
3 . 27		513	前田利常小松を発して参観の途に就く。	
4 . 7		514	前田利常江戸に着す。	

年 月 日	編 頁	綱 文
5 . 14	3 521	加賀藩江戸辰口に於ける上屋敷の替地を受く。
7 . 9	522	加賀藩江戸本郷に於ける旗本同心屋敷の地を受く。
9 . 4	531	前田利次江戸に参観せしを以て登城す。
9 . 27	531	前田綱紀江戸城天守台造営の命を受く。
(1658) 万治1 . 3 . 14	537	加賀藩の助役を命ぜられたる江戸城天守台の築造工事に着手す。
6 . 26	543	前田綱紀保科正之の女を娶る。
9 . 23	552	清泰院の三周忌を江戸伝通院に営む。
9 . 晦日	552	加賀藩の助役せる江戸城の天守台竣功す。
10 . 12	560	前田利常小松城に薨ず。
10 . 27	765	前田綱紀領国の施政及び江戸の事務に関して老臣等の部署を定む。
12 . 1	772	江戸邸に於ける賄方の法規を定む。
閏12 . 27	779	前田綱紀左近衛権中將に陞任す。
(1659) 万治2 . 1 . 1	786	江戸藩邸の番人・詰人に関する法規を定む。
1 . 是月	793	江戸伝通院に於ける清泰院靈堂の造営に着手す。
2 . 8	794	前田綱紀相模熱海温泉に澡浴す。
10 . 19	826	前田綱紀日光山東照宮参拝の暇を受く。
是歳 .	834	江戸及び京に派遣する飛脚の日数等を定む。
(1661) 寛文1 . 1 . 10	912	初て火消役を置く。
7 . 19	941	前田綱紀初て金沢に入部す。
10 . 晦日	958	徳川家綱、前田綱紀に鶴を贈る。
是歳 .	960	京都三條河原町に藩邸を設く。
(1662) 寛文2 . 1 . 11	961	江戸に於ける奉公人出替に関する件を令す。
9 . 23	1007	清泰院七周忌の法会を江戸伝通院に行ふ。
(1663) 寛文3 . 4 . 21	4 16	江戸邸に出入する者に関する規程を定む。
6 . 7	28	前田綱紀江戸に於いて宝生大夫の勤進能を觀る。
9 . 2	31	在江戸の奥村因幡、前田綱紀及び夫人の節儉を崇ぶの状を金沢の老臣に告ぐ。

年月日	編	頁	綱	文
(1665) 寛文5. 3. 10	4	89	諸士の藩侯に随ひて出府する際伴ふ雇傭者の取扱に関して規程を定む。	
7. 18		98	前田綱紀幕府の証人を徴するを廃したることを在国の老臣に告ぐ。	
(1666) 寛文6. 4. 24		120	前田綱紀夫人逝去す。	
(1667) 寛文7. 10. 18		183	是日以降前田綱紀武蔵各地にて狩猟を試み、十一月十三日江戸に帰る。	
(1668) 寛文8. 1. 21		194	在江戸の諸士使役する所の奉公人に関して令す。	
3. 1		200	在江戸の諸士にその衣服に関する制限を令す。	
(1669) 寛文9. 7. 9		253	江戸にて家中の小者等拘摸と誤られ殴打せらる。	
10. 19		268	徳川家綱前田綱紀に鶴を贈る。	
閏10. 18		268	前田綱紀江戸を発して相模新戸村に獵す。	
(1671) 寛文11. 夏		326	前田綱紀本郷邸に於いて諸儒を会す。	
(1673) 延宝1. 12. 6		376	徳川家綱、前田綱紀に鶴を贈る。	
(1674) 延宝2. 8. 16		410	広島侯浅野長治の請に応じて金子一万両を貸与すべきを告ぐ。	
(1675) 延宝3. 3. 21		461	在京都加賀藩邸の町役を支出すべきことを命ず。	
(1676) 延宝4. 5. 12		498	谷七兵衛江戸にて使者の職務を全くせざりしを以て勤番供役を除かる。	
9. 19		507	京都町人菱屋次郎兵衛、同地加賀藩邸の裁許を命ぜらる。	
11. 22		510	徳川家綱前田綱紀に鶴を贈る。	
(1677) 延宝5. 是歳		530	藩侯江戸に於いて他出の際に於ける行列の規模を定む。	
(1678) 延宝6. 6. 16		547	藩侯將に江戸より帰国せんとするを以て郡中に馬匹を準備すべきを告ぐ。	
9. 23		562	前田光高夫人清泰院の二十五回忌法会を江戸伝通院に於いて執行す。	

年月日	編	頁	綱	文
(1679) 延宝7 . 3 . 14	4	569	藩侯の参観に際し旅費足らざるを以て郡中に用銀を貸上げしむ。	
5 . 20		576	前田綱紀江戸上野の徳川氏廟に詣でし際浪人の訴状を上つるものあり。	
11 . 7		587	前田綱紀叔母保科正経夫人の請を卻く。	
(1680) 延宝8 . 5 . 13		596	前將軍徳川家綱の法会終了するまで江戸藩邸の防火警戒を厳にせしむ。	
8 . 是月		605	後藤理兵衛の若党武田金左衛門、江戸及び京より追放を命ぜらる。	
(1681) 天和1 . 4 . 6		637	前田綱紀より徳川家綱の廟前に献上の燈籠を建つ。	
6 . 11		645	殺人罪を犯せる者の自殺を幫助したる杉野金大夫を江戸構追放に処すべく決定す。	
(1682) 天和2 . 1 . 9		661	江戸にて諸士の簡略を専とし栄耀・不行儀のことなかるべきを諭す。	
4 . 9		669	老中堀田筑前守を江戸の藩邸に招待す。	
7 . 28		675	加賀藩の儒臣木下順庵幕臣に仕へ徳川綱吉に謁す。	
8 . 14		675	幕府の令に従ひ、天下一の文字を書し又は看板等に金銀箔及び鍍金の金具を用ふることを禁ず。	
12 . 28		695	江戸に於ける藩邸悉く災に罹る。	
(1683) 天和3 . 1 . 5		698	江戸の藩邸災に罹れる報金沢に達す。	
1 . 6		698	前田綱紀災後の本郷邸経営に関して指揮す。	
1 . 7		699	江戸火災に付慰問の為に金沢より使者を発す。	
1 . 18		700	諸職人・日傭人の擅に江戸に赴くを禁ず。	
3 . 15		703	江戸本郷邸内に於ける大聖寺侯前田利明の屋敷面積を増す。	
3 . 21		705	自今江戸本郷邸を上屋敷、駒込邸を中屋敷、平尾邸を下屋敷と称せしむ。	
4 . 10		709	領内諸職人・日傭人等の江戸に赴くべからざる禁を解く。	
5 . 2		714	山本孫三郎藩侯の命を重んぜざるを以て江戸に於いて閉門を命ぜらる。	

年 月 日	編 頁	綱	文
7 . 22	4 724	林春常の門人林春先を召して藩儒に列せしむ。	
(1684) 貞享 1 . 1 . 1	741	前田綱紀前名綱利を改む。	
4 . 21	748	幕府の命により徳川氏先代より与へられたる判物及び領地目録の副本を上つる。	
4 . 25	748	幕府の命により徳川氏先代より上りたる感状の副本を上つる。	
5 . 10	759	諸士の頭分をして常に肩衣を着けしめ、又猥に提灯・幕等に梅鉢の紋を用ふるを禁ず。	
6 . 9	761	鷹匠清水伝左衛門誤りて藩侯の鷹を殺したるを以て改易とすべきを命ず。	
6 . 20	763	加賀藩駒込邸の一部を幕府の屋敷奉行に交付す。	
6 . 28	764	梅鉢又は菊菱の紋を附したる幕・提灯を作ることを禁ず。	
11 . 5	779	梅鉢の紋所使用に関する心得を定む。	
11 . 15	781	徳川綱吉より贈られたる鶴を諸士に饗し、能を催す。	
(1685) 貞享 2 . 3 . 1	791	江戸本郷邸の普請奉行等を命ず。	
4 . 1	801	参観の途上高橋吉左衛門等誤って前田綱紀に対し礼を失せしを以て閉門に処せらる。	
5 . 9	804	江戸本郷邸の仮屋を毀ち、之を大門の傍に移築す。	
5 . 14	804	江戸駒込邸に乱心の小者侵入す。	
5 . 15	806	前田綱紀移築せられる江戸本郷邸の仮屋に入る。	
5 . 16	807	江戸本郷邸に於ける諸士の長屋割を定む。	
5 . 晦日	808	江戸吉原に於いて藩の下人自殺を企てて果さず。	
8 . 27	813	浪人高城権之助江戸本郷邸に來り合力を求む。	
11 . 9	817	真言僧了智江戸駒込邸に來り訴状を提ぐ。	
11 . 28	817	江戸本郷邸柱立の儀を行ふ。	
12 . 19	818	江戸本郷邸棟上の儀を行ふ。	
(1686) 貞享 3 . 2 . 1	821	江戸駒込邸に於いて能を催す。	
2 . 2	822	歩組の土上野伊兵衛江戸本郷邸の長屋より出奔す。	
2 . 12	822	江戸本郷邸に於いて改田助左衛門、同僚神子田孫七郎を傷つく。	
2 . 13	823	前田綱紀江戸平尾邸に於いて猪鹿狩を行ふ。	

年月日	編	頁	綱	文
閏3. 21	4	829	前田綱紀登城して徳川綱吉の能を見、又自から演ずべきを命ぜらる。	
4. 3		831	前田綱紀柳営に登り能を演ず。	
4. 13		835	富山侯前田正甫江戸に着し駒込邸に前田綱紀を訪ふ。	
(1687) 貞享4. 2. 2		867	江戸及び他国に滞在する家中の一季居奉公人出替に関して令す。	
2. 14		868	一季居奉公人の給銀は春暮両度に分ちて与ふべきことを令す。	
5. 3		887	前田綱紀柳営に於いて徳川綱吉の演能を観る。	
5. 19		888	本郷邸に於いて仙溪院の為に能を催す。	
5. 21		889	前田綱紀柳営に於いて自から能を演ず。	
5. 22		890	家中辻弥三郎の若党及び小者誤って江戸城内に入り徘徊す。	
5. 26		893	江戸より帰国の途中自殺を図りたる小者牢死す。	
5. 28		894	家中辻弥三郎の若党及び中間幕府より放たれ、次いで本郷邸に於いて禁牢を命ぜられる。	
9. 13		905	前田綱紀江戸本郷邸に移徙す。	
9. 16		913	本郷邸移徙直後に属するを以て二十日に至るまで諸士に布上下を着用せしむ。	
9. 26		914	本郷邸に於ける諸士の小屋札を整備せしむ。	
10. 22		917	本郷邸各門の名称を定む。	
11. 6		920	本郷邸の新殿に保科正容等を招待して能を奏す。	
11. 9		922	本郷邸の新殿に客を招きて能を観覧せしむ。	
12. 晦日		924	本郷邸に於ける明年年頭の諸作法を定む。	
(1688) 元禄1. 5. 5		948	割場附の小者等江戸邸内の小屋に於いて相殺生す。	
(1689) 元禄2. 7. 16	5	25	前田綱紀江戸駒込邸に至りのその庭園を見る。	
8. 9		26	柳営に於ける前田綱紀の座列を三家の次と定めらる。	
10. 28		30	前田綱紀柳営に於いて仕舞を演ず。	
(1690) 元禄3. 8. 8		74	前田綱紀の子吉徳江戸本郷邸に生る。	
(1691) 元禄4. 2. 17		110	幕府加賀藩に籍を有する行路病者を江戸邸に引渡す。	
4. 12		130	組外組の土星野覚右衛門江戸邸より出奔す。	

年月日	編	頁	綱	文
4. 18	5	131	前田綱紀江戸に於いて家中諸奉行の風紀を正しくすべきことを論ず。	
7. 17		141	宝生大夫江戸の駒込邸に來り能舞台の設計を定む。	
8. 4		143	江戸駒込邸の能舞台を建築す。	
閏8. 3		144	江戸駒込邸に於いて御馬大豆焼小者人を傷つけて自殺す。	
閏8. 5		145	前田綱紀狩野伯円に駒込邸能舞台の鏡板に松を画くべきことを命ず。	
12. 26		153	幕府前田綱紀を召して家中二人の老臣を叙勲せしむべき意を伝ふ。	
(1692) 元禄5. 9. 14		196	今明両日江戸邸に於いて能を興行し諸士をして之を觀覽せしむ。	
(1693) 元禄6. 9. 26		254	大聖寺侯前田利直襲封以後初めて前田綱紀を江戸邸に訪ふ。	
12. 1		262	前田綱紀參議に任せらる。左近衛權中将故の如し。	
12. 28		272	江戸より前田綱紀を家中にて相公様と稱すべきことを伝ふ。	
(1694) 元禄7. 3. 24		285	東本願寺門主江戸本郷邸に前田綱紀を訪ふ。	
5. 6		294	前田綱紀昇官祝賀の為閣老等を江戸邸に招請す。	
(1695) 元禄8. 4. 23		325	江戸駒込邸の中、百姓より借地せしものを返却す。	
12. 6		337	加賀藩の江戸邸内に於ける犬を調査せしむ。	
12. 18		338	加賀藩の老臣にして叙勲するものを三人とす。	
(1697) 元禄10. 3. 26		386	先に大阪の御蔵屋敷変更の為出張したる会所奉行等帰国す。	
6. 18		396	前田綱紀今次の參觀に隋従すべき老臣を定む。	
10. 8		409	明日徳川綱吉の上野に赴く際江戸邸内に火を焚くこと平常の如くなるべきを告ぐ。	
12. 11		415	前田綱紀所々に在番・在住する士の年頭參賀に関する規程を令す。	
(1698) 元禄11. 3. 3		422	前田利家の一百回忌を修す。	
(1701) 元禄14. 1. 24		518	本年徳川綱吉加賀藩の江戸邸に臨むべきを以てその費用に充つべき銀子調達を命ず。	

年 月 日	編 頁	綱	文
3 . 4	5 522	再び將軍臨邸の準備に要する銀子調達を命ず。	
12 . 22	557	前田綱紀柳營に上り明年將軍の臨邸すべき予告とその息女を鳥取侯松平吉泰に嫁せしむべき命を受く。	
(1702) 元禄15 . 1 . 6	561	本郷邸に於ける御成御殿の作事奉行を命ず。	
2 . 4	562	御成御殿手斧初の儀を行ふ。	
3 . 15	570	前田吉徳駒込邸に於いて綱紀を饗す。	
4 . 18	571	徳川綱吉、前田綱紀の邸に臨む期を告ぐ。	
4 . 24	571	徳川綱吉の本郷邸に臨む前後に互り領内の火防を厳にせしむ。	
4 . 25	572	加賀藩の諸大夫を四人とし、新に前田主税を近江守、横山左衛門を山城守と称せしむ。	
4 . 26	573	徳川綱吉、前田綱紀の本郷邸に臨む。	
4 . 27	603	前田綱紀登營して昨日徳川綱吉の臨邸せしを謝す。	
4 . 27	603	昨日徳川綱吉の本郷邸に臨みしを祝し桂昌院等物を前田綱紀に贈る。	
5 . 22	605	將軍臨邸の事終れるを以てこの日より閨老以下を招きて饗す。	
6 . 9	611	前田吉徳柳營に於いて首服を加へ諱を吉治と称す。	
(1703) 元禄16 . 11 . 晦日	640	江戸の本郷邸類焼に罹る。	
(1704) 宝永1 . 5 . 21	647	江戸本郷邸外の井に狐の溺死するものありしを以て、幕吏その事情を調査す。	
7 . 8	653	本郷邸を御仮屋と称するものあるを止め、御殿と言はしむ。	
(1705) 宝永2 . 1 . 24	676	藩吏等江戸及び京中使の事に関する諮問に応ふ。	
2 . 11	680	江戸及び京中使の沿革に関し営業者等再び諮問に応ふ。	
4 . 28	688	加賀藩当年の収支予算を計上して借銀弁償の方法を講ず。	
(1706) 宝永3 . 3 . 26	714	領国・江戸及び上方に於ける藩の借銀を計上しその銀主の姓名を調査す。	
(1707) 宝永4 . 4 . 26	750	前田綱紀の女豊姫、前田孝資に嫁す。	
12 . 28	775	前田綱紀従三位に叙せらる。	

年 月 日	編 頁	綱	文
(1708) 宝永 5 . 3 . 29	5	786	前田綱紀本郷邸竣成せるを以て之に移る。
4 . 9		795	前田吉徳柳営に上り、徳川綱吉の養女松姫と婚すべき命を受く。
4 . 19		796	松姫将に來嫁せんとするを以て御守殿建築の地鎮祭を行ひ、十月に至りて成る。
11 . 1		807	幕府の老中等本郷邸の御守殿に於ける心得書を揭示す。
11 . 15		808	前田吉徳本郷邸に移徙す。
11 . 18		809	徳川綱吉の養女松姫前田吉徳に來嫁す。
(1709) 宝永 6 . 2 . 16		817	前田利昌江戸上野寛永寺の子坊恵恩院に於いて柳本侯織田秀親を刺殺す。
3 . 7		844	江戸駒込邸に於いて足輕と長柄小者と相争闘す。
5 . 7		850	前田綱紀右大臣二条綱平を本郷邸に招請す。
7 . 4		857	本郷邸に閣老等を招き將軍宣下の終れるを祝す。
(1710) 宝永 7 . 4 . 7		886	大納言二条吉忠、前田吉徳の邸に臨む。
8 . 1		896	前田綱紀、吉徳夫人の為に新たに小者を雇傭せしむ。
9 . 24		898	少納言高辻総長、前田綱紀の邸に臨む。
(1711) 正徳 1 . 3 . 25		910	加賀藩の儒者室新助幕府の召す所となる。
4 . 26		913	足輕永田伝助江戸浅草にて人を傷つく。
4 . 是月		914	朝鮮の聘使來る際前田綱紀に鞍馬四十一疋を提供すべきことを命ぜらる。
5 . 25		915	江戸駒込邸に土佐掾を召して操人形を演ぜしむ。
7 . 4		924	前田綱紀大聖寺侯前田利章を江戸駒込邸に饗す。
10 . 18		928	朝鮮の聘使江戸に入り加賀藩より接待の為に派せられたるもの亦江戸に帰る。
(1712) 正徳 2 . 11 . 22		966	大聖寺侯前田利章の江戸千駄木の邸災に罹る。
(1713) 正徳 3 . 閏 5 . 16		982	大聖寺侯前田利章家政支えざるを以て家中八人を加賀藩に属せしむ。
7 . 2	6	11	江戸にて諸士の使役する家來の取扱に関する心得を諭す。
10 . 20		14	富山侯前田利興の江戸邸長屋類焼す。

年 月 日	編	頁	綱	文
10. 21	6	14	江戸邸に於いて三笠附をなし、酒食を売り又は質物を取るを禁ず。	
(1715) 正徳 5. 1. 晦日		18	江戸中荷持及び三度飛脚以外、別に金沢の町人木屋八兵衛等をして飛脚業を開始せしむべきことを稟請す。	
3. 14		22	越中境奉行に金沢木屋平兵衛等の自今江戸中荷持たるべきを告ぐ。	
3. 22		23	江戸中荷持の毎月差立期日を定む。	
5. 6		26	前田綱紀二条綱平を江戸邸に招請す。	
8. 22		29	物価高直なるを以て江戸詰の諸士に帰国後扶持方を増給すべきを告ぐ。	
8. 26		30	越中境奉行に江戸中荷持の廃業することを告ぐ。	
(1716) 享保 1. 8. 12		59	山本源右衛門江戸に召されたるを謝するの書を前田綱紀に上つる。	
8. 21		60	前田綱紀内大臣二条綱平をその邸に招請す。	
11. 21		71	今日以後前田綱紀、將軍宣下祝賀の為老中等を招待す。	
(1717) 享保 2. 1. 22		74	江戸に於いて大聖寺侯前田利章の消防夫、仙石兵庫の消防夫と争闘す。	
6. 12		93	大聖寺侯前田利章江戸に於いて防火の功を賞せらる。	
9. 21		96	前田綱紀帰国の際木曾路より京都に赴くべきことを告ぐ。	
9. 23		97	前田綱紀に従ひ木曾路を経て帰国する諸士の旅費増給を出願するものを戒む。	
(1718) 享保 3. 是歳		150	物価貴きを以て江戸詰の近習に御納戸銀の借用を許す。	
(1719) 享保 4. 1. 16		150	江戸に於ける割場の規程を定む。	
3. 4		155	前田吉徳江戸の郊外平尾に放鷹す。	
3. 15		157	前田綱紀、前大納言中院通躬を本郷邸に招請す。	
3. 16		158	左大臣二条綱平本郷邸に臨む。	
6. 2		167	朝鮮使節来聘に付き遠江及び江戸に派遣を命ぜらるゝ足輕・小者等の数を定む。	

年 月 日	編 頁	網	文
	9 . 11	6 174	前田綱紀、稲生宣義編する所の庶物類纂を幕府に献ず。
(1720) 享保 5 .	1 . 19	179	幕府の老中を諸侯の訪ひたる際に於ける取次の慣習を前田綱紀に答申す。
	2 . 26	186	前田綱紀、品川東海寺の住僧を江戸駒込邸に招請す。
	3 . 4	187	前田綱紀、万福寺独文和尚を本郷邸に招請す。
	3 . 27	188	前田綱紀、本郷邸附近延焼するを以て消防の事に従ふ。この日富山侯前田利興の下邸亦火く。
	8 . 16	212	江戸に往復する飛脚業の沿革に関し上申す。
	9 . 20	213	前田吉徳夫人逝去す。
(1721) 享保 6 .	2 . 27	223	前田吉徳夫人の御守殿撤去を命ず。
	3 . 3	223	富山侯前田利興の江戸下邸類焼す。
	3 . 4	224	前田綱紀の江戸駒込邸類焼す。
	3 . 5	226	富山侯前田利興帰邑せしを以てその貸小屋を加賀藩の用に供す。
	4 . 11	227	江戸に出張を命ぜらるゝ十村等に扶持方を給することを稟請す。
(1722) 享保 7 .	1 . 29	263	江戸に於いて火災の際家中の心得べき条項を定む。
	2 . 5	265	前田綱紀・吉徳自ら本郷邸附近の防火に従ふ。
	7 . 3	305	幕府諸侯を召して米穀の上納を命じ、在府の期間を短くす。
	10 . 4	311	前田吉徳江戸平尾邸に放鷹す。
(1723) 享保 8 .	5 . 9	326	徳川吉宗、前田綱紀の隠居及び吉徳の家督相続を許す。
	6 . 15	335	前田綱紀は肥前守、吉徳は加賀守と改む。
	7 . 26	344	前田吉徳家督相続披露の為幕府の老中を招待す。
	7 . 29	345	前田吉徳家督相続披露の为一門を招待す。
	8 . 4	345	是日以後能を催し出入衆を招待す。
	8 . 18	346	前田吉徳左近衛権中將に陞任す。
	12 . 18	354	幕府前田吉徳の家臣二人をして叙爵せしむ。
(1724) 享保 9 .	1 . 1	358	金沢に於いて諸士に横山監物・本多嘉藤次二人の諸大夫に任ぜられたることを告ぐ。
	5 . 9	379	前田綱紀江戸に薨ず。

年 月 日	編 頁	綱	文
10. 18	6 486	前田吉徳の生母預玄院を江戸染井の新邸に住せしむ。	
11. 15	495	前田吉徳江戸に於いて親交ある諸家との贈答を廃せしむ。	
(1725) 享保10. 6. 1	517	前田宗辰松平氏を冒すことを幕府に届出づ。	
(1726) 享保11. 3. 7	548	江戸邸に勤務する諸士の心得を諭す。	
6. 28	560	京都に於ける加賀藩邸の一部焼失す。	
8. 10	561	御大工・穴生等の帯刀を許す。	
(1727) 享保12. 2. 16	575	本郷邸の舞台に芝居を演ぜしむ。	
2. 21	576	前田修理梅鉢の紋章を用ふるを許さる。	
3. 是月	580	江戸に於ける諸頭・諸役人勤方の旧例を記帳上申すべきを命ず。	
(1729) 享保14. 2. 4	639	江戸に随従したる諸士に特に二ヶ月間の扶持方を増給すべきを告ぐ。	
2. 13	642	江戸深川に在る加賀藩の土蔵焼失す。	
12. 25	693	先に老臣中の諸大夫を補缺すべき許可を得たるを以て長九郎左衛門を甲斐守と称せしむ。	
(1730) 享保15. 1. 12	700	本郷邸類焼の難に罹る。	
2. 16	705	本郷邸の興造に着手す。	
3. 晦日	709	前田吉徳本郷邸の建築を必要の部分のみに止むべきことを命ず。	
4. 17	711	本郷邸の南火之見番所を開く。	
4. 18	712	本郷邸斧初の儀を行ふ。	
5. 28	713	本郷邸の上棟式を行ふ。	
8. 16	721	本郷邸竣工し前田重熙等之に移る。	
9. 1	722	本郷邸の大門を開き、来客を大式台より通行せしむ。	
10. 2	727	曩に幕府の上使本郷邸に臨みし際、朝倉武大夫・豊島権左衛門不法なりしを以て譴責せらる。	
11. 15	728	本郷邸建築に関して尽力したる諸吏に賞賜す。	
(1731) 享保16. 8. 5	753	前田吉徳本郷邸に象を観る。	
(1732) 享保17. 5. 是月	778	火消番の処務規程を修正す。	

年 月 日	編	頁	綱	文
9. 18	6	796	江戸に於いて藩侯の供先より帰邸せしむる使者の通門に関して 規程す。	
⁽¹⁷³³⁾ 享保18. 12. 是月		847	鷹の飼料として犬を殺すことを禁ずる幕令を伝ふ。	
⁽¹⁷³⁴⁾ 享保19. 7. 4		863	前田吉徳江戸邸の御表に出づる時の法式を定む。	
⁽¹⁷³⁵⁾ 享保20. 1. 14		888	幕府先に加賀藩の人数が火災消防に尽力したる功を賞す。	
1. 22		889	本郷邸の長屋に放火する者あり。	
2. 1		891	火事装束に立付の外、細袴・踏込・のりせんも亦用ひ得べきこ とを定む。	
11. 1		908	火災に際し藩侯の行列に加る者の鍵印に銀の二枚短冊を附せし む。	
⁽¹⁷³⁶⁾ 元文1. 4. 是月		936	江戸に於いて若党・小者の三ヶ年以上滞在すべからざるを定む。	
7. 是月		951	本郷に於ける前田宗辰の居室造営竣成す。	
⁽¹⁷³⁸⁾ 元文3. 1. 29	7	15	本郷邸の作事門等類焼に罹る。	
7. 10		25	本郷邸の大書院・小書院等成る。	
8. 4		28	前田吉徳、徳川家治の生誕を祝する為老中の臨邸を請ふ。	
9. 7		31	老中松平伊豆守等本郷邸に臨む。	
10. 26		38	本郷邸前の附近にて発見したる棄児を広式に収容して扶育す。	
12. 是月		41	物価高直なるを以て在江戸の小者の給銀支給法を改めしむ。	
⁽¹⁷⁴⁰⁾ 元文5. 1. 15		66	前田吉徳本年出府に供奉せしむる家老等を命ず。	
12. 1		90	前田吉徳参議に任せらる。	
⁽¹⁷⁴¹⁾ 寛保1. 2. 19		102	前田吉徳参議拜任を祝する為閣老等の臨邸を求む。	
5. 4		107	閣老等前田吉徳の招宴に臨む。	
5. 25		108	前田吉徳、参議拜任を祝する为一門を請待す。	
6. 15		108	御歩小頭井関源左衛門等江戸にて駕籠に乗りたるを以て遠慮を 命ぜらる。	
⁽¹⁷⁴²⁾ 寛保2. 8. 24		150	前田吉徳、徳川吉宗の昇任等を賀するが為に閣老の臨邸を求む。	
8. 27		151	前田吉徳参観交替の期を春季に改めんことを請ひて許さる。	

年 月 日	編 頁	綱	文
10. 19	7 161		閣老土岐丹後守等本郷邸に臨み前田吉徳の饗を受く。
10. 22	162		前田吉徳、徳川吉宗の昇任等を祝する為一門以下を饗す。
(1743) 寛保 3 . 3 . 27	171		閣老本多中務大輔駒込邸に臨み前田宗辰の出府を労す。
4 . 21	173		前田吉徳初めて江戸駒込邸の新殿に臨む。
12. 21	214		前田重熙叙爵して但馬守と称す。
(1744) 延享 1 . 4 . 22	232		前田宗辰駒込邸に於て婚儀を挙ぐ。
5 . 11	240		会津侯保科正容駒込邸に臨む。
5 . 19	242		前田宗辰その夫人と共に本郷邸に臨む。
11. 10	250		本郷邸に於いて初めて猿廻に厩の祓を行はしむ。
(1745) 延享 2 . 5 . 2	263		前田宗辰駒込邸に於いて能を演ず。
6 . 12	283		前田吉徳金沢城に卒す。
7 . 15	305		前田宗辰駒込邸より本郷邸に移る。
8 . 4	311		前田宗辰佐渡守の称を改めて加賀守と称す。
8 . 11	314		前田宗辰入国の際諸士の行装を華美ならしめざるべきを命ず。
8 . 22	320		前田宗辰当分就封せざるを以て在江戸の諸士を減ず。
11. 13	329		二条宗基本郷邸に臨む。
11. 晦日	331		前田宗辰夫人逝去す。
11. 是月	333		前田宗辰江戸に在勤する諸士の華美を戒む。
(1746) 延享 3 . 1 . 27	340		前田宗辰、徳川家重の將軍宣下を祝する為閣老を本郷邸に招請す。
3 . 是月	345		江戸詰諸士の従者を減ずべきことを令す。
4 . 28	365		儉約につき当分一門来邸の際その従者を饗応せざることに改む。
8 . 26	388		前田宗辰家督相続を祝する為閣老等を招請す。
12. 8	399		前田宗辰卒し、未だ喪を発せず。
12. 12	408		前田宗辰卒去を公表す。
(1747) 延享 4 . 2 . 4	456		前田重熙但馬守を改めて加賀守と称す。
2 . 19	458		前田重熙正四位下左近衛権少将に叙任し、前の諱利安を改む。
8 . 是月	478		領国及び江戸・京・大坂に於ける藩の経費を予算す。

年月日	編	頁	綱	文
(1748) 寛延1. 6. 8	7	530	本郷邸内の与力小屋より失火す。	
6. 21		532	前田吉徳の側室真如院その子八十五郎と共に江戸を発し金沢に向ふ。	
7. 17		535	前田吉徳の側室真如院を金谷御殿に幽す。	
8. 16		543	前田重熙家督相続の為本郷邸に能を演ぜしむ。	
9. 12		556	大槻朝元配所にて自殺す。	
10. 28		569	江戸に於て前田利和附御横目足軽荒木吉郎大夫金子を詐取したるを以て入牢を命ぜらる。	
(1749) 寛延2. 1. 1		574	江戸に於いて半田権左の若党等騒擾す。	
1. 7		577	前田重熙を呼ぶに中将の官名を以てすべきを告ぐ。	
2. 28		583	前田重熙会津侯保科容貞を本郷邸に招請す。	
10. 25		598	藩の政務に関する費用は従来半額に節減すべきを命ず。	
11. 15		601	前田重熙江戸詰の小将組及び聞番の風儀を改むべきことを諭す。	
(1750) 寛延3. 3. 2		616	前田重熙平尾邸に散策す。	
11. 25		633	堀久五郎在江戸中非行ありたるを以て役儀を除き遠慮を命ぜらる。	
12. 27		636	富山侯前田利幸の江戸邸火を失す。	
(1751) 宝暦1. 閏6. 14		657	御徒木村文左衛門江戸より逐電す。	
7. 是月		664	一季居奉公人の給銀を定む。	
12. 11		678	取次役のものゝ勤方を諭し併せて江戸詰人の扶持方を復旧すべきことを告ぐ。	
(1752) 宝暦2. 3. 11		689	前田重熙本郷邸に高松侯松平頼泰を招請す。	
3. 是月		691	御算用者西澤甚五左衛門江戸より逐電す。	
(1753) 宝暦3. 4. 8		722	前田重熙卒し十二日に至るまでその喪を秘す。	
5. 1		763	前田重靖本郷邸に移る。	
6. 23		774	紀伊侯徳川宗直その女を前田重靖へ嫁せしめんことを求む。	
7. 4		775	徳川家重、前田重靖の婚約を許す。	
9. 晦日		782	前田重靖卒去して未だ喪を發せず。	

年 月 日	編 頁	綱	文
(1754) 宝曆4 . 4 . 6	7	831	前田重教家督相続を賀する為閣老の臨邸を求む。
4 . 19		834	前田重教, 紀伊侯徳川宗将の女と婚を約す。
4 . 27		835	前田重教, 紀伊侯徳川宗将の女と婚することを許さる。
5 . 25		838	老中等前田重教の招宴に臨む。
9 . 26		846	紀伊侯徳川宗直その子宗将と共に本郷邸に臨む。
10 . 26		847	江戸道中蕨及び板橋駅より徴したる始末書を示す。
12 . 是月		858	江戸に於ける藩費の節減に関し諭示す。
(1755) 宝曆5 . 3 . 27		867	前田重教, 紀伊侯徳川宗直の邸を訪ふ。
4 . 4		868	巡見上使松平頼母・大河内善兵衛を本郷邸に招請す。
12 . 16		904	前田重教伝通院の僧を本郷邸に饗す。
12 . 18		905	前田重教左近衛権中将に昇任を命ぜらる。
(1756) 宝曆6 . 2 . 23		915	紀伊侯徳川宗将, 前田重教を訪ふ。
(1757) 宝曆7 . 2 . 22		959	大聖寺侯前田利道の嫡子亀丸本郷邸を訪ふ。
3 . 1		960	前田重教姫路酒井忠恭父子を招請す。
8 . 3		971	前田重教就封の際旅中側筒五挺を随ふことを許さる。
(1758) 宝曆8 . 1 . 17	8	2	大銀奉行国澤権左衛門江戸に於いて出奔す。
2 . 1		5	江戸・京・大坂に勤務する諸士の交替すべき期限を示す。
8 . 22		36	御小将組岩田六右衛門擅に参観随行を辞せしを以て蟄居を命ぜらる。
12 . 18		47	前田重教, 姫路侯酒井忠恭・忠宣父子を本郷邸に招請す。
(1759) 宝曆9 . 5 7		98	平尾邸内の納屋焼失す。
5 . 22		102	幕府前田重教に五万両の貸附を許す。
(1760) 宝曆10 . 2 . 6		135	江戸深川に於ける加賀藩の蔵屋敷火災に罹る。
2 . 16		139	徳川家重及び家治の使者本郷邸に臨み昇任の祝儀を前田重教に贈る。
2 . 晦日		142	前田重教, 大聖寺侯前田利道に合力米五百石及び金子五千両を贈る。

年 月 日	編 頁	綱	文
3 . 1	8 143	幕府，前田重教の本年の参観を用捨すべきことを告ぐ。	
3 . 是月	151	江戸に於いて座頭より金子を借用したる土幕府の督促を受く。	
(1761) 宝曆11 . 2 . 22	180	將軍代替に付き江戸在邸の聞番武家法度の下附を受く。	
11 . 27	220	前田重教の夫人紀伊侯徳川宗将の女勝姫来嫁す。	
12 . 4	221	前田重教，紀伊侯徳川宗将の邸に婿入の儀を行ふ。	
12 . 7	221	紀伊侯徳川宗将本郷邸に舅入の儀を行ふ。	
(1762) 宝曆12 . 1 . 是月	225	前田重教その夫人の為に孔雀を本郷邸に飼育せしむ。	
2 . 21	226	前田重教，徳川家治の先に右大将に兼任せられたるを祝する為閣老等を本郷邸に招請す。	
2 . 27	227	前田重教，徳川家治の先に將軍宣下を受けたるを賀する為閣老等を本郷邸に招請す。	
3 . 7	227	紀伊侯徳川宗将の夫人等を本郷邸に招請す。	
5 . 16	239	御台所附同心宮村藤左衛門，前田重教の病氣快癒を祈らん為本郷邸より失踪す。	
8 . 6	248	前田重教平尾邸に散策す。	
9 . 9	249	前田重教書を金沢の老臣に与へて本年江戸に滞留せんとするの意を告ぐ。	
9 . 16	250	前田重教尚歩行に艱むを以て引続き江戸に留まらんことを請ひ次いで許さる。	
11 . 11	250	大小将組佐藤平左衛門盜賊の嫌疑を以て江戸より送還せらる。	
(1763) 宝曆13 . 1 . 1	258	加賀藩の幕府に献納したる太刀目錄汚損せるを以て書替を命ぜらる。	
2 . 6	263	前田重教紀伊侯徳川宗将父子を本郷邸に招請す。	
2 . 18	263	前田重教先に徳川家治の世子が誕生したるを賀する為閣老等を招請す。	
3 . 4	264	前田重教夫人袖留の儀を行ふ。	
12 . 24	297	本郷邸広敷の中臈葛箆に潜みて欠落を謀る。	
(1764) 明和 1 . 7 . 是月	327	前田重教本郷邸に於いて孔雀を飼育す。	
9 . 4	330	儉約の為本郷邸に於ける小将等を帰国せしむ。	

年 月 日	編 頁	綱	文
10. 11	8 334	前田重教本郷邸に盛岡侯南部信貞を招請す。	
11. 7	336	前田重教駒込邸に至らんとする途上供奉の士仙石要人病を発して急死す。	
(1765) 明和2 . 2 . 15	348	前田重教夫人着帯の祝儀を行ふ。	
3 . 2	355	前田重教夫人の父紀伊侯徳川宗将の訃至る。	
7 . 22	373	前田重教夫人名を套姫と改む。	
7 . 22	373	江戸中屋敷に医師を存置することを議す。	
10. 是月	382	前田重教夫人套姫の名に触るる諸士の名を改む。	
(1766) 明和3 . 3 . 25	398	由比勘兵衛江戸詰を辞するを以て遠慮を命ぜらる。	
4 . 17	403	前田重教、去年以来江戸邸に留守したる大小将組の士の精勤を賞す。	
7 . 是月	422	本郷邸に於いて下輩の屋外に涼を納るる等のことを禁ず。	
11. 11	435	江戸の能役者宝生弥三郎指控を命ぜらる。	
(1767) 明和4 . 11. 是月	485	京都に於ける藩邸所有の確認を求む。	
(1768) 明和5 . 2 . 11	500	本郷邸内の稲荷堂に太鼓を備ふ。	
11. 是月	545	本郷邸の駕籠舁等結束してその職を辞せんことを請ふ。	
(1769) 明和6 . 10. 15	600	前田重教その平尾邸に行歩せんことを幕府に請ひ尋いで許さる。	
(1770) 明和7 . 3 . 1	629	本郷邸に歌舞伎役者を招きて技を演ぜしむ。	
7 . 12	652	江戸邸に出入する商人等物品の売込を謝絶す。	
8 . 11	655	加賀藩の江戸深川に於ける米廩火災に罹る。	
10. 14	660	平尾邸火を失し長屋等を焼失す。	
11. 26	665	前田重教本郷邸に蹴鞠の会を催す。	
(1771) 明和8 . 2 . 24	677	前田重教平尾邸に行歩を許さる。	
4 . 23	684	前田重教の名代及び治脩柳営に上りて隠居及び家督相続を命ぜらる。	
8 . 15	731	本郷邸内西御殿の斧初を行ふ。	
10. 15	754	前田治脩京・大阪の町人に謁見を許す。	

年月日	編	頁	綱	文
11. 15	8	759	前田治脩京都の町人に謁見せしむ。	
12. 21		771	本郷邸西御殿の上棟式を行ふ。	
(1772) 安永1. 2. 29		787	本郷邸の一部類焼す。	
3. 5		798	本郷邸の一部類焼罹災の報金沢に達す。	
6. 3		813	前田重教江戸浅草等に行歩を試む。	
11. 9		845	会津侯保科容頌本郷邸に前田治脩を訪ふ。	
(1773) 安永2. 3. 2		866	大聖寺侯前田利道、本郷邸に來りて金子の貸与を求む。	
5. 18		895	前田治脩家督相続を祝する為閣老等を招待饗応す。	
6. 4		900	前田重教本郷邸に柳川侯立花左近將監と蹴鞠を行ふ。	
6. 是月		906	諸色高直なるを以て江戸詰人に金子を与ふ。	
(1774) 安永3. 11. 是月		1005	江戸より帰国の際諸士の雇傭する人夫賃に関して令す。	
(1775) 安永4. 2. 23	9	29	前田重教本郷邸に於いて手妻を演ぜしむ。	
7. 11		56	在江戸の諸士に対し借知上納を免除すべきことを告ぐ。	
(1776) 安永5. 4. 11		115	江戸詰の諸士以下に給する扶持方及び人数を減少すべきことを予告す。	
(1777) 安永6. 1. 18		137	当時在江戸の大小將は藩侯の帰国に供奉するものの外詰延たるべきことを命ず。	
10. 29		162	江戸に於いて大小將石黒佐七郎等無刀にて木挽町の芝居を觀覽したるを以てその罪を議せらる。	
(1778) 安永7. 1. 4		178	本郷邸付近の火災に加賀藩の火消役等大に活動す。	
3. 1		191	江戸に於いて大小將谷猪左衛門醉狂し、尋いで組外組へ加へらる。	
9. 9		204	前田治脩江戸表の經費欠乏を会所奉行に告げたる書金沢に達す。	
(1779) 安永8. 2. 21		247	江戸在府の御大小將御番頭・同御横目を詰延とすべきことを告ぐ。	
7. 21		269	藩の財政困難なるを以て江戸・京・大阪の詰人に詰延を命ず。	
11. 16		279	本郷邸前の棄児を收容す。	

年月日	編	頁	綱	文
(1780) 安永 9 . 2 . 27	9	325	江戸に於いて諸士に綿衣を用ふべきこと等を諭す。	
2 . 是月		330	自今江戸・京・大阪の詰人を二年半交代とすべきことを告ぐ。	
7 . 11		347	江戸邸の貸小屋に窓を穿つべからざることを告ぐ。	
(1781) 天明 1 . 5 . 18		393	本郷邸呉服所に於いて晒布及び絹紛失す。	
閏 5 . 26		400	江戸詰の諸士にその生活を質素にすべきことを諭す。	
7 . 是月		410	諸士他国詰の年限を短縮すべきことを告ぐ。	
7 . 是月		410	本郷邸内に時疫等に罹りて死亡する者多し。	
(1782) 天明 2 . 1 . 24		427	加賀藩の火消役江戸に於いて水戸邸の火災に出動す。	
2 . 25		429	江戸邸に於いて大銀所保管の金子紛失し、次いで奉行等指控を命ぜらる。	
2 . 是月		430	江戸留守居詰及び他国に使用する者の行粧を質素にすることを諭す。	
3 . 1		433	藩の金融に尽力せる江戸の町人等に扶持す。	
3 . 26		434	会津侯松平肥後守父子等本郷邸に前田治脩を訪ふ。	
5 . 23		448	幕府へ派遣せらるゝ使者柄に関し相争へる御馬廻頭及び御小將頭戒飾せらる。	
7 . 15		465	昨今両日江戸及び金沢に地震あり。本郷邸に損害を見る。	
8 . 21		470	本郷邸以下江戸の藩邸風害を受く。	
10 . 5		496	本郷邸外の棄児を收容す。	
12 . 23		504	物価高直なるを以て江戸詰の士に与ふる扶持の割合を改む。	
(1783) 天明 3 . 3 . 14		516	米価高直なるを以て江戸詰人等の扶持方代を改む。	
10 . 7		558	江戸に赴くものは当分甲州街道を取るべきを告ぐ。	
10 . 9		565	大小将吉田宇右衛門江戸邸より出奔し次いで発見帰国を命ぜらる。	
10 . 15		566	新番組山本伊右衛門江戸に於いて出奔す。	
(1784) 天明 4 . 1 . 16		583	江戸下谷茅町の火災に加賀藩の足軽等町火消と争闘す。	
閏 1 . 27		593	大小将吉田彦兵衛江戸に於いて火災見分に出張し落馬負傷す。	
閏 1 . 是月		594	物価高直なるを以て江戸詰の士を減員す。	

年 月 日	編 頁	綱	文
閏 1 . 是月	9 594	江戸より帰国する者の土産物を齎すを禁ず。	
2 . 9	599	前田重教江戸羅漢寺筋に散策す。	
2 . 15	600	江戸に於ける諸士の行状に関して論ず。	
9 . 13	650	江戸下谷茅町火災の際に於ける喧嘩事件落着す。	
9 . 17	653	吉田宇右衛門江戸に於いて不都合の行為ありたるを以て知行を召放さる。	
9 . 28	655	幕府の命により加賀藩の江戸火消にその挙動を慎ましむべきことを告ぐ。	
(1785) 天明 5 . 11 . 是月	737	前田重教江戸に於ける消防夫の器具服装等給与方を嚴重にすべきを告ぐ。	
12 . 3	740	江戸に於いて年頭諸礼式都べて旧に復することを告ぐ。	
(1786) 天明 6 . 1 . 22	755	江戸深川なる藩の米廩類焼に罹る。	
2 . 26	761	一季居奉公人の給銀を定む。	
3 . 9	767	前田重教夫人平尾邸に赴く。	
6 . 12	788	前田重教卒す。	
7 . 4	814	本郷邸に於ける割場附足軽、薬種商より一角を詐取して直に出奔す。	
9 . 8	840	徳川家治薨去したるを以て江戸邸に於ける諸士の心得を命ず。	
(1787) 天明 7 . 1 . 14	869	本郷邸に於いて福引を行ふ。	
2 . 4	878	本郷邸の家老席等に狼籍の所業を為せることを発見す。	
2 . 7	878	本郷邸に於いて御預地奉行遠藤次左衛門の若党出入商人を殺害す。	
3 . 9	890	本郷邸に洗馬の儀式を行ひ、且消防の練習を為さしむ。	
6 . 4	904	本郷邸に前富山侯前田利与の行状に関し訴状を投ずる者あり。	
7 . 28	914	江戸に於いて御歩中村甚蔵帰邸の時刻に遅れ、後処罰せらる。	
(1788) 天明 8 . 1 . 晦日	933	京都に於ける加賀藩邸類焼の難に罹る。	
4 . 6	954	富山侯前田利謙本郷邸に前田治脩を訪ふ。	
5 . 11	958	物価高直なるを以て江戸詰の諸士に扶持方代を繰り上げ貸与す。	
7 . 13	964	江戸詰人に再び扶持方代を繰り上げ貸与す。	

年月日	編	頁	綱	文
8. 16	9	966	京都の桂姫，本郷邸を訪ふ。	
11. 26		975	広島侯浅野重晟本郷邸を訪ふ。	
12. 17		977	物価高直なるを以て江戸詰の諸士に扶持方代銀を割増支給す。	
(1789) 寛政1. 1. 7	10	2	江戸の町人万屋理兵衛，前田治脩の登城途上に訴状を呈せんとす。	
1. 14		3	前田治脩，水戸藩中屋敷の火災に出馬す。	
1. 18		4	大聖寺侯前田利考本郷邸を訪ふ。	
2. 16		9	前田治脩，寿光院夫人を招請し能を催す。	
3. 7		16	秋田侯佐竹義和本郷邸を訪ふ。	
3. 22		20	会津侯保科容頌の孫金之助本郷邸を訪ふ。	
3. 27		20	広島侯浅野重晟父子本郷邸を訪ふ。	
6. 7		33	本郷邸内なる前田齐敬の居館上棟式を行ひ，之を新御居宅と称せしむ。	
6. 20		34	金沢に於いて本郷邸内なる前田齐敬の居館を新御居宅と称すべきことを告ぐ。	
6. 晦日		35	江戸小石川の火災に加賀御抱の鷹之者死傷す。	
7. 9		43	江戸に於いて先に火災の際消防に尽力せる諸士に賞賜す。	
7. 29		45	参観の際供奉したる諸士の通馬増賃銀返納方を令す。	
(1790) 寛政2. 2. 是月		94	使者として江戸に赴く者の，聞番足輕に金品を贈与することを禁ず。	
5. 19		119	江戸詰人に規定の外扶持方代を増給することなかるべきを告ぐ。	
7. 22		137	江戸詰の諸士の服装等を簡易にすべきことを諭す。	
9. 29		156	江戸に於いて前田治脩及び齐敬を両殿様と称すべきことを命ず。	
12. 1		161	本郷邸内貸小屋の厩より出火す。	
(1791) 寛政3. 2. 25		194	江戸より帰国する者の土産物を齎し及び客を招きて酒宴を催すを禁ず。	
6. 29		234	本郷邸の火消役等，水戸邸の消防に従ふ。	
9. 4		258	江戸深川に於ける加賀藩の米倉浸潮の害を受く。	
10. 18		278	江戸に於いて御手木足輕等互に殺傷す。	

年 月 日	編 頁	綱	文
(1792) 寛政 4 . 1 . 16	10	297	当春参観道中の役人を命ず。
閏 2 . 是月		318	江戸に勤務する諸士の衣服・参会等を節約すべきことを命ず。
3 . 13		329	江戸勤務の諸士に扶持方を増貸す。
5 . 17		336	大阪の加賀藩邸類焼の難に罹る。
7 . 21		354	江戸に大火災ありて本郷邸附近に及ぶを以て前田治脩出馬す。
11 . 18		372	江戸詰の諸士に扶持方を増貸す。
11 . 20		374	江戸邸の消防器具に初めて龍吐水を採用す。
11 . 29		375	藩侯の行列外に長柄傘を準備持参せしむることを定む。
(1793) 寛政 5 . 1 . 18		390	前田治脩平尾邸に至りて狩猟を試む。
2 . 11		394	前田治脩平尾邸に狩猟を試む。
2 . 13		394	前田治脩再び平尾邸に狩猟を試む。
2 . 16		395	前田治脩、重教夫人等を招請し、大聖寺侯前田利考亦之に臨む。
2 . 22		397	藩侯に供奉して帰国するものゝ土産物を齎すことを禁ず。
3 . 6		401	前田重教夫人鳥取侯の金杉邸に赴く。
3 . 15		403	大聖寺侯前田利考、前田治脩を本郷邸に訪ふ。
5 . 8		421	前田齐敬東叡山に詣で、押足軽林唯右衛門等尾張侯の従者と衝突す。
6 . 17		425	江戸邸内なる諸士の貸小屋に自ら窓を穿つことを禁ず。
8 . 13		437	江戸詰の諸士にして困窮の者に扶持方を繰上げ貸与すべきことを告ぐ。
10 . 7		463	本郷邸御広式に於いて前田重教の女穎姫の為に女芝居を行はしむ。
10 . 21		465	前田齐敬平尾邸に赴き鳥構を行ふ。
10 . 25		465	富山侯前田利謙の江戸上邸焼失す。
(1794) 寛政 6 . 2 . 7		500	江戸詰人に扶持方増借を出願することなかるべきを告ぐ。
2 . 18		504	江戸詰の者の服装・参会等に関する前令を厳守すべきことを告ぐ。
2 . 是月		513	藩の財政困難なるを以て江戸・京・大阪の詰人交替を秋季に延期することを告ぐ。

年 月 日	編 頁	綱 文
3 . 23	10 534	江戸詰人の扶持代及び従者の人数を減ずべきことを告ぐ。
5 . 是月	554	江戸に於ける諸士の扶持方を減ず。
7 . 12	561	江戸に於ける富山侯及び大聖寺侯邸、並に旋風の害を受く。
(1795) 寛政 7 . 1 . 晦日	586	他国詰人の帰国せんとするものは、扶持方代の過不足を出発以前その所に於いて精算すべきを命ず。
2 . 13	587	江戸詰の者に餞別し又は帰国の際土産物を賣すを禁ずる前令を厳守せしむ。
3 . 9	591	江戸詰の者に扶持代を増貸すべきを告ぐ。
3 . 11	591	盛岡侯南部信敬本郷邸を訪ふ。
6 . 15	604	前田重教夫人浅草より両国橋に舟遊す。
6 . 19	604	前田斉敬平尾邸に赴く。
6 . 27	605	前田斉敬江戸に卒す。
11 . 9	658	前田斉広をして広式より表住居に転ぜしむ。
(1796) 寛政 8 . 4 . 25	690	前田治脩、紀伊侯徳川治貞がその女鏗姫と前田斉広との縁組を承諾したることを告ぐ。
6 . 22	699	前田斉広に対し鷹司政熙より申込みたる縁談謝絶を議す。
9 . 19	705	前田治脩幕府に前田斉広を養子たらしめんと願書を提出す。
9 . 28	707	前田斉広、尾張侯徳川宗睦の養女琴姫と縁組を約す。
11 . 11	718	本郷邸内前田斉広の居る所を北御居宅と称せしむ。
11 . 14	718	前田治脩、斉広を養子とすることを許さる。
11 . 29	724	幕府、前田斉広が尾張侯徳川宗睦の養女琴姫と婚を約することを許す。
(1797) 寛政 9 . 1 . 晦日	736	金谷御屋敷を改めて金谷御殿と称せしむ。
12 . 是月	801	一季居奉公人の欠落したる時は其の主人より公事場に申告すべきことを命ず。
(1798) 寛政 10 . 7 . 28	833	本郷邸内の貸小屋に落雷す。
9 . 28	838	尾張侯徳川宗睦本郷邸に臨む。
12 . 4	855	本郷邸の長屋に於いて大小将春日斧人の若党主人の金品を盗み尋いで死刑に処せらる。

年 月 日	編	頁	綱	文
12. 27	10	856	江戸の詰人難渋するを以て金子を貸与すべきことを告ぐ。	
(1799) 寛政11. 3. 是月		867	江戸に赴く者に餞別し又は江戸より帰る者の土産を齊らすを禁ずる所の前令を厳守せしむ。	
5. 4		875	前田治脩初めてその夫人を表居間に招請す。	
11. 6		927	前田治脩江戸聖堂の消防を命ぜらる。	
12. 晦日		934	富山侯前田利謙の上屋敷馬飼料所より出火す。	
12. 是月		935	江戸詰の諸士困窮するを以て金子を貸附すべきを告ぐ。	
(1800) 寛政12. 2. 10		939	江戸に勤務する者の衣服等に関する前令を厳守せしむ。	
(1801) 享和1. 8. 13	11	58	前田治脩、保養の為時々下屋敷に行歩することを許さる。	
9. 是月		65	家老前田内匠助、江戸在府中に於て知行万石の待遇を与へらる。	
(1802) 享和2. 3. 2		94	前田齐広本郷邸内北居宅より居間書院に移る。	
8. 是月		155	前田治脩帰国の際東海道を經由すべきことを決す。	
9. 4		155	前田重教夫人の為に新築せる本郷邸の居館を梅之御殿と称せしむ。	
10. 1		165	前田重教夫人本郷邸内の梅之御殿に移徙す。	
10. 10		169	金沢に於いて老臣等、前田重教夫人が梅之御殿に移徙したるを祝す。	
10. 17		171	前田重教夫人逝去す。	
10. 22		172	前田重教夫人の病重体なる報金沢に達す。	
10. 27		175	前田重教夫人危篤の報金沢に達す。	
10. 29		175	江戸に於いて前田重教夫人の喪を発す。	
11. 4		176	前田齐広及び治脩、急使を發して重教夫人の病を問はしむ。	
11. 5		177	前田重教夫人逝去の報金沢に達す。	
11. 10		179	前田齐広、家老津田玄蕃を派して重教夫人の葬儀に列せしむ。	
11. 12		180	徳川家斉が前田治脩等の喪中慰問の為に發せしめたる奉書金沢に着す。	
11. 27		181	前田重教夫人の葬儀を行ふ。	

年 月 日	編 頁	綱	文
(1803) 享和3 . 3 . 11	11 218	江戸詰の諸士難渋するを以てその貸渡金返納を免除すべきことを告ぐ。	
3 . 18	219	前田治脩夫人、本郷邸梅之御殿に移る。	
3 . 24	220	本郷邸の物見櫓類焼の難に罹る。	
3 . 是月	225	火消の勤方を記して提出す。	
5 . 29	248	江戸の詰人等難渋を訴ふるも貸銀等の方法より救済すること能はざるを告ぐ。	
8 . 29	296	江戸詰の者の物品買上代は現金払とすべき前令を恪守せしむ。	
9 . 是月	304	江戸に於ける諸士の奉公人は三年以上滞在せざるべき旧例を実行せしむ。	
10 . 7	308	前田治脩夫人上野附近に行歩を行ふ。	
10 . 22	312	江戸に於いて用聞町人の猥に算用者等を訪問するを禁ず。	
10 . 29	314	昨今両日江戸広徳寺に於いて前田重教夫人の一周忌法会を修す。	
10 . 是月	314	江戸詰の諸士に商売人の売物を預り置くべからざることを令す。	
11 . 16	316	前田齊広、江戸詰の者の救済を議せしむ。	
11 . 16	317	前田齊広夫人の入輿後、治脩夫人を大御前と称すべきことを告ぐ。	
11 . 28	317	本郷邸内なる梅之御殿を梅之御居宅、北之御殿を北之御居宅と称す。	
12 . 1	318	前田齊広夫人入輿す。	
(1804) 文化1 . 1 . 18	331	前田齊広、治脩夫人を招請す。	
(1805) 文化2 . 6 . 是月	462	江戸に於いて禁牢の後放免せられたる者の処置に就いて議す。	
7 . 7	464	江戸に於いて御先手物頭堀万兵衛の若党酒狂を以て小者を傷害す。	
12 . 22	496	江戸に於いて物価高直なるを以て扶持方を増給す。	
(1806) 文化3 . 7 . 13	554	前田重教の夫人及び女頼姫の忌日を改む。	
8 . 11	565	本郷邸内大銀所に於いて銀子紛失す。	
9 . 9	574	本郷邸内なる梅之御居宅を梅之御殿の旧称に復せしむ。	

年 月 日	編	頁	綱	文
(1807) 文化 4 . 4 . 2	11	609	大聖寺侯前田利之, 本郷邸に前田齊広を訪ふ。	
4 . 是月		611	京都の陶器師青木木米を招き窯を金沢春日山に興さしむ。	
(1808) 文化 5 . 閏 6 . 是月		745	江戸に於いて禁牢以後釈放せられたる者の処置を定む。	
10 . 3		758	一季居奉公人逃亡の際その処置に関する取調を厳にせしむ。	
10 . 15		761	是日以後江戸に於いて前田重教夫人の七回忌法会を修す。	
11 . 是月		767	物価高貴なるを以て江戸詰の諸士以下に金子を貸与す。	
(1809) 文化 6 . 4 . 24		803	江戸に於いて太鼓打飯島六之佐失踪す。	
6 . 6		814	江戸平尾邸内に陥穽を設けて猪を狩らしむ。	
(1810) 文化 7 . 1 . 7		864	前田治脩卒す。	
1 . 9		878	前田治脩の喪を発す。	
1 . 21		885	前田治脩夫人落飾す。	
7 . 27		939	江戸に於いて蘭学医吉田長淑を禄す。	
(1811) 文化 8 . 9 . 3	12	80	前田齊広江戸平尾の下邸に赴く。	
(1812) 文化 9 . 1 . 4		96	江戸辰口に於いて前田齊広の行列, 川越侯松平大和守の行列と衝突す。	
6 . 14		137	江戸詰人, 物価高直に苦しむを以てその救済を稟議す。	
6 . 24		140	前田齊広の夫人等江戸両国辺に行歩を行ふ。	
7 . 11		152	江戸詰の諸士に金子を貸附す。	
9 . 10		160	前田治脩夫人, 齊広夫人と共に平尾邸に赴く。	
11 . 4		178	本郷邸地震により小破す。	
(1813) 文化10 . 6 . 20		246	江戸に於ける大聖寺藩の下屋敷火災に罹る。	
9 . 26		273	京都河原町に於ける加賀藩邸の隣屋を買得す。	
(1814) 文化11 . 2 . 13		303	前田齊広当春帰国の際東海道を経ることの許可を受く。	
10 . 17		368	前田重教夫人寿光院の十三回忌法会を江戸広徳寺に修す。	
(1816) 文化13 . 閏 8 . 27		512	江戸詰人等先に貸与せられたる救方金返上の延期を請願す。	
11 . 7		530	江戸の詰人等物価高直なるを以て救済を請ふ。	
12 . 26		540	江戸詰人難渋するを以て金子を貸与す。	

年 月 日	編 頁	綱 文
12. 27	12 542	江戸詰人の組頭等更に貸附の金子を増額せんことを請ふ。
12. 29	542	江戸詰人等に救済の為金子を増貸す。
(1817) 文化14. 2. 24	552	江戸邸内に於いて足軽・小者等の無作法なる者あるを戒む。
2. 27	553	江戸に於ける火消方は他役所の入用銀節減の例に倣はざるべきことを告ぐ。
5. 23	585	江戸詰の者に物価高直を理由として救済を出願することを禁ず。
7. 12	594	江戸邸に於ける割場附小者等銀子貸附を得んとして騒擾す。
8. 6	609	江戸に祇役する者に錢別又は帰国の際土産物を齎すを禁ずる前令を厳守せしむ。
10. 10	626	大小将辰巳要人江戸に於いて自殺す。
10. 27	628	江戸邸に於いて陸尺の部屋頭を雇傭せんことを議す。
(1818) 文政1. 2. 18	662	領内に於いて能美郡若杉産陶器を販売せんとする者に便宜を与ふべきことを告ぐ。
5. 是月	689	金沢城内楽屋多門の屋根を鉛葺とする経費に就いて議す。
(1819) 文政2. 10. 8	887	前田治脩夫人法梁院の逝去を発表す。
10. 14	889	金沢に於いて前田治脩夫人の逝去したることを告ぐ。
10. 16	889	前田治脩夫人逝去したるを以て幕府の発したる弔慰の奉書金沢に着す。
(1820) 文政3. 1. 20	906	前田齊広新造の殿閣を蓮池上の御住居と称せしむ。
2. 8	907	能美郡若杉に土焼の陶器をも産するを以て他国品の輸入を禁ず。
2. 15	908	前田治脩夫人法梁院の遺物を老臣等に頒つ。
9. 晦日	966	前田治脩夫人法梁院の一周忌法会を宝円寺に行ふ。
(1821) 文政4. 2. 4	13 4	諸士にして江戸に勤務する者の町人より金子を借用することを禁ず。
4. 1	30	江戸上野本坊火災の帰路加賀藩の抱鶯等町鶯の家屋を破壊す。
4. 2	31	鷹司政熙本郷邸に臨みて前田齊広夫人を訪ふ。
4. 是月	40	前田齊広、与力番所より足軽番人の呼び方等に関して令す。

年 月 日	編 頁	綱 文
5. 是月	13 57	江戸に於いて諸向役人の町人より贈物を受くべからざること等を令す。
8. 18	102	大聖寺侯前田利之使者を金沢に遣はしてその表高を十万石に改むることを請はしむ。
9. 晦日	109	前田治脩夫人の三回忌法会を江戸広徳寺に執行す。
12. 15	130	前田齊広、大聖寺侯前田利之を十万石格たらしめんことを幕府に出願す。
12. 27	132	大聖寺侯前田利之十万石格を以て待遇せらるべき命を受く。
(1822) 文政 5.	3. 29	161 諸士の定紋絵形を提出することを命ず。
	4. 28	170 江戸詰の者の往復に餞別又は土産の持参を禁ずる前令を励行せしむ。
	9. 是月	188 家中の士に替紋の絵形を提出すべきことを命ず。
	11. 10	217 前田齊泰本郷邸に能を演ず。
	11. 15	220 江戸に於いて諸士に風俗等に関する前田齊広の論旨を告ぐ。
	11. 21	222 幕府前田齊広の隠居と齊泰の家督相続とを許す。
	12. 8	252 前田齊泰に婚約せる秋田侯佐竹義和の女利嵯姫歿す。
	12. 12	255 前田齊泰、徳川家斉の女との婚儀に就いて議せしむ。
(1823) 文政 6.	1. 13	272 前田齊広、齊泰の夫人として徳川家斉の女を迎ふるが為幕府に希望する所を述る。
	2. 18	286 幕府徳川家斉の女溶姫を前田齊泰に嫁せしむるの意を告ぐ。
	4. 11	307 前田齊泰登營して徳川家斉の女溶姫と婚すべき命を得。
	5. 17	324 江戸等へ使人として派遣せられたる者がその周旋者に贈物をなすの慣習あるを戒む。
	5. 21	326 前田齊泰登營して徳川家斉の女溶姫と婚約の成れるを謝す。
	7. 29	347 江戸邸内に藩米精製所を設け、諸士に之を用ひしむべきことを稟議す。
	8. 13	355 前田齊泰の夫人入輿の後幕府より贈らるゝ金品に就いて議す。
	8. 18	357 江戸邸大風の為に毀損せらる。
(1824) 文政 7.	1. 是月	390 大小将横目の江戸往來の際持鍔を一筋に限ることを定む。

年 月 日	編 頁	綱	文
2 . 21	13 396	江戸詰人が帰国の際旅用不足するを以てその扶持方の支給方法を改む。	
2 . 25	401	江戸詰の諸士は登営等の外凡べて綿服を用ふべきことを告ぐ。	
2 . 是月	406	藩侯の入国を迎ふる為諸郡より信州牟礼に迎馬を出すを止め、之に代ふるに冥加銀を上納せしむ。	
7 . 10	477	前田齊広卒す。	
(1825) 文政 8 . 7 . 29	600	前田齊泰に來嫁すべき夫人の為に本郷邸に於ける居室の普請初を行ふ。	
9 . 9	614	徳川家斉、前田齊泰夫人入輿の後その居所を住居と称すべきことを告ぐ。	
9 . 27	615	是日以後前田治脩夫人の七周忌法会を江戸広徳寺に執行す。	
10 . 2	616	金沢に於いて前田齊泰夫人入輿の後はその居所を御住居と称すべきを告ぐ。	
12 . 9	625	加賀藩の本郷邸北之居宅焼け、富山藩上屋敷全部及び大聖寺藩上屋敷の一部亦類焼す。	
12 . 10	627	前田齊泰本郷邸火を失するを以て指扣を幕府に伺ふ。	
12 . 29	638	御郡方に本郷邸の失火指扣を要せざりしを以て正月の準備を為すべきを告ぐ。	
(1826) 文政 9 . 4 . 12	664	幕府、前田齊泰の新夫人が入輿すべき時期を告ぐ。	
12 . 8	727	幕府、前田齊泰新夫人の住居門前の町屋引払を命ず。	
(1827) 文政10 . 4 . 28	762	前田齊泰登営して本年十一月新夫人の入輿すべき命を受く。	
5 . 28	772	年寄中の道中に携ふる鏈数等を改定す。	
6 . 10	779	幕府、前田齊泰の挾箱を中之御門なる腰懸内に入らしむることを許す。	
閏 6 . 是月	784	節約の為本郷邸の下御台所を廃す。	
8 . 28	794	幕府、前田齊泰の夫人たるべき溶姫に合力米を与ふ。	
8 . 是月	794	前田齊泰夫人の入輿後に於ける足輕等の勤務に就いて告ぐ。	
9 . 22	797	江戸詰に赴く老臣等の物を藩侯一族に上るを廃せしむ。	
11 . 4	810	幕府、前田齊泰夫人入輿の期を告ぐ。	

年 月 日	編 頁	綱	文
11. 11	13 812	前田齊泰夫人將に入輿せんとするを以て是の日以後道具到着す。	
11. 11	813	江戸詰に赴く老臣の輕少の物品を藩侯の一族に献することを許す。	
11. 27	815	前田齊泰の夫人本郷邸に入輿す。	
11. 27	819	前田齊泰の成婚を祝する為、三千石以上及び前田姓の人持に物を献上すべきことを通牒す。	
11. 27	819	前田齊泰、夫人附の吏の行動を戒む。	
12. 7	824	前田齊泰の夫人を姫君と称すべきことを告ぐ。	
(1828) 文政11.	1. 18	841	江戸御留守居に赴く平士以上に無息人を伴ふことを出願せしむ。
	1. 18	843	江戸に往来の際諸士の携帯すべき武具を減少すべきことを告ぐ。
	2. 12	845	徳川家斉来月上旬を以て前田齊泰夫人を訪はんとするの意を告ぐ。
	2. 28	847	本郷邸なる馬場及び門の名称を改む。
	3. 13	854	徳川家斉本郷邸に臨み前田齊泰夫人を訪ふ。
	3. 24	871	本年に限り陶器輸入禁止の令を解くことを告ぐ。
	4. 16	875	小松絹の売捌を江戸の町人能屋七右衛門に託すべきことを告ぐ。
(1829) 文政12.	3. 是月	964	前田齊泰夫人の待遇を内輪向に於いて藩侯と兩敬にすべきことを定む。
	4. 10	965	本郷邸内に火防の守札を貼る。
	4. 16	966	駒込邸の物見・懸扉等類焼す。
	11. 是月	1009	百姓の郷里より出奔し病氣の為江戸邸に帰りたる者の取扱に関し郡奉行より稟請す。
(1830) 天保1.	2. 8	14 6	本郷邸に天満宮を勧請して鎮守とす。
	5. 4	25	前田慶寧江戸本郷邸に生まる。
	5. 4	26	是日以降本郷邸に幟を建て定府の士の家族等に観覧することを許す。
	6. 3	39	老臣等江戸に往来する際馳走人を出ず諸藩に対し藩侯より令状を送る件を議す。
	9. 3	50	大坂より江戸に送附する仕送銀は自今金子を以てすべきことを告ぐ。

年 月 日	編 頁	網	文
	12. 28	14 89	加賀藩、幕府より御文庫金一万両の借用を許さる。
(1831) 天保2	1. 17	92	江戸邸に於ける御抱鷹之者五人不品行を以て解傭せらる。
	4. 13	123	前田慶寧の為江戸邸に幟を立つるを以て定府の男女に観覧を許可することを令す。
	6. 2	133	前田慶寧の為本郷邸内に幟を建つ。
	9. 4	153	前田齊泰平尾邸に赴く。
	9. 22	161	前田慶寧宮参を江戸富士社に行ふ。
	10. 29	172	本郷邸に大神楽を観る。
	11. 4	173	前田齊泰及び齊広夫人等駒込邸に赴く。
	12. 24	190	前田齊泰、参観往来の際携ふる三品及び供人の武器数を省略以前の旧に復せしむ。
(1832) 天保3	2. 6	197	前田齊広夫人当分駒込邸に居住することを幕府に届出づ。
	2. 28	203	前田齊広夫人本郷邸より駒込邸に移る。
	11. 13	271	琉球人来着の際江戸邸の詰人等が観覧の為外出し得べきことを告ぐ。
(1834) 天保5	2. 11	407	加賀藩の抱鷹江戸本郷に於いて町鷹た組と闘争す。
	7. 26	484	金谷御居宅を再び金谷御屋敷と称すべきことを告ぐ。
(1835) 天保6	1. 20	534	江戸詰中に於ける諸士儉約の心得を諭す。
	2. 17	555	江戸詰の者の不時拝借願を許さざるべきを告ぐ。
	8. 29	606	大聖寺侯前田利之、その世嗣利極と共に本郷邸の馬場に臨む。
	10. 18	618	羽咋郡小山西性寺の製する陶器を藩外に販売するを禁ず。
	11. 2	626	前田齊泰平尾邸に放鷹す。
(1836) 天保7	2. 是月	649	羽咋郡西性寺等楽焼以外の製陶を禁止せられたるを以て請書を呈す。
	6. 7	668	羽咋郡西性寺等の製出する絵附楽焼の売捌を許す。
(1837) 天保8	2. 19	765	大坂に於いて大塩平八郎の乱に際し加賀邸の人数を出動せしむ。
	4. 是月	788	江戸に出稼せる者送還せらる。

年月日	編	頁	綱	文	
(1838) 天保9	閏4	8	14	894	江戸に於いて御貸小屋に在る者の心得を告ぐ。
	閏4	19		901	前田齊泰、江戸邸御広式の費用を節約すべきことを命ぜしむ。
	閏4	28		904	江戸邸の御広式女中に僂服着用を命ず。
	閏4	是月		905	前田慶寧に附属する年寄女中岸尾の挙措に就いて議す。
	7	18		940	前田齊広夫人の帰国後に於ける駒込邸の管理に就いて定む。
	8	4		949	前田齊広夫人江戸を発し帰国の途に就く。
	8	22		951	前田齊広夫人金沢に着し金谷御屋敷に入る。
	8	24		957	前田齊広夫人の住する金谷御屋敷を金谷御殿と称せしむ。
(1840) 天保11	1	14	15	113	本郷邸広式に於いて福引を行ふ。
	1	26		113	道中にて諸士の携行する鍵数等は文政十一年以前の旧に復せしむ。
	2	2		115	前田慶寧の本郷邸内に於ける居館造営に着手すべきことを命ず。
	6	18		154	前田慶寧の本郷邸内に於ける居館上棟式を行ふ。
	8	13		183	前田慶寧の本郷邸内に於ける居館の名称に就いて議す。
	8	19		187	前田慶寧の本郷邸内に建造する居館を東御居宅と唱ふべきことを告ぐ。
(1841) 天保12	1	17		221	前田齊泰、その子慶寧に本郷邸の御広敷より東御居宅に移るべきことを命ず。
	3	是月		253	在江戸の諸士に不時拝借を容易に許さざるべきを告ぐ。
	4	是月		267	御広式女中の服装は佳節以外紬・木綿に限るべきことを令す。
	4	是月		268	一季奉公人の故なく退き又は給銀を貪ることを禁ず。
	6	2		276	前田慶寧、本郷邸内東御居宅に移る。
	7	17		288	前田齊泰、慶寧の東御居宅に臨み囁子を見る。
	9	1		297	東御居宅成就せしを以て関係者に賞賜す。
(1842) 天保13	3	11		335	大聖寺侯前田利平の用人来り、その十万石待遇を旧に復して減ぜんことを希望すとの意を告ぐ。
	7	7		389	前田齊泰夫人の費用を減ずべきことを告ぐ。
	7	28		390	履物の制限を定む。
	9	是月		406	江戸に於ける藩邸の面積に関して届出づ。

年 月 日	編 頁	綱	文
11. 2	15 419	江戸に於いて琉球人見物の件に就いて告ぐ。	
12. 29	433	新番御歩の娘又は姉妹を御次女中に任用し得べきことを定む。	
(1843) 天保14. 3. 11	462	大聖寺藩の江戸千駄木に於ける下屋敷長屋類焼す。	
3. 16	462	本郷邸に於いて徳川家慶の日光参詣中火之元等に用心すべきことを告ぐ。	
4. 6	471	江戸に於いて徳川家慶の日光参詣中辻番所警固のことを定む。	
6. 4	490	本郷邸御広式の経費を節減する為老女二人にその主任を命ず。	
(1844) 弘化1. 5. 是月	576	火事の際世子前田慶寧に馬上にて邂逅したるものゝ作法を告ぐ。	
10. 13	618	水戸領の百姓本郷邸に至り徳川斉昭の謹慎解除に斡旋を乞ふの願書を提出す。	
(1845) 弘化2. 3. 26	712	江戸邸に於ける御次向等の省略を命ず。	
3. 是月	714	異国船渡来の際、江戸詰人が臨時に海岸警固を命ぜらるゝことあるべきを告げしむ。	
4. 19	717	幕府徳川家定の女精姫を前田慶寧に嫁せしめんと求むるを以て之が拒絶を議す。	
4. 27	719	幕府、前田慶寧に徳川家定の女を嫁せしめんとの内意を解消す。	
5. 4	723	本郷邸及び平尾邸に鉄炮角場竣成したるを以て射的演習に着手せしむ。	
7. 19	751	家中諸士の紋譜帳を幕府に提出す。	
8. 23	768	金谷御殿に於ける前田斉広夫人真龍院の居を松之御殿と称すべきことを告ぐ。	
(1846) 弘化3. 1. 15	803	本郷邸の火見櫓・長屋等類焼す。	
3. 3	816	前田斉泰の行列、江戸城和田倉門附近にて阿部伊勢守の先駆と衝突す。	
3. 22	823	富山侯前田利保の江戸上屋敷災に罹る。	
12. 11	906	前田慶寧の婚礼前に当り江戸邸御広式向の費用を節すべきことを告ぐ。	
(1847) 弘化4. 3. 是月	951	江戸詰人に衣服その他の儉約を旨とすべきことを告ぐ。	

年 月 日	編 頁	綱	文
4 . 13	15 961	前田慶寧の夫人入興す。	
4 . 13	963	前田慶寧夫人を東御前と称せしむ。	
5 . 17	974	前田齊泰，慶寧と共に平尾邸に臨む。	
5 . 21	975	会津侯松平容敬・容保父子本郷邸に臨む。	
7 . 8	986	家中の人々江戸往来等の際の荷物に過量なからしむべきこと戒む。	
11 . 19	1009	会津侯松平容敬等，本郷邸に臨みて乗馬を試む。	
(1848) 嘉永 1 .	2 . 5 藩末上	8 福井侯松平慶永初めて本郷邸を訪ふ。	
	2 . 21	9 小倉侯小笠原忠微等，本郷邸を訪ひ能を觀る。	
	2 . 26	10 会津侯松平容敬等平尾邸に至り放鷹を行ふ。	
	5 . 9	40 本郷邸震害に因り些少の損所を生ず。	
	10 . 26	71 幕府，加賀藩に金一万両を貸附すべきことを告ぐ。	
	11 . 是月	82 江戸詰の諸士の儉約に就いて告ぐ。	
(1849) 嘉永 2 .	3 . 17	113 江戸詰の諸士がその留守又は近親との外に物品を発送収受するを禁ず。	
	3 . 是月	120 江戸等に使者として赴く者の濫に周旋者に物品を贈与するを廃せしむ。	
	3 . 是月	120 江戸詰人の生活を簡素にすべきことを告ぐ。	
	4 . 11	122 鳥取侯池田慶栄，本郷邸を訪ふ。	
	4 . 15	125 徳川家慶，明年を以て前田齊泰夫人を本郷邸に訪はんとする意を告ぐ。	
	4 . 26	128 前田齊泰，慶寧と共に平尾邸に至る。	
	4 . 28	128 会津侯松平容敬，本郷邸を訪ふ。	
閏 4 .	11	133 鳥取侯池田慶栄，本郷邸を訪ふ。	
閏 4 .	19	134 鳥取侯池田慶栄，また本郷邸を訪ふ。	
	6 . 4	145 会津侯世嗣松平容保，本郷邸を訪ふ。	
	7 . 27	150 前田齊泰，平尾邸に於いて劍付鉄炮の訓練を觀る。	
	9 . 4	155 会津侯松平容敬等，本郷邸を訪ひ能を觀る。	
	11 . 28	162 前田齊泰，平尾邸に於いて足輕の訓練を覽る。	

年 月 日	編 頁	綱	文
	11. 29	藩末上 163	前田斉泰, 平尾邸に放鷹を行ふ。
(1850) 嘉永 3 .	1 . 13	172	福井侯松平慶永, 本郷邸を訪ふ。
	1 . 26	175	本郷邸外の棄児を收容す。
	1 . 29	177	前田斉泰, 平尾邸に放鷹を行ふ。
	2 . 4	177	前田斉泰, 平尾邸に放鷹を行ふ。
	2 . 18	178	徳川家慶, 前田斉泰夫人の本郷邸の居に臨む期日を告ぐ。
	2 . 19	179	会津侯松平容敬等, 平尾邸を訪ふ。
	2 . 23	184	徳川家慶本郷邸に臨まんとするを以て迎接の準備を懈る勿らしむ。
	2 . 24	184	鷹司輔熙の使者, 本郷邸に来る。
	3 . 10	186	幕府の目付等, 徳川家慶の訪問に先だち本郷邸を検分す。
	3 . 16	189	徳川家慶の本郷邸に臨む際の際の取締に付き令す。
	3 . 21	192	徳川家慶, 前田斉泰夫人の本郷邸の居に臨む。
	3 . 26	198	江戸詰人交代の際, 御貸小屋下部屋に未々の者の集合するを禁ず。
	4 . 7	203	異国船の来船を慮り, 本郷邸に米穀を蓄積すべきことを議す。
	12. 8	255	大小将の職に任ぜられたるものは, 二回の江戸詰を終るまで明倫堂の弁書試業を課せざることを令す。
(1851) 嘉永 4 .	1 . 15	261	江戸の詰人に異国船渡来に対する武備の充実を命ず。
	1 . 29	264	当春参観供奉人の携行する武器を減少すべきことを告ぐ。
	4 . 11	278	前田斉泰, 囃子を催して会津侯松平容敬夫人等を招請す。
	4 . 14	279	前田斉泰及び慶寧, 平尾邸に赴く。
	4 . 15	279	本郷邸内に演武場を新設し, 諸士に武技を練るべきことを命ず。
	5 . 19	285	本郷邸に常備すべき武具の員数を定む。
	5 . 25	289	高松侯松平頼胤數瓦を贈りたるを以て礼物に就いて議す。
	6 . 2	291	高松侯松平頼胤及び会津侯松平容敬, 本郷邸を訪ふ。
	6 . 21	294	江戸邸に於ける詰人の員数を調査す。
	7 . 21	295	加賀藩の借財仕法の金主たることを諾したる江戸町人に料理を 与ふ。

年 月 日	編 頁	綱	文
7. 24	藩末上 296	本郷邸に於いて四季を論ぜず鉄炮の稽古を行ふことを許す。	
7. 29	297	前田斉泰、慶寧夫人等と共に平尾邸に赴く。	
8. 28	301	本郷邸外の棄児を收容す。	
9. 10	305	広島侯世子浅野慶熾、本郷邸を訪ふ。	
9. 16	306	前田斉泰、慶寧夫人等と共に駒込邸に赴く。	
10. 4	311	会津侯松平容敬及び高松侯松平頼胤、本郷邸を訪れて能を観る。	
10. 28	315	前田斉泰、平尾邸に於いて足軽の調練を見る。	
12. 是月	323	本郷邸内の稽古所成り武芸を習練せしむ。	
(1852) 嘉永 5 .	1. 19	323	福井侯松平慶永本郷邸を訪ふ。
	1. 23	324	津侯藤堂高猷、本郷邸を訪ふ。
	8. 25	382	本郷邸内の角場に於いて焰硝に火を失す。
(1853) 嘉永 6 .	2. 是月	464	江戸定府与力池田武一知行を召放されたるを以て印物を没収す。
	8. 3	523	前田斉泰、今次の在府中供人を増加すべきことを議す。
	8. 21	531	江戸邸内に於ける空砲発射の件につき告げらる。
	8. 晦日	533	幕府、江戸邸に於ける調練の件に関して告ぐ。
	9. 18	540	御作事所、内作事及び外作事の別を改め、御作事所に帰一せしめんことを議す。
	9. 25	542	前田慶寧帰国の際持筒以外の鉄炮を携行することを許さる。
	10. 5	546	江戸邸に於いて調練を行ふことを許さる。
	10. 5	547	平尾邸に於いて大砲を鑄造することを許さる
	11. 29	564	江戸詰の人員を調査す。
	12. 3	565	本郷邸内の鉄炮角場を増置せんことを請うて許さる。
	12. 是月	572	平尾邸内に於いて玉目百匁以下の鉄炮射的を許さる。
(1854) 安政 1 .	1. 11	574	二本松侯丹羽長富本郷邸を訪ふ。
	1. 17	576	前田斉泰、幕府より江戸近海防備の為人数を出張せしむる場合の心得を達せらる。
	1. 27	582	加賀藩の兵江戸芝に出張を命ぜらる。
	1. 28	586	加賀藩の兵芝増上寺内に屯す。

年 月 日	編 頁	綱 文
2 . 15	藩末上 594	加賀藩更に兵を派して、前に芝増上寺内に營する者と交代せしむ。
2 . 27	595	幕府、芝増上寺内に於ける加賀藩の出兵を撤去せしむ。
3 . 5	597	平尾邸の一部類焼す。
6 . 15	618	大坂・大津及び京都に於ける藩邸地震による損傷を受く。
7 . 29	629	諸士の供立人数を嘉永六年以前の状に復旧減員す。
閏7 . 6	631	江戸の懸塚屋権七をして製せしめたる軍艦雛型金沢に達す。
9 . 26	647	前田斉泰の子利行の金谷の居成り、之を南之御住居と称す。
11 . 4	654	江戸に地震あるも藩邸に損傷なし。
11 . 4	654	大坂に於ける藩邸震害を受く。
(1855) 安政 2 . 6 . 6	704	前田斉泰平尾邸に鑄造したる大炮を観る。
8 . 16	712	前田斉泰、平尾邸に至り調練を観る。
9 . 26	718	前田斉泰平尾邸に調練を観る。
10 . 2	720	江戸に地震あり、本郷邸の損害少なからず。
10 . 6	735	前田斉泰、江戸の御用聞町人等の震災に依り難渋するを以てその救助を命ず。
10 . 9	736	前田斉泰、先に地震の際諸吏の施設当を得たることを賞す。
12 . 15	748	前田斉泰権中納言に任ぜらる。
(1856) 安政 3 . 1 . 20	758	去年の震害による江戸邸殿閣の修繕を向五ヶ年間延期すべきことを命ず。
2 . 2	760	前田斉泰夫人を御守殿と称することを許さる。
3 . 27	769	前田斉泰平尾邸に調練を観る。
5 . 25	786	藩侯の食膳調理に銅鍋の使用を廃することに関し通謀す。
8 . 7	812	本郷邸前の捨児を收容す。
8 . 25	814	本郷邸風害を受く。
10 . 是月	828	江戸の大風に依り藩邸の破損を生じたるを以て更に儉約を励行すべきことを告ぐ。
11 . 21	832	江戸近海手当の際出張する御小将の若党に鉄砲を携へしむべきことを定む。

年 月 日	編 頁	綱	文
(1857) 安政 4 . 4 . 28	藩末上 879	前田齊泰能を演じ、会津侯松平容敬之を観る。	
5 . 11	881	鳥取侯池田慶徳本郷邸を訪ふ。	
5 . 22	885	江戸邸に於ける諸士の若党及び足軽等に鉄炮を習練せしむべきことを告ぐ。	
閏 5 . 17	888	江戸の邸内にて暑気の節日笠を用ふるを許す。	
(1858) 安政 5 . 1 . 8	923	前田慶寧と婚約せる久我建通の女本郷邸に着す。	
2 . 18	927	本郷邸御守殿内に稻荷社を勧請す。	
3 . 15	934	本郷邸の馬場に於いて流鏑馬を行はしむ。	
3 . 18	935	亜米利加使節通過するを以て本郷邸前の警固を命ず。	
3 . 22	936	前田慶寧夫人の婚儀を終りたる後は若御前と称すべきことを告ぐ。	
4 . 2	939	前田慶寧、久我建通の女と婚す。	
4 . 12	942	本郷邸に於いて流鏑馬を行はしむ。	
(1859) 安政 6 . 3 . 11	1042	前田慶寧、平尾邸に放鷹を行ふ。	
5 . 6	1054	前田慶寧、平尾邸に訓練を観る。	
11 . 13	1092	家中の一季居小者として町人を使役する件に関し告ぐ。	
(1860) 万延 1 . 5 . 14	1120	江戸に於いて家中の士の梅鉢紋付衣服着用の件等に関し告ぐ。	
(1861) 文久 1 . 6 . 19	1179	江戸邸に於ける加賀藩士、水戸浪士に対する手当の為出張の準備を命ぜらる。	
11 . 15	1212	和宮東下し給ふを以て本郷邸前の警固を行ふ。	
(1862) 文久 2 . 閏 8 . 22	1268	幕府諸侯の参観すべき順序を定め三年目に四ヶ月在府せしむ。	
9 . 3	1275	前田齊泰、その夫人等に江戸より下国すべきことを告げしむ。	
9 . 27	1294	前田慶寧帰国を許されたるを以て江戸近海手当の人数を残さざることを幕府に告ぐ。	
9 . 29	1295	前田慶寧その夫人等と共に江戸を発して帰国の途に就く。	
(1863) 文久 3 . 2 . 6	1342	前田齊広夫人真龍院の居を竹沢御屋敷内に営ましむる為普請主附を命ず。	

年 月 日	編 頁	綱 文
3 . 4	藩末上1359	幕府、江戸邸の留守居に予め英国と開戦の場合に於ける出師の準備を命ず。
3 . 16	1362	幕府、禁裏守衛の為藩士中強壯勇悍の者を撰びて出京せしむべきことを命ず。
3 . 16	1363	前田齊泰夫人帰国の費用として幕府より金三万五千両を借用す。
3 . 19	1365	前田齊広夫人真龍院、仮に金谷御広式に居住するを告ぐ。
3 . 22	1365	前田齊泰夫人の金沢城に入りし後は二ノ丸御広式を御守殿と称すべきことを告ぐ。
4 . 3	1367	前田齊泰夫人江戸を発して金沢に向かふ。
4 . 23	1382	前田齊泰夫人の御守殿成る。
7 . 是月	1441	前田齊広夫人真龍院の隠棲異御殿成る。
8 . 14	1449	前田齊広夫人真龍院異御殿に移る。
(1864) 元治 1 .	5 . 是月藩末下	91 加賀藩、京都警衛の為多く人数を派遣するを以て陣屋の地を賜はらんことを請ふ。
	5 . 是月	91 江戸邸に於ける諸士の心得等を告ぐ。
	6 . 2	93 幕府、加賀藩に陣屋の地を与ふべきことを告ぐ。
	8 . 13	190 前田慶寧の夫人歿す。
	9 . 2	204 幕府、前田齊泰夫人の再び江戸に居住すべきを命ず。
	10 . 14	210 江戸留守居を廃し、その職務を家老に属せしむ。
(1865) 慶応 1 .	11 . 16	423 瓦及び陶器を廉価に売捌かしむる為役銀を免除すべきことを告ぐ。
	12 . 28	429 幕府、先に加賀藩の出願せる四文銭及び小銭鑄造のことを許す。
(1866) 慶応 2 .	4 . 24	452 江戸に於ける加賀藩邸の面積を幕府に届出づ。
	5 . 22	466 前田慶寧家督を継ぎしを以て、江戸に於ける抱屋敷に就いて幕府に届出づ。
	6 . 3	472 前田慶寧、江戸邸内の諸士の演武を観る。
(1867) 慶応 3 .	1 . 22	559 小銃角打場の距離を五十間と定む。
	1 . 23	560 内外作事奉行を復し、作事奉行を廃す。
	8 . 3	654 金谷御殿の上棟式を行ふ。

年 月 日	編 頁	綱	文
	8. 6 藩末下 654	金谷御殿御広式向, 奥向の建築成る。	
	8. 6 654	加賀藩, 京都岡崎の地を賜邸となさんことを幕府に請ふ。	
	10. 8 674	加賀藩, 在京の人数を所司代に届出づ。	
	11. 23 702	普請奉行及び普請会所を廃す。	
	12. 1 705	旧と普請会所所管の事務を作事所その他に分割す。	
	12. 8 707	京都岡崎の御小屋焼失す。	
(1868) 明治 1.	1. 6 737	加賀藩の在京人数を朝廷に届出づ。	
	2. 12 769	松平の称号を廃し前田氏に復することを告ぐ。	
	3. 24 805	前田斉泰夫人金沢に着し金谷御殿に入る。	
	3. 26 807	前田斉泰, 在京の人員を太政官に届出づ。	
閏 4.	17 826	加賀藩の本郷邸類焼す。	
	5. 1 840	前田斉泰夫人金沢に逝去す。	
	10. 9 934	加賀藩の本郷邸及び平尾邸を旧の如く下賜し, 他の屋敷は後日 下賜すべきを令せらる。	
	10. 27 940	天皇氷川神社に行幸の途本郷邸の物見所に給輦し給ふ。	
	11. 15 943	前田慶寧, 元田安慶頼の箱崎屋敷を賜はらんことを出願す。	
	11. 26 947	京都岡崎に於ける加賀藩邸成る。	
	11. 3 947	御作事所を廃す。	
	12. 7 949	前田斉泰, 従来加賀中納言と称したるを改めて前田中納言とす。	
	12. 24 958	前田慶寧, 江戸木挽町築地稲葉美濃守の上ゲ屋敷を下賜せらる。	
(1869) 明治 2.	1. 20 972	加賀藩東京に有する屋敷の坪数等を届出づ。	
	1. 26 974	前田利嗣, 居を京都河原町邸に移す。	
	2. 13 993	前田慶寧, 東京上野山内の宿坊常照院を引渡さる。	
	3. 是月 1042	加賀藩の京都河原町邸及び岡崎邸の管理者を改む。	
	5. 19 1051	平尾邸の取締方法を定む。	
	5. 是月 1062	本郷邸の門前抱込地を返附す。	
(1870) 明治 3.	5. 9 1199	先に前田慶寧に下賜したる東京築地邸の上地を命ぜられ, 筋違 御門内なる旧福山藩邸を与へらる。	
	6. 8 1202	前田斉広夫人金沢に歿す。	

年 月 日	編 頁	綱	文
8 . 是月	藩末下1209	金沢藩，江戸の官私邸を届出で，また京都岡崎村の邸地建物に付願書を提出す。	
閏10 . 29	1255	天皇氷川神社に行幸の途，本郷邸物見所に休憩あらせらる。	
(1871) 明治 4 . 2 . 15	1270	前田慶寧，巢鴨邸を上地とすべきことを命ぜらる。	
6 . 是月	1364	前田慶寧，本郷邸の一部を私邸として下附せられんことを東京府に出願す。	

資料4 加賀藩江戸藩邸絵図目録

杉森 哲也

(東京大学文学部)

《解題》

本目録は、文献・絵図史料調査の過程でその所在が明らかとなった、加賀藩江戸藩邸絵図(全249点)を目録化したものである。目録には以下のような項目を設定した。

史料番号 所蔵機関の架蔵(請求)番号。

史料名 原則的に所蔵機関の登録名とする。但し、原表題を生かすなど一部変更したものがあ

年代 絵図上に記載のあるもののみとし、推定による記載は行わなかった。

数量 一括して史料名(及び史料番号)が付されているものについては、その点数を「全○」と記載した。

寸法 縦×横 cm。

種類 史料名のみではどの藩邸の絵図か判断が困難なものがあるため、屋敷の種類を下記のような記号で記載した。

上……上屋敷(本郷邸)

中……中屋敷(駒込邸・巣鴨邸)

下……下屋敷(平尾邸・板橋邸)

他……その他(但し、明治元年以降の本郷邸を含む)

尚、一括されている絵図の中には、明らかに加賀藩江戸藩邸以外の絵図が含まれているものが若干存在するが、その場合も排除せず掲載した。

所蔵機関別の所蔵点数は、下記のとおりである。目録掲載もこの順序に従った。

1 金沢市立図書館	198点
2 財団法人前田育徳会・尊経閣文庫	33点
3 石川県立歴史博物館	11点
4 財団法人高樹会・高樹文庫	2点
5 石川県立図書館	1点
6 小松市立博物館	1点
7 財団法人三井文庫	1点
8 東北大学附属図書館	1点
9 その他	1点

合計 249点

次に、各屋敷別の絵図点数は、下記のとおりである。

上屋敷（本郷邸）	180点
中屋敷（駒込邸・巢鴨邸）	27点
下屋敷（平尾邸・板橋邸）	20点
その他	22点

合計 249点

また、本目録の末尾には、加賀藩江戸藩邸絵図の所在調査の過程で明らかとなった、富山藩・大聖寺藩・高田藩の各江戸藩邸絵図の目録も同時に掲載し、今後の便に備えることとした。その点数は、下記のとおりである。

A 富山藩江戸藩邸絵図	12点
B 大聖寺藩江戸藩邸絵図	1点
C 高田藩江戸藩邸絵図	4点

合計 17点

〔付記〕

本章冒頭に掲載した調査対象以外の絵図所蔵機関の所在は、下記のとおりである。

財団法人高樹会・高樹文庫	〒934 富山県新湊市高木246
東北大学附属図書館	〒980 宮城県仙台市青葉区川内
富山県立図書館	〒930-01 富山県富山市茶屋町206-3
上越市立高田図書館	〒943 新潟県上越市大手町4-32

史料番号	史料名	年代	数量	寸法	種類
1 金沢市立図書館					
〈郷土資料 (090)〉					
090-402	江戸御中屋敷絵図 (真龍院様被遊御座候 節之絵図)	天保3年	1	105×108	中
-494	江戸本郷御屋敷之図		2	58×74 59×78	上 上
-496	武州江戸御屋敷図		3	32×49	下
-853	本郷御屋敷惣絵図	文政4年	1	56×79	上
〈河野文庫 (095)〉					
095.0-69	江戸御用留附属絵図		全9		
-1	御屋敷御式台前之図		1	89×80	上
-2	江戸御城図	文政10年	1	39×54	他
-3	自辰ノ口至御玄関之図		1	52×27	上
-4	公辺御玄関前之図		1	36×24	他
-5	皆子餅御献上之図		1	41×44	上
-6	御中屋敷之図		1	24×36	中
-7	御下屋敷之図		1	30×41	下
-8	平川御広式之図		1	30×60	他
-9	深川御倉所之図		1	30×20	他
-85	前田家本郷屋敷略図		1	56×80	上
-86	前田家本郷屋敷之図		1	74×114	上
〈津田文庫 (098)〉					
098.0-59	本郷邸殿宅之図		1	55×47	上
〈氏家文庫 (特13)〉					
特13.0-75	前田家江戸御屋敷絵図		全7		
-1	江戸本郷御上屋敷御殿絵図		1	164×79	上
-2-1	江戸本郷御上屋敷絵図		1	56×81	上
-2	前田家江戸本郷御上屋敷絵図		1	55×80	上
-3	東都御屋敷略図	元治2年	1	56×80	上
-4	江戸巢鴨御中屋敷絵図		1	80×81	中

史料番号	史料名	年代	数量	寸法	種類
特13.0-75- 5	板橋御下屋敷之図		1	36×40	下
- 6	皆子餅御献上之図		1	52×53	上
〈加越能文庫 (特16)〉					
特16.13-106	上使之節御門外出所等絵図		4	28×40	上
13-107	上使之節御門外出所絵図		2	40×27	上
13-125	御三方様御出之節之図		2	27×32	上
14- 5	御着之節伺候之図	文化12年	1	48×36	上
14- 20	江戸御居間廻絵図懸紙云々絵図	文政7年	1	79×85	上
15- 11	江戸上屋敷中之口御玄関前御供揃之図		1	35×24	上
16-156	溶姫君様御婚礼之節警固建方絵図	文政10年	全4		
- 1	御式正并御内証御道具参候節之警固等 建方絵図		1	82×138	上
- 2	御入輿御住居向御門内御当日外御迎 出ヶ所警固建所等之絵図		1	84×138	上
- 3	皆子餅之節之御絵図		1	71×136	上
- 4	御膝直之節警固建方等絵図		1	71×137	上
18-131	江戸屋敷総図		全21		
- 1	南御長屋蔭小屋御貸小屋等		1	167×218	上
- 2	南御長屋会所御長屋東御長屋御土蔵屋 敷并南辺御貸小屋		1	181×224	上
- 3	御表御殿廻		1	167×200	上
- 4	御本宅御広式廻并東御居宅		1	124×182	上
- 5	東御門続御長屋		1	47×104	上
- 6	御住居御奥廻		1	163×222	上
- 7	御露地御馬見所		1	119×144	上
- 8	御作事御門并御作事役所割場役所米搗 場等		1	153×162	上
- 9	御住居部屋方并六丁目御物見		1	146×165	上
-10	御露地高山御亭并傘御亭等		1	129×180	上
-11	御露地新御亭并御泉水御馬場等		1	108×159	上

史料番号	史料名	年代	数量	寸法	種類
特16.18-131-12	御居宅脇御貸小屋并割場前御貸小屋等		1	102×142	上
-13	山御露地役所并御鳥部屋金谷御居方等 所々御貸小屋		1	172×183	上
-14	山御居間方辺并与力町等		1	139×140	上
-15	八筋御貸小屋并御徒町辺共		1	131×172	上
-16	御居宅御二階家并御厩御徒町辺共		1	177×187	上
-17	山御納戸役所等并御貸小屋御鎮守并御 櫓下御貸小屋		1	149×154	上
-18	山御鎮守横御貸小屋并七軒小屋共		1	135×139	上
-19	御徒町三番四番谷御使間小屋御横目小 屋等		1	105×144	上
-20	追分御門并御貸小屋等		1	89×147	上
-21	深川御土蔵屋舗御絵図		1	122×162	他
18-132	江戸上屋敷近傍図		1	41×56	上
18-133	江戸邸御近隣絵図		1	79×81	上
18-134	江戸本郷上屋敷之図		1	52×78	上
18-135	御上屋敷御囲并惣御小屋割図		1	247×164	上
18-136	江戸上屋敷小屋絵図		1	60×86	上
18-137	江戸上屋敷御貸長屋図		1	41×57	上
18-138	御殿向惣御絵図	文政2年	1	81×143	上
18-139	江戸御殿容之図	享和3年	2	58×73 50×74	上 上
18-140	御本宅御間絵図等	弘化3年	10	72×28	上
18-141	江戸本郷上屋敷御殿之図		1	47×60	上
18-142	御成御殿地区		1	23×34	上
18-143	御守殿廻惣御絵図		1	200×178	上
18-144	光現大夫人御守殿御間絵図		1	200×148	上
18-145	江戸御守殿御内評ニ付松原牛兵衛出候絵 図	文政6年	2	51.5×86 50×85	上 上
18-146	御守殿御間絵図		14	34×49	上

史料番号	史料名	年代	数量	寸法	種類
特16.18-147	江戸上屋敷東御居宅絵図		1	98×98	上
18-148	江戸上屋敷東御居宅絵図		1	48×51	上
18-149	祐仙院様御居宅御絵図	文政2年	1	97×115	上
18-150	御広式御対面所絵図等	文政5年	全8		
- 1	御広式御対面所等絵図		2	55×49	上
- 2	南御居間御付書院		1	26×39	上
- 3	南御間御床		1	26×39	上
- 4	東御寢所御床		1	26×39	上
- 5	御対面所御付書院		1	26×39	上
- 6	御対面所御床		1	26×39	上
- 7	御対面所御着座次第		1	40×28	上
18-151	江戸上屋敷式台前図		1	37×48	上
18-152	御上屋敷建場図		1	28×40	上
18-153	〔御乗馬口・御庭口等之指図〕		1	23×42	上
18-154	江戸御本宅御広式御住居御取繕等之絵図	文政6年	1	198×198	上
18-155	江戸御本宅広式囲取広絵図	文政7年	1	42×108	上
18-156	江戸御本宅御広式御間絵図		1	28×59	上
18-157	江戸屋敷大書院之図		2	27×41	上
18-158	〔本郷上屋敷大書院等之図〕		1	69×78	上
18-159	〔江戸屋敷御小書院之図〕	弘化4年	1	27×31	上
18-160	御住居地面富士山之方云々絵図	文政6年	1	193×200	上
18-161	御住居并窓部屋等之図	文政7年	1	160×182	上
18-162	御住居向窓御絵図	文政8年	1	185×172	上
18-163	西之御殿絵図		2	55.5×52	上
				54.5×59	上
18-164	梅御居宅窓絵図	文化3年	1	43×61	上
18-165	梅御殿窓御絵図	文政2年	1	180×118	上
18-166	梅之御殿図	文政5年	1	58×55	上
18-167	北御居宅窓絵図	寛政11年	1	116×104	上
18-168	北御居宅御住居替絵図	享和2年	1	106×92	上

史料番号	史料名	年代	数量	寸法	種類
特16.18-169	江戸屋敷北之御居宅図	文政5年	1	106×108	上
18-170	御着府之節中之口絵図	嘉永4年	1	35×41	上
18-172	江戸本郷邸年寄中之小屋図		1	24×71	上
18-173	江戸八筋七手二ノ御小屋図	文政2年	1	29×112	上
18-174	江戸八筋七手御小屋図	文政8年	1	29.5×118	上
18-175	江戸御厩之惣図	文化3年	1	40×42	上
18-176	御居宅溝新出来ニ付テ之絵図		1	55×110	上
18-178	江戸中屋敷方境図		1	46×52	中
18-179	巢鴨御中屋敷方境図		1	47×50	中
18-180	中屋敷惣絵図		全4		
- 1	御中屋舗御殿御広式并八拾間御長屋		1	189.5×133	中
- 2	〔中屋敷図〕		1	181.5×156	中
- 3	〔中屋敷図〕		1	156.5×122.5	中
- 4	御中屋舗惣絵図		1	141×122.5	中
18-181	中屋敷絵図		全2		
- 1	〔配置図〕		1	30.5×47.5	中
- 2	〔間取図〕		1	91×115	中
18-182	江戸御中屋敷等絵図		2	51×57	中
				46×54	中
18-183	中屋敷図		1	100×101	中
18-184	江戸御中屋敷御殿御絵図		2	82.5×92.5	中
				91×97	中
18-185	江戸御中屋敷図		1	56×50	中
18-186	御中屋敷建場図		1	27×41	中
18-187	駒込御数寄屋之指図		1	45×60	中
18-188	御中屋敷辻番所絵図	元文3年	1	48×48	中
18-192	板橋下屋敷之図		1	57.5×70	下
18-193	板橋邸絵図		2	54×79.5	下
				52×152	下
18-194	江戸下屋敷絵図	文政7年	全3		

史料番号	史料名	年代	数量	寸法	種類
特16.18-194-	1 下屋敷御殿絵図		1	81.5×136.5	下
	- 2 下屋敷惣御囲絵図		1	54×156	下
	- 3 下屋敷御林大綱之絵図		1	129×190	下
18-195	御下屋敷絵図		1	39×57	下
18-198	深川御蔵屋敷絵図	享和2年	2	118×152	他
				33×48	他
18-199	深川御蔵所図		2	28.5×41	他
47-	1 火事方武州本郷屋敷御禦場図		1	97×64	上
47-	32 火事御行列御中屋舗ニ而建所絵図	延享2年	1	58×48	中
47-	41 火事之節四之手御行列建方絵図	寛政8年	1	47×36	上
47-	42 火事之節御中屋敷御人数建方図		1	31×34	中
47-	46 相公様火事御行列建場絵図		全4		
	- 1 相公様火事御行列中ノ口御門外建場絵 図		1	28×40	上
	- 2 相公様火事御行列奥ノ口建場之絵図		1	24×36	上
	- 3 加賀守様御在國中相公様火事御行列御 中屋敷建場之絵図		1	28×41	中
	- 4 相公様火事御行列御中屋敷建場之絵図		1	128×40	中
47-	48 火事手建場中之口御門前図		1	36×24	上
47-	66 八丁内火消御人数押出ヶ所之図	天保3年	1	67×95	上
47-	89 〔江戸御屋敷〕火事之節御行列寄場之絵図		1	71.5×101.5	上
47-	101 一三四之手御備建場之図		1	29×40	上
47-	102 〔江戸〕上屋敷ニテ一三四之手御行列建 場之図		1	47.5×71	上
47-	106 〔火事之節〕人数立場之図		1	56×70	上
84-	105 江府御屋敷ヨリ之方角図		2	32.5×42.5	上
				36.5×38.5	上
89-	14 〔江戸邸〕土蔵并煉化等図帳	明治17年	7		他

<清水文庫 (特18)>

特18.6-27 江戸御上屋敷惣御絵図 全3

史料番号	史料名	年代	数量	寸法	種類
特18.6-27- 1	江戸御上屋敷絵図		1	102×172	上
- 2	江戸御上屋敷御殿絵図		1	78×143	上
- 3	大坂城絵図		1	108×128	他
-28	江戸御住居御絵図面	文政7年	1	190×177	上
-29	江戸御上屋敷御殿御広式絵図		1	65× 94	上
〈後藤文庫 (特19)〉					
特19.9-169	東都御館諸士等小屋割図		1	41× 51	上
2 財団法人前田育徳会・尊経閣文庫					
16 10 へ	江戸屋敷御建物之図		1	82×142	上
8116 旧外	本郷邸図	正徳2年	1	79× 97	上
16 69 へ	東京官邸絵図	明治4年	未詳	未詳	他
8110 旧函	上中下屋敷絵図		全6		
	御上屋敷御地面之絵図		1	103×110	上
	御上屋敷惣絵図		1	68×105	上
	御上屋敷御殿惣絵図		1	76× 82	上
	御中屋敷惣絵図		1	102×104	中
	御下屋敷御建物絵図		1	76× 83	下
	御下屋敷惣絵図		1	104×146	下
8092 旧外	江戸上屋敷図	明和9年	1	83×163	上
8079 旧外	上屋敷総絵図	寛政10年	1	80× 83	上
8071 旧函	上屋敷殿閣図		2	110×214	上
				146×209	上
8081 旧外	中屋敷総絵図	寛政11年	1	71× 71	中
8082 旧外	下屋敷総開絵図		1	50× 72	下
16 9 チ	育徳園図		1	85×144	上
8066	御住居御絵図		1	55× 60	上
8068	御下屋敷惣開絵図	寛政11年	1	48× 68	下
8083	御下屋敷惣開絵図	寛政11年	1	48× 71	下
8086	東都本郷御館御郭内小屋割図	寛政13年	1	137×182	上

史料番号	史料名	年代	数量	寸法	種類
8087	本郷邸図		1	122×129	上
8090	江戸本郷御屋敷絵図		1	54×67	上
8093	江戸御上屋敷図	安永6年	1	105×164	上
8095	江戸御殿惣絵図		1	82×133	上
—	御上屋敷御地面惣絵図		1	107×113	上
—	小君東都第館全図	天保3年	1	76×85	上
—	本郷御邸惣絵図	明治	1	290×312	他
—	江戸本郷邸図		1	66×100	上
—	本郷邸之図		1	131×144	上
—	武州本郷第図	元禄元年	1	111×163	上
—	本郷惣絵図	大正元年 全3			
	本郷邸建物位置図		1	69×112	他
	本郷邸洋館及日本館		1	97×109	他
	本郷本邸平面図		1	109×177	他

3 石川県立歴史博物館

〈大鋸コレクション (H43)〉

H43- 1	加賀藩江戸屋敷絵図		1	24×1881	上
- 2	加藩江戸本郷屋敷総絵図		1	53×78	上
- 3	加藩本郷屋敷絵図		1	42×56	上
- 4	加藩江戸本郷屋敷総絵図		1	55×84	上
- 5	加藩江戸本郷屋敷総絵図		1	66×98	上
- 6	加藩江戸本郷屋敷広式絵図		1	59×63	上
- 7	加賀藩本郷屋敷周辺図		1	73×70	上
- 8	加藩江戸本郷屋敷周辺図		1	53×73	上
- 9	加賀藩江戸中屋敷惣絵図		1	82×72	中
-10	加賀藩江戸平尾下屋敷絵図		1	54×71	下

註 本史料は、現在同館で整理中であり、絵図各点には架蔵番号が付されていない。上記の史料番号は、引用等の便宜のため当方で付した仮番号である。

史料番号	史料名	年代	数量	寸法	種類
〈個別資料〉					
H177	加賀藩江戸上屋敷絵図		1	78×68.5	上
4 財団法人高樹会・高樹文庫					
G57	(江戸加賀屋敷付近之図)		1	55.5×71	上
G62	(江戸加賀屋敷付近之図)		1	72.5×75.5	上
5 石川県立図書館					
—	旧江戸御屋敷図		1	210×200	上
6 小松市立博物館					
16-01-15	八筋五番御貸小屋		1	24×87	上
7 財団法人三井文庫					
C827-18	前田家本郷御屋舗図		1	55×79	上
8 東北大学附属図書館					
〈狩野文庫〉					
狩 10・23030・1	前田家屋形絵図		1	未詳	上?
9 その他					
〈『古典籍下見展覧大入札会目録』(東京古典会, 1986年) 掲載〉					
1187	加賀前田家江戸屋敷絵図		1	未詳	上
A 富山藩江戸藩邸絵図					
富山県立図書館〔『古絵図解説目録』(同館, 1980年) による〕					
前288	江戸御上屋敷御殿御間統御絵図		1	96×88	
前274	江戸御上屋敷図	安政6年	1	92×110	
前271	江戸御中屋敷図	安政6年	1	63×92	

史料番号	史料名	年代	数量	寸法	種類
前289	浅草御屋鋪御絵図			76×74	
前293	浅草幡随院後口拝領屋敷絵図		全4		
- (1)	地鋪方角等概略図		1	32×47	
- (2)	屋敷見取図		1	46×56	
- (3)	屋敷見取図		1	54×56	
- (4)	屋敷見取図		1	29×40	
前294	池之端東屋鋪絵図		全3		
- (1)	池之端東屋鋪旧建物絵図		1	53×55	
- (2)	同所総絵図		1	77×96	
- (3)	仮絵図		1	27×40	
T092.72-2	江戸御屋敷御殿之図		1	91×60	
T092.72-1	靈昭院様御代江戸御上屋鋪御殿御絵図		1	88×96	

B 大聖寺藩江戸藩邸絵図

『大聖寺藩史』（大聖寺藩史編纂会，1938年）掲載絵図（註 現在は所在不明）

480頁 江戸藩邸上屋敷図 文化年間 1 未詳

C 高田藩江戸藩邸絵図

上越市立高田図書館〔『古文書資料目録』（同館，1984年）による〕

〈榊原家文書〉

120-32 江戸御屋敷図（池之端・深川・本所） 3 未詳
-33 御再建当国御城主榊原様江戸中屋敷絵図 寛政6年 1 未詳

第2章 御殿下記念館地点，山上会館地点検出の瓦について

加藤 晃

(国学院大学大学院)

金子 智

(早稲田大学)

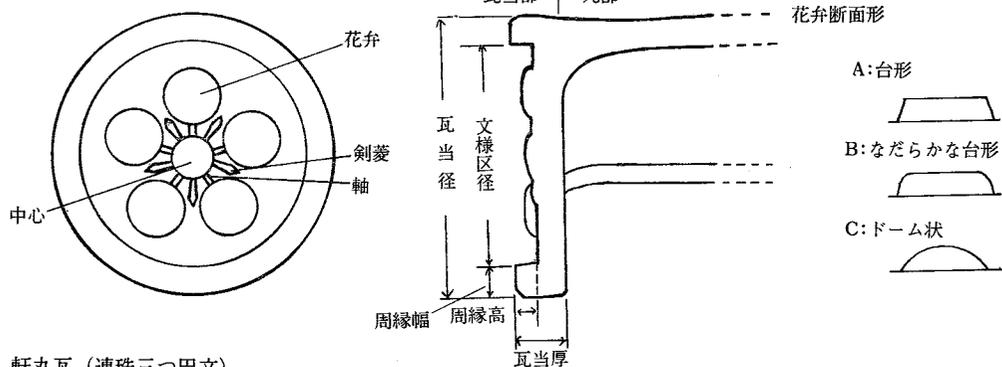
瓦は，御殿下記念館地点（以下，御殿下地点とする）では各遺構面から検出されている。遺構の9時期区分にたいして，瓦は5時期に区分し，遺構I期を瓦1期，遺構II～IV期を瓦2期，遺構V～VII期を瓦3期，遺構VIII期を瓦4期，遺構IX期を瓦5期に対応させる。出土した瓦のうち，軒瓦，刻印，道具瓦（熨斗瓦，海鼠瓦以外のもの），丸瓦，埴，刻印はすべて取り上げた。平瓦，棧瓦，熨斗瓦，海鼠瓦については，長さまたは幅がわかる資料のみ現場で選択して取り上げた。山上会館地点（以下，山上地点とする）では瓦が集中して検出された遺構のみを対称にする。考察では，各種類ごとに分類を行い分析を進めていく。また，挿図番号の頭に「山」のつくものは，第1分冊，つかないものは第2分冊の番号である。

- | | |
|---------------------------|----------------------------------|
| 1. 軒丸瓦 | 7. 棧瓦 |
| a 三つ巴文 b 無剣梅鉢 c 剣梅鉢 | 8. 道具瓦 |
| 2. 軒平瓦 | a 熨斗瓦 b 棟瓦 c 菊丸瓦 d 輪違瓦 |
| 3. 「江戸式」 | e 三角形状瓦 f 無剣梅鉢紋付板状瓦 |
| 4. 軒棧瓦 | g 谷丸瓦 h 筋違瓦 i 切平瓦 j 面戸瓦 |
| 5. 丸瓦 | 9. 埴 |
| 6. 平瓦 | 10. 刻印 |

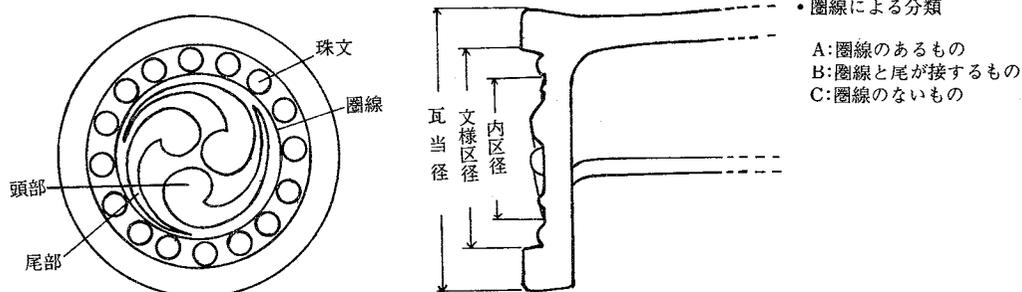
1. 軒丸瓦

軒丸瓦の瓦当文様には，家紋が採用されている。加賀藩前田家の正式な家紋は，剣梅鉢紋であるが，両地点とも無剣梅鉢紋がはじめに採用され，後に剣梅鉢紋に変わっている。連珠三つ巴文は範型数が多いが，一範型ごとの点数が少なく，梅鉢紋に対する補助的な役割をもつものだと考えられる。その他に六つ葉葵紋，菊紋，五七の桐紋が数点ずつ検出されている。色調，胎土，焼成にはそれほど差異がなく，おおむね，色調は暗灰色から灰色，胎土は灰色から明灰

軒丸瓦 (梅鉢紋)



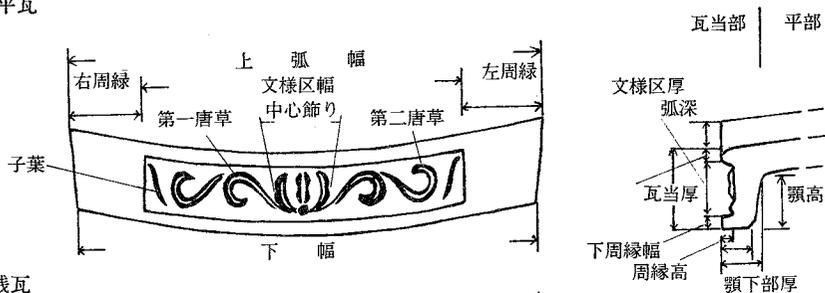
軒丸瓦 (連珠三つ巴文)



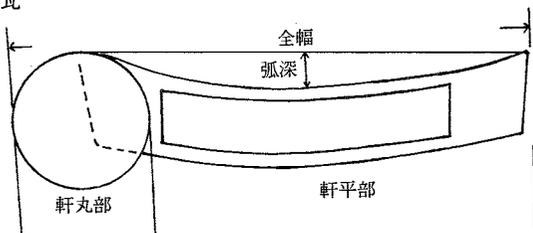
- 巻き込みによる分類
軒丸瓦(連珠三つ巴文)尾から頭の方で右巻き・左巻きと分類した。
- 尾の断形
A: ドーム状 B: 三角形状 C: 台形状

- 面取り
○: けずり △: なで ×: 無調整

軒平瓦



軒棧瓦



* 軒丸部・軒平部の名称、計測点はそれぞれ軒丸瓦連珠三つ巴文および軒平瓦の名称・計測点に準じる。

第15図 瓦の各部名称・計測点・分類 (1)

色、白砂が含まれることが多く、焼成は良好を基本とする。特殊なものをのぞいて、この3点についての記述は省略する。

a. 連珠三つ巴文

連珠三つ巴文は、圏線によって3種類に分類することができる。

A：巴文と連珠の間に圏線がめぐる。

B：巴の尾が接して圏線をめぐらせる。

C：巴文と連珠の間に圏線がめぐらない。

この3分類をもとに、瓦当径、巴の形態、連珠の数、文様区の比率等から分類していく。

A1類 瓦当径17.0cmでA類中最大となる。珠文数13の奇数。巴は頭部と尾の境は明瞭でなく、尾はや細身で長くのびる。文様区と内区の比率は0.65と高い。678号遺構から2点、475・532号遺構から1点ずつ、瓦1期から1点、計5点検出された(第234図3・4)。

A2類 瓦当径17.0cmでA類中最大となる。珠文数16。巴の頭部と尾の境ははっきりしている。270号遺構から1点、瓦1期から1点、計2点検出された(第234図7)。

A3類 瓦当径16.3cm。珠文数15の奇数。巴は頭部と尾の境は明瞭。文様区と内区の比率は0.68と高い。732号遺構から1点検出された(第291図2)。

A4類 瓦当径16.6cm。珠文数16。巴は頭部と尾の境は明瞭、尾は太く短い。文様区と内区の比率は0.63。276号遺構から2点、255b・1031号遺構から1点、瓦3期から6点、計10点検出された(第290図5・9)。

A5類 瓦当径16.4cm。珠文数16。巴は頭部と尾の境は明瞭。文様区と内区の比率は0.60。525号遺構から1点検出された(第290図6)。

A6類 瓦当径15.8cm。珠文数12、径が大きい。巴は頭部と尾の境は明瞭、尾は太く短い。文様区と内区の比率は0.55と低い。108号遺構から1点検出された(第323図2)。A7類 瓦当径15.5cm。珠文数16。巴は頭部と尾の境は明瞭でなく、尾はやや細身。文様区と内区の比率は0.65。532号遺構から1点検出された(第234図5)。

A8類 瓦当径15.4cm。珠文数16。巴は頭部と尾の境は明瞭。文様区と内区の比率は0.65。276号遺構から2点、うち1点が319号遺構と接合している。計2点検出された(第290図4)。

A9類 瓦当径15.2cm。珠文数16、径が大きい。巴は頭部と尾の境は明瞭、尾は太く短い。文様区と内区の比率は0.60。3号遺構から1点検出された(第358図5)。

A10類 瓦当径15cm。珠文数16。巴は頭部と尾の境は明瞭、尾は太く短い。文様区と内区の比率は0.65。瓦4期から1点検出された(第290図11)。

A11類 瓦当径14.1cm。珠文数16。巴は頭部と尾の境は明瞭。文様区と内区の比率は0.67。276

号遺構から1点検出された(第291図4)。

A12類 瓦当径122cmでA類中最小となる。珠文数16。巴は頭部と尾の境は明瞭。文様区と内区の比率は0.73と高い。255b号遺構から1点,瓦1期から1点,計2点検出された(第290図7・10)。

A13類 破片資料。巴は頭部と尾の境は明瞭,尾はやや細身で長くのびる。瓦2期から1点瓦3期から2点検出された(第290図12,第291図1)。

A14類 破片資料。A1類と同様に小型の資料である。巴は頭部と尾の境は明瞭。444号遺構から1点検出された(第290図8)。

B1類 瓦当径17.0cmでB類中最大となる。珠文数16。巴は頭部と尾の境は明瞭。尾が長くのびる。文様区と内区の比率は0.64。678号遺構から1点検出された(第235図1)。

B2類 瓦当径17.0cmでB類中最大となる。珠文数16。巴は頭部と尾の境はなく先端が尖っている。尾は細みで長くのびる。文様区と内区の比率は0.71と高い。617号遺構から1点,瓦1期から1点,計2点検出された(第291図1・7)。

B3類 瓦当径16.8cm。珠文数16。巴は頭部と尾の境ははっきりしない。尾が長くのびる。文様区と内区の比率は0.70と高い。255b・475号遺構から1点ずつ検出された(第291図3)。

B4類 瓦当径16.8cm。珠文数16。巴は頭部と尾の境は明瞭。尾と圏線が接する。文様区と内区の比率は0.69と高い。532号遺構から1点検出された(第234図6)。

B5類 瓦当径16.3cm。珠文数16。巴は頭部と尾の境は明瞭。尾が長くのび,圏線と接する。文様区と内区の比率は0.81。475号遺構から1点検出された(第291図5)。

B6類 瓦当径16.2cm。珠文数16。巴は頭部と尾の境は明瞭。尾が圏線と接する。文様区と内区の比率は0.58, B類中では低い。瓦2期から1点検出された(第292図2)。

B7類 瓦当径16.0cm。珠文数16。巴は頭部と尾の境は明瞭。尾が圏線と接する。文様区と内区の比率は0.67。瓦2期から1点検出された(第236図1)。

B8類 瓦当径14.4cm。珠文数16。巴は頭部と尾の境は明瞭。尾は短く,圏線と接する。文様区と内区の比率は0.60。270号遺構から1点検出された(第256図2)。

B9類 瓦当径14.2cm。B類中唯一の左巻き(頭から尾の方向にみる)。珠文数12。巴は頭部と尾の境は明瞭。尾が長くのびる。文様区と内区の比率は0.67。532号遺構から1点,瓦1期から1点,計2点検出された(第235図4)。

B10類 瓦当径14.2cmでB類中最小となる。珠文数16。巴は頭部と尾の境は明瞭。尾が長くのび,圏線と接する。文様区と内区の比率は0.66。270号遺構から2点,309・534号遺構から1点ずつ検出された(第235図7・8)。

B11類 瓦当径12.0cmでB類中最小となる。珠文数12。巴は頭部と尾の境は明瞭。尾は短く,圏

線と接する。文様区と内区の比率は0.65。隅軒丸瓦が1点検出された(第264図1)。270号遺構から8点、532号遺構から4点、206・255b号遺構から1点ずつ、瓦1期を中心に、計20点検出された(第235図5・6)。

B12類 破片資料。珠文の径が小さい。巴は頭部と尾の境は明瞭。634号遺構から1点検出された(第291図6)。C1類 瓦当径16.6cmでC類中最大となる。珠文数16。巴は頭部と尾の境は明瞭。尾が長くのびる。文様区と内区の比率は0.63。805号遺構から1点検出された(第292図3)。

C2類 瓦当径16.6cmでC類中最大となる。珠文数16。巴は頭部と尾の境は明瞭。尾が短い。文様区と内区の比率は0.58。805号遺構から1点検出された(第292図7)。

C3類 瓦当径16.4cm。珠文数16。巴は頭部と尾の境は明瞭。尾が短い。文様区と内区の比率は0.61。532号遺構から1点検出された(第236図6)。

C4類 瓦当径16.2cm。左巻き。珠文数16。巴は頭部と尾の境は明瞭。文様区と内区の比率は0.65。638号遺構から1点検出された(第292図5)。

C5類 瓦当径16.0cm。珠文数14。巴は頭部と尾の境は明瞭。文様区と内区の比率は0.57と低い。瓦5期から1点検出された(第358図3)。

C6類 瓦当径16.0cm。珠文数13。巴は頭部と尾の境は明瞭。尾が長くのびる。文様区と内区の比率は0.69と高い。270号遺構から1点検出された(第236図3)。

C7類 瓦当径15.8cm。左巻き。珠文数14。巴は頭部と尾の境は明瞭。文様区と内区の比率は0.68。475、527号遺構から1点ずつ検出された(第292図6)。

C8類 瓦当径15.6cm。珠文数16、径が大きい。巴は頭部と尾の境は明瞭。文様区と内区の比率は0.59と低い。464号遺構から1点検出された(第292図4)。

C9類 瓦当径15.4cm。左巻き。珠文数14。巴は頭部と尾の境は明瞭。尾が短い。文様区と内区の比率は0.63。瓦1期から1点検出された(第292図10)。

C10類 瓦当径15.2cm。左巻き。珠文数16。巴は頭部と尾の境は明瞭。文様区と内区の比率は0.60。532号遺構から2点検出された(第236図4)。

C11類 瓦当径15.0cm。珠文数16。巴は頭部と尾の境は明瞭。文様区と内区の比率は0.65。677号遺構から1点検出された(第292図8)。

C12類 瓦当径15.0cm。珠文数16、径が大きい。巴は頭部と尾の境は明瞭。尾が短い。文様区と内区の比率は0.59と低い。瓦5期から1点検出された(第358図4)。

C13類 瓦当径14.7cm。珠文数14。巴は頭部と尾の境は明瞭。尾が短い。文様区と内区の比率は0.62。532・764号遺構から1点ずつ、瓦1期から1点、計3点検出された(第336図5)。

C14類 瓦当径14.7cm。珠文数14。径が大きい。巴は頭部と尾の境は明瞭。尾が短い。文様区と

内区の比率は0.54と低い。瓦5期から1点検出された(第358図2)。

C15類 瓦当径14.0cm。珠文数14。巴は頭部と尾の境は明瞭。頭部の巻き込みが深く、尾が細く長くのびる。文様区と内区の比率は0.67。384・532号遺構から1点ずつ検出された(第236図2)。

C16類 瓦当径13.6cm。C類中最小となる。巴は頭部と尾の境は明瞭。文様区と内区の比率は0.75と高い。665号遺構から1点検出された(第292図9)。

C17類 破片資料。巴は頭部が中央で接している。頭部と尾の境は明瞭。尾が短い。瓦3期から1点検出された(第292図11)。

b. 無圈梅鉢文

花卉の断面形で3種類に大別できる。

A：稜線が明瞭な台形状のもの

B：稜線が不明瞭でなだらかな台形状のもの

C：稜線がなく丸みのあるもの

この3種類の分類によって、範型ごとに分類した。

A1類 瓦当径19.0cm。A類中最大となる。270・678号遺構から1点ずつ検出された(第229図6)。

A2類 瓦当径18.6cm。276号遺構から1点検出された。(第289図4)

A3類 瓦当径18.5cm。678号遺構から24点、679号遺構から3点、603・608号遺構から1点ずつ、計30点検出された(第228図1)。

A4類 瓦当径18.2cm。瓦1期から1点検出された(第232図2)。

A5類 瓦当径17.6cm。678号遺構から18点、835遺構号から3点、470・525・617・959号遺構から1点ずつ、瓦1期を中心に計30点検出された(第229図4、第230図1、第231図4)。

A6類 瓦当径17.6cm。678号遺構から6点検出された(第232図1・4)。

A7類 瓦当径17.4cm。678号遺構から1点検出された(第231図8)。

A8類 瓦当径17.4cm。678号遺構から1点検出された(第230図4)。

A9類 瓦当径17.2cm。678号遺構から21点、309、959号遺構から2点、255b・270・575・612・835号遺構から1点ずつ、瓦1期を中心に計42点検出された(第229図1・2)。

A10類 瓦当径17.0cm。270号遺構から2点、309・645・678号遺構から1点ずつ、瓦1期から1点、計6点検出された(第228図2、3)。

A11類 瓦当径16.7cm。520号遺構から9点、678号遺構から7点、590号遺構から2点、409・403・475・845・1049号遺構から1点ずつ、瓦1期を中心に計48点検出された(第231図1・2)。

- A12類 瓦当径16.6cm。瓦1期から1点検出された(第289図4)。
- A13類 瓦当径16.0cm。206号遺構から1点検出された(第288図5)。
- A14類 瓦当径15.4cm。678号遺構から5点, 532号遺構から3点, 409号遺構から2点, 255・276・704号遺構から1点ずつ, 瓦1期を中心に計27点検出された(第231図4)。
- A15類 瓦当径15.0cm。532号遺構から3点, 952号遺構から1点, 瓦1期から1点, 計3点検出された(第231図3・5)。
- A16類 瓦当径14.6cm。532号遺構から4点, 845号遺構から1点, 瓦1期を中心に計8点検出された(第233図2)。
- A17類 瓦当径14.2cm。532号遺構から3点, 527号遺構から2点, 255・270・678・845号遺構から1点ずつ, 瓦1期を中心に計36点検出された(第233図4, 6)。
- A18類 瓦当径14.0cm。270・527・715・953号遺構から1点ずつ, 瓦1期を中心に計8点検出された(第232図5, 第233図5)。
- A19類 瓦当径12.0cm。丸瓦12類を丸瓦部にもつ。270号遺構から9点, 274・679号遺構から1点ずつ, 瓦1期を中心に計22点検出された(第282図1・2)。
- A20類 瓦当径11.2cm。802号遺構から1点, 111号遺構から1点検出された。(第288図3)
- A21類 瓦当径10.2cm。A類中最小となる。111号遺構から1点検出された(第288図4)。
- A22類 破片資料。532号遺構から2点, 瓦1期を中心に計4点検出された(第231図6)。
- B1類 瓦当径18.8cm。B類中最大となる。678号遺構から33点, 835号遺構から3点, 255b・1086号遺構から1点ずつ, 瓦1期を中心に計40点検出された(第230図3)。
- B2類 瓦当径16.4cm。525・835号遺構から1点ずつ, 瓦1期を中心に計5点検出された(第230図2)。
- B3類 瓦当径16.0cm, 532号遺構から2点, 255b・409・479・678・835号遺構から1点ずつ, 瓦1期を中心に計10点検出された(第230図5)。
- B4類 瓦当径15.9cm。290号遺構から5点, 276・364・590・825号遺構から3点ずつ, 156・162・255・259・373・409号遺構から2点ずつ, 瓦1から2期を中心に計142点検出された(第289図1)。
- B5類 瓦当径14.8cm。532号遺構から8点, 678号遺構から2点, 264・276・527・568・618・732号遺構から1点ずつ, 瓦1期を中心に計23点検出された(第233図1)。
- B6類 瓦当径14.6cm。144号遺構から1点検出された(第289図2)。
- B7類 瓦当径11.4cm。瓦1期から1点検出された(第288図3)。
- C1類 瓦当径17.0cm, C類中最大となる。532号遺構から6点, 270号遺構から2点, 206・255b・525・845号遺構から1点ずつ, 瓦1期を中心に計20点検出された(第233図3)。

C2類 瓦当径15.5cm。270号遺構から8点，409号遺構から6点，290号遺構から4点，208号遺構から3点，162・174・241・244・255・339・964・990・1008号遺構から2点ずつ，瓦2期を中心に計161点検出された（第288図1・2）。

C3類 瓦当径14.0cm。115・802号遺構から1点ずつ，瓦1期を中心に計4点検出された（第232図6，第234図2）。

C4類 瓦当径13.2cm。270・678号遺構から2点，206・409・679号遺構から1点ずつ，瓦1期を中心に計11点検出された（第233図7・8）。

C31類 瓦当径11.7cm。C類中最小となる。164・618号遺構から1点ずつ，計2点検出された（第234図1）。

c. 劍梅鉢紋

梅鉢紋の花弁の文留出のB類とC類がみられる。范型ごとに分類する。

B1類 瓦当径16.8cm。B類中最大となる。瓦3期を中心に計4点検出された（第289図7）。

B2類 瓦当径11.0cm。瓦3期から4点検出された（第322図9）。

B3類 瓦当径11.0cm。瓦3期から1点検出された（第322図10）。

B4類 瓦当径11.0cm。瓦3期から1点検出された（第322図11）。

C1類 瓦当径17.8cm。瓦4期から1点検出された（第322図2）。

C2類 瓦当径16.3cm。50・73号遺構から1点ずつ，瓦4期を中心に計6点検出された（第322図5・6）。

C3類 瓦当径16.3cm。278・534号遺構から1点ずつ，瓦3期を中心に計4点検出された（第290図2）。

C4類 瓦当径16.3cm。231号遺構から3点，17・278号遺構から1点ずつ，瓦3期を中心に計6点検出された（第290図1）。

C5類 瓦当径16.2cm。231号遺構から3点，17・278号遺構から1点ずつ，瓦3期を中心に計6点検出された（第289図6）。

C6類 瓦当径16.0cm。186号遺構から4点，208号遺構から3点，50・110・115・119・141・181・182・187・230・323・370・391号遺構から1点ずつ，瓦3期を中心に計34点検出された（第290図3）。

C7類 瓦当径15.9cm。27号遺構から3点，1・49・50・52・73号遺構から1点ずつ，瓦4期を中心に計9点検出された（第342図1・3）。

C8類 瓦当径15.8cm。102・230・916号遺構から1点ずつ，計3点検出された（第289図5）。

C9類 瓦当径15.6cm。1・42・46・106号遺構から1点ずつ，瓦4期を中心に計5点検出された

(第342図2)。

C10類 瓦当径15.6cm。106号遺構から1点検出された(第322図3)。

C11類 瓦当径15.4cm。106号遺構から3点、50・137・201号遺構から1点ずつ、瓦3期を中心に計20点検出された(第322図4)。

C12類 瓦当径15.3cm。瓦4期から1点検出された(第322図1)。

C13類 瓦当径15.2cm。106号遺構から1点、瓦4期から1点、計2点検出された(第322図8)。

C14類 瓦当径14.8cm。3号遺構から4点、17号遺構から1点、計5点検出された(第358図1)。

C15類 瓦当径11.5cm。106号遺構から2点、115c号遺構から1点、瓦3期を中心に計16点検出された(第322図12)。

C16類 破片資料。C15類と同様な小型の資料と考えられる。瓦3期から1点検出された(第322図7)。

d. 六つ葉葵紋

中央は、中心の点珠の回りに5個の点珠を配している。葉は葉脈が表現されずシンプルに描かれている。瓦当径は、11.0cmと小型。丸瓦部には丸瓦1類が使用されている。270・634号遺構から1点ずつ検出されている。(第282図3)。

e. 五七の桐紋

中央の花が欠けているが、両端の花が五個であることから五七の桐紋と考えられる。葉には葉脈が表現されている。瓦当径は復元値で14.0cm。179号遺構から1点検出された(第236図7)。

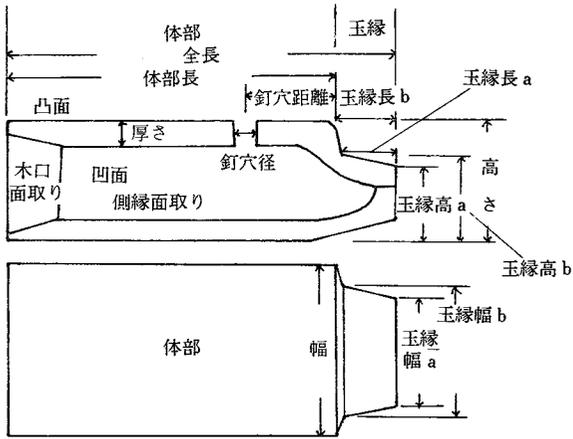
f. 菊紋

残存が悪いため、花卉の数は不明。花卉は二重に表現されている。瓦当径は、110cmと小型。270号遺構から1点検出された(第236図8)。 (加藤 晃)

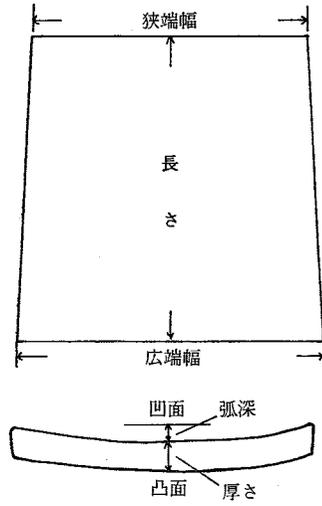
2. 軒平瓦

この項の軒平瓦は、本瓦葺きで使用された「江戸式」以外の文様のみを対象として扱う。棧瓦葺きの袖に使用された軒平瓦は軒棧瓦と一緒に扱う。

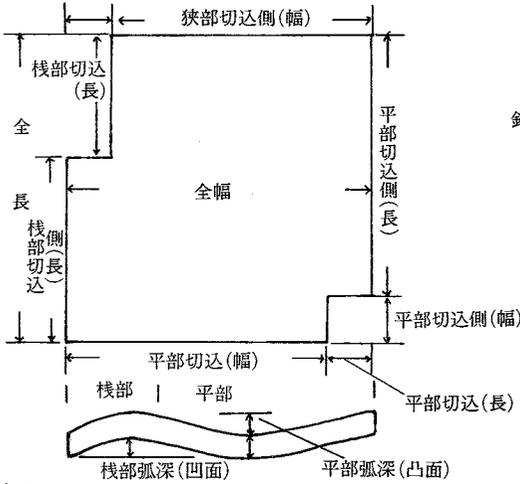
丸瓦



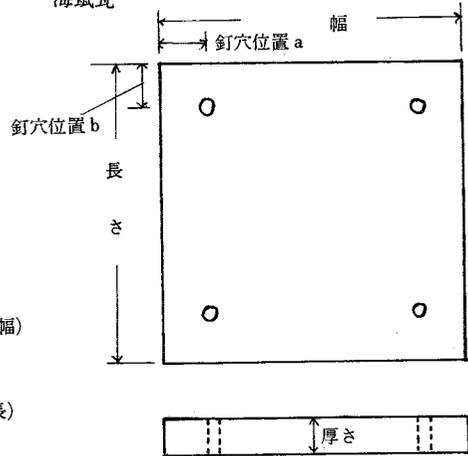
平瓦



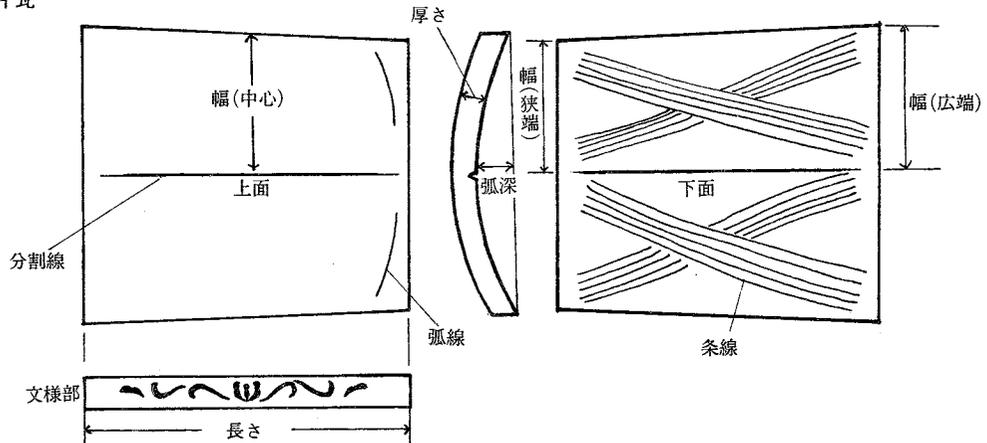
棧瓦



海鼠瓦



熨斗瓦



第16図 瓦の各部名称・計測点・分類 (2)

軒平瓦は、いずれも均整唐草文であり、文様の構成、各部位の特徴によって分類を行う。分類は、瓦当面形態の特異なもの、無剣梅鉢を中心飾りに配するもの、金箔を貼り付けられたものをまず扱う。それ以外の資料は唐草の展開と子葉の有無によってまとめた。

- 1類 瓦当径がいわゆる三角垂面形を呈している。中心飾り、唐草下下下3反転で構成される。中心飾り無剣梅鉢紋。唐草は巻き込みがかなり深く、第三唐草は一部が三重線になっている。金箔が瓦当文様と周縁に貼られている。接着剤には赤漆が使われている。瓦当上弧幅24.6cm。色調灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。270号遺構から1点、瓦1期を中心に5点検出されている（第280図10～12）。
- 2類 瓦当面がいわゆる三角垂面形を呈している。中心飾り、唐草下上下上4転で構成される。中心飾りは六つ葉葵と推定される。唐草は写実的で葉脈が表現され、外側に突起が3カ所表現されている。色調灰色、胎土は明灰色、白色砂、1mmの粒子が含まれる。焼成は良好。573号遺構から1点検出されている（第280図13）。
- 3類 瓦当面がいわゆる三角垂面形を呈している。重線の唐草が確認できるのみ。色調暗灰色、胎土は暗灰色から明灰色、焼成は良。276号遺構から1点検出されている（第241図8）。
- 4類 瓦当面の形態が脇周縁の上部で上に屈曲している。中心飾りと唐草下上2反転、子葉で構成される。中心飾りは無剣梅鉢紋。唐草は巻き込みが深い。子葉はY字状。平瓦3類にもなう。270号遺構から1点、瓦1期から1点、山上地点105号遺構瓦集中層から1点、計3点が検出された（第282図4、山第104図1）。
- 5類 瓦当面の形態が中心部分で垂れ下がっている。中心飾りと唐草下上下3反転で構成されている。中心飾りは、無剣梅鉢紋。唐草は重線で、巻き込みが浅い。3範型確認できた。瓦当幅は、210cm前後。いずれも色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好堅緻。主な検出遺構と点数は、範型1が270号遺構から13点、192b・206・603号遺構から1点ずつ、瓦1期を中心に計21点検出された。範型2は270号遺構から8点、532号遺構から1点、計9点検出された。範型3は270・603・617・638・704・1083号遺構から1点ずつ、瓦1期を中心に計14点検出された（1：第241図10、2：第241図11、3：第241図9）。
- 6類 中心飾り、唐草下上2反転のみ確認できる。中心飾りは無剣梅鉢紋。唐草は重線で、巻き込みが深い。瓦当が直線である。瓦当上弧幅不明。色調灰色、胎土は明灰色、白砂が含まれる。焼成は良好堅緻。678号遺構から1点検出された（第282図5）。
- 7類 中心飾り、唐草下上2反転で構成される。中心飾りは無剣梅鉢紋。唐草は巻き込みが深い。瓦当上弧幅21cm。色調灰色、胎土は明灰色、1mmの粒子が含まれる。焼成は良好。140・255・276号遺構から1点ずつ、計3点検出された（第323図6）。
- 8類 中心飾り、唐草上1反転、子葉2で構成される。中心飾りは、○状の中央、内湾し外側

にくびれをもつ脇，への字氏の重線の萼で構成される。唐草は重線で先端が丸みを帯ている。子葉は唐草の上部にへの字状のものがあ、唐草の下部にはY字状の長大なものがある。2 範型確認され、範型 1 には、金箔が貼られている。金箔は文様部と周縁に貼られ、左右周縁では軒丸瓦と重なる部分には金箔が貼られていない。瓦当上弧幅は23.5cmとやや小型である。色調は灰色、胎土は明灰色、白砂がふくまれる。焼成は良好。範型 1 は532号遺構から10点、678号遺構から4点、瓦 1 期を中心に計26点検出された。範型 2 は532・678・806号遺構から1点ずつ、計12点検出された（1：第279 4～8・10，2：第279 図9）。

9 類 中心飾り，唐草下上 2 反転，子葉 2 で構成される。中心飾りは 8 の字状の中央，上部が幅広く外反する脇，中央下の点珠で構成される。第一唐草は重線で巻き込みが浅い，第二唐草は巻き込み部が幅広くなり中央点珠まで延びている。子葉は第二唐草の外側に三日月状のものと S の字を横にしたものとの二単位がみられる。2 範型が確認され、いずれの範型にも金箔が瓦当文様と周縁に貼られている。瓦当上弧幅23.5cm。色調灰色，胎土は明灰色，1mm の粒子が若干含まれる。焼成は良好。範型 1 は，532号遺構から4点，192号遺構から1点，瓦 1 期を中心に計6点が検出された。範型 2 は，255号遺構から2点検出された（1：第279 図11，第280 図1，2：第280 図2）。

10 類 中心飾り，唐草下上 2 反転で構成される。中心飾りは，重線で凸レンズ状の中央，外反する脇，への字状の萼，中央下の点珠で構成される。唐草は巻き込みが深い。2 範型が確認されている。いずれの範型ともに金箔が瓦当文様と周縁に貼られている。瓦当上弧幅24cm。色調灰色，胎土は暗灰色から明灰色，焼成は良。範型 1 は532号遺構から3点検出されている。範型 2 は瓦 1 期から1点検出されている（1：第280 図7，2：第280 図6）。

11 類 中心飾り，唐草下上 2 反転で構成される。中心飾りは三葉の中央，中央下の点珠で構成される。唐草は巻き込みが下なり深い。金箔が瓦当文様と周縁に貼られている。左右周縁は軒丸瓦と重なる部分には金箔が貼られていない。接着剤には赤漆が使われている。瓦当上弧幅24cm。色調暗灰色，胎土は明灰色，白砂が含まれる。焼成は良好。532号遺構から4点検出された（第280 図4・5）。

12 類 中心飾り，唐草下上 2 反転で構成される。中心飾りは剣菱状の中央，上端が外側に屈曲する脇，中央下の点珠で構成される。唐草は巻き込み部が幅広くなり先端は尖っている。瓦当上弧幅27cm。金箔が瓦当文様と周縁に貼られている。色調灰色，胎土は青灰色，焼成は良好。532号遺構から2点，354号遺構から1点，瓦 1 期を中心に計4点検出された（第280 図3）。

13 類 中心飾りと唐草下上 2 反転で構成される。中心飾りは棒状の中央，バチ状の脇で構成される。唐草は第一唐草は巻き込みが浅く，第二唐草は巻き込みがほとんどなく，外側に 2 カ所の突起がみられる。金箔が瓦当文様と周縁に貼られている。色調灰色，胎土は暗灰色，白

- 砂が含まれる。焼成は良好。532・670号遺構から1点ずつ検出されている（第280図8・9）。
- 14類 中心飾り，唐草下上2反転で構成される。中心飾りはクローバ状の中央，重線で内湾する脇，外反する2単位の脇，中央下の点珠で構成される。唐草は巻き込み部が幅広で先端が尖っている。瓦当上弧幅28cm。色調灰色，胎土は暗灰色，焼成は良好。255号遺構から2点，瓦1期を中心に計5点検出された（第237図8・9）。
- 15類 中心飾り，唐草下上2反転で構成される。中心飾りは中央の上端左右に点珠を伴い，脇は重線のものとくさび状のもの2単位，中央下の点珠で構成される。唐草は巻き込み先端に丸みを帯びている。瓦当上弧幅27.2cm。色調灰色，胎土は明灰色，白砂を若干が含まれる。焼成は良好。右周縁に丸の刻印が押されている。678・698号遺構1点ずつ，瓦1期を中心に6点検出された（第237図10・11）。
- 16類 中心飾り，唐草下上2反転で構成される。中心飾りは上部に点珠が三つつく中央，内側に突起をもつ重線の脇，中央下で点珠で構成される。唐草は巻き込みが深い。全体的に文様の線が細い。瓦当上弧幅25.6cm。色調暗灰色，胎土は明灰色，1mmの粒子が含まれる。焼成は良好。140・208号遺構から1点ずつ，瓦1期を中心に計6点検出された（第238図3・5）。
- 17類 中心飾り，唐草下上2反転で構成される。中心飾りは剣菱状の中央，上端が外に屈曲する脇，への字状の萼，中央下の点珠で構成される。唐草は巻き込みが深い。瓦当上弧幅25.6cm。色調灰色，胎土は青灰色，焼成は良好。270号遺構から1点，瓦1期を中心に計3点検出された（第237図5）。
- 18類 中心飾り，唐草下上2反転で構成される。中心飾りは三叉の中央，内側が外反し，外側は内湾する2単位の脇，中央下の点珠で構成される。唐草は巻き込み部が幅広く先端が尖っている。瓦当上弧幅24.8cm。色調暗灰色，胎土は明灰色，1mmの粒子が若干含まれる。焼成は良好。102号遺構から1点検出された（第293図1）。
- 19類 中心飾り，唐草下上2反転で構成される。中心飾りは凸レンズ状の中央，上端近くにくさび状の脇，萼，中央下の点珠によって構成される。唐草は巻き込み部が幅広く先端が尖っている。瓦当上弧幅は21.5cm。色調は灰色，胎土は青灰色，1～3mmの粒子がふくまれる。焼成は良好。255b号遺構から1点，瓦1期を中心に計3点検出された（第238図1）。
- 20類 中心飾り，唐草下上2反転で構成される。中心飾りはU字状の中央，Y字状の脇，中央下の点珠によって構成される。唐草は巻き込みが浅く先端が丸みを帯びている。第二唐草は，中央まで延びてきている。瓦当上弧幅は20.8cm。色調は灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。255b・678号遺構から2点ずつ，532号遺構から1点，瓦1期を中心に計12点検出された（第

237図7・13)。

21類 中心飾りと唐草上下2反転で構成される。中心飾りは脇のみ確認できる。唐草は重線で巻き込みが浅い。色調暗灰色、胎土は灰色から明灰色、白砂が若干含まれる。焼成は良(第293図5)。

22類 唐草上下2反転のみ確認される。唐草は巻き込み先端に丸みを帯びている。色調灰色、胎土は明灰色、1mmの粒子が若干含まれる。焼成は良好。678号遺構から1点検出されている(第241図6)。

23類 中心飾り、唐草上下2反転で構成される。中心飾りは4類と同じで、上端が三つに分かれた中央、Y字状の脇、への字萼、中央下の点珠によって構成される。唐草は、巻き込み部の幅が広くなり先端が尖っている。瓦当上弧幅は、29cmと大型である。色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。678号遺構から5点、835号遺構から1点、瓦1期を中心に計9点検出された(第237図1・2)。

24類 中心飾り、唐草上下2反転で構成される。中心飾りは中央と脇が上端で結ばれ逆三角形を呈している。唐草は巻き込み部が幅広く先端が尖っている。2範型が確認されている。瓦当上弧幅25.8cm。色調灰色、胎土は明灰色、1~2mmの褐色粒子が含まれる。焼成は良好。範型1は678、732号遺構から1点ずつ、瓦1期を中心に計3点検出された。育徳園からは140号瓦落ちから80点検出された。範型2は、瓦1期を中心に3点検出された(1:第237図3・2:第237図4・5)。

25類 中心飾り、唐草上下2反転で構成される。中心飾りは両側に3カ所ずつくびれをもつ中央、下向きで内湾し、外側に2カ所のくびれをもつ脇で構成される。唐草は巻き込み部が幅広く先端が尖っている。瓦当上弧幅24cm。色調灰色、胎土は暗灰色から白灰色、焼成は不良。瓦1期から1点検出された(第237図14)。

26類 中心飾り、唐草上下2反転で構成される。中心飾りは菱形状の中央、外反する脇、中央下の点珠で構成される。唐草は巻き込み先端に丸みを帯びている。瓦当上弧幅22.2cm。色調灰色、胎土は灰色、白砂が若干含まれる。焼成は良好。255・678号遺構から1点ずつ検出された(第237図12)。27類 中心飾り、唐草上1反転、子葉で構成される。中心飾りは、上端が三つに分かれた中央、Y字状の脇、への字状の萼によって構成される。唐草は巻き込みが浅く、先端が尖っている。子葉は上端で枝分かれしている。2範型が確認され、範型1は29.0cmと大型、範型bは、25.5cm前後の中型である。1は瓦5期から検出され、2は瓦4期から検出される。色調は暗灰色、胎土は灰色で1~2mmの粒子が含まれる。焼成は良好。検出された遺構と点数は、範型1が678号遺構から5点、419、835号遺構から1点ずつ、計7点検出された(1:第236図11・2:第93図10・11)。

- 28類 中心飾り，唐草上1反転，子葉で構成される。中心飾りは8の字状の中央，Yの字状の脇，中央下の点珠で構成される。唐草は巻き込みが深い。子葉はYの字状を呈する。瓦当上弧幅24.8cm。色調灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。255号遺構から1点，瓦1期を中心に2点検出された（第293図13）。
- 29類 中心飾り，唐草上1反転，子葉で構成される。中心飾りは上部に点珠が三つつく中央，やや外反する脇，への字状の萼，中央下の点珠によって構成される。唐草は重線で巻き込み先端がやや丸みを帯びている。瓦当上弧幅は26cm。色調は灰色，胎土は明灰色，若干白砂がふくまれる。焼成は良好。532号遺構から8点，531号遺構から1点ずつ，瓦1期を中心に計18点検出された（第236図9・10）。
- 30類 中心飾り，唐草上1反転，子葉で構成される。中心飾りは宝珠形をし，上部に突起状のものがつく。唐草は巻き込みが深く先端が尖っている。子葉はやや外反する。瓦当上弧幅24.8cm。色調灰色，胎土は明灰色，1mmの粒子が含まれる。焼成は良好。255号遺構から1点，瓦1期を中心に計5点検出された（第323図4・5）。
- 31類 中心飾り，唐草下1反転，子葉で構成される。中心飾りは凸レンズ状の中央，Y字状の重線の脇，中央下の点珠で構成される。唐草は巻き込み部分が幅広くなり先端が尖っている。子葉はY字状の重線で水平に傾いている。瓦当上弧幅21.3cm。色調灰色，胎土は明灰色，1mmの粒子が若干含まれる。焼成は良好。255号遺構から1点，瓦1期を中心に計3点検出された（第236図12）。
- 32類 中心飾り，唐草上2反転，子葉で構成される。中心飾りは下に向かって構成される。下端が膨らむ中央，Yの字状の脇，への字状の萼，中央上の点珠で構成される。唐草は巻き込みが深い。子葉は重線で外反している。瓦当上弧幅20.4cm。色調灰色，胎土は明灰色，白砂が含まれる。焼成は良好。270号遺構から1点検出された（第240図10）。
- 33類 中心飾りの一部，唐草上1反転，子葉が確認できる。中心飾りは直線の萼と中央からの点珠のみが確認できる。唐草は巻き込みが深い。子葉は重線で内側に突起をもつ。瓦当上弧幅は不明。色調灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。瓦3期から2点検出されている（第323図3）。
- 34類 唐草上1反転，子葉2で構成される。唐草は巻き込みが深い。子葉は唐草の外側に三日月状のものと重線のものの2単位がみられる。色調灰色，胎土は明灰色，白砂が含まれる。焼成は良好。590号遺構から1点検出されている（第293図8）。
- 35類 瓦当文様は，中心飾り，下上2反転の唐草，子葉で構成される。中心飾りは，三葉，三葉上部に点珠7つ，中央下の点珠で構成される。唐草は重線で先端がやや丸みを帯びている。子葉は銀杏の葉の形にしている。4範型確認され，寸法の規格が3種類みられる。範型1は

小型で上弧幅22.5cm前後，範型2・3は中型で25cm前後，範型4は大型で26.5cm前後である。色調は灰色，胎土は明灰色，1～2mmの粒子がめだつ。焼成は良好。検出された遺構と点数は，範型1は532号遺構から12点，678・845・959号遺構から1点ずつ，1期を中心に計32点，範型2は532号遺構から2点，628・845・959号遺構から1点ずつ，1期を中心に12点。範型3は255号遺構から2点，270・409・532号遺構から1点ずつ計5点。範型4は606・618・678号遺構から1点ずつ，1期に1点，計4点。範型5は2期から2点（1：第239図7，2：第239図1，3：第239図4・5，4：第239図2,3，5：第239図8）。

36類 中心飾り，唐草上下2反転，子葉で構成される。中心飾りは，中央の点珠に上部がクローバ状になる2葉で構成される。唐草は範型ごとに若干の違いがみられる。範型1は巻き込みが深く先端が尖っている。範型2は，先端が尖らず丸みを帯びている。子葉は重線で上部が枝分かれしている。4範型が確認された。範型1のみ瓦当幅が確認でき26.4cm前後である。範型3のみが小振りのものである。範型1・2には，丸に一の刻印が左右の周縁に押されている資料が多い。刻印は3範型みられる。色調は灰色，胎土は明灰色，焼成は良好である。各範型の検出遺構と点数は，範型1は678号遺構から15点，255号遺構から3点，608号遺構から2点，270・309・475・539・606・835号遺構から1点，1期を中心に計32点。範型2は678号から遺構3点，1期を中心に計4点。範型3は678号遺構から1点，1期を中心に計2点。範型5は678号遺構から1点。範型の判断できない資料が8点（1：第238図6～10，2：第238図11・12，3：第238図2・4，4：第238図13）。

37類 中心飾りは，唐草上下2反転，子葉で構成される。中心飾りは上部に点珠が三つつく三単位の中央，中央下の点珠によって構成される。唐草は重線で外線にくびれが2カ所みられる。第一唐草は，巻き込みが浅い。子葉は水平で上部にくびれ，下部がやや膨らむ。瓦当上弧幅は26.4cm。色調は灰色，胎土は明灰色，白砂がふくまれる。焼成は良好。678号遺構から6点，255・270・309・803号遺構から1点ずつ，瓦1期を中心に計11点検出された（第239図9・10）。

38類 中心飾り，唐草上下2反転，子葉で構成される。中心飾りは8の字状位の中央，やや外反する脇と大きく外反する2単位の脇，中央下の点珠によって構成される。第一唐草は巻き込み部が幅広く先端が尖っている。第二唐草は小さく巻き込みも浅い。子葉は外側に下がり，内側に突起がみられる。左右周縁のどちらかに丸にxの刻印が押される瓦当上弧幅は26.2cm。色調は灰色，胎土は明灰色，白砂と1mmの粒子がふくまれる。焼成は良好。270・678号遺構から3点ずつ，255b・475号遺構から2点ずつ，415・835号遺構から1点ずつ，瓦1期を中心に計15点検出された（第240図1・2）。

39類 中心飾り，唐草上下2反転，子葉で構成される。中心飾りはクローバ状の中央，外反す

る脇，中央下の点珠で構成される。唐草は巻き込み先端に丸みを帯びている。子葉は外側に向かって傾斜し，下部が膨らんでいる。瓦当上弧幅27cm。色調灰色，胎土は明灰色，1mmの粒子が若干含まれる。焼成は良好。678号遺構から2点，瓦1期を中心に計7点検出された(第240図3・4)。

40類 中心飾り，唐草下上2反転，子葉で構成される。中心飾りはクローバ状の中央，外反する脇，中央下の点珠で構成される。唐草は巻き込み部がやや幅広になり先端が尖っている。子葉は上端がやや外反する。瓦当上弧幅21.7cm。色調暗灰色，胎土は青灰色，焼成は良好。三星の刻印が左周縁に押されている。140号遺構から1点，瓦1期から1点，計2点検出されている(第238図14)。

41類 中心飾り，唐草下上2反転，子葉で構成される。中心飾りは8の状の中央，内湾し上端が内側に折れる脇，中央下の点珠で構成される。唐草は巻き込みが肥大し円盤状を呈している。子葉はYの字状。瓦当上弧幅27cm。色調灰色，胎土は灰色から明灰色，1mmの粒子が若干含まれる。焼成は良好。1期から2点検出された(第240図5，6)。

42類 中心飾り，唐草下上2反転，子葉で構成される。中心飾りはクローバ状の中央，外反し内側に突起をもつ脇，中央下の点珠で構成される。第一唐草は巻き込み先端に丸みを帯び外側にくびれをもち，第二唐草にはみられない。子葉は外側に突起をもつ。瓦当上弧幅21.2cm。色調灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。536・616・678号遺構から1点ずつ，瓦1期を中心に7点検出された(第240図7・8)。

43類 唐草下上2反転，子葉のみ確認できる。唐草は巻き込み先端に丸みを帯びている。子葉はYの字状を呈する。色調灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。802号遺構から1点検出された(第241図4)。

44類 中心飾り，唐草下下上3反転で構成される。中心飾りは宝珠形をしている。唐草は巻き込みが浅く，外側に行くにしたがって長くのびる。瓦当上弧幅24.2cm。色調暗灰色，胎土は灰色，白砂が若干含まれる。焼成は良好。堅緻。532号遺構から5点，255b・270・409・678・845号から1点ずつ，瓦1期を中心に計12点検出された(第240図11)。

45類 中心飾り，唐草下上下上4反転で構成される。中心飾りは凸レンズ状の中央，皿上の上部が付随する。外反する重線の脇で構成される。唐草は重線で，巻き込みが少ない。瓦当上弧幅21.7cm。色調暗灰色，胎土は暗灰色から明灰色，焼成は良。603・704号遺構から1点ずつ，瓦1期を中心に計3点検出された(第240図12)。

46類 中心飾り，唐草上3反転で構成される。中心飾りは凸レンズ状の中央，外反する脇，中央下の点珠で構成される。唐草は巻き込みが浅い。瓦当上弧幅26.1cm。色調暗灰色，胎土は明灰色，白色粘土が含まれる。焼成は良好。929号遺構から1点，瓦1期から1点，計2点検

出された（第240図9）。

47類 中心飾り，唐草下下2反転で構成される。中心飾りは凸レンズ状の中央，外反する脇，中央下の点珠で下方向に向かって構成される。唐草は巻き込みが深い。瓦当上弧幅22cm。色調灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。592号遺構から1点，瓦1期を中心に3点検出された（第323図7）。

48類 中心飾り，唐草上1反転で構成される。中心飾りは上部が菱形状の中央，経の字状の萼が2単位，中央下の点珠で構成される。唐草は巻き込みが深い。瓦当上弧幅22.2cm。色調灰色，胎土は灰色から明灰色，白色粘土が含まれる。焼成は良好。532号遺構から3点，瓦1期を中心に計4点検出された（第240図13，第241図5）。

49類 中心飾り，唐草下1反転で構成される。中心飾りは上端が膨らむ中央，外反する重線の脇，への字状の萼，中央下の点珠で構成される。唐草は重線でほとんど巻き込みがみられない。瓦当上弧幅不明。色調灰色，胎土は明灰色，白色粘土が含まれる。焼成は良好。532号遺構から1点，瓦1期を中心に7点検出された（第241図1，第293図3）。

50類 中心飾りの脇，唐草下上2反転，子葉のみ確認できる。中心飾りの脇は第一唐草は巻き込み先端に丸みを帯びている。子葉は外側に向かって傾斜し，下部が膨らんでいる。瓦当上弧幅27cm。色調灰色，胎土は明灰色，1mmの粒子が若干含まれる。焼成は良好（第241図7）。

51類 中心飾り，唐草下上2反転で構成される。中心飾りは凸レンズ状の中央，外反する脇，中央下の点珠で構成される。唐草は第一唐草は巻き込みがほとんどなく，第二唐草は巻き込みが浅い。瓦当上弧幅22cm。二次的に熱を受けて燈変色している。瓦2期から2点検出されている（第293図4）。

52類 中心飾りの一部と唐草下上上3反転のみが確認できる。中心飾りは，外反する脇のみが確認できる。唐草は巻き込みが浅く，先端に丸みを帯びている。色調灰色，胎土は明灰色，1mmの粒子が若干含まれる。焼成は良好。瓦3期から1点検出された（第323図8）。

53類 中心飾りの一部と唐草下上上3反転のみが確認できる。中心飾りは重線で外反する脇のみ確認できる。唐草は重線で巻き込みが浅い。瓦当上弧幅不明。色調灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。678号遺構から1点検出された（第241図3）。

54類 中心飾りと唐草下上下3反転で構成される。中心飾り外反する脇のみ確認できる。唐草は巻き込みが浅い。山上地点97号遺構から1点検出された（山第97図4）。

55類 中心飾り，唐草上1反転，子葉のみが確認できる。中心飾りは重線で馬蹄状の中央，重線で内湾する脇，重線でへの字状の萼で構成される。唐草は重線巻き込み先端に丸みを帯びている。子葉は唐草の外側に三日月状のものだけが確認できる。瓦当上弧幅不明。色調灰色，

胎土は明灰色，白色粘土，1mmの粒子が含まれる。焼成は良好。瓦1期から1点検出されている（第241図2）。

56類 中心飾りのみが確認できる。中央は凸レンズで脇は外反する。山上地点97号遺構から1点検出された（山第97図5）。

57類 中心飾りと唐草の一部のみが確認された。中心飾りは三葉の中央，中央下点珠で構成される。色調灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。瓦2期から1点検出されている（第293図6）。

58類 中心飾りの一部と唐草のみが確認できる。中心飾りは外反する脇のみ確認できる。第一唐草は巻き込みがほとんどなく，第二唐草は巻き込み先端が円盤状に肥大している。色調灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。瓦2期から1点検出された（第293図7）。

59類 中心飾りと唐草1反転のみが確認できる。中心飾りは，上部が三つに分かれた中央，Yの字状の脇で構成される。唐草は巻き込み部で幅広くなり先端が尖っている。色調灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。瓦2期から1点検出された（第293図2）。 （加藤 晃）

3. 「江戸式」の軒平・軒棧瓦

軒平瓦には以上のようにさまざまな文様構成をもつ。これらは範型数も限られている。しかし，瓦2期に多数の範型をもつ資料がみられる。この資料の文様構成は軒棧瓦の文様構成に引き続き使用されていく。この文様構成をもつ資料を「江戸式」として，その変遷をまとめた（加藤1989）。ここではその成果をもとに「江戸式」の軒平・軒棧瓦を分類する。

「江戸式」の文様構成は，中心飾りと唐草下上2反転と子葉の7単位で構成される。中心飾りは，8の字状の中央と内湾する脇，中央下の点珠の4単位で構成される。そして，中心飾り，唐草，子葉の各部を表現の差によって分類した。以下その分類を示す。（第17図参照）

中心飾りは，中央は分割線あるいは沈線のあるものとないものの2大別ができる。脇は重線か単線かの2大別ができる。中央と脇の組み合わせで4種類に分類できる。

I：中央は分割線あるいは沈線があり，脇は重線になるもの

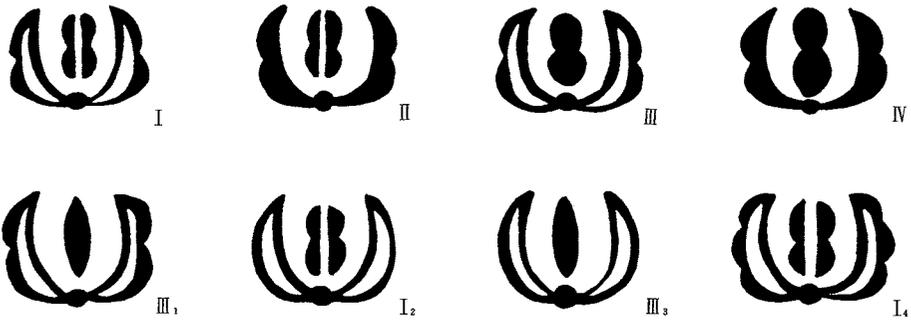
II：中央は分割線あるいは沈線があり，脇は単線になるもの

III：中央は分割線あるいは沈線がなく，脇は重線になるもの

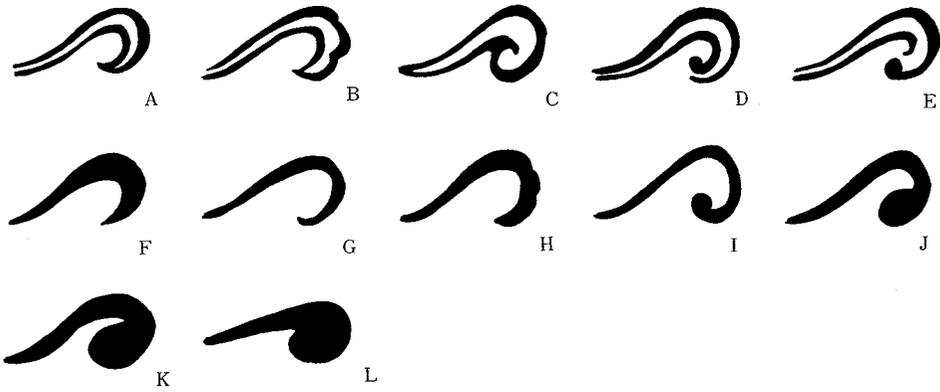
IV：中央は分割線あるいは沈線がなく，脇は単線になるもの

また，特殊なものとして，中央にくびれがないもの，脇にくびれがないもの，両者にくびれがないもの，脇にくびれが2カ所あるものがみられ，それぞれ順にスモール1，2，3，4をつけ加えて表す。

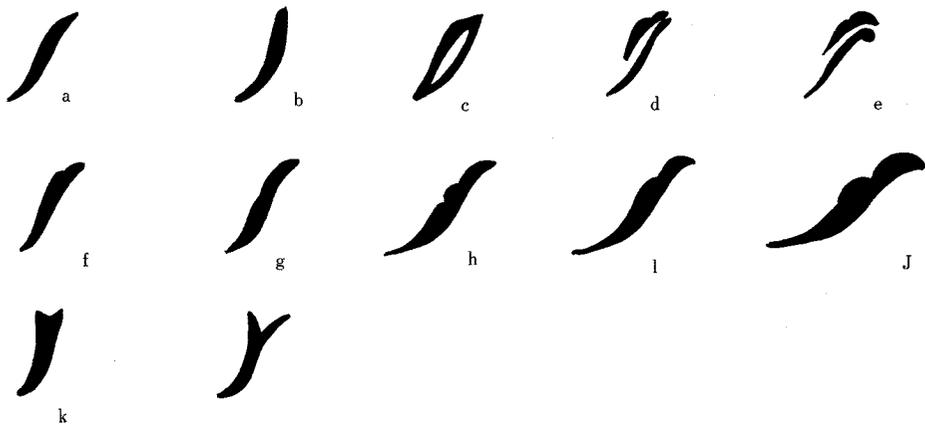
中心飾り



唐草



子葉



第17図 「江戸式」文様各部分類模式図

唐草は重線と単線の2大別ができる。重線が5種類、単線が7種類、計12種類に分類できる。

- A：重線，巻き込み先端は尖っている。
- B：重線，外線に巻き込みが2カ所みられる。
- C：重線，外線に巻き込みが深く，内線が浅い。
- D：重線，内線の先端が丸みを帯びる。
- E：重線，外線の先端が丸みを帯びる。
- F：単線，巻き込み部で幅が広くなり，先端が尖っている。
- G：単線，巻き込み部で幅が広がらない。
- H：単線，外側にくびれが2カ所あり，先端が尖っている。
- I：単線，巻き込み先端が丸みを帯び，若干膨らむ。
- J：単線，巻き込み先端が若干膨らむ。
- K：単線，巻き込み先端が肥大化し，円盤状になる。
- L：単線，巻き込み先端が肥大化し，巻き込みがほとんどみられなくなり，円盤状になる。唐草の山が低くなる。

子葉は，重線と単線の2大別ができる。重線が3種類，単線が9種類，計12種類に分類できる。

- a：単線，上端で外反する。
- b：単線，外反しない。
- c：重線，内線が外側に屈曲し外線と両端でつながる。
- d：重線，内線上端にくびれがある。
- e：重線，内線上端にくびれがあり，外線上端に丸みを帯びる。
- f：単線，上端にくびれがあり，やや外反する。
- g：単線，内側の中ほどにくびれがあり，外反する。
- h：単線，内側にくびれが2カ所あり，下端が唐草の方に長くのびる。
- i：単線，内側にくびれがあり，下端が唐草の方に長くのびる。
- j：単線，内側にくびれが2カ所みられ，上端が長く，下端は唐草の方に長くのびる。
- k：単線，上端がくびれる。
- l：単線，Yの字状になる。

以上のような各部の組み合わせによって「江戸式」は構成されている。以下，検出された「江戸式」をみていく。

I Aa：軒平瓦が24范型，軒棧瓦が1范型確認された。軒平瓦は，24范型中16范型が瓦当上弧幅が確認でき，25.0cm前後の范型と，21.0cm前後の2種類の大きさがみられる。色調は暗灰色

- から灰色の中に治まる。胎土は、明灰色か青灰色、白砂が含まれるものが多く、1mm粒子が含まれるものは少ない。各範型ごとの検出点数、検出遺構と特記すべきことをみていく。
- 範型1 範型中最大の83点が検出された。このうち24点が二次的な熱を受け燈変色している。主に検出された遺構は、391遺構から5点、323・873・886号遺構から3点ずつ、192・565・606・701・903号遺構から2点ずつ。瓦2期からがほとんどである（第293図14・15）。
- 範型2 6点検出された。このうち4点が二次的な熱を受けて燈変色している。164, 241, 391, 613号遺構から1点ずつ、瓦2期を中心に検出された（第294図15・18）。
- 範型3 14点検出された。左右周縁に丸に=の刻印が押されている。290号遺構から2点、瓦2期を中心に検出された（第241図12, 第294図1）。
- 範型4 6点検出された。162号遺構から2点、瓦2期を中心に検出された（第293図16）。
- 範型5 6点検出された。186・230号遺構から1点ずつ、瓦2期を中心に検出された（第294図5）。
- 範型6 3点検出された。230・534号遺構から1点ずつ、瓦2期を中心に検出された（第294図2・3）。
- 範型7 6点検出された。255a・276号遺構から1点ずつ、瓦2期を中心に検出された（第294図4）。
- 範型8 5点検出された。160・162号遺構から1点ずつ、瓦2期を中心に検出された（第294図600）。
- 範型9 391号遺構から1点検出された（第294図7）。
- 範型10 2点検出された。592号遺構から1点、瓦2期を中心に検出された（第294図8）。
- 範型11 4点検出された。このうち2点は二次的に熱を受け燈変色している。278号遺構ら1点、瓦2期を中心に検出された（第294図11）。
- 範型12 3点検出された。瓦1・2期を中心に検出された（第241図3）。
- 範型13 4点検出された。このうち1点は二次的に熱を受け燈変色している。186号遺構ら2点、230号遺構から1点、瓦2期を中心に検出された（第294図12）。
- 範型14 瓦3期から2点検出された（第323図10, 13）。
- 範型15 275号遺構から1点検出された（第294図9）。
- 範型16 瓦2期から1点検出された（第294図10）。
- 範型17 51号遺構から1点検出された（第294図10）。
- 範型18 瓦2期から1点検出された（第294図14）。
- 範型19 30号遺構から1点検出された（第323図12）。
- 範型20 106号遺構から1点検出された（第323図11）。

範型21 瓦2期から1点検出された(第294図13)。

範型22 小型に分類される。瓦1期を中心に4点検出された(第241図16)。

範型23 小型に分類される。679号遺構から1点, 瓦1期から1点検出された(第241図14・15)。

範型24 小型に分類される。瓦2期から1点検出された(第294図17)。

範型25 軒棧瓦。軒丸部は三つ巴文C。瓦3期を中心に3点検出された(第324図3・4)。

I₂Ab 1 範型のみ確認された。軒丸部は三つ巴文A。色調は暗灰色, 胎土は明灰色, 焼成は良好。瓦3期から3点検出された(第324図3・4)。

I Bd 軒平部が2 範型みられる。範型1では, 軒丸部が三つ巴文AとCの資料がみられる。範型2では, 軒平瓦の形態をもつ資料がみられる。周縁に太の銘が刻印されている資料が多い。

範型1 91点検出されたうち, 軒丸部Aの資料が23点, Cの資料が39点, 軒平部だけの資料が29点みられる。それぞれの主に検出された遺構と点数は, 軒丸部Aは115C・119号遺構から3点, 106号遺構から2点, 軒丸部は115C・119号遺構から3点ずつ, 1A号遺構から2点, 軒平部は106・115C・119号遺構から2点ずつ, いずれも瓦3期を中心に検出されている(第324図6・7・第325図1)。

範型2 22点が検出された。このうち6点が軒平瓦と確認できた。主に検出された遺構と点数は, 軒棧瓦が106・120号遺構から2点, 軒平瓦が116C・281号遺構から1点ずつ, いずれも瓦3期を中心に検出された(第324図, 第325図2)。

I Cc 1 範型のみ確認された。軒丸部は三つ巴文C。右周縁に丸の刻印を押されている。色調は暗灰色, 胎土は明灰色, 焼成は良好。117号遺構から2点, 瓦3期から1点, 計3点検出した(第325図3・4)。

I DEa 1 範型のみ確認された。軒丸部は三つ巴文C。色調は暗灰色, 胎土は明灰色, 焼成は良好。103号遺構から2点, 115号遺構から1点, 瓦3期から3点, 計6点検出された(第325図6・7)。

I₂DKa 1 範型のみ確認された。瓦当形態は不明。色調は暗灰色, 胎土は明灰色, 焼成は良好。125号遺構から1点, 瓦3期から3点検出された(第331図5・6)。

I Fa 5 範型確認された。軒棧瓦が1 範型, 軒平瓦が3 範型, 不明が1 範型。いずれの範型ともに色調は暗灰色, 胎土は明灰色, 焼成は良好。

範型1 軒棧瓦。軒丸部が三つ巴文C。右周縁に丸に十字の陽刻刻印が押されている。125号遺構から1点, 瓦3期から3点, 計4点検出された(第326図1)。

範型2 軒平瓦。106号遺構から4点検出された(第326図11・13)。

範型3 軒平瓦。102号遺構から1点, 瓦3期から2点, 計3点検出された(第326図2)。

範型 4 軒平瓦。106号遺構から1点検出された(第326図3)。

範型 5 不明。50号遺構から1点検出された(第326図4)。

I Fd 1 範型のみ確認された。軒丸部は三つ巴文C。色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。49・103号遺構から1点ずつ検出された(第325図7・8)。

I Ga 3 範型が確認された。2 範型が軒平瓦。1 範型が不明。いずれも色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。

範型 1 軒平瓦。164号遺構から1点、瓦3期から1点検出された(第326図5)。

範型 2 軒平瓦。瓦3期から2点検出された(第326図6)。

範型 3 不明。瓦3期から3点検出された(第326図9・10)。

I G? 子葉が不明。色調は灰色、胎土は灰色、焼成は良好。瓦3期から1点検出された(第326図14)。

I G? 子葉が不明。色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。115C号遺構から1点検出された(第326図16)。

I H? 子葉が不明。色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。瓦3期から1点検出された(第326図15)。

I GIa 1 範型が確認された。軒丸部は不明。色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。50、139号遺構から1点ずつ、瓦3期から1点、計3点検出された(第326図17~19)。

I HGa 1 範型が確認された。色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。軒平瓦。141・186号遺構から1点ずつ、瓦3期から3点、計5点検出された(第326図7・8)。

I₁Hf 1 範型のみ確認された。隅軒棧瓦。色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。瓦2期から1点検出された(第326図20)。

I Ia 4 範型が確認された。軒棧瓦が3 範型、軒平瓦が1 範型。いずれも色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。

範型 1 軒棧瓦。軒丸部は三つ巴文C。右周縁に=の刻印が押されている。134号遺構から1点、瓦3期から4点検出された(第327図3~5)。

範型 2 軒棧瓦。軒丸部は三つ巴文C。右周縁に丸の刻印が押されている。233号遺構から2点、199号遺構から1点、瓦3期から2点、計5点検出された(第327図1・2)。

範型 3 軒棧瓦。軒丸部は三つ巴文C。50・103号遺構から1点ずつ、瓦3期から1点、計3点検出された(第327図8)。

範型 4 軒平瓦。103号遺構から1点、瓦3期から1点検出された(第327図10, 11)。

I₂Ja 1 範型のみ確認された。軒丸部は三つ巴文C。色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。137号遺構から2点、瓦3期から2点検出された(第328図2)。

I Jg 3 範型が確認された。軒棧瓦が2 範型、不明が1 範型。いずれも色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。

範型1 軒棧瓦。軒丸部は三つ巴文C。106・108号遺構から2 点、120号遺構から1 点ずつ、瓦3 期から9 点、計15点検出された(第327図6・7)。

範型2 軒棧瓦。軒丸部は三つ巴文C。281号遺構から2 点、342号遺構から1 点、瓦3 期から1 点、計4 点検出された(第327図12)。

範型3 不明。瓦3 期から3 点検出された(第327図9)。

I Kh 3 範型が確認された。3 範型ともに軒棧瓦。いずれも色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。

範型1 軒棧瓦。軒丸部は三つ巴文C。1, 52号遺構から2 点、16, 42号遺構から1 点ずつ、瓦2 期から9 点、計37点検出された(第342図4・5)。

範型2 軒棧瓦。軒丸部は三つ巴文C。281号遺構から2 点、342号遺構から1 点、瓦2 期から1 点、計33点検出された(第342図6)。

範型3 軒棧瓦。軒丸部は不明。16・42・52号遺構から1 点ずつ、瓦2 期から3 点、計6 点検出された(第343図1・2)。

I₄Kh 1 範型のみ確認された。軒丸部は三つ巴文C。色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。1, 83・156号遺構から1 点ずつ、瓦4 期から2 点、計5 点検出された(第344図2・3)。

I Ki 6 範型が確認された。6 範型ともに軒棧瓦。いずれも色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。

範型1 軒棧瓦。軒丸部は連珠三つ巴文C。1, 52号遺構から2 点、115・120号遺構から1 点ずつ、瓦2 期から9 点、計95点検出された(第343図3・4)。

範型2 軒棧瓦。軒丸部は連珠三つ巴文C。281号遺構から2 点、342号遺構から1 点、瓦2 期から1 点、計63点検出された(第343図5・6)。

範型3 軒棧瓦。軒丸部は連珠三つ巴文C。16・42・52号遺構から1 点ずつ、瓦2 期から3 点、計36点検出された(第343図7, 第344図1)。

範型4 軒棧瓦。軒丸部は連珠三つ巴文C。1・16・27・52・56号遺構から2 点ずつ、32・42号遺構から1 点ずつ、瓦2 期から7 点、計20点検出された(第328図3・4)。

範型5 軒棧瓦。軒丸部は三つ巴文C。1号遺構から6 点、49号遺構から2 点、59号遺構から1 点、瓦2 期から3 点、計12点検出された(第343図1・2)。

範型6 軒棧瓦。軒丸部は三つ巴文。106号遺構から3 点検出された(第328図1)。

I Li 軒棧瓦。軒丸部は不明。瓦4 期から2 点検出された(第344図4)。

I Lj 2 範型が確認された。軒棧瓦と軒平瓦が1 範型ずつ検出された。いずれも色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。

範型 1 軒棧瓦。軒丸部は連珠三つ巴文。かわら 4 期から 1 点検出された (第344図 5・6)。

範型 2 軒平瓦。3 号遺構から 1 点検出された (第358—8)。

II Fg 1 範型のみ確認された。形態は不明。色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。106号遺構から 1 点検出された (第328図 9)。

II₃Fk 2 範型が確認された。いずれも軒棧瓦。いずれも色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。

範型 1 軒棧瓦。軒丸部は連珠三つ巴文。52号遺構から 6 点、1 号遺構から 4 点、かわら 4 期を中心に14点検出された (第346図 1)。

範型 2 軒棧瓦。軒丸部は連珠三つ巴文。52号遺構から 6 点、1 号遺構から 4 点、瓦 4 期を中心に14点検出された (第346図 2)。

範型 2 不明。115号遺構から 1 点、瓦 4 期から 2 点検出された (第329図 2)。

範型 3 不明。瓦 5 期から 1 点検出された (第359図 1)。

II₂Ga 2 範型が確認された。2 範型ともに軒棧瓦。いずれも色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。

範型 1 軒棧瓦。軒丸部は三つ巴文 C。四つ鱗の刻印が右周縁に押されている。102号遺構から 2 点、106・137号遺構から 1 点ずつ、瓦 3 期から 8 点、計11点検出された (第328図 6・7)。

範型 2 軒棧瓦。軒丸部は三つ巴文 C。281号遺構から 2 点、342号遺構から 1 点、瓦 4 期から 1 点、計33点検出された (第328図 5)。

II₁GI 1 範型のみ確認された。軒丸部は不明。色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。瓦 5 期から 1 点検出された (第359図 4)。

II Kg 3 範型が確認された。1 範型が軒棧瓦。2 範型が不明。いずれも色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。

範型 1 軒棧瓦。軒丸部は三つ巴文 C。106・52号遺構から 2 点、16・42号遺構から 1 点ずつ、瓦 2 期から 9 点、計19点検出された (第329図 1)。

II Li 1 範型のみ確認された。軒丸部は連珠三つ巴文。色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。3 号遺構から19点検出された。このうち15点が被熱により燈変色している (第358図 6・7)。

III Ke 1 範型のみ確認された。軒丸部は三つ巴文。色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。106号遺構から10点、137・120号遺構から 3 点ずつ、115号遺構から 1 点、瓦 3 期から15

点、計43点検出された(第329図5・6)。IIIKg 1 範型のみ確認された。軒丸部は三つ巴文。色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。106号遺構から2点、瓦3期から6点、計8点検出された(第329図3・4)。

IIILi 2 範型が確認された。2 範型ともに軒平瓦。いずれも色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。

範型1 軒平瓦。3号遺構から1点検出された(第359図3)。

範型2 軒棧瓦。瓦5期から1点検出された(第359図2)。

IVFa 4 範型が確認された。軒棧瓦が3 範型、1 範型が不明。いずれも色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。

範型1 軒棧瓦。軒丸部は三つ巴文C。106号遺構から4点、129号遺構から1点、瓦3期から6点、計11点検出された(第330図2・3)。

範型2 軒棧瓦。軒丸部は三つ巴文C。103・119号遺構から1点ずつ、瓦3期から7点、計9点検出された(第330図6・7)。

範型3 軒棧瓦。軒丸部は三つ巴文C。16・101・102・106・245号遺構から1点ずつ、計5点検出された(第331図2・4)。

範型4 軒平瓦。瓦3期から1点検出された(第331図3)。

IVFf 4 範型が確認された。軒棧瓦が3 範型、軒平瓦1 範型。いずれも色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。

範型1 軒棧瓦。軒丸部は三つ巴文B。106・115・119・134号遺構から1点、瓦3期から4点、計22点検出された(第330図1)。

範型2 軒棧瓦。軒丸部は三つ巴文C。119・132・233号遺構から1点ずつ、瓦3期から7点、計10点検出された(第330図4・5)。

範型3 軒棧瓦。軒丸部は三つ巴文C。233号遺構から1点、瓦3期から2点、計3点検出された(第330図8)。

範型4 軒平瓦。42号遺構から1点、瓦3期から1点、計2点検出された(第330図11)。

IVFg 1 範型のみ確認された。軒丸部は連珠三つ巴文。色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。106遺構から8点、瓦3期から4点、計12点検出された(第331図1)。

IVFh 2 範型が確認された。2 範型とも軒平瓦。いずれも色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良好。

範型1 軒平瓦。3号遺構から1点検出された(第330図9)。

範型2 軒平瓦。瓦5期から2点検出された(第345図1)。

IVFk1 1 範型のみ確認された。軒丸部は三つ巴文C。色調は暗灰色、胎土は明灰色、焼成は良

好。106号遺構から10点，かわら3期から12点検出された（第344図7）。（加藤 晃）

4. 軒棧瓦

「江戸式」以外の文様構成をもつ軒棧瓦も検出されている。以下，文様ごとに分類していく。

1類 中心飾り，唐草上1反転，子葉で構成される。中心飾りは，下ぶくれ状の中央，Y字状の脇，への字状の萼で構成される。唐草はK，子葉はfになる。軒丸部は，三つ巴文C，頭部のくびれがはっきりし尾が長くのびている。色調は暗灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。52号遺構から35点，1号遺構から8点，3号遺構から4点，42号遺構から3点，1A・32・59号遺構から2点ずつ，瓦4期から17点，計71点検出された（第345図4～6）。

2類 101類の唐草がFに変化している。形態は軒平瓦で，棧瓦葺きの袖に使用された。色調は暗灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。52号遺構から2点，42・73号遺構から1点ずつ，瓦4期から1点，計5点検出された（第345図7，8）。

3類 中心飾り，唐草上1反転，子葉で構成される。中心飾りは，8の字状の中央，Y字状の脇，Yの字状の萼で構成される。唐草はK，子葉はiになる。3範型確認されている。いずれも色調は暗灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。

範型1 軒丸部は，三つ巴文C。106号遺構から1点検出された（第331図7）。

範型2 軒丸部は不明。51号遺構から1点検出された（第345図9）。

範型3 軒丸部は不明。瓦4期から1点検出された（第331図8）。

4類 中心飾り，唐草上1反転，子葉で構成される。中心飾りは，中央は不明。Y字状の脇，への字状の萼で構成される。唐草はK，子葉はiになる。軒丸部は，不明。色調は暗灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。106号遺構から1点，瓦4期から1点検出された（第331図10・12）。

5類 中心飾り，唐草上1反転のみが確認される。中心飾りは，だるま状の中央，Y字状の脇，への字状の萼で構成される。唐草はK，子葉は不明。軒丸部は，不明。色調は暗灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。瓦4期から1点検出された（第331図9）。

6類 中心飾り，唐草上1反転，子葉で構成される。中心飾りは，下ぶくれ状の中央，Y字状の脇，への字状の萼で構成される。唐草はK，子葉はfになる。軒丸部は，三つ巴文C，頭部のくびれがはっきりし尾が長くのびている。色調は暗灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。

1，42号遺構から10点ずつ，52号遺構から8点，106号遺構から1点，瓦4期から20点，計50点検出された（第345図2・3）。

7類 中心飾り，唐草上1反転，子葉で構成される。中心飾りは，下ぶくれ状の中央，Y字状

の脇，への字状の萼で構成される。唐草はK，子葉はfになる。軒丸部は，三つ巴文C，頭部のくびれがはっきりし尾が長くのびている。色調は暗灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。

106号遺構から1点，瓦4期から1点検出された（第359図5）。

8類 中心飾り，唐草上1反転，子葉で構成される。中心飾りは，下ぶくれ状の中央，Y字状の脇，への字状の萼で構成される。唐草はK，子葉はfになる。軒丸部は，三つ巴文C，頭部のくびれがはっきりし尾が長くのびている。色調は暗灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。52号遺構から2点，3・102号遺構から1点，瓦4期から28点，計32点検出された（第331図14・15）。

9類 中心飾り，唐草上1反転，子葉で構成される。中心飾りは，下ぶくれ状の中央，Y字状の脇，への字状の萼で構成される。唐草はK，子葉はfになる。軒丸部は，三つ巴文C，頭部のくびれがはっきりし尾が長くのびている。色調は暗灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。49号遺構から3点，52号遺構から2点，1・12・33号遺構から1点ずつ，瓦4期から7点，計15点検出された（第346図7・8）。

10類 中心飾り，唐草上1反転，子葉で構成される。中心飾りは，下ぶくれ状の中央，Y字状の脇，への字状の萼で構成される。唐草はK，子葉はfになる。軒丸部は，三つ巴文C，頭部のくびれがはっきりし尾が長くのびている。色調は暗灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。7，398号遺構から1点ずつ，瓦4期から3点，計5点検出された（第346図6）。

11類 中心飾り，唐草上1反転，子葉で構成される。中心飾りは，下ぶくれ状の中央，Y字状の脇，への字状の萼で構成される。唐草はK，子葉はfになる。軒丸部は，三つ巴文C，頭部のくびれがはっきりし尾が長くのびている。色調は暗灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。106号遺構から1点，瓦4期から1点検出された（第331図11・13）。

12類 中心飾り，唐草上1反転，子葉で構成される。中心飾りは，下ぶくれ状の中央，Y字状の脇，への字状の萼で構成される。唐草はK，子葉はfになる。軒丸部は，三つ巴文C，頭部のくびれがはっきりし尾が長くのびている。色調は暗灰色，胎土は明灰色，焼成は良好。瓦4期から2点検出された（第246図5）。
（加藤 晃）

5. 丸瓦

丸瓦は，製作技術・形態を基本に分類していく。丸瓦のうち，棟に使用されたと考えられる大型の製品については，棟瓦の項で扱う。

丸瓦の製作過程と痕跡についてみる。タタラから丸瓦2枚分の粘土板を切りとる。この際，切りとった砂粒の移動の痕跡が横筋としてあらわれる。粘土板は模骨と呼ばれる円柱状で

上部がすぼまる木型に巻き付けられる。巻き付ける際に木型と粘土が離れ易くするために、木型に布袋がかぶせられている。この布の圧痕が凹面に残される。布袋にはいくつかの種類がみられ、刺し縫いの有無や施し方によって分類が可能である。粘土筒との粘着力を増すために抜き取り用の紐が布袋に縫い込まれているものもある。布袋は上端と下端のみ縫い合わせられているため、木型の木目が凸レンズ状にみられる資料がある。粘土板が巻き付けられた木型は、回転台に取り付けられ、体部を叩き締め成形が行われる。続いて玉縁の成形が行なわれ、玉縁は布もしくはなめし皮で調整される。この痕跡が細い筋状になってあらわれる。円筒での成形が終わると布袋ごと木型からはずされ、乾燥にまわされる。半乾きの状態まで乾燥され、二分割される。この際分割線が粘土板の接合部に当たるようにされているため、粘土板の接合部は稀にしかみられない。凹面の成形と各部の調整が行なわれる。この段階では凹型の台上で作業が行なわれる。凹面は、玉縁、側縁、木口の面取りがされる。木口の面取りは、玉縁長に合わせて行なわれる傾向が指摘できる。面取り以外には、棒状の圧痕がみられる資料があるが、型の調整に使用されたと考えられる。凸面は、体部にへら磨きがなされる。そして、乾燥後焼成される。

以上のような作業行程が考えられる。この製作過程の中で丸瓦の分類をする上で有効な要素は、布袋痕、棒状圧痕、玉縁長、側縁の面取りがあげられる。この4点をもとに丸瓦を分類していく。

- 1類 布袋に抜き取り紐を編み目状に縫いつけられている。編み目は5段みられる。刺し縫いが全体に密に施されている。全長が33.0cm前後のもののみが確認されている。255号遺構などの瓦1期に検出された（第242図1）。
- 2類 布袋に抜き取り紐がWの字状に縫いつけられている。刺し縫いは玉縁よりでは密に、体部では間隔をあけて施されている。全長が30.0cm前後のもののみ確認されている。瓦1期に検出された（第243図1）。
- 3類 布袋に抜き取り紐がWの字状に縫いつけられている。刺し縫いは全体に密に施されている。瓦2期（805号遺構）からは全長37.0cm前後のもの（第300図1）が確認され、瓦1期からは全長33.0cm前後のもの（第287図2）が確認されている。
- 4類 刺し縫いは間隔をあけて施されている。全長33.0cm前後のもののみ確認されている。凸面玉縁より丸に一の刻印が押されている資料が多い。678・1049号遺構などの瓦1・2期に検出された（第298図1）。
- 5類 刺し縫いは玉縁よりでは密に、体部では間隔をあけて施されている。大きさは2種類みられ、全長33.0cm前後（第246図1、第296図1）、25.0cm前後のもの（第244図2）が確認されている。前者は1・2期から、後者255遺構などの瓦1期から検出されている。

- 6類 刺し縫いは玉縁よりでは密に、体部では間隔をあけて施されている。布に横位のしわが多数走る。全長30.0cm前後のもののみを確認されている。1049号遺構などの瓦2期から検出されている（第298図2）。
- 7類 刺し縫いは玉縁よりでは密に、体部では間隔をあけて施されている。体部ではさらに横位に2から4本単位の刺し縫いが、間隔をあけて施されている。大きさは2種類みられ、全長32.0cm前後（第299図1）、37.0cm前後のもの（第322図1）が確認された。前者は409号遺構などの瓦2期から、後者は瓦2期を中心に一部瓦3期から検出された。
- 8類 刺し縫いは全体に密に施されている。体部ではさらに横位に2から4本単位の刺し縫いがかなり間隔をあけて施されている。全長31.5cm前後のもののみ確認された。409号遺構などの瓦2期から検出された（第295図2、第297図1）。
- 9類 刺し縫いは全体に密に施されている。棒状圧痕はあまりみられない。大きさは7種類みられ、全長が35.0・32.0・30.0・27.5・26.0・24.5cm前後のものが確認され、260cm前後のものは幅が13.0cm・11.0cmのものに区分できる。大きさそれぞれの検出遺構と時期は、35.0cmのもの（第244図1、第299図2）が255b・1049号遺構などの瓦1・2期から、32.0cmのもの（第295図1・2、第302図1・2）が252・369・572号遺構などの瓦2期から、30.0cmのもの（第245図1、第247図1、第301図1・2）が678・1049号遺構などの瓦1・2期から、27.5cmのもの（第300図2）が347号遺構などの瓦2期から、26.0cm、幅13.0cmのもの（第247図2）が255号遺構などの瓦1期から、26.0cm、幅11.0cmのもの（第243図2、第245図2、第246図2）が255b号遺構などの瓦1期から、24.5cmのもの（第242図2）が270号遺構などの瓦1期から検出された。
- 10類 刺し縫いは全体に密に施されている。玉縁の長さが2.0cm前後と短い。大きさは2種類。全長38.0前後（第347図1）、30.0cm前後のもの（第347図2、第348図1・2）が確認された。いずれも瓦4期から検出され、棧瓦葺きの袖瓦として使われた。棒状圧痕が施される比率は全体の3分の1近くなる。
- 11類 刺し縫いは全体に密に施されている。玉縁は10類よりもさらに短く1.8cm前後になる。側縁はほとんど角度をもたず水平に面取りがなされている。棒状圧痕は凹面中央に2、3本必ず施されている。31号遺構などの瓦5期から検出され、10類と同様に棧瓦葺きの袖瓦として使われた（第359図6、第360図1）。
- 12類 玉縁の付け根に1.5cm前後の溝が設けられている。雨水を平瓦に流すためのものと考えられる。全長24.0cm前後。布袋痕は数種類みられ、細分が可能である。平瓦2類とセット関係になる。山上地点の105号瓦集中層から多量に検出され、36号遺構からも検出された。御殿下地点からは、瓦1・2期から検出された。

- a. 丸瓦5類にあたり、刺し縫いは玉縁よりでは密に、体部では間隔をあけて施されている(第283図2, 山第100図1)。
- b. 丸瓦7類にあたり、刺し縫いは玉縁よりでは密に、体部では間隔をあけて施されている。体部ではさらに横位に2から4本単位の刺し縫いがかかなり間隔をあけて施されている(第283図1, 第284図1, 第285図1)。
- c. 刺し縫いが密に施されている。凹面は布の上から指で抑えらた様な凸凹の状態である(山第105図1)。
- d. 刺し縫いが密に施されている。棒状圧痕が凹面全面にわたってみられる(第284図2, 山105図1)。
- e. 刺し縫いが施されていない布と刺し縫いが密に施されている布とがかがらされている。山上地点の105号遺構から1点検出され、凸面体部の玉縁よりに楕円で区画された中に陽刻で彦六という文字の刻印が押されている(山第105図1)。 (加藤 晃)

6. 平瓦

平瓦は、形態により3種類に分類が可能である。

- 1類 平面形は台形を呈し、横断面形は緩やかなカーブを描く。一般的な平瓦の形態を有する。凹面は丁寧に磨かれ、両側縁と狭端面は面取りがされている。凸面は離れ砂の痕跡が明瞭にみられる。弓状の圧痕がほとんど狭端側にみられるが、製作行程のいずれの段階でついたかは不明である。大きさは3種類確認でき、長さ31.5・28.0・24.0cm前後の資料に分類できる。31.5cmのもの(第284図1)は瓦1期のみにもみられ、24.0cmのもの(第312図1～3, 第335図2・3, 山第114図1, 2)は瓦1期と山上地点の140号瓦集中層から検出された。28.0cmの資料は瓦1期から4期まで確認されている。山上地点では140号瓦集中層から検出された(第248図2・3, 第335図1, 山第114図8, 山第115図1)。
- 2類 平面形は長方形を呈し、横断面形は中心は平坦で側縁近くで曲がる。両面の痕跡は1類と同じ。大きさは長さ23.0cm前後。瓦1期の270号遺構から集中して検出された。
- 3類 平面形は長方形を呈し、横断面形は2類と類似するが、側縁が面取りにより薄く削られ、端面が水平になる。凸面中央に横位の溝が設けられる。凹面棟よりの端には突起が削りだされ、凸面溝に引っかけて、瓦のずれ落ちを防ぐための工夫と考えられる。両面とも丁寧に磨かれるが、稀に凹面に製作時の布目痕を残す資料が小型の方にみられる(第287図1)。近世では、型離れをよくするために砂などの離材を型に撒いて成形を行うとき、布目を離材として使用するのは中世までとされている。形態と製作技術からみても特殊な技術集団による

ものだと考えられる。大きさは2種類確認でき、幅は共通するが、長さに差がみられる。26.5cmと23.5cm前後の2種類で、前者は山上地点の105号瓦集中層を中心に検出され（第287図2、山第101図2、第102図1）、後者は御殿下地点の255・270号遺構から集中して検出された（第286図1、2）。

大型の方には寄棟の下棟の部分に使用される筋違瓦が2形態みられる。ひとつは、平瓦を斜めに切断し、凸面の切断部に沿って溝が設けられている（山第103図1、2）。もう一方は、突起がある方の側の一部を斜めに切断し、凹面の切断部に沿って突起を設けている（山第102図2、山第104図1、2）。いずれも山上地点の105号遺構の瓦集中層から検出された。

（加藤 晃）

7. 棧瓦

棧瓦は瓦3期から5期にかけて大量に検出されたが、長さまたは幅がわかる資料のみを取りあげたため、整理した量は少なく、また接合も行わなかったため完形が限られ、十分な資料操作をしなかった。ここではいくつかの傾向を示すだけにとどめておく。

棧瓦は、切り込みの有無によって3種類に分類が可能である。

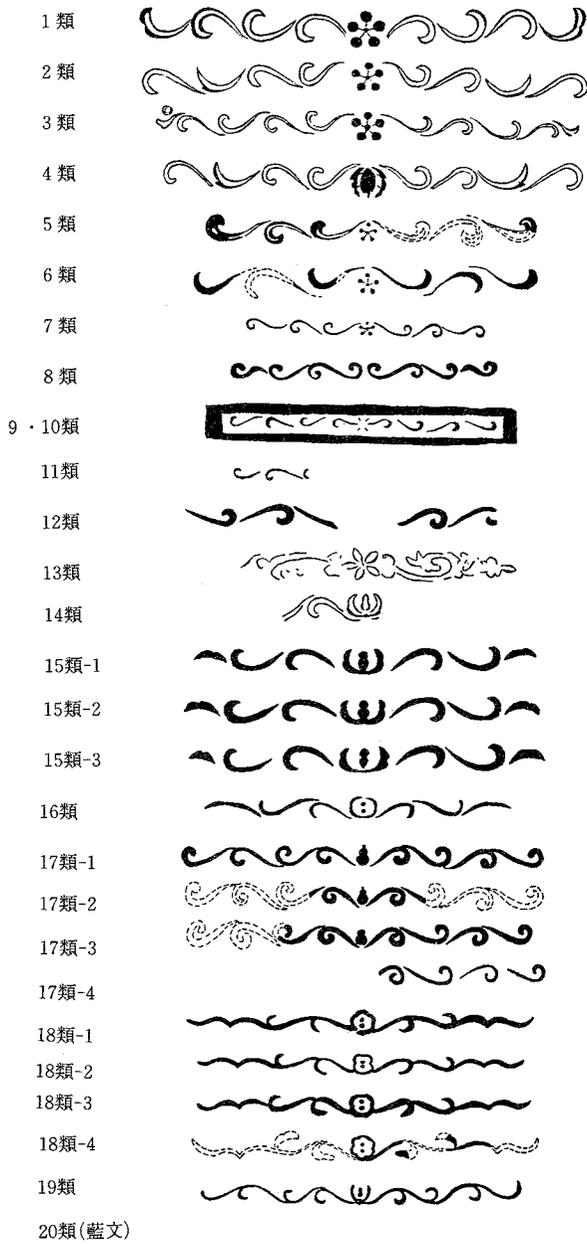
- 1類 平部、棧部ともに切り込みを設ける。
- 2類 棧部のみに切り込みを設ける。
- 3類 平部、棧部ともに切り込みを設けない。

この3種類は用途の違いと考えられる。切り込みは、瓦どうしがしっかりと重なり合うために設けられる。1類は一般的に使われる種類であり、2類は左端の袖丸と重なる列に使用される。3類は御殿下地点では塀に使用されていた。

1類の中では、全長と全幅の寸法規格は全長27.0cm、全幅29.0cm前後に統一されているが、棧部の切り込み幅に違いがみられる。瓦3期の資料の中に切り込みの長さが9.5cm前後のもの（第336図1）と8.0cm前後の2種類が検出された。瓦4期では、8.0cm前後のものしか検出されない（第349図1）。瓦5期は良好な資料がなかったため図示しなかったが、切り込みの長さが4.0cm前後になる。棧部切り込みの長さが短くなる傾向が読み取れる。棧部の切り込みの長さは、瓦の葺き足を規制するため、切り込みが短ければ短いほど葺き足が短くなり、瓦の枚数が軽減される。

2類は1類よりも全幅が短く、28.0cm前後になる。棧部切り込み長が8.0cmのものだけが検出された（第336図2・3）。

3類は全幅が28.5cm前後と1・2類と大差ないが、全長が45.0cm前後と長い。棟よりにつり



熨斗瓦分類

第18圖 熨斗瓦分類

穴が設けられ、銅線を通してつられている（第350図1・2）。31号遺構から瓦落ちとして検出された。塀に使用されたことが遺構から判断できる。（加藤 晃）

8. 道具瓦

熨斗瓦

本地点出土の熨斗瓦は、側面（表に見える部分）に文様を有するものが多いことが特徴であり、そのため他の平瓦などと明確に選別できる。ここでは文様の中心として16種に分類した。

1類 中心飾りおよび下上下の3つの唐草，上向きの子葉で構成される。中心飾りは梅鉢紋で，他に比べると厚手，大型である。唐草および子葉は二重線で，子葉は中央部にくびれをもつ。全体のつくりは非常に厚手で，文様部の上面に粘土を継ぎ足した形跡の残るものがまみ見られる。分割線（下）を有する。2～4類とともに瓦1期の遺構から出土している（第261図4・5，第262図1・2）。

2類 中心飾りおよび下上下の2つの唐草，上向きの子葉及び下向きの唐草で構成される。中心飾りは梅鉢紋，1類と比べやや小型である。唐草および子葉は二重線で，三日月形の子葉は中央にくびれを持つ。1類よりはやりに薄手であるが，厚手の部類に入る。下面に六条程度の条線を平行に施し，分割線（上）を有する。一部条線を欠くものも存在する。小口に丸（大小二種）の刻印を有するものがある（第259図3）。瓦1期（第259図1～3，第260図1）

3類 中心飾りおよび上下上下の4つの唐草，上向きの子葉で構成される。中心飾りは梅鉢紋。唐草及び子葉は二重線であるが，摩滅して単線に見えるものもある。子葉は小型で，中央にくびれを持つ。文様面に丸の刻印あるいは小口に「丸に一」の刻印を有するものが見られる。厚手で分割線（下）を有する。文様部下方をやや大きく面取るものがある（第261図1）。厚手。瓦1期の遺構から出土している。（第260図2～4，第261図1～3）

4類 中心飾りおよび上下の2つの唐草，上向きの子葉および下向きの唐草で構成される。中心飾りは蒼状の文様である。唐草，子葉は2類と非常に良く似ている。ただし子葉の傾き方など細部には違いが見られる。分割線を有するもの（第262図3）と，最初から半裁した状態のもの(4)と二種類がある。1～3類と同様厚手である。瓦1期（第262図3・4）。

5類 中心飾りおよび上下上の3つの唐草で構成される。中心飾りは梅鉢紋であるが全体の構成から見ると非常に小さく貧弱な印象を受ける。唐草は二重線であるが所々摩滅している。両端の唐草は肥大する傾向にある。分割線（下）を有する。出土数は2点のみである。瓦1期（第265図5，第257図5）。

6類 中心飾りおよび上下上の3つの唐草で構成される。中心飾りは梅鉢紋であるが小さい。5類と類似するが唐草は単線で，断面は半月状である。小片

のため分割線等は不明。出土3点のみ。瓦1期（第257図1・2・4）。

7類 中心飾りおよび上下下の3つの唐草で構成される。中心飾りは梅鉢紋である。薄手で焼きが甘い。下面に5～6条の条線を直線状に施す（半裁時）。分割線（上）を有する。育徳園地点（105号瓦集中層）のみで出土し、中央にへこみを有する特殊な平瓦に伴うものである。（山第104図4，6）。

8類 中央にS字状の唐草を相対して配し、その左右に上上の二つの唐草を置く。焼きが悪く、薄手、小型である。分割線（下）を有する。瓦1期の〔状の断面を有する小型の平瓦に対応するものと考えられる。ほとんどが270号遺構からの出土である（第256図1・2）。

9類 軒平瓦風に方形の縁内に文様を配する特異なものである。文様は陰文である。文様部は肉厚となる。X状の中心飾りおよび、上下上下の4つの唐草で構成される。文様部は肉厚となる。裏面には7本程度の条線を一条（半裁時）、直線状または曲線状に引く。分割線（下）を有する。出土例は少なく、瓦1期である（第56図3・6）。

10類 文様は10類と同一である。文様部分が軒平瓦風に顎を有する形状となっている。破片2点のみで条線・分割線については不明である。瓦1期（第256図4）。

11類 出土は一点のみである。中心飾りは不明。左端から上下上の3つの唐草が確認できる。薄手、小型である。瓦1期（第256図7）。

12類 破片資料のみで文様全体ははっきりしないが、左から右への偏向唐草文の様である。育徳園地点（105号瓦集中層）から出土している。半裁した状態で製作している。斜めに切り込みを入れるため特殊な用途が考えられるが、出土数が少ないためはっきりしたことは不明である。（山第104図3・5）。

13類 中央に花文様を配する左右不対称の植物文様である。文様部は肉厚となる。全体的につくりは丁寧で、半裁せず一枚一枚別々につくっている。瓦1期の遺構より出土しているが少量である（第257図3）。

14類 育徳園から1点のみ出土している。重線の中心飾りおよび唐草が確認できる。全体は不明であるが、いわゆる「江戸式」の平瓦の古式のものとは非常によく似ている。造りはやや厚手で、下面に5条程度の条線を有する。

15類 中心飾り、上下2つの唐草および子葉で構成される。文様は陰文である。基本的構成はいわゆる「江戸式」の軒平瓦と類似する。三種の異範が確認される。

(15-1) 中心飾りが小さい。子葉のくびれ部が内側に寄る。（第249図，第250図，第251図1・2）

(15-2) 中心飾りは中くらいで、子葉のくびれが外に寄る（第251図3，第252図，第253図，第254図1）。

(15-3) 中心飾りが大きく、子葉はやや小さい（第254図2・3，第255図）。

大きさに数種あり、また裏面の条線、分割線の数、有無などにより多くのバリエーションが存在する。条線は6条のものをX状に施すが、中央の分離線を境にXXと施すものや分割線を跨ぐものなどいろいろある。分割線も有るものと無いものとあるが、小型の物には無い場合が多く一枚で使用したものと思われる。また条線、分割線ともに施さないものもある。これらサイズの違いは熨斗を積み上げる際、上に行くに従って小型化し、一枚の使用もされるようになるためであろう。出土数は非常に多く本地点出土の熨斗瓦の大半を占める。瓦1期であるが、以後の時期にも継続して使われた可能性がある。

16類 中心飾りおよび下上の2つの唐草、子葉から構成される。陰文であり、基本的構成は7類に似ている。中心飾りは二つの小点を両側から花卉状のもので包んでいる。唐草、子葉は7類に非常に良く似るが、子葉はこちらの方が細く長い。出土数は少ない。瓦3期の遺構から出土している(第332図2・3)。

17類 中心飾りおよび下上下上の4つの唐草から構成される。陰文で、4種の異範が確認される。分割線(下)を有する。瓦3期。出土数は比較的少ない。

(17-1) 中心飾りは瓢箪形で、各唐草が接続する(第337図1)。

(17-2) 中心飾りは瓢箪形で、各唐草が接続気味である。唐草の巻き込みが強い(第337図2)。

(17-3) 中心飾りは瓢箪形であるが、へたの部分に欠いている。各唐草は接続気味である(第337図3・4・5・7)。

(17-4) 中心飾りは不明である。各唐草は離れており、線も細目である(第337図6)。

18類 中心飾りおよび下上の2の唐草、子葉で構成される。これらは互いに連続し、中心飾りから伸びる一連のものとなっている。陰文で3種の異範が確認される。各範は混在しており、同一建造物での使用も考えられる。特に52号遺構からは大量に出土している。全般的に焼きが良く、瓦4期、棧瓦に伴うものである。

(18-1) 中心飾りは六葉の花形を呈し、中央に二つの点で花芯を表している。中心飾りの左下方に切れ込みがある。内側の唐草と二番目の唐草との連続はなだらかである。分割線(下)を有し半裁するものと一枚で使用するものがある。一枚物には片面に範を打たない(打ち忘れと思われる)ものもある(第351図)。

(18-2) 中心飾りは頭と胴が同じ大きさの達磨型をしている。内側の唐草と二番目の唐草との継目に段が付いている。分割線(上)を有し半裁するものと、一枚で使用するものがある。線はやや細目である(第352図1、第353図1)。

(18-3) 中心飾りは15-2と同様であるが、線に太細がありくびれがはっきりしない。二つの唐草の間には段が付く。唐草、子葉にも線が太細があり筆勢がある。出土点数は少ない(第349図2・3)。

(18-4) 中心飾りは完全な6葉で、中心に2つの点を有することは他と同様である。唐草の連続が茎のようになり、巻き込みの部分が葉状を呈する。焼きが非常に良く、時期的に新しいものと思われる。育徳園から小量出土している(山第110図1)。

19類 中心飾りおよび下上下上の4つの連続する唐草で構成される。中心飾りは達磨型の小点を両側から2本の萼状のもので包んでいる。根元にやや大きめの点を打つ。この点の部分より両側に唐草が派生する。唐草はなめらかに一連しており、両端のはまき込みがゆるく子葉を表すものかもしれない。一般的に線が細く、彫りも浅い陰文である。分割線(上)を有するものと、一枚で使用したものがある(第352図2・3, 第353図2)。

20類 文様を有さないが、形態的に熨斗瓦と判別できるものを一括して20類とした。以下それらのうち特徴的なものについて述べる。

(20-1) 小型。裏面に条線(6条)をX状(あるいはIX状)に施す(半裁時)。分割線(下)有り。菊花の刻印を小口に有するもの(第258図1)もある。類似のもので大型のもの(第258図3)も有るが、これは7類の無文とみていいであろう。瓦1期(第257図6, 第258図)。

(20-2) 側面に金箔を貼りつけたもので、分割線(下)を有する。育徳園から出土している(山第115図2)。

(20-3) 側面(普通文様のある面)が肉厚となるもの。大型で比較的焼きが良い。瓦2期(第313図1)。

(20-4) 厚手で、分割線(下)を有する。瓦2期(第313図2, 第315図2・3)。

(20-5) 厚手で、分割線(下)を有する。20-3と同時使用かもしれない。瓦2期(第314図1)。

(20-6) 厚手。分割線はないが半裁した痕跡が見られる。裏面に板状のものによるタタキ目を有する。瓦2期(第314図2)。

(20-7) 厚手。分割線はないが、サイズから熨斗に分類した。刻印(丸)を有するものもある。これも20-3・4・5と同時使用の可能性はある。瓦2期(第313図3, 第315図1)。

(20-8) 厚手。20-3・4・5・6と同時使用か。瓦2期(第314図3)。

(20-9) 薄手で分割線(下)を有す。小口に刻印(四菱)。瓦3期(第338図3)。

(20-10) 非常に厚手である。瓦3期(第338図5)。

(20-11) 大型厚手。分割線はないが半裁の痕跡がある。瓦3期(第338図1)。

(20-12) 薄手(平瓦程度)で分割線(上)を有する。刻印(三鱗)を有するものもある(第338図2・4・7)。

本地点出土の熨斗瓦はいくつかの種類に大別できる。

1. 厚手、大型で中心飾りに前田家の家紋である梅鉢等の文様を配し、陽文の二重線で唐草・

子葉を描くもの。あるいはその系統を引くと思われるもの。……1～7類。

この系統は出土数が少なく、また混在して出土したものが多いため先後関係ははっきり把握できないが、3—5—6類という変遷が想定される。

2. 陰文で、中心飾りに花状の文様を有し、唐草・子葉で構成されるもの。……14～18類。

この系統は14—15—16—18(1)—18(2)—18(3)—18(4)という編年が想定できる。二重線陽刻の14類から、陰刻の15類を経て16類では中心飾りが退化し、2つの点および脇の線の組合せとなる。18類では中心飾りの2点はそのまま残り、脇の線が花文様を構成する。また、唐草は連続するようになり、子葉も巨大化し中央のくびれの部分が大きく折れ曲がった形となる。18—4類では中心飾りがはっきりとした花となるとともに唐草が葉状に変形し、末期形態を示すものと考えられる。

3. その他、不明など。……8～10・12・13・17・19・20類

各種存在する9・10類、あるいは12・13類は熨斗以外の用途に使われた可能性もある。また20類は便宜上大きき別に分類したが、20—4～8は同一の建物に使用された可能性が高い。

全体的には文様を陽刻するもの（範は陰刻となる）のほうが、陰刻（範は陽刻となる）するものよりも古い傾向にある。また梅鉢を用いているものには新しいものは見られない。以上の分類のうち、16類～19類および20類（9～12）は棧瓦に伴うものと考えられる。

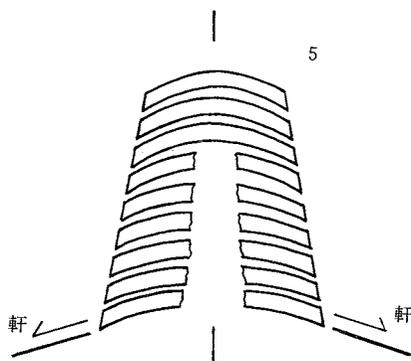
近世の遺跡から出土した熨斗瓦の報告例は非常に少ない。これは一般の建物では専用の熨斗瓦を造ることが少なく、平瓦を半裁した形で用いることが多いと思われる。本地点においても平瓦が半分きれいに割れた状態で出土するものがあり、これらは熨斗瓦としての使用も考えられる。ただ明確に判別できないためここでは取り上げなかった。

近世の熨斗瓦の例としては金沢城から出土したものが報告されている。金沢城出土の熨斗瓦は、釉薬瓦で半裁した付近に穴を有するものと、側面に文様を有するものがある（特殊平瓦と報告されているが形態的に熨斗瓦と見て間違いなからう）。側面に文様を有するものは裏面に条線を有するものもあり、本地点出土のものと同様に非常に良く似ている。文様は中心飾りに梅鉢風の文様を用いその左右にいくつかの唐草を陰刻している。本地点のものと同文のものはない。

文様付きの近世熨斗瓦の存在は数少ないものであると考えられるが、前田氏の本拠である金沢城と、江戸屋敷である本地点とで類似したものが出土しているということは注目できよう。

出土した各種熨斗瓦のうち、一部の種類に関しては大ききに各種あるもの、半裁するものとしなないものの2種が存在するものがある。これらは熨斗を積み上げる際の調整のために生じる区分であると考えられる。熨斗を積み上げる際、下部では半裁したものをを用いて底面積を広げ、上部ではそれを徐々に縮めて最上部では一枚の使用になるものと考えられる。

さて現在使用される熨斗瓦は、ほとんどのものが半裁した付近に1個程度の釘穴を穿って



第19図 熨斗瓦の積み方

る。しかしながら本地点出土の近世熨斗瓦には釘穴を有するものはまったく存在しない。金沢城出土の例があるがこれは釉薬瓦であり、新しいものであるという印象を受ける。また一方、熨斗に使用された可能性のある、半裁状態で出土する平瓦にも釘止めした形跡が見られない。このため熨斗瓦を釘止めするのは比較的新しい傾向なのではないかと考えられる。建築史的な側面からの検討が期待される。 (金子 智)

b. 棟瓦

大棟、下棟に使用される瓦であり、熨斗瓦を積んだ最上部に据えられる。形態は玉縁付きの丸瓦を大型にしたもののみ検出され、棧が設けられる種類は検出されなかった。製作技術が2種類みられ、丸瓦と同様に横骨を使用し2分割する方法と型によって作り出す方法とがみられる。前者の特徴としては、すべてに抜き取り紐の痕跡がみられることである。大型の製品のため、粘土との十分な密着力を得るために常に取り付けられていたと考えられる。以下、その他の特徴を丸瓦の分類基準に従って分類を進めていく。

- 1類 刺し縫いが全体に密に施される。抜き取り紐がWの字状に縫いつけられている。大きさは全長52.0cm、幅18.0cm前後。807号遺構などの瓦2期から検出された(第306図1、第307図1)。
- 2類 刺し縫いが全体に密に施される。抜き取り紐がWの字状に縫いつけられている。三日月状の圧痕が凹面全面にわたってみられる。大きさは全長が60.0cm前後、幅が17.0cm前後。255号遺構などの瓦2期から検出された(第304図1、第305図1)。
- 3類 刺し縫いが全体に密に施される。抜き取り紐がWの字状に縫いつけられている。棒状圧痕が全面にわたってみられる。大きさは2種類みられ、全長61.0cm、幅17.5cm前後のもの(第

309図1)と、全長57.5cm、幅19.5cm前後のもの(第08図1)とがみられる。いずれも255a・573号遺構などの瓦2期から検出された。

4類 刺し縫いが全体に密に施される。抜き取り紐がWの字状に2段にわたって縫いつけられている。棒状圧痕が全面にわたってみられる。全長は不明。幅は2種類みられ、21.0cm前後(第310図1)、17.5cm前後のもの(第311図1)がある。前者は192a号遺構などの瓦2期から、後者は406号遺構などの瓦2期から検出された。

5類 刺し縫いが全体に密に施される。抜き取り紐がWの字状に縫いつけられている。玉縁は他のものと比べて短くなる。棒状圧痕は全面にわたってみられる。全長は不明。幅20.0cm前後。瓦3期と5期から検出された(第333図1、第334図1、第360図2、第361図1)。

6類 型によって製作されたと考えられる。凹面には布袋痕はなく、なめらかである。玉縁は短い。全長は不明。幅は22.5cm前後。1号遺構などの瓦4期から検出された(第354図1・2、第355図1)。

7類 6類と同様、型によって製作されたと考えられる。凹面には、7本の条線が2段にわたって横位に引かれている。全長は不明。幅は約22.0cm。瓦3期から検出された(第339図1)。

(加藤 晃)

c. 菊丸瓦

棟込み瓦の一種。一般的には菊紋を瓦当とするが、当地点では無剣梅鉢紋が瓦当に使用されている。1範型のみ確認された。瓦当径は12.0cm、中心・花卉ともに断面形は台形。体部は、型でつくられ、両側縁が面取りされている。瓦当面の周縁と文様に金箔が貼られている資料も検出された。523号遺構などから3点検出された(第263図3・4、山第009図45)。

(加藤 晃)

d. 輪違瓦

棟込み瓦の一種。平面形は台形を呈し、製作途中の丸瓦を切断して作られている。材料にされる丸瓦の大きさや種類は多様である。分類は面取りの有無による。

1類 4辺すべてを面取りする。丸瓦の玉縁部を利用して製作された。大きさは全長19.5cm、幅17.5cm前後(第264図2)、全長17.5cm、幅16.0cm前後(第263図6)、全長14.5cm、幅12.5cm前後(第316図1)、全長12.0cm、幅13.0cm前後(第316図2・4)、全長10.0cm前後、幅不明(第317図3)の5種類みられる。いずれも布袋痕には刺し縫いが全面に施されている。678号遺構などの瓦1期から検出された。

2類 4辺すべてを面取りする。丸瓦の体部を利用して製作された。大きさは全長18.0cm、幅

- 15.5cm前後(第265図1), 全長16.0cm, 幅15.5cm前後(第265図2), 全長9.5cm, 幅12.0cm前後(第317図2), 全長8.0cm, 幅12.5cm前後(第317図1)の5種類がみられる。いずれも布袋痕には刺し縫いが間隔をあけて施されている。678号遺構などの瓦1期から検出された。
- 3類 側縁のみ面取りされている。丸瓦の玉縁部を利用して製作された。全長12.5cm, 幅12.5cm前後(第316図3)の1種類のみ確認された。布袋痕には刺し縫いが間隔をあけて施されている。瓦2期から検出された。
- 4類 側縁のみ面取りされている。丸瓦の体部を利用して製作された。全長19.0cm, 幅17.0cm前後(第264図3)のみ確認されている。布袋痕には刺し縫いが間隔をあけて施されている。678号遺構などの瓦1期から検出された。 (加藤 晃)

e. 三角形状瓦

平面形は台形, 断面形は三角形に近く, 側縁が垂直に立ち上がり, 底辺が内に向かって湾曲している。長さ7cmから12cm, 幅4cmから8cmの間に5種類ほどの大きさの規格がみられる。山上地点は105号遺構を中心に検出された(山第105図3~6), 御殿下地点では618・678・803号遺構などの瓦1期から検出された(第266図1~5)。

f. 無剣梅鉢紋飾り板瓦

棟込み瓦の一種。長方形の板状の瓦の中央に無剣梅鉢紋を配している。釘穴が4カ所設けられている。無剣梅鉢紋は2範型確認されている。花卉, 中心ともに断面形は台形。長辺18.0cm, 短辺13.5cm。いずれも208号遺構などの瓦2期から検出された(1:第319図4・5, 2:第319図3)。(加藤 晃)

g. 谷丸瓦

別棟の屋根と屋根の合わせ目の谷になる部分に使用される。丸瓦の体部の3分の1ほどを斜めに切断し, 切断した部分に粘土板をはめ込む。切断方向は左右確認される。体部玉縁よりに釘穴が設けられる。利用される丸瓦の種類と大きさは多様である。利用される丸瓦は1類(第19図1), 2類(第266図6), 5類の長さ33.0cm(第268図2), 24.0cmのもの(第267図2), 9類の長さ32.0cm(第267図1), 29.0cm(第268図1, 第318図2)のもの, 10類(第339図3, 4), 12類c(第285図2)が確認された。検出された時期は各丸瓦の類型と同じになる。

(加藤 晃)

h. 筋違瓦

谷丸瓦とセットになる平瓦である。平瓦の広端側の3分の1を斜めに切断し、切断した部分に幅3から4cm帯状の粘土を貼る。切断の方向は左右みられる。平瓦1類の長さ30.0cm前後のもののみ確認されている。678号遺構などの瓦1期から検出された(第269図1～4, 第270図1～3)。(加藤 晃)

i. 切り平瓦

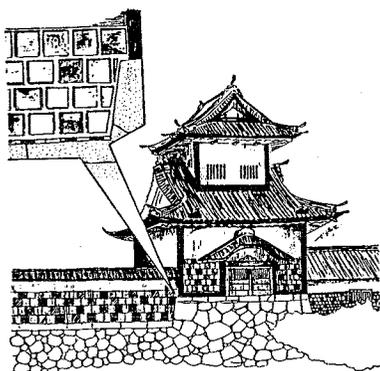
寄せ棟造りの下り棟との接点に使用される。平瓦を斜めに半割したものである。切断方向は左右みられる。切断は、焼成前に行われたもの(第340図3)と焼成後に行うためにきざみ目のみを製作時にいれたもの(第340図1・2),とが確認された。いずれも瓦3期から検出された。(加藤 晃)

j. 面戸瓦

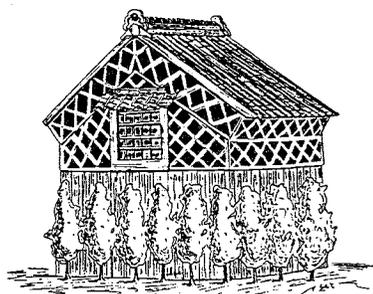
大棟, 下り棟での熨斗瓦と平瓦の間を埋める目的で使用される。丸瓦を切断して製作されている。大棟で使うものと下り棟に使うものとで分類できる。

1類 大棟に使用され, 平面形は胴の張る長方形。凹面は4辺ともに面取りが施されている。大きさは2種類みられるが, 破片のため寸法は不明。布袋痕は大きい方が刺し縫いが間隔をあけて施されている(第338図6)。小さい方は密に施されている(第339図2)。いずれも瓦2期から検出された。

2類 下り棟に使用され, 平面形は平行四辺形。凹面は4辺すべてに面取りが施されている。大きさは側縁の長さが12.0cm前後(第317図5), 10.0cm前後(第317図6, 山第105図1)の2種類みられる。布袋痕は両者ともに刺し子が密に施されている。前者は瓦2期から検出さ



第20図 海鼠瓦の使用例1 (金沢城)



第21図 海鼠瓦の使用例2 (南伊豆の例)

れ、後者は瓦1期と山上地点の105号遺構の瓦集中層から検出された。

3類 2類同様下り棟に使用され、平面形は平行四辺形。側縁のみが面取りされ、切断部はそのまま。布袋痕は刺し子が密に施されている。瓦2期から検出されている（第265図3）。

（加藤 晃）

9. 海鼠瓦

本地点からは海鼠瓦がかなりの量出土している。形態別に9種に分類した。以下その特徴を述べる。全体的に表面の調整は丁寧で、裏面は未調整である場合が多い。

1類 ほぼ正方形を呈す。各辺の中央付近に凹みを付けて釘穴としている。一枚物の他に一辺の内側に櫛目を施して、そこに半分の大きさの一枚を垂直に接合したものが存在する（第276図1・2）。これは建築の角の部分に用いられたものと考えられる。また、表側の各辺を大きく面取りしたものが存在する。これは瓦を貼る際辺の部分に漆喰を塗るが、その乗りを良くするためではないかと考えられる。漆喰の痕跡がかすかに残るものが多い。胎土の異なるものもあるが形態的には同じである。出土数は678号遺構などから比較的多く、育徳園地点からも出土している。時期的には古い部類（瓦1期）に入る（第275図、第276図1・2）。

2類 角から5×5cm内側の付近に釘穴をもつ。一辺25～26cm程度。釘穴の形に丸のもの（第277図3）と四角もの（-4）とがあり、また釘穴の位置が微妙にずれるもの（-3）もあるが外形の判るものが少なく明確に分類できない。2辺が確認できるものが無いため、あるいは長方形を呈するかもしれない。漆喰痕は確認できず、穴が中央に近いため漆喰によって止められたものかどうか疑問が残る。瓦1期の遺構から出土している（第277図3・4）。

3類 全体の形は不明であるが、反りがなく釘穴を有することから海鼠瓦と思われる。最大の特徴は釘穴の周辺を円形に大きく面取ることである。全体的な作りは1類に似ている。一部に釘穴の貫通していないもの（第276図3）があるが、理由、使用法については現状では良くわからない。漆喰痕の残るものも見られる。煉瓦1期（第276図13、第277図1・2）。

4類 3類と同様釘穴の周囲を面取りするが、やや浅い。一辺に沿って断面V字状の溝を設ける。非常に厚手で一辺に大きめのへこみを施して釘穴としている。全体の形は不明である。

1点のみ。漆喰痕は確認できない。瓦2期（518号遺構）から出土（第320図4）。

5類 幅約13cmの板状を呈する。左右が欠けているため全体形、使用法などは不明である。作りは比較的丁寧である。瓦2期（192a号遺構）より出土（第320図5）。

6類 一辺27.5cm程度の正方形を呈す。各辺の中央に釘穴のへこみを付けることは1類と似ている。表側各辺に沿って5～6条の条線を施している。また、各辺に大きめの面取りを施し

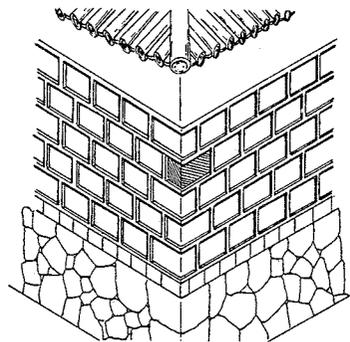
たのち条線を描くもの(第320図2)もある。これらは1類と同様漆喰痕の乗りを良くするためのものと考えられる。またこれも1類と同様、半分大のもの直角に貼りつけたものが存在する(復元, 第320図3)。漆喰の範囲を規定するものか、辺に沿って補助線的に軽くラインを付けているもの(第320図1・2)がある。漆喰痕が見られるが、2~3cm幅と比較的狭い。瓦2期(第320図1~3)。

7類 一辺27.5cm程度である。角の部分から2×2cm程度内側に釘穴を有する。出土数は少ない。瓦3期(第341図1)。

8類 三角形の海鼠瓦の一辺に櫛目を入れ、長方形の粘土板を貼りつけ補強したもの。菱形に海鼠瓦を組んだ際、周縁部に使用したもので、本来他の種類の一部として考えられるべきものであるが、完形のもものがなくサイズも不明で、どの類に伴うものか不明なため別類とした。下部に付ける粘土板の幅に広狭があり、また粘土板を貼りつけた裏側にくり込みを持つもの(第341図4~6)も存在する。瓦3期(第341図2~6)。

9類 ほぼ正方形を体す。角から1.5×1.5cm程度内側に釘穴を有する。表側は丁寧に磨かれ、辺に沿って幅4cm程度で漆喰の痕跡が残る。焼きは良い。対角線上で半裁した三角形のものが存在する。三角形のものには分割線により焼成後半裁するもの(第356図3・5)と、半裁の後焼成するもの(第356図4)とがある。酸化した釘の残存するものも存在する。釘穴の十分貫通していないもの(第356図1)も見られる。出土数は比較的多く、育徳園地点でも出土例は多い。瓦4期、棧瓦に伴うものである(第356図)。

海鼠瓦はいわゆる海鼠壁(なまこかべ)に貼りつけて使用されるものである。屋根に葺かれるものを瓦と定義すれば、厳密な意味で言えば「瓦」ではなかろうが、一般的に瓦の一種として扱われることが多いため通例にしたがって海鼠瓦と表現することとする。形態は正方形板状



第22図 海鼠瓦の貼り方

で、反りはない。釘穴を有することが多い。厚さは2センチ程度が多いようである。

海鼠瓦の使用としては、城郭建築等の檼、長屋、外塀などの下部、あるいは民家の特に土蔵の外壁に見られる場合が多い。防火の目的、耐久性の向上（特に塩害の）また装飾的な一面も持つものと思われる。地域的に多用される地域とあまり見かけない地域とがあり伊豆地方、紀伊地方、岡山辺り等で類例が多いようである。

一般的に瓦本体を壁面に釘で固定したのち、隙間を漆喰で塗り固めて使用する。このため多くの遺例で、周辺部に帯状に漆喰の痕跡が認められる。

熨斗瓦の貼り方については大別して2つの貼り方が存在する。まず第一に、正方形のものを横に並べる形で貼る方法である。この場合多くは各列で互い違いに並べる場合が多い。本地点出土の1類、6類がこれにあたる。互い違いに貼った場合、角の部分では一枚の大きさのものと、半分の大きさのものを直角に接合したものをを用いている。

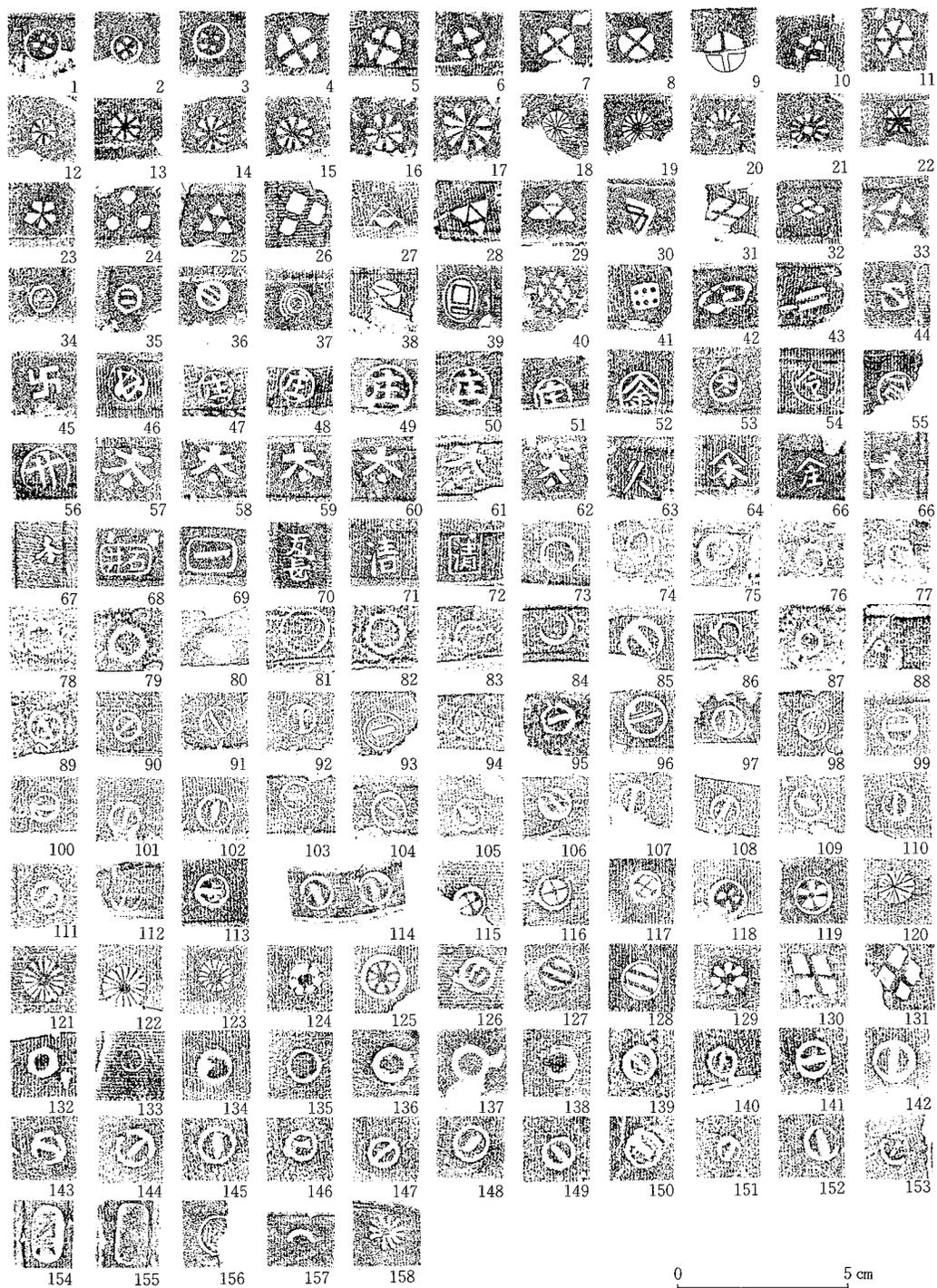
第二の方法は方形の瓦を45°傾けて、斜めに貼りつけるものである。この場合側面及び最上部、最下部に対角線上で半分に切ったものを使用することになる。したがって明らかに斜めに半裁して使用された三角形のものが存在すれば、こちらの使用方法が考えられる。本地点出土のものでは8類および9類がこれにあたる。このうち8類は三角形のものの周辺にあたる部分に別個に板を貼りつけている。

使用法とも関連することであるが、形態的にも2種類に大別できる。これは釘穴の位置によるのであるが、正方形の各辺の中央をへこませることで釘穴にしているもの（第1形態）と、4つの角の部分に釘穴を穿つもの（第2形態）である。1・6類が前者、2・7類が後者で、3・4・8類も後者の可能性が高い。4類はどちらにも含まれず、あるいは海鼠瓦ではないかもしれない。

海鼠瓦に関しては江戸付近の遺跡で若干の報告例がある。千代田区平河町遺跡では第1形態に類似したものが出土している。ただし本地点のものと異なり釘穴は辺の内側に「穴」として穿たれている。時期的には本地点出土の1・6類よりは新しいようである。白金館址、郵政省板倉分館構内遺跡北区からは第2形態のものが出土している。白金館址のものは本地点の2類に似た形式のもので、板倉分館のものは9類に近い漆喰痕が明らかなものである。

この他管見に入ったものでは、金沢城出土のもので本地点1類と非常によく似たものが報告されている。ただし釘穴のへこみが本地点のように完全でなく、表面だけをえぐり取った形であることが異なる。

本地点出土の海鼠瓦で明確に建物を比定できるものは存在しないが、塀または長屋状のものに用いられたものであろう。現在、東大には赤門の両脇に海鼠瓦の塀が残されている（斜めに使用する形態のもの・ただし当初のものかどうかは不明である）。



第23图 瓦刻印

時期的には7～9類が棧瓦に伴うものと考えられる。

(金子 智)

10. 搏

形態により、3種に分類した。

1類 非常に厚手(厚さ4～5cm)の、中央に文様を有するものである。方形のものを基本とし、対角線で半裁した三角形のものが別に存在する。文様は中央から枝を広げた植物文様で、横長の長方形を呈する。三角形のものはその製作手法に数種あり、文様を半分に切る形、すなわち方形のものを切った形のもののほか、三角形の長辺に平行に文様を別に打ったものがある。またそのそれぞれに分割を長辺で行うものと、短辺で行うものがある。短辺で切るものは当初は2倍の大きさの二等辺三角形を呈していたことになる。なお、分割は焼成後行われたようである。焼成はやや悪いが表面は非常に丁寧に磨いている。各辺の切り口はやや下方にむかって傾いており、使用する際、組みやすいようになっている。形態から數搏と考えられるが、使用痕ははっきりしない(第271図～第273図)。

2類 一辺24～25cmのほぼ正方形を呈する。海鼠瓦に似るが釘穴がなく、厚さも3.5cm程とやや厚いため搏としての使用が考えられる。三角形のものもまま見られ、斜めに組合せて使用したものと考えられる。(第274図1・4・5)

3類 幅20.5cmで長さは不明である。厚さ4cm強。一辺に段を付けて釘穴を穿っている。また反対の位置にも釘穴がある。用途は不明である。赤変したものもある(第274図2・3)。

板状の瓦の使用は壁に貼る海鼠瓦・貼搏としてのものと、床に貼る數搏としてのものが考えられる。數搏の方が厚手である程度で明確に分類しがたいものがある。当地点出土のものは、使用痕もはっきりせず、用途は必ずしもはっきりしない。1類は丁寧な造りで、文様を有することからも比較的重要な場所に使われていたと思われる。3類には段が付いており、組合せて使用したものかもしれない。

11. 刻印

本地点出土の瓦には刻印を有するものが存在する。破片資料から抽出したものが多いためその詳細については省略し、図示するにとどめる。特徴的な刻印に関しては各瓦の項を参照されたい。刻印の施される部分は平瓦・棧瓦の木口が最も多く、ついで丸瓦の体部の例が多い。その他に熨斗瓦の木口、丸瓦の玉縁と体部の継目(114)、軒平瓦・軒棧瓦・軒丸瓦・熨斗瓦等の文様面脇等にも例が見られる。刻印自体は丸・丸に十・四菱のような文様のなものから、太・

清・彦六など製作者の姓名，あるいは屋号と思われるものまでさまざまである。なお，154～158は瓦1期の特殊な形態をした平瓦3類のものである。

参考文献

- INAXギャラリー 1986 『瓦—日本の町並をつくるもの』
井上新太郎1974『本瓦葺の技術』彰国社
加藤晃 1989 「江戸時代の瓦における「江戸式」の展開」『史学研究集録』14号國學院大学日本史学専攻大学院会
貞末堯司・石崎俊哉・前田清彦 1986 「金沢城の発掘—1981—」(『日本海研究所報告』18, pp. 237～326)
貞末堯司・前田清彦・児玉 剛 1989 「金沢城の発掘—1986年—」(『日本海文化』15)
白金館址遺跡調査会 1988 『白金館址遺跡 I』
千代田区教育委員会 1986 『平河町遺跡』
坪井利弘 1977 『函鑑瓦屋根』理工学社
港区麻布台一丁目遺跡調査会 1986 『郵政省板倉分館構内遺跡』

第8表 軒丸瓦連珠三つ巴文計測表

分類	挿図 番号	瓦 当		文様 区径 a	内区 径 b	周 縁 面 取			珠 文		巴		$\frac{b}{a}$
		径	厚			幅	高	内外	径	数	長	断面	
A 1	243-3	172	27	124	69	24	6	△○	7	14	0.67	三角	0.56
A 2	243-7	170	25	120	79	25	7	△○	12	16	0.50	三角	0.67
A 3	291-2	166	23	117	80	24	7	△○	13	15	0.58	三角	0.68
A 4	290-5	166	24	120	75	22	8	△○	13	16	0.5	ドーム	0.63
A 5	290-6	164	27	113	69	25	7	△○	11	16	0.53	ドーム	0.60
A 6	323-2	158	28	109	61	25	8	△○	14	12	0.58	ドーム	0.55
A 7	234-5	<u>155</u>	<u>22</u>	<u>113</u>	<u>73</u>	21	5	△○	13	16	—	ドーム	0.65
A 8	290-4	154	22	117	76	20	8	△○	15	16	0.53	ドーム	0.65
A 9	358-5	<u>152</u>	21	<u>116</u>	<u>70</u>	18	8	△○	15	16	0.33	三角	0.60
A10	290-11	150	24	110	72	20	8	△○	12	16	—	ドーム	0.65
A11	291-4	141	27	96	64	22	7	△○	10	16	0.40	ドーム	0.67
A12	290-7	122	23	82	60	20	5	△○	8	16	0.44	ドーム	0.73
A13	290-12	—	26	—	—	26	10	△○	12	—	—	ドーム	—
A14	290-8	—	20	—	—	19	8	△○	7	—	—	ドーム	—
B 1	235-1	170	29	124	79	23	10	△○	11	16	0.42	三角	0.64
B 2	291-1	<u>170</u>	<u>29</u>	<u>124</u>	<u>88</u>	23	12	△○	9	16	0.50	ドーム	0.71
B 3	291-3	168	23	121	83	23	8	△○	10	14	0.53	ドーム	0.70
B 4	234-6	<u>168</u>	25	<u>122</u>	<u>84</u>	23	6	△○	10	16	—	台形	0.69
B 5	291-5	163	24	117	95	22	5	△△	12	16	0.81	三角	0.81
B 6	292-2	162	22	112	65	25	6	△○	12	16	0.5	ドーム	0.58
B 7	236-1	<u>160</u>	21	<u>122</u>	<u>82</u>	19	7	△○	13	—	—	ドーム	0.67
B 8	235-2	144	18	99	59	23	5	△○	11	16	0.33	ドーム	0.60
B 9	235-3	140	18	107	72	17	7	△○	11	12	0.92	三角	0.67
B10	235-7	120	27	80	53	20	6	△○	9	16	0.56	ドーム	0.66
B11	235-5	118	24	72	47	22	8	△○	8	12	0.53	ドーム	0.65
B12	291-6	—	—	—	—	—	—	△○	9	16	—	ドーム	—
C 1	292-3	166	25	115	73	25	9	△○	12	16	0.69	ドーム	0.63
C 2	292-7	166	29	106	61	30	10	△○	12	16	0.39	ドーム	0.58
C 3	236-6	<u>164</u>	<u>23</u>	<u>124</u>	<u>76</u>	20	7	△○	11	16	—	台形	0.61
C 4	292-5	162	27	113	73	25	12	△○	12	16	0.52	ドーム	0.65
C 5	358-3	<u>160</u>	<u>18</u>	<u>120</u>	<u>68</u>	20	4	△○	13	14	—	三角	0.57
C 6	236-3	158	22	118	81	20	7	△○	11	13	0.89	ドーム	0.69
C 7	292-6	158	25	108	73	24	5	△○	10	14	0.42	ドーム	0.68
C 8	292-4	<u>156</u>	<u>23</u>	<u>116</u>	<u>68</u>	20	6	△○	14	16	0.69	ドーム	0.59
C 9	292-10	<u>154</u>	21	<u>114</u>	<u>72</u>	20	7	△○	11	14	—	ドーム	0.63

分類	挿図番号	瓦 当		文様 区径 a	内区 径 b	周 縁 面 取			珠 文		巴		$\frac{b}{a}$
		径	厚			幅	高	内外	径	数	長	断面	
C10	236-4	152	26	106	64	23	7	△○	12	16	0.51	ドーム	0.60
C11	292-8	<u>150</u>	22	<u>110</u>	<u>72</u>	20	7	△○	10	16	—	三角	0.65
C12	358-4	150	24	105	62	22	7	△○	13	16	0.60	三角	0.59
C13	336-5	147	25	102	63	23	8	△○	11	14	0.46	ドーム	0.62
C14	358-2	<u>147</u>	<u>24</u>	<u>93</u>	<u>51</u>	25	6	△○	14	10	—	三角	0.54
C15	236-2	140	18	100	67	20	7	△○	11	14	0.39	三角	0.67
C16	292-9	<u>136</u>	21	<u>100</u>	<u>72</u>	23	7	△○	6	<u>16</u>	—	ドーム	0.58
C17	292-11	—	24	—	—	—	—	△○	14	<u>16</u>	—	ドーム	0.65

第9表 軒丸瓦無剣梅鉢紋計測表

分類	挿図番号	瓦 当		文様 区径	周 縁 面 取			花 弁		中 心		軸	
		径	厚さ		幅	高さ	内外	径	断面	径	断面	長	幅
A 1	229-6	190	33	132	29	10	△○	35	A	25	a	15	5
A 2	289-4	<u>186</u>	<u>29</u>	<u>126</u>	30	11	△○	35	A	25	a	15	9
A 3	228-1	185	26	131	27	9	△○	37	A	25	a	13	7
A 4	232-2	<u>182</u>	34	<u>138</u>	22	8	△○	37	A	—	—	—	7
A 5	229-4	176	31	122	27	11	△○	35	A	21	a	10	6
A 6	232-1	176	27	118	29	13	△○	35	A	24	a	6	6
A 7	231-8	<u>174</u>	27	<u>118</u>	28	11	△○	33	A	—	—	—	6
A 8	238-4	<u>174</u>	26	124	25	7	△○	35	A	23	a	10	6
A 9	229-1	172	29	117	28	10	△○	34	A	24	a	10	4
A10	228-2	170	24	120	25	10	△○	33	A	24	a	10	6
A11	231-1	167	26	119	24	8	△○	33	A	22	a	12	7
A12	289-4	<u>166</u>	24	<u>124</u>	21	7	△○	37	A	26	a	6	3
A13	288-5	<u>160</u>	28	<u>118</u>	21	9	△○	36	A	17	a	10	6
A14	231-4	154	24	116	19	4	△○	34	A	21	a	11	6
A15	231-3	150	25	112	19	6	△○	35	A	19	a	10	5
A16	233-2	146	22	108	19	7	△○	24	A	17	a	9	5
A17	233-4	142	18	104	20	7	△○	28	A	16	a	9	5
A18	232-5	140	22	106	17	8	△○	26	A	19	a	11	3
A19	282-1	120	21	82	19	7	△○	22	A	15	a	8	4
A20	232-3	112	15	78	17	8	△○	20	A	15	a	6	4
A21	288-4	102	22	72	15	4	△○	18	A	15	a	6	3
A22	231-6	—	29	—	—	—	△○	35	A	19	a	9	7
B 1	230-3	188	33	132	28	12	△○	35	B	27	b	10	7
B 2	230-2	<u>164</u>	26	<u>110</u>	27	8	△○	31	B	22	b	11	5

分類	挿図 番号	瓦 当		文様 区径	周縁面取			花 弁		中 心		軸	
		径	厚さ		幅	高さ	内外	径	断面	径	断面	長	幅
B 3	230-5	<u>160</u>	28	<u>122</u>	19	7	△○	30	B	24	b	10	8
B 4	289-1	159	21	113	23	7	△○	32	B	11	b	11	5
B 5	233-1	148	25	110	19	7	△○	25	B	17	b	9	5
B 6	289-2	146	18	106	20	6	△○	31	B	21	b	7	5
B 7	288-3	<u>114</u>	22	<u>80</u>	17	8	△○	20	B	14	b	7	4
C 1	233-3	170	36	118	22	9	△○	27	C	21	c	15	5
C 2	288-1	155	28	110	22	7	△○	27	C	20	c	10	5
C 3	232-6	140	25	95	22	8	△○	27	C	18	c	10	3
C 4	233-7	132	20	96	17	10	△○	26	C	18	c	8	2
C 5	234-1	117	24	81	18	9	△○	23	C	15	c	7	4

第10表 軒丸瓦剣梅鉢紋計測表

分類	挿図 番号	瓦 当		文様 区径	周縁面取			花 弁		中 心		軸		剣	
		径	厚さ		幅	高さ	内外	径	断面	径	断面	長	幅	長	幅
B 1	289-7	168	25	117	25	10	△○	34	B	23	b	10	5	19	5
B 2	322-9	110	21	76	17	6	△○	17	B	16	b	9	4	13	6
B 3	322-10	<u>110</u>	<u>26</u>	<u>84</u>	13	3	△○	18	B	—	—	9	3	12	8
B 4	322-11	<u>110</u>	23	<u>70</u>	20	8	△○	15	B	—	b	—	—	—	6
C 1	322-2	178	29	130	24	9	△○	36	C	29	c	12	7	17	10
C 2	322-5	163	25	117	23	8	△○	36	C	19	c	11	5	13	7
C 3	290-2	163	29	115	26	7	△○	31	C	21	c	10	3	14	8
C 4	290-1	<u>163</u>	30	114	24	8	△○	32	C	20	c	9	4	12	6
C 5	289-6	162	27	108	27	8	△○	29	C	21	c	12	4	13	8
C 6	290-3	160	25	115	22	7	△○	20	C	12	c	12	4	16	7
C 7	342-1	159	25	108	25	10	△○	27	C	23	c	9	5	10	8
C 8	289-5	158	27	108	25	10	△○	28	C	19	c	11	5	11	6
C 9	342-2	156	25	117	20	7	△○	31	C	22	c	15	4	13	6
C 10	322-3	156	21	108	24	7	△○	32	C	24	c	7	5	10	9
C 11	322-4	154	24	112	21	8	△○	32	C	26	c	10	5	13	8
C 12	322-1	153	28	107	23	5	△○	31	C	19	c	9	5	12	8
C 13	322-8	152	27	108	22	7	△○	31	C	18	c	10	5	12	7
C 14	358-1	148	20	105	22	8	△○	29	C	20	c	11	5	13	8
C 15	322-12	115	20	85	15	8	△○	23	C	18	c	8	5	9	6
C 16	322-7	—	—	—	—	—	—	22	C	18	18	11	3	13	5

第11表 軒丸瓦軒丸部計測表

分類	番号	布目	全長	体長	幅	高	玉縁長		玉縁高		玉縁幅		側縁		釘穴		釘穴	
							a	b	a	b	a	b	左	右	距	径	距	径
巴A1	243-7	B3			149	74									—	14	*	*
巴A3	291-2	B3	400	353	156	75	47	47	42	56	113	81			87	15	209	12
巴A5	291-5	B1			150	75									—	—	—	—
A3	228-1	a	—	—	177	88	—	—	—	—	—	—			—	13	*	*
A5	229-4	a	453	415	160	77	47	48	42	55	114	80			47	14	196	14
A9	229-1	a	464	415	153	77	46	49	48	63	129	85			87	10	208	12
A10	228-2	B1	406	368	146	74	37	38	44	52	120	95			39	14	143	10
C2	228-1	B2	412	369	153	75	39	43	50	60	127	101			40	15	158	17
C2	228-2	B1	413	379	145	76	35	34	45	64	126	82			40	16	175	16
B1	289-7	B1	—	—	155	65	—	—	—	—	—	—			—	—	*	*
C7	342-1	a	418	392	138	66	26	26	39	51	114	77			35	20	175	20

第12表 軒平瓦計測表

分類	挿図番号	瓦 当				文様区		周縁：面取り								額		
		上弧幅	下弧幅	厚さ	弧深	幅	厚さ	上	内外	下	内外	左	内外	右	内外	上部	下部	厚さ
1	280-10	246	*	109	—	196	81	14	△○	14	△○	25	△○	—	△○	25	16	93
2	280-13	—	—	—	—	—	—	—	—	9	△○	—	—	—	—	24	—	—
3	241-8	—	—	—	—	—	—	13	○○	11	○○	47	○○	—	—	21	18	27
4	282-4	220	220	46	—	140	22	16	△○	8	△○	40	△○	—	—	30	21	31
5-1	241-10	206	200	50	18	153	37	5	×△	27	××	25	××	22	14	32		
5-2	241-11	200	200	48	11	165	36	8	×△	4	××	23	××	13	××	25	13	25
5-3	241-9	212	216	48	15	149	36	7	×△	5	××	33	××	32	××	20	15	35
6	282-5	—	—	41	—	—	25	8	○○	7	○○	—	—	—	—	29	15	25
7	323-6	210	192	33	—	120	19	7	△○	7	△○	—	—	45	×△	21	11	17
8-1	279-10	236	226	47	18	161	28	11	△○	8	△○	37	××	38	××	32	15	31
8-2	279-9	236	235	44	21	157	26	11	△○	7	××	36	××	40	××	30	20	32
9-1	279-11	235	229	40	15	170	23	8	△○	9	△○	30	××	35	××	21	14	22
9-2	280-2	—	—	40	—	—	23	10	△○	7	××	—	—	—	—	27	18	24
10-1	280-7	240	240	42	—	146	22	12	×○	9	×△	40	××	—	—	22	12	24
10-2	280-6	—	—	—	—	—	—	10	×○	—	—	—	—	—	—	22	—	—
11	280-4	240	244	39	—	154	24	8	△△	7	△×	43	××	—	—	26	16	27
12	280-3	232	230	43	16	162	26	10	×○	6	××	—	—	35	××	30	14	27
13	280-8	—	—	44	—	—	28	7	△△	9	××	48	××	—	—	26	13	25

分類	挿図 番号	瓦 当				文様区		周 縁 : 面 取 り								額		
		上弧 幅	下弧 幅	厚さ	弧深	幅	厚さ	上	内外	下	内外	左	内外	右	内外	上部	下部	厚さ
14	237-8	<u>280</u>	<u>280</u>	52	—	<u>160</u>	31	11	×○	10	△△	—	---	60	××	32	20	32
15	237-10	<u>270</u>	<u>250</u>	52	—	<u>168</u>	30	13	○○	9	××	—	---	51	××	28	16	34
16	238-3	<u>256</u>	<u>250</u>	4		<u>140</u>	23	15	×○	8	○△	58	××	—	---	33	15	26
17	237-5	256	251	51	20	<u>172</u>	<u>31</u>	11	△○	9	×○	40	××	43	××	33	22	32
18	293-1	<u>248</u>	<u>248</u>	46	—	148	27	11	○○	8	×○	—	---	51	××	32	23	33
19	238-1	215	212	4	1	139	<u>23</u>	8	○○	<u>9</u>	△△	40	××	36	××	28	13	25
20	237-7	208	205	3	1	121	21	9	×○	8	××	45	××	42	××	26	15	21
21	293-5	—	—	—	—	—	—	7	×○	—	---	37	××	—	---	20	—	—
22	241-6	—	—	<u>52</u>	—	—	24	<u>15</u>	×○	13	△△	54	××	—	---	<u>41</u>	16	40
23	237-1	286	278	53	26	190	32	10	△○	11	×	51	××	45	××	34	17	33
23	237-2	298	288	54	28	194	30	10	×○	<u>14</u>	×△	51	××	53	××	37	<u>18</u>	33
24-1	237-3	258	252	45	29	152	29	9	×○	7	△△	55	××	31	19	28		
24-2	237-4	<u>258</u>	<u>256</u>	48	—	174	34	7	×○	8	××	42	××	—	---	30	14	32
25	237-14	240	234	43	22	162	22	14	×○	7	××	39	××	38	××	30	16	29
26	237-12	222	220	39	—	130	24	8	×○	6	×△	—	---	46	××	31	21	23
27-1	236-1	287	287	60	27	207	33	15	○○	12	△×	42	××	43	××	29	21	30
27-2	293-10	<u>252</u>	248	48	—	148	26	15	○×	7	××	—	---	54	××	29	21	30
28	293-13	248	240	46	19	170	25	13	×○	8	×○	38	×△	40	××	27	15	27
29	236-9	260	252	35	27	182	27	14	×○	<u>9</u>	××	40	××	38	××	31	16	35
30	323-4	<u>248</u>	<u>242</u>	3		<u>148</u>	25	8	×○	5	×△	50	××	—	---	29	21	20
31	326-12	213	207	39	20	130	21	12	×○	6	×△	44	××	38	××	26	18	22
32	240-10	<u>204</u>	<u>204</u>	39	—	<u>136</u>	25	<u>10</u>	×○	5	△△	—	---	34	××	<u>22</u>	15	<u>22</u>
33	323-3	—	—	39	—	—	24	8	×○	7	××	—	---	41	××	23	13	23
34	293-8	—	—	42	—	—	<u>24</u>	<u>8</u>	×○	10	××	—	---	—	---	33	12	22
35-1	239-7	229	210	39	17	144	27	5	○○	7	××	44	××	26	15	25		
35-2	239-1	<u>254</u>	244	51	—	172	32	11	×○	8	××	39	××	<u>43</u>	××	35	20	35
35-3	239-4	<u>264</u>	<u>264</u>	50	—	<u>190</u>	<u>31</u>	10	○○	<u>9</u>	×○	—	---	37	××	32	<u>22</u>	34
35-4	239-2	248	—	47	22	170	28	10	△○	9	××	<u>44</u>	××	41	××	32	15	32
35-5	239-8	—	—	37	—	—	21	10	×○	6	××	63	××	—	---	21	10	18
36-1	238-6	267	262	51	23	181	31	11	×○	9	×△	43	××	43	××	36	18	34
36-1	238-7	260	265	54	23	179	32	12	△○	10	××	40	××	40	××	34	18	34
36-1	238-8	<u>268</u>	<u>268</u>	—	—	190	<u>34</u>	—	---	10	××	39	××	—	×	36	15	33
36-2	238-11	<u>284</u>	<u>276</u>	51	—	<u>182</u>	30	11	×○	<u>9</u>	○△	51	××	—	---	32	15	35
36-3	238-2	—	—	—	—	—	—	—	---	12	△○	—	---	—	---	33	18	33
36-4	238-13	—	—	<u>55</u>	—	—	26	18	△○	<u>11</u>	××	—	---	43	××	39	<u>15</u>	39
37	239-9	<u>264</u>	<u>264</u>	52	27	<u>180</u>	<u>30</u>	14	△○	8	×△	40	××	—	---	30	16	35

分類	挿図 番号	瓦 当				文様区		周 縁 : 面 取 り								顎		
		上弧 幅	下弧 幅	厚さ	弧深	幅	厚さ	上	内外	下	内外	左	内外	右	内外	上部	下部	厚さ
38	240-1	262	262	44	27	154	25	10	×○	10	××	53	××	53	××	36	22	25
39	240-3	270	266	4		160	26	7	△○	8	××	55	××	—	—	28	20	25
40	238-14	217	215	38	17	120	20	11	×○	7	△×	49	××	48	××	25	14	23
41	240-5	228	228	42	—	138	22	10	×○	9	×△	—	—	45	××	32	13	22
42	240-7	212	180	44	—	134	22	14	×○	8	△△	39	××	—	—	30	12	28
43	241-4	—	—	42	—	—	22	12	△○	8	×△	—	—	30	××	26	16	26
44	240-11	242	239	44	25	160	30	9	×○	5	×△	40	××	42	××	29	19	31
45	240-12	217	217	34	17	139	23	6	△○	5	××	37	××	38	××	21	11	20
46	240-9	261	250	47	25	168	28	11	△○	9	×△	52	××	40	××	30	15	35
47	323-7	220	211	39	16	146	17	13	×○	9	××	38	××	36	××	30	17	26
48	240-13	222	218	32	—	140	19	6	××	7	×△	—	—	42	××	24	17	20
49	241-1	—	—	37	—	—	20	10	△○	7	×△	—	—	—	—	24	19	22
50	241-7	—	—	42	—	—	30	5	△○	7	△×	—	—	50		36	15	27
51	293-4	220	206	34	—	120	16	7	×△	9	××	50	××	—	—	24	15	17
52	323-8	—	—	—	—	—	—	—	—	9	××	—	—	—	—	27	18	17
53	241-3	—	—	50	—	—	32	9	×○	9	△△	55	××	—	—	40	24	32
54	Y97-4	—	—	42	—	—	27	9	×○	8	××	50	××	—	—	40	20	25
55	241-2	—	—	43	—	—	26	11	△○	6	×△	—	—	—	—	28	15	30
56	Y97-5	—	—	40	—	—	25	8	×○	7	××	48	××	—	—	35	18	20
57	293-6	—	—	42	—	—	26	9	×○	7	××	—	—	—	—	26	14	23
58	293-7	—	—	—	—	—	25	—	—	6	××	—	—	—	—	20	13	25
59	293-2	—	—	—	—	—	23	—	—	8	××	—	—	—	—	33	12	32
I Aa-1	293-14	242	234	45	25	142	26	9	×○	10	×△	50	××	45	××	34	19	28
-2	294-15	250	248	45	—	150	24	9	×○	10	△×	50	××	—	—	34	15	25
-3	241-1	246	232	47	—	140	25	11	×○	11	×△	—	—	53	××	35	20	30
-4	293-16	250	243	51	21	140	25	17	×○	9	×△	62	××	50	××	23	14	32
-5	294-5	244	236	47	—	146	25	10	×○	12	×△	—	—	49	××	30	19	33
-6	294-2					148	23	9	△○	12	×△	—	—	—	—	—	—	—
-7	294-4	248	240	45	—	150	25	11	△○	9	××	49	××	—	—	30	20	25
-8	294-6	252	246	48	24	145	27	9	×○	11	×△	54	××	52	××	36	15	32
-9	294-7	250	248	44	21	147	24	11	×○	8	×△	52	××	51	××	29	19	28
-10	294-8	242	244	45	22	148	25	10	×○	10	×△	47	××	47	××	27	17	30
-11	294-11	244	236	37	—	144	22	7	×○	8	××	—	—	50	××	30	12	20
-12	294-13	248	236	45	—	140	25	12	×○	8	××	—	—	53	—	29	20	25
-13	294-12	244	244	45	—	144	28	10	×○	7	××	50	××	—	—	29	16	28
-14	329-10	258	254	45	—	148	24	10	×○	12	××	—	—	56	××	30	16	29

分類	挿図 番号	瓦 当				文様区		周 縁 : 面 取 り								額		
		上弧 幅	下弧 幅	厚さ	弧深	幅	厚さ	上	内外	下	内外	左	内外	右	内外	上部	下部	厚さ
-15	294-9	252	242	42	—	144	23	11	×○	8	×△	—	—	54	××	31	20	28
17	294-10	—	—	—	—	—	—	—	—	9	×○	—	—	—	—	25	21	30
-18	294-13	—	—	39	—	—	23	9	×○	7	×△	50	××	—	—	28	15	23
-19	323-12	—	—	50	—	—	27	13	×○	10	×△	—	—	56		30	12	32
-20	323-11	—	—	44	—	—	23	12	×○	9	×○	—	—	52	××	30	18	25
-21	294-13	—	—	40	—	—	20	12	×○	8	×△	—	—	56	××	29	13	23
-22	241-16	213	204	39	20	118	21	10	×○	8	×△	50	××	45	××	28	19	24
-23	241-14	210	210	36	—	120	20	7	×○	9	××	—	—	45	××	31	17	18
-24	294-17	—	—	37	—	—	21	9	×○	7	—	39	××	—	—	26	14	21

第13表 軒浅瓦軒平部計測表

分 類	挿図 番号	瓦 当				文様区		周 縁 ・ 面 取 り								額		
		全幅	下弧 幅	厚さ	弧深	幅	厚さ	上	内外	下	内外	左	内外	右	内外	上部	下部	厚さ
I 2Ab	324-3	300	230	45	26	152	24	13	×○	8	×○	34	×	42	×○	29	28	27
I Bd-2	325-2	296	247	44	36	150	27	11	×○	7		27		51		26	20	31
I Bd-2	325-1	284	137	47	34	150	26	10	×○	12		39				24	16	37
I Bd-2	324-5	241	243	45	25	150	26	10	×○	9		47		51		28	15	27
I Bd-1	324-6	288	32	51	34	146	26	13	×○	10		30		48		31	19	34
I Bd-1	324-7	290	230	48	38	145	28	10	×○	10		16		51		32	16	31
I Cc	325-3	—	232	48	—	144	28	11	×○	9		28		47		31	17	31
I Da	325-6	—	—	46	—	—	24	10		11		—		42		26	18	28
I ₂ DKa-1	331-5	—	—	45	—	—	26	10	×○	9	×○	—	—	52	×○	39	19	26
I Fa-1	326-1	298	240	49	33	145	27	9	×○	12		28		50		33	18	32
I Fa-2	326-11	—	—	41	—	—	22	10	△○	9		—		52		28	16	26
I Fa-3	326-2	241	240	44	22	143	22	13	×○	9		45		53		24	14	28
I Fa-4	326-3	236	240	41	—	146	22	12	×○	8		44		—		32	18	23
I Fa-5	326-4	—	—	50	—	152	26	11	△○	12		—		49		30	15	39
I Ga-1	326-5	—	—	44	—	142	24	13	×○	7		—		—		32	18	25
I Ga-2	326-6	—	—	44	—	—	23	13	×○	8		45		—		30	17	29
I Ga-3	326-9	—	—	50	—	—	18	10	×○	11		—		—		31	17	33
I HGa	326-8	256	252	46	—	146	25	11	×○	9		—		55		30	18	30
I ₁ Hf	326-2	—	—	44	—	—	23	12	×○	9	×○	48	×	—	×○	30	17	27
I Ia-1	326-4	—	—	45	—	—	20	13	×○	12		11		56		29	16	25
I Ia-2	326-8	—	—	45	—	—	24	10	×○	11		14		—		29	21	35
I Ia-4	327-1	—	—	45	—	—	24	11	×○	10				—		28	15	25

分類	挿図 番号	瓦 当				文様区		周 縁 ・ 面 取 り								額		
		全幅	下弧 幅	厚さ	弧深	幅	厚さ	上	内外	下	内外	左	内外	右	内外	上部	下部	厚さ
I 2Ja	328-2	—	—	44	—	—	21	13	△○	10	×○	6	—	—	—	25	18	29
I Jg-1	327-6	276	213	42	26	138	20	9	×○	13		13		56		22	15	26
I Jg-2	327-1	—	—	47	—	—	—	10	×○	9	(※)○	20	×	—	—	26	14	29
I Kh-1	342-4	290	222	43	24	147	19	13	×○	11	×○	17	×	52	×○	25	15	25
I Kh-2	342-6	290	218	45	22	152	24	11	×○	10	×○	16	×	43	×○	27	13	22
I Kh-3	343-1		—	44	—	148	25	11	×○	8	×○	—	—	—	—	25	16	23
I ₄ Kh	344-2	—	—	41	—	138	21	10	×○	10	×○	—	×	41	×○	27	14	23
I Ki-1	343-3	289	224	37	22	142	20	10	×○	7	×△	20	×	46	×○	26	16	23
I Ki-2	343-5	290	225	40	23	145	21	11	×○	9	×○	20	×	45	×○	29	14	28
I Ki-3	343-7	295	229	41	23	150	21	10	×○	10	×○	18	×	48	×○	30	17	25
I Ki-4	328-3	295	226	44	24	152	24	10	×○	10	×○	20	×	42	×○	27	16	26
I Ki-6	328-1	296	237	51	19	150	26	15	×○	10	×△	14	×	47	×○	30	16	30
I Ki-5	343-1	294	223	43	26	143	21	11	×○	11	×○	25	×	40	×○	29	16	25
I Li	344-4	—	—	43	—	152	22	12	×○	9	×○	18	×	—	—	26	15	26
I Lj-1	344-6	—	—	41	—	152	22	9	×○	9	×○	16	×	—	—	24	16	26
I Lj-2	358-8	250	250	40	—	150	23	9	×○	8	×○	50	×○	50	×○	26	15	23
II ₃ Fk-1	346-2	—	—	48	—	136	26	12	×○	10	×○	—	—	—	—	34	21	24
II ₃ Fk-2	346-3	—	—	45	—	140	25	10	×○	10	×○	—	—	77	×○	24	19	25
II ₂ Ga-1	328-6	299	230	42	29	150	26	9	×○	8	×○	18	×	55	×○	26	17	24
II ₂ Ga-2	328-5	296	2225	29	143	25	9	×○	11	×○	13	×	59	×○	30	18	30	
II ₁ GI	359-4	296	225	39	—	148	23	10	×○	6	×○	27	×	51	×○	35	20	28
IIKg-1	329-1	298	218	42	30	143	21	12	×○	9	×○	15	×	49	×○	27	15	29
IIKg-2	329-2	—	230	42	—	140	23	12	×○	7	×○	—	—	55	×○	28	18	27
II Li	358-7	296	215	41	25	152	22	11	×○	9	×○	22	×	43	×○	26	13	22
IIIKe	329-5	298	226	46	32	148	25	12	×○	9	×○	15	×	51	×○	28	18	28
IIIKg	329-3	296	221	43	27	138	23	10	×○	10	×○	20	×	47	×○	31	16	28
IIILi-1	359-3	247	240	41	26	144	23	10	×○	8	×○	52	×	49	×○	30	13	28
IIILi-2	359-2	244	240	45	20	148	24	12	×○	9	×○	48	×	49	×○	30	15	21
IVFa-1	330-2	—	—	40	—	—	24	8	×○	10	×○	22	×	53	×○	28	18	25
IVFa-2	330-6	296	212	39	30	135	30	9	×○	6	×○	15	×	52	×○	26	15	25
IVFa-3	331-2	—	—	41	—	—	23	9	×○	9	×○	—	—	49	×○	24	14	25
IVFa-4	331-3	—	—	43	—	—	—	12	×○	6	×○	—	—	—	—	28	14	27
IVFf-1	330-1	295	220	46	28	146	25	11	×○	10	×○	6	×	65	×○	29	18	28
IVFf-2	330-4	—	—	43	—	140	23	10	×○	11	×○	25	×	—	—	26	13	26
IVFf-4	330-11	—	—	42	—	128	21	11	×○	10	×○	58	×	—	—	28	15	25
IVFh-1	330-9			44		134	27	9	×○	8	×○	—	—	—	—	23	17	25
IVFh-2	345-1	—	217	37	21	136	24	11	×○	—	—	21	×	56	×○	26	18	23
IVFg	331-1			44		142	23	11	×○	9	×○	15	×	—	—	23	12	25

分類	挿図 番号	瓦 当				文様区		周 縁 ・ 面 取 り								額		
		全幅	下弧 幅	厚さ	弧深	幅	厚さ	上	内外	下	内外	左	内外	右	内外	上部	下部	厚さ
IVFk	344-7	—	223	40	27	136	21	10	×	9	×	31	×	54	×	30	18	24
1	345-4	296	215	40	27	148	24	10	×	8	×	21	×	44	×	31	18	26
2	345-7	298	233	42	25	155	22	12	×	8	×	—	—	45	×	30	18	27
3-1	331-7	301	223	37	31	144	22	8	×	9	×	24	×	40	×	26	15	20
6	345-2	299	222	46	27	146	21	15	×	10	×	17	×	53	×	29	18	32
7	359-5	—	—	39	—	128	18	13	×	8	×	—	—	65	×	24	14	22
8	331-3	—	—	52	—	158	24	4	×	13	×	—	—	52	×	35	17	31
9	346-7	—	—	48	—	149	29	9	×	10	×	20	×	—	—	28	20	28
10	346-6	—	—	50	—	160	24	16	×	11	×	26	×	—	—	31	20	30
11	331-1	—	—	54	—	—	25	13	×	11	×	—	—	44	×	34	23	29
12	246-5	298	230	50	42	160	27	13	×	10	×	15	×	67	×	32	21	30

第14表 軒棧瓦軒丸部計測表

分類	挿図 番号	瓦 当		文様 区径 a	内区径 b	周縁：面取			珠 文		巴		b/a
		径	厚さ			幅	高	内外	径	数	長	断	
I Aa-25	324-3	82	18	57	44	13	6	△○	*	*	0.47	ドーム	0.77
I ₂ Ab	324-1	78	—	—	—	10	7	△○	*	*	0.47	ドーム	—
I Bd-2	324-7	77	18	51	37	12	6	△○	*	*	0.33	ドーム	0.73
I Bd-2	324-6	78	22	51	39	13	6	△○	*	*	0.33	ドーム	0.76
I Bd-1	325-1	75	21	53	47	11	7	△○	*	*	0.46	ドーム	0.89
I Bd-1	325-1	77	21	52	36	12	6	△○	*	*	0.46	ドーム	0.69
I Cc	325-3	72	14	47	36	13	6	△○	*	*	0.33	三角	0.77
I Da	325-7	75	18	48	42	13	5	△○	*	*	0.53	ドーム	0.88
I Fa-1	326-1	74	20	52	35	11	7	△○	*	*	0.36	ドーム	0.67
I Fd	325-7	76	20	54	33	11	7	△○	*	*	0.47	三角	0.70
I Ia-1	327-3	74	19	48	46	13	7	△○	*	*	0.53	ドーム	0.98
I Ia-2	327-8	75	17	54	39	10	6	△○	*	*	0.54	ドーム	0.72
I Jg-1	327-6	73	17	46	36	12	5	△○	*	*	0.52	ドーム	0.78
I ₂ Ja	328-2	73	15	49	42	12	5	△○	*	*	0.44	ドーム	0.86
I Jg-2	327-12	72	16	44	41	14	7	△○	*	*	0.36	ドーム	0.93
I Ki-1	343-3	75	21	55	30	10	6	△○	7	8	0.42	三角	0.55
I Ki-2	345-5	71	20	53	21	9	6	△○	6	8	0.33	三角	0.40
I Ki-3	344-1	76	22	55	28	10	6	△○	6	8	0.39	三角	0.51

分類	挿図 番号	瓦当		文様 区径 a	内区径 b	周縁：面取			珠文		巴		b/a
		径	厚さ			幅	高	内外	径	数	長	断	
I Ki-4	328-4	78	19	54	45	12	7	△○	8	8	0.33	三角	0.83
I Ki-5	343-1	68	19	46	35	11	6	△○	*	*	0.42	三角	0.76
I Ki-6	328-1	71	15	44	37	13	7	△○	*	*	0.39	三角	0.84
I Kh-1	324-4	68	21	44	33	12	6	△○	*	*	0.33	三角	0.75
I Kh-2	342-6	72	23	47	34	13	6	△○	*	*	0.33	三角	0.72
I ₄ Kh	344-2	63	18	40	33	12	6	△○	*	*	0.33	三角	0.83
I Li	344-4	72	20	48	24	12	6	△○	7	10	0.33	台形	0.50
I Lj-1	344-5	75	20	49	24	11	6	△○	6	10	0.33	台形	0.49
II ₃ Fk-1	346-1	90	28	60	28	15	11	△○	7	8	0.48	台形	0.47
II ₃ Fk-2	346-2	93	27	63	30	16	11	△○	8	8	0.47	台形	0.48
II ₂ Ga-1	328-6	75	19	51	40	12	6	△○	*	*	0.67	ドーム	0.78
II ₂ Ga-2	328-5	69	18	46	36	12	7	△○	*	*	0.47	ドーム	0.78
IIKg-1	329-1	66	18	44	38	11	5	△○	—	—	0.33	台形	0.86
II Li	358-7	76	21	46	17	15	5	△○	7	8	0.33	台形	0.37
IIIKe-1	329-5	73	20	48	40	12	6	△○	*	*	0.31	台形	0.83
IIIKe-2	329-6	73	18	52	27	10	7	△○	7	8	0.36	三角	0.52
IIIKg	329-3	70	19	43	34	13	6	△○	*	*	0.59	三角	0.79
IVFa-1	330-2	73	17	52	36	11	6	△○	*	*	0.36	三角	0.69
IVFa-2	330-6	64	19	39	28	13	7	△○	*	*	0.27	三角	0.72
IVFa-3	331-2	66	17	46	36	10	6	△○	*	*	0.56	三角	0.78
IVFf-1	330-1	77	23	52	47	13	6	△○	*	*	0.61	ドーム	0.90
IVFf-2	330-5	70	17	45	35	12	6	△○	*	*	0.44	三角	0.78
IVFf-3	330-8	77	19	47	37	15	5	△○	*	*	0.42	三角	0.79
IVFh-2	345-1	<u>61</u>	<u>17</u>	<u>43</u>	—	9	6	△○	8	<u>8</u>	—	三角	—
IVFg	331-1	68	17	45	32	11	6	△○	*	*	0.53	三角	0.71
IVFk	344-7	69	18	45	34	11	6	△○	*	*	0.33	ドーム	0.76
1	345-4	70	21	52	38	10	6	△○	*	*	0.50	三角	0.71
3-1	331-7	63	18	39	31	12	4	△○	*	*	0.33	三角	0.79
6	345-2	73	23	55	28	10	7	△○	7	8	0.39	三角	0.51
8	331-15	84	25	56	28	14	7	△○	7	10	0.47	三角	0.50
9	346-8	94	24	60	29	15	10	△○	8	8	0.47	三角	0.48
10	346-6	87	23	59	27	14	7	△○	9	11	0.55	三角	0.46

第15表 丸瓦計測表

分類	挿図 番号	布目	全長	体長	幅	高	玉縁長		玉縁幅		玉縁高		側縁		釘穴	
							a	b	a	b	a	b	左	右	距	徑
1	242-1	B2	327	277	149	72	45	50	40	54	112	76				
2	243-1	A	301	261	145	63	37	40	33	48	106	60				
3	300-1	B2	372	332	154	79	37	40	48	63	123	83	35	39		
3	297-2	B1	326	290	<u>148</u>	69	36	37	39	50	104	<u>75</u>	21	27		
4	298-1	A	328	<u>298</u>	150	75	29	30	35	50	116	75	23	24		
5	296-1	A	<u>341</u>	<u>298</u>	158	77	<u>40</u>	<u>44</u>	<u>43</u>	55	120	<u>94</u>	34	43		
5	246-1	A	317	277	143	75	38	40	41	59	111	78	37	31		
5	244-2	A	253	220	108	50	31	33	22	35	86	68	25	28		
6	298-2	A	304	260	153	74	41	44	44	60	123	72	29	37		
7	332-1	A	372	328	150	79	42	44	50	63	<u>121</u>	<u>79</u>	29	36		
7	299-1	A	313	275	146	75	37	38	40	60	118	<u>78</u>	47	22		
8	296-2	B1	318	278	144	72	38	40	45	59	116	80	33	28		
8	297-1	B1	322	280	147	72	40	41	50	61	117	84	22	33		
9	244-1	B3	354	304	149	79	48	50	46	65	128	92	32	42		
9	299-2	B1	350	312	161	77	38	38	41	61	<u>124</u>	<u>70</u>	18	33		
9	295-2	B1	<u>320</u>	<u>278</u>	144	73	39	42	46	61	120	<u>88</u>	30	34		
9	295-1	B2	320	271	141	74	46	49	40	57	113	71	40	34		
9	302-1	B3	320	280	<u>149</u>	72	37	40	43	57	119	<u>86</u>	43	33		
9	302-2	B1	318	279	151	73	38	39	44	56	113	<u>82</u>	31	34		
9	245-1	B3	311	273	139	65	37	38	33	51	109	<u>73</u>	24	17		
9	301-2	B3	307	<u>267</u>	141	66	39	40	42	57	119	<u>84</u>	29	27		
9	247-1	B1	303	264	142	72	35	39	44	53	112	67	48	36		
9	301-1	B3	297	257	140	68	37	40	37	51	113	<u>77</u>	39	25		
9	300-2	B2	275	238	142	69	32	37	40	55	117	74	18	30		
9	246-2	B2	267	242	123	58	32	<u>35</u>	<u>33</u>	41	<u>100</u>	74	35	22		
9	243-2	B2	264	224	110	52	38	40	35	43	93	<u>65</u>	27	36		
9	245-2	B2	260	229	109	50	30	31	27	40	95	<u>78</u>	—	24		
9	247-2	B2	255	228	130	63	28	28	37	46	101	77	32	41		
9	242-2	B3	245	219	102	48	25	26	24	33	84	50	20	25		
10	347-1	B2	386	363	146	74	20	23	50	54	121	97	32	36		
10	347-2	B2	302	280	152	71	21	22	44	60	124	<u>112</u>	34	33		
10	348-1	B2	295	274	144	68	20	21	37	48	<u>118</u>	<u>92</u>	32	34		
10	348-2	B1	295	273	149	70	22	22	45	55	<u>114</u>	<u>90</u>	29	36		
11	360-1	B1	277	260	135	63	17	18	45	55	116	88	0	0		
11	360-1	B1	277	260	135	63	17	18	45	55	116	88	0	0		

分類	挿図 番号	布目	全長	体長	幅	高	玉縁長		玉縁幅		玉縁高		側縁		釘穴	
							a	b	a	b	a	b	左	右	距	径
11	359-6	B3	268	251	140	63	16	17	40	48	108	84	0	0		
12a	283-2	A	243	211	110	54	31	32	37	42	79	51	35	43		
12b	283-1	B1	234	208	113	54	25	26	27	34	86	68	28	27		
12b	284-1	B1	243	214	116	55	28	29	39	42	71	87	30	36		
12b	285-1	B1	244	210	117	59	32	34	35	43	<u>90</u>	<u>82</u>	25	38		
12d	284-2	B1	240	214	118	54	24	26	35	39	85	<u>70</u>	36	36		
棟1	306-1	B2	520	474	182	80	47	46	33	53	136	87	27	38		
棟1	307-1	B3	<u>510</u>	<u>461</u>	173	84	48	49	37	58	137	<u>85</u>	30	34		
棟2	304-1	B1	602	546	168	80	53	56	52	68	140	<u>99</u>	25	27		
棟2	305-1	B2	595	538	168	77	53	53	40	63	137	<u>85</u>	35	36		
棟3	309-1	B3	612	562	176	84	46	50	50	63	133	96	27	28		
棟3	308-1	B1	576	517	195	98	57	59	45	72	152	<u>98</u>	29	34		
棟4	310-1	B3	—	—	202	87	57	60	50	70	159	108	35	27		
棟4	311-1	B3	—	—	177	80	—	—	—	—	—	—	32	37		
棟5	333-1	B2	—	—	214	92	26	28	52	69	154	<u>132</u>	23	22		
棟5	360-2	B3	—	—	183	93	36	37	56	72	150	103	32	26		
棟6	355-1	*	—	—	228	93	37	38	58	83	185	—	6	3		
谷1	319-1	B1	262	229	144	73	38	41	35	49	<u>94</u>	<u>68</u>	32	40	—	—
谷2	266-6	A	302	264	167	76	37	38	31	53	129	87	32	38	92	18
谷5	268-2	A	—	—	163	81	—	—	—	—	—	—	—	28	—	—
谷5	267-2	A	—	—	132	54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
谷9	267-1	B1	272	221	167	85	48	50	39	64	130	86	34	36	83	21
谷9	268-1	B1	—	—	152	78	44	48	<u>48</u>	66	118	<u>58</u>	30	45		18
谷10	339-3	B3	185	167	124	51	18	19	—	—	82	56	—	—		
谷10	339-4	B3	—	—	143	70	—	—	—	—	—	—	25	25	—	19
谷12c	B3	214	185	118	57	28	30	39	45	94	73	22	25	68	12	

第16表 平瓦計測表

分類	挿図番号	長さ	幅			厚さ		弧深		弧線	葺足
			広端	狭端	中心	広	狭	広	狭		
1	248-1	315	290	254	277	22	22	16	-	狭端	—
1	312-2	287	259	236	244	21	23	23	18	狭端	—
1	312-1	282	249	237	242	21	22	27	22	狭端	—
1	312-3	280	248	247	248	18	20	25	17	狭端	—
1	335-2	279	253	237	243	18	21	23	21	狭端	—
1	335-3	275	246	245	247	20	15	20	-	狭端	—
1	248-3	245	225	211	218	16	16	13	16	狭端	—
1	248-2	245	207	200	205	19	18	21	16	狭端	—
1	335-1	235	222	198	208	19	15	17	16	狭端	—
2	*	230	*	*	190	18	*	20	*	*	*
3	286-2	229	*	*	197	20	*	18	*	*	115
3	287-1	223	*	*	184	17	*	18	*	*	111
3	287-2	265	*	*	193	20	*	26	*	*	132

第17表 棧瓦計測表

分類	挿図番号	全長	全幅	弧深		平部切り込み側					棧部切り込み側					弧線	葺足
				凹	凸	幅	長さ	幅	長	厚	幅	長さ	幅	長	厚		
1	349-1	266	292	27	17	243	240	40	26	20	251	229	32	84	18	狭端	—
1	336-1	269	291	19	18	265	243	28	27	20	260	152	35	95	0	狭端	—
2	336-3	263	276	27	13	247	267	*	*	18	276	178	32	81	18	狭端	—
2	336-2	271	282	20	11	245	268	*	*	17	280	192	39	79	18	狭端	—
3	350-1	450	284	26	17	285	*	*	*	23	287	*	*	*	20	狭端	—
3	350-2	448	285	26	17	295	*	*	*	23	290	*	*	*	21	狭端	—

第18表 熨斗瓦計測表

分類	挿図 番号	長さ	幅			厚 さ		弧 深		弧 線	分割線	条 線
			広	狭	中	広	狭	広	狭			
1	261-4	289	188	—	141	36	—	—	—	—	上	無
2	259-1	433	163	165	204	34	34	36	—	—	下	有
3	260-2	368	183	—	138	34	—	—	—	—	—	無
4	262-3	401	199	193	194	36	37	—	—	—	全	無
5	256-5	348	174	144	160	27	27	—	—	狭	下	無
6	257-1	—	137	—	147	25	—	—	—	—	下	無
8	256-1	271	<u>253</u>	<u>250</u>	<u>256</u>	21	19	—	<u>19</u>	狭	下	無
9	256-3	278	135	128	135	22	25	—	—	—	下	有
10	256-4	—	—	—	—	19	—	—	—	—	—	—
11	256-7	—	—	104	21	—	—	—	—	—	—	無
13	257-3	297	139	137	138	23	23	—	—	無	全	無
15-1	249-1	352	<u>312</u>	<u>295</u>	<u>304</u>	25	24	<u>27</u>	<u>30</u>	—	下	有
-2	253-1	306	<u>282</u>	<u>272</u>	<u>275</u>	24	22	<u>30</u>	<u>30</u>	狭	下	無
-3	254-2	348	<u>250</u>	—	<u>235</u>	25	25	<u>29</u>	—	狭	無	有
16	332-2	—	—	133	145	—	31	—	—	狭	上	無
17-1	337-1	337	105	143	140	27	29	—	—	狭	下	無
-2	337-2	—	—	—	—	25	—	—	—	—	—	—
-3	337-3	—	—	—	145	26	—	—	—	—	上	無
-4	337-6	—	<u>316</u>	—	—	27	—	<u>34</u>	—	—	下	無
18-1	351-2	327	132	120	124	36	35	—	—	—	下	無
-2	353-1	309	—	<u>248</u>	—	25	25	—	<u>24</u>	狭	無	無
-3	349-2	306	127	120	122	28	26	—	—	狭	下	無
19	352-2	320	149	143	149	29	27	—	—	狭	上	無
20-1	258-1	267	<u>244</u>	<u>241</u>	<u>246</u>	22	23	<u>24</u>	<u>21</u>	—	下	有
-3	313-1	—	—	—	155	28	—	—	—	—	下	無
-4	315-2	372	170	—	160	27	25	—	—	—	下	無
-5	314-1	—	—	<u>239</u>	<u>246</u>	—	25	—	<u>21</u>	狭	下	無
-6	314-2	—	—	<u>309</u>	—	—	26	—	<u>32</u>	—	無	無
-7	313-3	358	<u>248</u>	—	<u>243</u>	26	23	<u>23</u>	—	狭	無	無
-8	314-3	383	<u>265</u>	<u>262</u>	<u>266</u>	22	22	<u>32</u>	<u>33</u>	狭	無	無
-9	338-3	—	—	—	—	20	—	—	—	—	下	無
-10	338-5	—	—	—	—	36	—	—	—	—	—	無
-11	338-1	421	—	<u>278</u>	<u>285</u>	27	20	—	<u>37</u>	狭	無	無
-12	338-2	—	119	—	—	20	—	—	—	—	—	無

第19表 海鼠瓦計測表

分類	挿図番号	長さ (長軸)	幅 (短軸)	厚 さ		釘 穴 位 置		面 取	弧 線
				上 端	下 端	a	b		
1	276-1	288	281	21	19	142	—	—	裏
1	276-2	299	295	21	21	148	—	大	裏
2	277-3	256	—	21	20	55	58	—	裏
3	276-3	—	—	25	—	—	69	—	—
4	320-4	—	—	29	—	—	60	—	—
5	320-5	—	130	21	21	*	*	—	—
6	320-1	276	—	21	23	138	—	—	—
6	320-2	—	273	—	23	136	—	大	—
7	341-1	275	—	22	22	23	17	—	裏
8	341-2	—	—	—	45	—	—	—	—
9	356-3	293	—	22	25	12	13	—	—

第20表 埴計測表

分類	挿図番号	長さ(長軸)	幅(短軸)	厚 さ	釘 穴	面 取	弧 線
1	271-1	304	300	60	無	有	—
1	273-1	270	200	60	無	有	—
2	274-1	250	244	33	無	有	—
3	274-2	—	217	45	有	無	—

第3章 土人形について

安芸 毬子

(東京大学埋蔵文化財調査室)

1. 土人形考

(1) 出土した土製人形

人形は様々な精神的な側面をもっている。古くは縄文時代の土偶があり、古墳時代には埴輪がある。双方とも「人形」として単に捉えることは出来ないが、人間や動物を象った土製品としてみると、その初源であると思われる。そして様々な呪いや祈りを対象として生れてきたものと思われる。

また人形ではなく人間の形代としての「ひとがた」がある。もっとも古い土製の「ひとがた」は、大阪四條^{ナワテ} 市の奈良井遺跡から出土した「ひとがた」(6.5cm)で5世紀末から6世紀初頭のものといわれるもので、同遺跡からは、鶏や馬の動物も出土している。どちらも簡単な手捻りである¹⁾。

古代の都市遺跡からも土製の猪や馬が出土している。主に祭りに用いられたとあり、特に土馬は雨乞いやツミ、ケガレを祓うものとして用いられたといわれ多く出土している。人間を象ったものとしては木製の形代が主流であったと思われる。

中世に於いては、大阪城の各遺跡から土製の小犬(高3.5cm)が出土している。小犬は手捻り成形でいずれも同じ作られ方をしている²⁾。妙楽寺遺跡、御着城跡、清須城跡等からも同様の小犬が出土している。他に猿も出土している。15世紀から16世紀のものと思われる。また土製品ではないが、福岡市博多遺跡群(店屋町)からは、騎士子童子(高、4.5cm)が、また同遺跡群(第6次、冷泉町)からは景德鎮系白磁の犬(高、4.2cm)、博多区諸岡遺跡からは瓦質の鳥(高4.5cm)が出土している。大阪市の船場魚市場からは木製のひとがたが出土しており、立体的に作出されたものである。その中に胡粉を塗り彩色を施したものがあった³⁾。胡粉を塗って人形を作る技術は室町時代に中国から伝来したといわれる⁴⁾。

こうして様々な時代の中、その時代を背景に作られてきた人形が基調となって江戸期に於ける人形となったと考えられる。

(2) 文献、絵画にみる土人形史

江戸期に於ける土人形は、京都深草で作られ始め伏見稻荷をバックに盛んになったといわれる⁶⁾。当時長い戦乱後各地に城が築かれ、それに伴い様々な職人が移住し、その中に土人形と深い関わりのある瓦職人もいたと思われる。深草は昔から土器作りが盛んに行なわれており、伏見城築城にさいして瓦職人が移住しその技術が土人形の製作の源流になったともいわれる⁶⁾。

伏見人形に関しては多くの文献や資料に見ることが出来る。

伏見人形の基調となったと思われる一つに、宝塔寺（鎌倉末期〔1308年〕に建立）の千仏堂内鬼子母神（7×3×2.5cm）があり、それらは表裏2枚の型造りで極彩色が施されていた小仏である。小仏は正保4年（1647）に作り、祀ったといわれている。⁷⁾ また最も古い資料に、室町時代永正11年（1514）『犬筑波集』に「わらはへの ゑんにてくるふ楽師堂 もてあそびぬる るりのつぼつぼ」^{とまっつ}『言継卿記』（山科言継 天正10年、1582）に、稻荷社の初午祭に参詣し子供に『ツホツホ』を土産として買い求めたとある。『案内者』（中川喜雲者 寛文2年、1662）の中に「……大小土器の茶碗の姿するものを田豊と名付け、底平に懐ふくれ、口せばく、李の姿したる物をつぼつぼと名づけ……」と「でんぼ」「つぼつぼ」について記し、稻荷社の初午の賑いについても書いている。また『ひな人形故実』（寛文6年、1666）の中に今日みられる伏見人形の図があり、「稻荷人形 いなり山の土もて作る人形、世の人のしる処也……」と記している。以上の事から、天正年間より伏見稻荷社への参詣は盛んであり、江戸以前は初午にかけて土産物として「つぼつぼ」「でんぼ」等の器物が主流であったと思われる。また伏見人形も17世紀の中葉には民衆から親しまれていたことが窺える。

人形を売っている様子は次に記す文献にも描かれている。『日本山海名物図会』巻之四（平瀬徹斎 宝暦4年、1754）、『江都二色』玩具絵本（北尾重政、安永2年、1773）、『都名所図会』巻之三（秋里籬島 安永9年、1780）、『東海道中膝栗毛』七編（十返舎一九 文化4年、1807）等に詳しく記されている。以上のように伏見人形については文献資料、図などから知ることが出来る。初期の頃の人形には、布袋、西行行脚、狐、牛、鈴等が見られる。そして文化、文政の頃種類が多くなってくることが窺える。

(3) 人形の普及と信仰

伏見人形がどの様にして普及したのか、当時の時代背景をみることも必要かと思われる。長い戦乱後民衆の生活も落ちつきをとりもどし、政情も序々に整いはじめる。そして上方を中心として、商人を主な担い手とした町人文化が隆盛する。それに伴い商品の流通も盛んとなり消費生活が拡大していった。消費生活の拡大が、諸産業を発展させたと思われる。そんな中で人形製作業も活発化したと思われ、そして人の集まる伏見稻荷社の参詣客を対象に製作し販売していった。

人形は参詣客の土産物として各地にもたらされた。遠隔地には当時の客船淀川三十石船や、

北前船の回航する帰りの荷と一緒に積み込まれ、各港に荷揚げされたと思われる⁸⁾。また、河川により更に奥地へ運ばれた。当時旅や物資の流通に河川は陸上より必要不可欠なものであった。その他に各地の祭に参加する祭商人達の移動、またこの頃瓦職人達が各地の築城に際し移住し人形等を製作する様になったともいわれる⁹⁾。

華やかな文化の中で、民衆の生活も一応落ちつきをみせ、泰平の世となる。その様な世となっても、民衆は願いや希望をかける為に神社仏閣へ参詣するようになったと思われる。そして参詣客を対象に出世開運、災難厄除け、商売繁昌等の民間信仰や縁起を担いだ人形が製作される様になった。

こうして各地にもたらされた土人形は、その土地の人々により模倣され土人形製作業が起ったと思われる。各地の人形の中に、米沢の相良人形がある。それは米沢藩の下級武士の相良清左衛門厚忠が創始者であって、その苗字から相良人形と呼ばれる様になった(1789~1801)。藩の財政を助ける為のものであった。やはり文化、文政(1804~1830)頃盛んとなる。他の各地については明確な記録はなく口碑や伝承によるものが多い。また江戸末期、三河田原藩の農学者、大蔵永常は『広益国産考』巻之六(1844)の中に、土人形の製作方法を詳細に記して、地元で代用品を作ることを奨励した。

江戸中期に雛節句の行事が隆盛し、上流社会では豪華な雛飾りや調度品が流行した。しかし庶民の生活は安定はしているけれど相変らず階級による差別と圧迫の中での生活を余儀なくされ、特に農民は貧しかった。しかしその様な生活の中でも雛人形を飾ってあげようとする親心が強くあったと思われ、安価な土雛が出回り流行した。『骨董集』(山東京伝 文化12年, 1815)に絵入で、地方では土雛が代用せられたとして「すべて土をもてつくり焼て胡粉、丹、緑、青などにて色どりおのずから古色あり」と紹介している¹⁰⁾。

土人形を分類してみると、民間信仰の背景をもったものと観賞用の置物とに分類されるが、いずれも日常生活に於ける神仏であったと思われ、台所(荒神棚)や厠の神様、稻荷神、地藏や天神信仰、安産、子育、おでき、開運、商売繁昌等の願いや祈りを託して置物の形で祀り観賞されていたと思われる。また比較的観賞用に近いと思われる雛人形も子供が健やかに育つようにとの親心から飾ったものである。それは現存する人形の多くの背面に彩色がなく、胡粉を塗布したままのものがほとんど、背面は重要視されなかったためと思われる。また安価に仕上げる為の工夫であったとも思われる。

(4) おわりに

商品となった人形は、各地の雛市や社寺の授与品、祭礼、芝居見物の帰りの土産物、人形の行商人の手で売られていた。

庶民の中で広まった土人形が、本地点(武家屋敷)の様な遺跡から多数出土している、この

ことから武家社会の中にも民間信仰が浸透していたことが窺える。こうした生活に密着した信心は上流階級も庶民階級も同様であったと思われ、土人形がいずれの社会、老若男女を問わず人々に広く愛され且つ崇められてきた身近な人形であったと思われる。

そして、土人形が盛んとなる18世紀中頃から、商人経済の浸透による農民の疲弊による百姓一揆、町人のうちこわし、飢饉等で、封建制は動揺しゆきづまりをみせる。そして土人形が最も盛んになる化政期の文化は、享乐的、退廃的 傾向が強くなる頃であった。

2. 土人形の製作方法

製作方法については、現在も伏見で土人形を製作している「丹嘉」の製作方法を参考とする。

まず土人形を製作する上に必要な原型がある。原型作りには専門の型師が居り、窯元からの依頼により製作していたらしく、また人形屋が自分で作ったものもあるといわれる。原型には瓦焼と木彫りがある。その凸型（雄型）に、よく練った土を薄く延ばしてかぶせて凹型（雌型）を作る。凹型は表裏二枚型が普通であるが中には三枚や四枚型もあり頭、手足を別型でつける場合もある。

次に製作工程について述べる。

1. 粘土作り 良質の土をみため、水をうち素足で一日中かけ土を踏む(杵臼で搗く場合もある)
2. 粘土搗き 1の土を厚板にのせ、粘りをだす為は何回も搗く。
3. 型ぬき 2を適度の厚さに延ばし、凹型に雲母や石粉をふりかけ粘土を入れ指で万べんなく押しつける。
4. 表裏接合 合せ目についている余分な土を竹篋で丁寧削取り、更に指でよくならす。穿孔する。
5. 乾燥 数日間よく乾し水分を十分抜く、水分を抜かないと加熱した時膨脹し破裂してしまう。
6. 窯入れ 大きな人形の間小さな人形をはさみ、火力が素通りしないようにすき間をなくす。3000個位入れる。(現在の窯)
7. 窯炊き 好天気の日早朝より松割木を使用し風そ800度位で10時間以上炊く。人形が灼熱化し赤炎が紫色化し透明になるまで。
8. 窯口閉じ 閉じた後窯の上にびっしりと濡簀を張りつめる。これは人形に熱が万べんなく行き亘るようにと、煤をきれいにとるためである。
9. 窯出し 冷却する。翌朝窯出し。
10. 彩色 胡粉を膠で溶いたものを全面によく塗り後に顔料を膠で溶いた泥絵具で彩色す



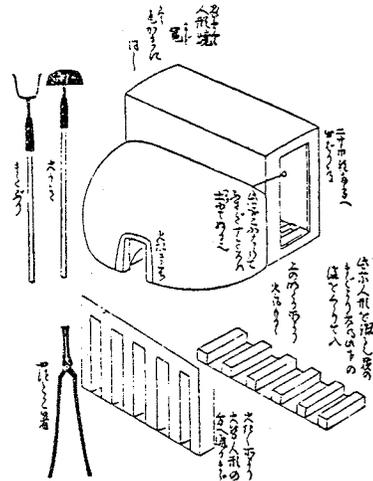
1 粘土作り



2 型作り



3 型ぬき



4 窯入れ



5 窯出し



6 胡粉ぬり

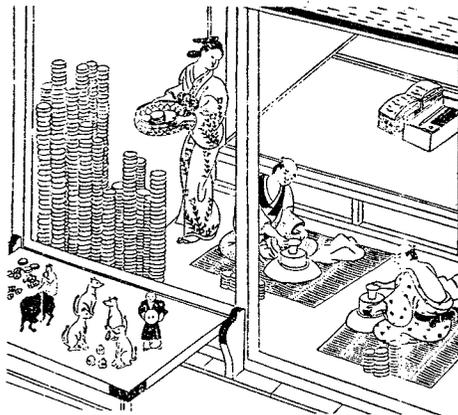
第24図 土人形の製作・販売 (1)



7 彩色仕上げ



『天和長久四季あそび』(1681~1684)
稲荷社初午祭、でんぼ、つぼつぼうり



『日本山海名物図会』卷之四、平瀬徹斎著、宝暦4年
土器作りの店先に並らぶ人形 (1754)



『絵本満都鑑』安永8年(1779)
人形作者丸太夫の人形売る図



『ひな人形古実』より 寛文6年(1666)商品となっていた土人形、芥子人形

第25図 土人形の製作・販売(2)

る。ヒビ割れがあるか絵筆でたたいて確かめ、ヒビ割れがあるものは胡粉を塗り和紙で補強し、その上からまた胡粉を塗り彩色。

11. 顔描き 目と眉等を書く。物によっては、彩色前に顔描きすることもある。

以上の工程で製作されているが、すべてどの工程も長年の「こつ」が必要とされるとある。製作方法も地域によって多少の違いはあると思われ、現在も土人形を製作している兵庫県水上郡の稲畑人形は、焼成後接合部分にふのりを塗り、和紙を貼り補強した後に胡粉を塗布し彩色を施しているそうである。

彩色する際に塗る胡粉（牡蠣殻粉）の技術は室町時代に中国から輸入されたとある。この胡粉も上等と下等とがあり、また胡粉を何回も重ねて塗り磨くと、五所人形のような艶が出るそうである。

現在における製作方法について述べてきたが、これは江戸末期に書かれた『広益国産考』（大蔵永常）に記されている方法と大差ないものであった。ただ窯の形態は異っていると思われ、『広益国産考』に描かれている窯は、瓦窯と同じダルマ窯であると思われる。また「丹嘉」に現存する窯は、屋根のない円型の窯で上から品物を出入れをするタイプのダルマ窯（空吹き窯、素焼窯）である。京都岩倉木野の愛宕神社境内に現存する窯と同様のものであった。この窯は昭和20年頃まで土器や人形を焼いていた窯で、境内からは狐の土人形が今でも出土しており、当時、焼き上がった人形をカゴにつめ伏見まで納めに行っていたそうである。また付近の家の庭からは小型の口すぼみの焼塩つぼが等が出土している。人形等を焼くのは11月頃であり、何軒もの家で焼いていたという。

3. 本地点の出土遺物にみる人形

本地点出土の人形は他の遺跡と共に比較してみると出土数も少なく類例のないものが多い。また人形であるが箱庭具の一部であったりする。このような条件の下で比較的捉えやすい人形について記述し本文の補足としたい。

出土した人形の大半が浅草の今戸で作られたものと思われる。数点は伏見人形と思われる。また他の地のものもあると思われるが判然としない。

年代を共伴した陶磁器から推定してみると、本地点の江戸期の中で最も古いと思われる遺構276号（17世紀後半）から出土した裨人形があるが、粉れ込みのおそれもある。同時に出土したものに、カボチャ型の容器がある。つぎに、やや新しい959号遺構があり、ここからは磁器製の布袋様が出土している。次に古い遺構は17世紀後半から18世紀機初頭と思われる534号で、やはり磁器製の行脚僧（西行か）が出土している。布袋様も行脚僧も根付と思われる。ここで時期は下るが、19世紀初頭の1号と50号遺構がある。1号は溝であり梅之御殿の絵図に書かれてい

る溝と思われる。瓦質の橋とカエルの人形が出土している。50号は築山の張り出し部で、土の堆積状態は、運搬用具のもっこで運び踏み固めることを何回も繰り返した様子を呈していた。土がどこから運れてきたのか興味深い。出土遺物は、1802～1824年まであった梅之御殿で使用されたと思われるものであり、出土遺物の中の底部に「梅殿 福印 膳所」と墨書された捏鉢があった。土人形では幼児、獅子舞、楽士、福祿寿、飾馬等またミニチュアの碗、徳利、橋等が出土した。1号と50号から出土した、やきものが接合されるところから同時期のものと思われる。次に人形類が出土した時期は、幕末期で49号遺構からである。これは大形土坑で、人形類が出土した地点は床面に近いやや階段状になった所を、下りきった東南隅である。共伴遺物に再興九谷の民山窯（1822～1844）で作られた「民山」銘の碗が出土している。人形類は力士、狛、箱庭人形、ミニチュアの城郭類、橋、碗、皿、白磁の鳥の置物が出土した遺構である。2号と7号は明治前期の頃の土坑である。当時、同敷地内にあった内科病棟で使用されたと思われるゴミを一括処理した遺構と考えられる。出土遺物に大量の渡瓶、土塀、行平、焼塩壺、急須、五徳、碗等があり、中に人形、ミニチュアの硯や徳利、小瓶、皿、ひよっこ笛等があるのはおもしろい、当時入院していた若い看者のものであったのであろうか。

以上のように本地点出土の土人形は、多くの文献等に記されている様に、人形の最盛期であった文化、文政の頃から明治にかけてのものが大半であった。

次に出土した人形の伝承について列記する。

狐（第2分冊第406図1以下挿図番号は全て第2分冊のものである） 狐は稻荷神として「眷属さん」と呼ばれ親しまれていた。稻荷は五穀豊穡の神で農耕神的な強い民間信仰であった。また「火防眷属」と呼び初午の日だけ売に出されたものもあった。伏見では西行とならび早期に登場する人形である。形はいろいろあり、擬人化されたものが多く頭部、尾の先が宝珠になっているものもある。台坐付が多くみられる。本地点の狐は非常に小形で、擬人化されており尾先は宝珠になっている。稻荷信仰は伏見稻荷社を中心とした信仰であり、関東では中世末頃から盛んとなって江戸中期以降流行神的様相を帯びて普及したとある¹¹⁾。開運厄除、商売繁昌の神としても崇められた。

飾馬（第406図7・8） 主に五月の節供の飾りとして作られていた。稻荷信仰では初午に因み午を信仰したといわれ、「狐馬引き」と云う馬に千両箱と宝珠を乗せ狐が引く人形である。他に神馬としての馬もあり、神馬は大きな腹帯をしめている。

牛（第408図4・8） 牛の人形も様々な形がある。本地点の牛は二点あり臥牛である。小形の一点は「うし紅」といわれるもので、寒中の丑の日に紅を作ると塗りのよい紅が出来るといふ風習があり、紅を買った客に牛を添えたという¹²⁾。現存する「うし紅」は本地点のものよりやや大きい。また牛は耕作に関係するところから、五穀豊穡を祈るものとして祀られた。そして

草を食べることから子供の疱瘡除けとして祀っていた。牛の額に大黒天があるものは京都妙円寺の授与品、梅鉢紋がある牛は北野天満宮の使いとされ祀られていたとある。また土以外の素材で作られた人形も多くある。本地点の一点はどれに属するものか判然としない。

鳩笛（第408図5） 鳩は子供の虫封じや食物が咽につまらない呪いとされていた。鳩笛も各地で作られていた。本地点のものは新宿三栄町遺跡、港区白金館址遺跡Ⅰ遺跡から出土したものと同様と思われる。

犬（第409図2） 羽衣狛ともいわれる。坐っているものは田舎の雛祭に飾られていたといわれる。一文人形の様に小さい狗は子供のひきつけや鼻づまりの呪いとし、また安産の呪いとされ神棚や床間等に祀られていた。狛犬は悪魔除けとされ、天神様の人形の前に対で置かれるものであったといわれる¹⁴⁾。

禊人形（第407図1） 雛人形と思われる。武家の風俗で袴を着け坐っている少年の人形を、節句の贈物としたとあるが¹⁵⁾、その模倣であろうか。また「久米平内」をモチーフとしたものとも思われる。首部が欠損している為判然としない。「久米平内」は、自からの罪（人漸り）を悔い自分の像を作り人に踏ませた。その踏附を「文附」にかけ、縁結びの神として信仰した。また『摂津名所図会大成』巻の七に住吉大社について書かれており、この社を痘瘡神と云って、痘瘡除けに童児の禊人形を祀った。大阪市内でも小児の禊人形を疱瘡除けとし祀ったとある¹⁶⁾。本地点のものは台座付で中実であり、今のところ出土例はない。

幼児（第407図2・3・5・7） 以前「孕み人形」と呼ばれていたものである。人形は墓の副葬品としての出土例が多くあった為に「友引き人形」とも言われている。最近、近世の発掘が多くなり生活遺構面からの出土も多く、疑問視されるようになった。近畿地方には伏見人形の「友人引き人形」があり、滋賀の坂田郡には紙人形で同様のものがある¹⁷⁾。関東に於いては、はっきりとしていない。墓から出土する人形はおそらく被葬者が生前愛玩していたものと考えられる。幼児人形は胡粉が残存しているものとなないものがあるが、おそらく総てに施されていたと思われる。これは御所人形の肌を模倣したものであろうか。手足は身体についておらずバラバラの状態出土する為形態が判然としない。裸人形と同様手足を布で胴につなぎ手足を動かしたのと考えられる。埼玉県鴻巣の人形（練物）に、手のみ木綿の布きれでつないだものがある。身体全体に胡粉を施し磨いて光沢をだした人形で、幼児人形と類似したものであるか。幼児人形は江戸の各遺跡から多く出土しており、大きさは数種類である。大きいものは高さ13cm位で小さい物で、9.5cm位である。

寿老人（第407図4） 七福神の一つで長寿を受けける神である。長頭で鹿を連れ巻物を杖の先につけて持つ。南極星の化身で中国宋代の人物の偶像化といわれる。福祿寿と混同されることが多い。

力士（第409図1） 子供が丈夫に育つようにという縁起をかついだものであった。力士にも様々な形の物があり、土俵入り力士、羽織力士、着物力士、取組み力士等がある。

4. 箱庭具（箱庭人形）

近年になって、近世遺跡の発掘も盛んに行なわれるようになり、様々なものが出土している。出土した遺物の中に数々の箱庭具も含まれている。

本地点の箱庭具は比較的大きな城及び関係品、数種類の橋等であり、土製の城については今のところ出土例はない。

箱庭具は中国から室町時代に伝来されたとある。中国では、元の時代に書かれた書物（1300年）に「些子景」とよばれていたとある¹⁸⁾。

我国では室町時代、茶席に置くことから始められたとある。『御湯殿の上の日記抄』下巻（慶長3年、1598）宮中の女性が書いた日記の中に、盆景（盆山）と呼ばれていたと記されている。また寛永期（1624～1644）の発句集の中に「盆山にそだてて見ばや石の竹」という句がある。盆山とは、盆の上に自然石を置いたり砂で山をつくることをして、自然の風景を楽しむものであった。また何時頃から盆山に人形や建造物を置くようになったのかは明かではないが『ひな人形故実』（寛文6年、1666）中に「鉢山用人形、雨にかまわず、芥子人形という」とあり、箱庭人形はすでにこの頃から製作されていたと思われる¹⁹⁾。芥子人形とは極めて小さな人形のことで『雍州府志』（貞享元年、1684）の中に、京土産の衣裳人形について書いており「……衣裳人形は木彫りで男女老少の人形をつくり、衣裳をきせるその小さなものを譬えていう……」そしてこの頃衣裳人形に限らず、比較的小さな人形も芥子人形と称していたと思われる。箱庭人形は江戸では今戸、向島などで作られ大正時代まで製作されていたらしい。

本地点の箱庭具は、No49号遺構出土のものが大半を占めている。この遺構は幕末期である。No.1号、50号、82号遺構から橋が出土している。三遺構とも19世紀初頭と思われる。また都立一橋高校地点から出土した箱庭具は江戸中期と思われる遺構からの出土である²⁰⁾。この様な出土例からも江戸中期には箱庭具は出現していたことが窺える。そして江戸末期には民間に大流行したと思われ、このことは発掘からも確証出来る。各近世遺跡からの出土例は多い。

人形メーカー吉徳の「吉徳これくしょん」の中に明治の箱庭具が多数保存されている。人形は手捻りでかなり精巧に作出されていたものである。また説話を数個の人形を組合せて表現したもの等もある。主なものに西行、小野道風、弥次喜多、百姓、飛脚、唐人、舟、民家、塔、サギ、カニ等がある。

上流社会で行なわれていた箱庭（盆山）がいつ頃から民間に普及したのか明らかでないが、『ひな人形故実』や発掘例等からみると、18世紀初頭には既に作られており、18世紀、19世

紀と浸透し19世紀中葉に最盛期を迎えたと考えられる。今後発掘された資料と文献資料を重ね合せ、箱庭具の出現時期を明らかにしたい。

註

- 1) 堺市博物館『日本の人形』 1988。
- 2)・3) 森毅『よみがえる中世』II (祈りと呪いの世界) 平凡社 1989。
- 4) 山田徳兵衛『日本人形史』 角川書店 1961。
- 5)~7) 丹嘉『伏見人形の原型』 1976。
- 8)・9) インマン民玩研究所『さかの人形の家』 1989。
- 10) 斎藤良輔『日本の土人形』「土人形と節句行事」 文化出版局 1978。
- 11) 神崎宣武『暮しの中の焼きもの』(日本人の生活と文化), ぎょうせい, 1982。
- 11) 『江戸学事典』頁339, 弘文堂, 1984。
- 12) 斎藤良輔『十二支』(郷土玩具から) 朝日新聞社, 1971。
- 13) 北原直喜『郷土文化』通巻No.73, 郷土玩具文化研究会, 1989。
- 14) 註4) と同じ。
- 15) 註13) と同じ。
- 16) 加納梓「裸人形について」『江戸遺跡研究会会報』No.19, 1989。
- 17) 『吉徳コレクション』(雛人形, 五月人形 羽子板), 東京堂。
- 18) 14) と同じ。
- 19) 『江戸』都立一橋高校内遺跡調査団, 1985。